

2010年度

関西学院大学大学院商学研究科

博士學位論文

学位 博士（商学）

論文提出者 引地 夏奈子

論文題目 ストック・オプション会計を巡る
理論的・制度的研究

審査委員会 主査 平松 一夫
(関西学院大学商学部教授)

副査 深山 明
(関西学院大学商学部教授)

副査 井上 達男
(関西学院大学商学部教授)

関西学院大学大学院商学研究科博士学位申請論文

ストック・オプション会計を巡る
理論的・制度的研究

関西学院大学大学院商学研究科博士課程後期課程

引地 夏奈子

まえがき

近年、金融商品の複雑化に伴い、株式や株式オプションを用いた取引が増加している。このような背景もあり、国際的にもストック・オプションに関する会計について議論が盛んになってきた。

ストック・オプション制度は一見すると積極的に活用されるべき制度のように思われるが、その活用に対して疑問の声があがった。特にアメリカでは、エンロン、ワールド・コム等の経営破綻をきっかけに、費用計上額を抑えた利益追求型の経営に対しての批判が起こった。当時、ストック・オプションは費用計上が義務付けられてはおらず、ストック・オプションによって得られた経営者の高額報酬が財務諸表に反映されていないとの批判であった。またそれ以外にも、ストック・オプション制度の導入が経営者の行動を利益追求型の経営へ誘引する等、ストック・オプション制度が経営者と株主・投資家の間の利害対立を高まらせる要因となっているとの見方も少なくなかった。さらに、株価の上昇に伴って、多くのストック・オプションが権利行使された場合、発行済株式数が突然増加して、株式価値の希薄化が起こりかねないとの指摘もなされていたのである。

しかし、ストック・オプション制度を導入することにより、ストック・オプションを付与された経営者や従業員が常に株価を意識して経営を行うようになり、その結果、株主重視の経営を行うことと同時に、優秀な人材確保が可能となる。ところがその一方で、利益等の会計情報はその時点の企業実態を出来るだけ正確に反映していることが望ましいとする観点から、財務諸表に反映されないストック・オプションの存在は、会計情報の不透明性につながりかねないとの見解もあった。

このような賛否両論の中、財務諸表の比較可能性の確保、国際的な統一の観点から、各国でストック・オプションを付与時に費用認識することが義務づけられることとなった。まず 2004 年 2 月 19 日に国際会計基準審議会 (International Accounting Standards Board) が国際財務報告基準第 2 号「株式報酬」(International Financial Reporting Standard No.2, *Share-Based Payment*) を公表した。その後、アメリカでは財務会計基準審議会 (Financial Accounting Standards Board) が 2004 年 12 月に費用計上を義務付ける改訂財務会計基準第 123 号 (Statement of Financial Accounting Standards No.123 (R) : *Share-Based Compensation*) を公表した。また、わが国でも 2005 年 12 月に企業会計基準委員会より、企業会計基準第 8 号「ストック・オプション等に関する会計基準」および企業会計基準適用指針第 11 号「ストック・オプション等に関する会計基準の適用指針」が公表され、その結果、3つの基準は費用認識を義務付けるという点でほぼ同一の内容に収斂された。しかし、費用認識義務化という大枠での収斂こそ行われたが、これら3つの基準では未だ取扱いが異

なっているものが存在する。

そこで、本論文では、第1部で今日の費用計上が義務付けられるまでの3つの基準の経緯と概要、そして3つの基準間における異同を整理する。そして、第2部では、第1部を受けてその上で、未だ残るストック・オプション会計における問題点を明らかにし、今後のストック・オプション会計の在り方の提言を試みている。

本論文で扱ったストック・オプション会計に関する問題には、費用計上の問題、貸方区分の問題等、会計システムに係るものが存在し、現在において決着はついておらず今もなお議論され続けている、そのため、筆者にとって壮大なテーマであり、未だ多くの課題を残している。本論文は決して完成された研究ではなく、これまでの研究成果をまとめる為に上梓したものであり、今後も更に研究を進める所存である。

未熟な筆者が本論文を上梓しえたのは偏に、恩師平松一夫教授のご高配によるものである。先生には、学部、博士課程前期課程、博士課程後期課程、研究員在籍期間を通じて今日に至るまでご指導・ご鞭撻を賜っている。論文作成過程において、行き詰まっている私に適時アドバイスをしてくださった。また、資料収集に当たっては、先生のご尽力により有益な情報を得ることができた。ここに重ねて厚く御礼申し上げる。本論文を礎としてさらに研究を進め、先生の学恩にわずかでも報いたいと期する次第である。

さらに、関西学院大学商学部の増谷裕久名誉教授、石田三郎名誉教授、梶浦昭友教授、小菅正伸教授、井上達男教授、林隆敏教授、阪智香教授をはじめ、諸先生からは、平素より温かいご厚情とご指導をいただいております、深くお礼申し上げます。また、関西学院大学大学院経営戦略研究科の石原俊彦教授、西尾宇一郎教授、山地範明教授、上田耕治教授、中島稔哲准教授、関西学院大学国際学部の木本圭一教授、児島幸治准教授には、本論文を取りまとめるにあたり、有益なご指導をいただいた。さらに、国際会計研究会の諸先生からは、研究会等を通じて研究上有益なご示唆をいただいている。また、深山明教授をはじめとする商学部の諸先生方、大学院の先輩ならびに後輩等、多くの方々に研究を進める上で直接・間接にご厚情を賜った。ここに心から謝意を表したい。

2010年7月26日

引地 夏奈子

【目 次】

序	ストック・オプションを巡る不正会計問題	1
1.	はじめに	2
2.	不正会計問題の表面化	2
3.	ストック・オプション制度の問題	6
4.	日本における不正操作の可能性	9
5.	おわりに	11
第1部	ストック・オプション会計基準の国際的動向	13
第1章	米国におけるストック・オプション会計基準の変遷	14
1.	はじめに	14
2.	APBO25 から FASB 公開草案公表への経緯	16
3.	公開草案から SFAS123 へ	18
4.	費用計上への動きと SFAS148 の公表	22
5.	国際的な動向と SFAS123 の改訂	26
6.	SFAS123(R)の概要	29
7.	ストック・オプション会計の開示例	41
8.	おわりに	46
第2章	国際会計基準におけるストック・オプション会計基準の変遷	47
1.	はじめに	47
2.	G4+1 の討議資料の内容およびその背景	47
3.	IASB における株式報酬取引の会計処理の概要	48
4.	持分決済型の株式報酬取引	52
5.	現金決済型の株式報酬取引	64
6.	複合決済型の株式報酬取引	64
7.	開示	66
8.	発効日と経過規定	69
9.	おわりに	69
第3章	日本におけるストック・オプション会計基準の変遷	71
1.	はじめに	71
2.	新株引受権付社債利用方式	72
3.	自己株式方式	73
4.	新株引受権方式	74
5.	会計処理例	75

6. 新株予約権制度の創設.....	79
7. ASBJによるストック・オプション等に関する会計基準.....	82
8. おわりに.....	86
第4章 スtock・オプション会計基準の国際的収斂における相違点.....	88
1. はじめに.....	88
2. 各国における相違点.....	88
3. 欧州委員会と国際会計基準との同等性評価.....	92
4. おわりに.....	94
第2部 スtock・オプションに関する会計問題.....	95
第5章 スtock・オプションに関する費用計上の問題.....	96
1. はじめに.....	96
2. スtock・オプションの特徴と問題点.....	97
3. SFAS123・SFAS123(R)におけるストック・オプション.....	102
4. 費用計上に関する問題点.....	106
5. 費用計上による影響.....	108
6. おわりに.....	115
第6章 スtock・オプションに関する公正価値評価の問題.....	117
1. はじめに.....	117
2. 日本基準における公正価値評価.....	118
3. 公正価値単価の評価に反映すべきストック・オプションの特徴.....	119
4. スtock・オプション公正価値単価の評価方法.....	123
5. おわりに.....	126
第7章 スtock・オプションに関する貸方区分の問題.....	128
1. はじめに.....	128
2. 各会計基準における表示区分.....	129
3. 表示区分の異同.....	138
4. おわりに.....	142
第8章 スtock・オプションに関する会社法上の問題.....	144
1. はじめに.....	144
2. 会社法における新株予約権の規定.....	145
3. 新株予約権の有利発行についての論点.....	147
4. スtock・オプションと労働基準法の関係.....	149
5. 会社法施行後におけるストック・オプション発行手続の実態.....	150
6. おわりに.....	151

第9章	ストック・オプションに関する税法上の問題	153
1.	はじめに	153
2.	所得税法上の所得概念	153
3.	ストック・オプション課税の現状	155
4.	裁判例についての考察	158
5.	国際課税の視点から見た今後の展望	162
6.	おわりに	163
結	ストック・オプション会計を巡る課題と展望	166
1.	はじめに	167
2.	各章の要約と主な結論	167
3.	課題と展望	172
参考文献	174

序

ストック・オプションを巡る不正会計問題

序 ストック・オプションを巡る不正会計問題

第1節 はじめに

ストック・オプションの歴史は古く、米国ではすでに50年以上の歴史がある。従来は、優秀な人材に十分な現金報酬を与えられない中堅・中小企業が成功報酬的な目的でストック・オプションを活用してきたが、1990年代以降の株高の過程で大企業にも急速に浸透した。米国大企業のCEOの報酬は、80年代までは数百万ドル程度であったが、90年代以降ストック・オプションの普及により膨れ上がり、例えばThe Walt Disney Companies.のMichael Eisner氏は1993年だけで202億円近い報酬を得た¹。

その後、エンロン やワールドコム の不正と破綻に端を発した会計不信が米国産業界を揺るがした。それは会計制度にとどまらず、かつては米国企業の強さの源泉の一つとされたストック・オプションに対しての会計不信も多発し、ストック・オプション制度自体に対して猛烈な逆風が吹いた。

ストック・オプションをめぐる主な不正会計操作として、ストック・オプションの権利付与日について日付を遡るバックデート操作が不正に行われたという2006年のApple社疑惑がある。この事件は、一度は不起訴となったものの、未だ新たな株主代表訴訟が提起されている。また、米通信機器大手Brocade Communications Systems, Inc. やConverse Technology, Inc.セキュリティソフトのMcAfeeなど、ストック・オプションに関する不正操作疑惑が噴出している。これら不正操作疑惑を受け、米国証券取引委員会（Securities and Exchange Commission、以下、SEC）のCox委員長は2006年9月6日の上院銀行委員会において証言を行い²、ストック・オプションを巡る不正操作の疑いで、当時100社以上の米国企業を調査しており、今後必要に応じて経営者の法的責任を追及していく方針を明らかにした。

第2節 不正会計問題の表面化

2-1 ストック・オプションの不正操作

ストック・オプションは、あらかじめ定められた権利行使価格で自社株式を購入できる権利であり、株価が権利行使価格を上回っている場合（イン・ザ・マネー）であれば、権利を行使して株式を取得し、市場で売却すれば差額分の利益を得ることができる。一方、逆に株価が権利行使価格を下回っている場合（アウト・オブ・ザ・マネー）には、権利行使を行わないしておくことができる。米国では、ストック・オプションの権利行使価格は、株価の終値または最高値と最安値の平均値を基に決定されることが一般的である。また、ストック・オプションの付与から権利行使が可能な日までの間に1年あるいはそれ以上の

¹ 園田[1994]、17頁。

² 詳しくはSEC（<http://sec.gov/news/testimony/2006/ts090606cc.htm>）を参照。

期間がおかれることがあり、その場合にはストック・オプションが付与されても直ちに権利行使することはできない。ストック・オプションの権利付与日と権利行使が可能な日が同日である場合には、通常、権利行使価格はその時点の株価に等しく決定される（アット・ザ・マネー）ため、その時点で権利行使し株式を売却しても差額分の利益は得られないこととなる。

SECが調査しているストック・オプションの不正操作疑惑の対象の一つにバックデートの問題が挙げられている³。バックデートとは、ストック・オプションの権利付与日を事前に決めていないストック・オプションを付与し、付与日については実際にストック・オプションを付与した日から日付を遡り設定することである。仮に、ストック・オプションが実際に付与された日の株価よりも低い株価をつけた日を付与日とすれば、権利行使価格がその時の株価により決定されるため、ストック・オプションが実際に付与された時点では、イン・ザ・マネーの状態となる。

米国では、開示を適切に行っていれば、ストック・オプションの権利付与日をバックデートすること自体は違法行為には当たらない。これに対して、上記に挙げた **Brocade Communications Systems, Inc.** の場合、訴状によれば、起訴された CEO 等は、少なくとも 2000 年から 2004 年の間、付与日をバックデートして、イン・ザ・マネーのストック・オプションを従業員等に付与していたにもかかわらず、その事実を明らかにしないまま、実際に付与された日付のみを開示書類に記載して、アット・ザ・マネーのストック・オプションを付与したかのように虚偽の開示を行っていたとされている⁴。その結果、イン・ザ・マネーのストック・オプションの場合に会計上必要である費用認識に関して、同社の場合、数百万ドルにも上る報酬費用の計上を行わず、利益が実態よりも過大になっていたとされる。これらは、SEC の開示規則、会計基準などに違反する行為である。

このほか問題視されたストック・オプションの操作としては、ストック・オプションを付与した後の株価上昇を期待して、株価に好影響となる情報が一般に明らかになる前にタイミングを操作して付与するスプリング・ローディング、あるいは逆に、株価に一時悪影響となる情報が明らかになった後にタイミングを図ってストック・オプションを付与するブレット・ドッジングなどが行われている可能性があることが指摘されていた。また、企業情報の開示について、ストック・オプションの付与日を見ながら、開示のタイミングを操作する行為が行われている可能性が指摘されていた⁵。

2-2 学術研究による不正操作疑惑の指摘

ストック・オプションの不正操作に対する疑惑は、経済学やファイナンスの分野の実証研究が発端となっている。米国企業の経営者に与えられたストック・オプションの収益率

³ 詳しくは SEC (<http://sec.gov/news/testimony/2006/ts090606cc.htm>) を参照。

⁴ 詳しくは、Brocade Communications Systems, Inc. (<http://www.brocadejapan.com/news/pr2006/pr20060726.php>)、The New York Times (http://www.nytimes.com/2006/08/10/business/10brocade.html?_r=1) を参照。

⁵ 竹中[2006]、3 頁。

が不自然に高いことに注目した実証研究が行われ、ストック・オプションの付与に際して不正な操作が行われている疑いがあることが指摘されている。

この問題に関する代表的な研究として1997年に発表されたDavid Yermack教授の論文がある⁶。この論文では1992年から1994年までの間に米国企業のCEOに付与された約600件のストック・オプションを対象に実証研究が行われ、ストック・オプションの付与日から50日間の株価について統計学的に有意な通常の収益率を越える正の異常リターンが観察されている。この結果について、David Yermack教授は、株価にプラスとなる情報が一般に明らかになる前にストック・オプションを付与するスプリング・ローディングが行われていたことを示唆するものであると指摘している。

その他、ストック・オプションの不正操作に注目した研究として、2000年のAboody教授とKasznik教授の研究がある。これによると、あらかじめ付与日が定められたストック・オプションにも正の異常リターンが観察されており、事前に定められた付与日近辺で企業情報の開示のタイミングについて不正操作が行われているとの指摘がなされている⁷。

また、2005年に発表されたLie教授の論文では、1992年から2002年の間に米国企業CEOに付与された約6,000件のストック・オプションを対象に実証研究を行ったところ、付与日の前は株価に負のリターンが観察され、付与日の後には正のリターンが観察されると指摘されている。また、この傾向は、付与日があらかじめ定まっていないストック・オプションにおいて強く表れることがわかった。この株価の動きについて、Lie教授は、株価が低い日を狙って付与日をバックデートすることにより、付与したストック・オプションがイン・ザ・マネーになるように意図的に操作が行われていることが原因ではないかと推察している⁸。

2-3 不正操作疑惑がある企業例

2005年7月、IT関連の大手企業、Mercury Interactive Corp.は、同社のストック・オプションの不正操作について当局の調査に協力することを表明した。その後の社内調査の結果、ストック・オプションの付与が適切に行われたものではないことが判明し、経営幹部3人が解雇される事態となった。同社はストック・オプションの不正操作に関する内部調査や会計処理の適正化を行う必要があったため、財務報告の提出が遅れたことにより、2006年1月4日をもって上場廃止となった⁹。

また、2006年3月18日、*The Wall Street Journal*が具体的な社名を挙げ、ストック・オプションの付与に関する不正操作疑惑を指摘し（図表1）¹⁰、この公表を機に米国内でストック・

⁶ 詳しくは Yermack, D. [1997]を参照されたい。

⁷ 詳しくは Aboody, D. and Kasznik, R. [2000]を参照されたい。

⁸ 詳しくは Lie [2005]を参照されたい。

⁹ 詳しくは日本経済新聞 2006年1月4日を参照されたい。

¹⁰ 詳しくは *The Wall Street Journal* ウェブサイト (<http://online.wsj.com/public/resource/documents/documents/info-optionsscore06-full.html>) を参照されたい。

オプション不正操作に関する疑惑が一気に表面化することとなったのである。

図表 1 不正操作疑惑がある企業例

	SEC 調査	司法省 捜査	経営者 辞任	決算 修正	経緯
Apple Inc.				○	2006年8月3日、ストック・オプションの付与に関する内部調査を1997年まで遡って行ったところ、規則に反する取り扱いが発見されたため、財務報告の修正を行うと公表。
Barnes& Noble	○	○			2006年7月12日、不適切にバックデートされたストック・オプションについて株主から提訴されたことを受け、監査委員会がストック・オプションについて調査することを発表。8月29日にはニューヨーク南部地区検察局からストック・オプションの付与に関する書類の提出を命じる通知を受け取ったことを公表。
Brocade Communications Systems	○	○	○	○	2006年1月、前CEOが辞任し、同時に過去のストック・オプションの不適切な会計を修正するべく財務報告の修正を行うと公表。7月20日、バックデートされたストック・オプションを従業員に付与したとして、前CEOほか2名が一連の不正操作疑惑の中で起訴された。
Comverse Technology	○	○	○	○	2006年4月、同社はストック・オプションの付与日について、会計上の日付と実際に付与した日付で異なっている事実を公表。5月4日、ニューヨーク東部地区検察局からストック・オプション付与に関する捜査の召喚状を受けとたことを公表。8月9日、元経営幹部3名が不正行為などの疑いで起訴された。
Home Depot	○				2006年6月29日、ストック・オプションの付与の承認日よりも前に行使価格が決定されている事実があること公表。報酬費用への計上額が1,000万ドルに満たないことを理由に財務報告の修正は行わないと公表。
Mercury Interactive	○		○	○	2006年7月3日には、ストック・オプションの不正操作を知っていたとして取締役3名に対する民事訴訟手続きをSECが行うことを支援するようSECから要請されたことを公表。同社はHewlett-Packardが45億ドルで買収する方針を明らかにしている。

Microsoft				1992年から1999年まで日付を変えながら毎月、株価が低いところでストック・オプションを付与。現在はストック・オプション制度を廃止。
-----------	--	--	--	---

出所) *The Wall Street Journal* (<http://online.wsj.com/public/resources/documents/infooptionsscore06-full.html>) より作成。

第3節 ストック・オプション制度の問題

3-1 不正操作の背景

ストック・オプションの不正会計問題は、米国における税制、州会社法そして会計基準等、ストック・オプションに関係する様々な制度が相互に関連して生じたものといえる。

米国において、ストック・オプションが様々な業種の企業で利用されているのは、ストック・オプションが現金などの会社財産の流出を伴わない報酬制度であるとのストック・オプション制度が持つ利点に加えて、ストック・オプションを幅広く普及させたといわれる内国歳入法 (Internal Revenue Code) 162条 (m) が影響していると考えられる¹¹。

162条 (m) は、役員報酬の急激な上昇を抑制することを目的として導入されたものであり、具体的には、上場企業のCEOおよびCEOを除く報酬額の上位4名に対する年間の報酬額についての経費控除の上限を100万ドルと定めている。同時に、162条 (m) は、報酬対象者の個人的な能力に直接依存する報酬に対しては、100万ドルの上限の適用を免除することを規定しており、この適用除外の対象にアット・ザ・マネーの状態が付与されたストック・オプションが該当するとされている¹²。このため、162条 (m) は、経営者の報酬に関する経費控除の上限100万ドルにかからないようにするために、米国企業が報酬の一部としてストック・オプションを積極的に利用することを後押ししてきたと考えられる。

そして、ストック・オプションの会計基準のあり方そのものが不正な処理を行うインセンティブを与える要因となっていたことが指摘できる。1972年に公表された会計原則審議会意見書第25号「従業員に発行した株式の会計」(Accounting Principles Board Opinion No.25, *Accounting for Stock Issued to Employees* : 以下、APBO25) では、ストック・オプションに関する会計処理は、株価が権利行使価格を上回る部分のみを会計上費用として認識する本源的価値法が採用されていた。ただこの本源的価値法を用いれば、ストック・オプションが付与された時点で行使価格がその時点の株価と等しいアット・ザ・マネーのストック・オプションについては本源的価値がゼロとなるので、報酬費用を計上する必要

¹¹ 有泉・山岸[1998]、18頁。

¹² 詳しくは有泉・山岸[1998]を参照。

がない。そこで、ストック・オプションは会社財産の流出を伴わないことに加え、損益に影響を与えることなく従業員等に報酬を与えることができるということが大きな利点ととらえられるようになった。つまり本源的価値法では、イン・ザ・マネーのストック・オプションについては、本源的価値がプラスの部分を報酬として費用計上しなければならないので、イン・ザ・マネーであるかどうかにより、損益に与える影響が大きく異なることが、イン・ザ・マネーのストック・オプションの付与日をバックデートさせ、アット・ザ・マネーのストック・オプションに見せかける不正操作を生む土壌となったと考えられる。

このような環境において、米国企業のストック・オプションは、企業の成長や業績向上への中長期的なコミットメントを得るための役員や従業員に対するインセンティブを与えるというよりは、経常的な報酬の一形態として考えられていたのではないだろうか。経費控除の額に上限がある給与を補う報酬として、イン・ザ・マネーのストック・オプションの付与が行われ、一方、費用計上を回避する手段として、アット・ザ・マネーのストック・オプションに見せかけるために、付与日の不正操作が広く行われる結果となったといえるであろう。

3-2 Sarbanes-Oxley Act (以下、SOX法) 以降の規制強化¹³

エンロンやワールドコム不正会計事件を受けて、ストック・オプションに関する証券取引所の上場会社規則の厳格化や会計上の費用認識の義務付け、株主への適切な開示などの議論が活発となり、ストック・オプション制度見直しの動きにつながった¹⁴。問題視されていたのは、ストック・オプションを大量に付与することに伴う株主持分の希薄化、あるいはストック・オプションを利用することによる費用の圧迫や利益の水増しなどである。

まず、2002年7月に成立したSOX法では、それまでの会計年度の終了から45日以内とされていたストック・オプション付与に関する開示について、ストック・オプションの付与後、直ちにその内容について開示を行うことが求められることになった。これを受けて、SECは2002年8月、新たな開示規制を導入し、ストック・オプションが付与された日から2営業日以内にその内容を開示しなければならないとした¹⁵。

これに関し、2006年に発表されたLie教授とHeron教授の共同研究によると、開示が強化された2002年8月以降、バックデート等の疑いのあるストック・オプションがそれ以前に比べて減少していることが指摘されている。具体的には、付与日が事前に決まっていないストック・オプションのうち、付与日のバックデートが行われたと考えるものの割合が、2002年8月以前は23.0%¹⁶であったが、それ以降は10.0%に減少しており¹⁷、この新たな開示規制

¹³ 以下に述べる規制強化の他にも SEC による開示規則の強化や上場会社規則の強化もなされた。詳しくは岩谷[2002]を参照されたい。

¹⁴ 詳しくは岩谷[2002]を参照されたい。

¹⁵ 岩谷[2002]、5頁。

¹⁶ Lie, E., and R. A. Heron, [2006], p.13.

¹⁷ Lie, E., and R. A. Heron, [2006], p.13.

は大きな効果があったといえよう（図表2）。

図表2 バックデートされた可能性のあるストック・オプション割合

	付与日が事前に定まっていない ストック・オプション件数	そのうち付与日がバックデートされ たと推定される割合
SOX法成立以前の付与分（合計）	13,828	23.0%
非ハイテク産業	10,410	20.1%
ハイテク産業	3,418	32.0%
中小企業	4,113	23.1%
中堅企業	6,407	27.0%
大企業	3,308	15.4%
SOX成立以降の付与分（合計）	6,494	10.0%
提出が2営業日以内	5,002	7.0%
提出が2営業日以上	1,492	19.9%

（出所） Lie, E., and R.A. Heron., [2006], p.32, Table 5.

この共同研究の結果をみると、バックデートされた可能性のあるストック・オプションは非ハイテク産業よりもハイテク産業で割合が高く、また、大企業よりも中小・中堅企業で割合が高い。つまり、IT関連の新興企業を中心に付与日に関する不正操作が行われたことがうかがわれる。

そして、ストック・オプションに関する会計上の取扱い、つまり、費用認識問題については、2004年12月に財務会計基準審議会（Financial Accounting Standards Board：以下、FASB）から新たに改訂財務会計基準書第123号（Statement of Financial Accounting Standards No.123（R）： *Accounting for Share-Based Compensation (revised 2004)*：以下、SFAS123（R））を公表した。これにより、2005年6月16日以降開始する会計年度以降、上場企業は役員や従業員に付与するストック・オプションについて、二項モデルやブラック＝ショールズ・モデルを用いて公正価値を測定して費用認識し、報酬費用として計上することが義務付けられた。

これにより、アット・ザ・マネーのストック・オプションに与えられていた事実上の優遇措置がなくなり、損益に影響を与えることなく従業員等に報酬を与えるというストック・オプションの利点が失われることとなった。

また、ストック・オプションの利用を促進することとなった内国歳入法の162条 (m) については2008年10月に金融安定化法 (Emergency Economic Stabilization Act) が成立したことにより、CEO、CFO、および、報酬額で上位3 人の役員報酬に対する内国歳入法第162 条(m) における損金算入の上限額を100 万ドルから50 万ドルに減額することとなった。また、従来、162条 (m) の対象外だったストック・オプション等の業績ベースの報酬もこの制限の対象となったのである。これにより、ストック・オプションの付与日に関する不正操作は解消されることとなるであろう。

3-3 SOX法以降の不正操作の可能性

以上のように、ストック・オプションに関連する制度の見直しが行われた結果、今後米国企業がストック・オプションの付与日に関する不正操作を行う余地があるとは考えにくく、またそうした不正を行うインセンティブも働かないであろう。そもそもストック・オプションの費用処理が義務付けられたことにより、会計上の利点がなくなり、ストック・オプションの利用そのものを取りやめる企業が出てきている。例えば、Microsoftは2003年7月に従業員に対するストック・オプションを廃止し、現物株式の支給に変更した¹⁸。また、Intelも2006年1月にストック・オプションから現物株式の支給に変更している¹⁹。

しかし、SFAS123 (R) の公表により、公正価値の測定方法など処理面での問題、さらに、国際的統一を含めた問題が生じ、ストック・オプション制度は新たな局面を迎えることになるであろう。

第4節 日本における不正操作の可能性

4-1 スtock・オプションの導入

日本では、1997年の商法改正により新株引受権または自己株式の方式を用いて、役員や従業員に対しストック・オプションの付与が可能となった。その後、2001年の商法改正により新株予約権制度が導入され、ストック・オプションは新株予約権の無償発行として、有利発行と捉えられた。この改正以降、ストック・オプションはより一般的に次第に利用されるようになった。さらに、2006年に施行された会社法では、ストック・オプションの新株予約権の無償発行に加え、付与対象者に新株予約権の払込価額相当額の金銭を報酬として支給し、権利行使時までその報酬債権と払込価額を相殺する方法による有償発行によることも可能とされ、ストック・オプションの付与に関して複数の方法が認められることとなった。

¹⁸ 日本経済新聞、2004年3月3日。

¹⁹ 日本経済新聞、2006年1月31日。

4-2 不正操作の可能性

日本においても既述した米国で行われたようなストック・オプションに関する不正操作が行われる可能性はあるのであろうか。

会社法施行前商法では、ストック・オプションは常に無償で付与するものとされていたので、有利発行として株主総会の特別決議が必要とされており、厳格な手続きが要求されていた。また、新株予約権の発行日以降には遅滞なく新株予約権原簿を作成しなければならず、新株予約権の内容も登記事項とされていた。これは、会社法でも同様である。

これに対し、会社法では、ストック・オプションの付与について、株主総会決議が必要でない場合がある²⁰。公開会社では、特に有利な発行に当たらない場合には、取締役会決議によりストック・オプションを発行することができる。それが取締役に対するストック・オプションの付与であれば、取締役の報酬等の決定手続きとして総会決議が必要になると解されているが、従業員への付与の場合にはそのような手続きが不要であり、取締役会決議のみで付与できる²¹。

会社法では、新株予約権として募集の前に募集事項を定めなければならない²²、この募集事項に記載すべき事項として、新株予約権の内容、数などに加え、「割当日」が規定されており、ストック・オプションの付与日は割当日に該当するとされている²³。公開会社以外は募集事項の決定について株主総会における決議が必要とされているが、公開会社の場合、募集事項の決定は取締役会決議でたりるとされ、さらに、取締役会決議で決定された募集事項は割当日の2週間前までに株主に対して通知または公告しなければならないとされている²⁴。

つまり、会社法のもとでは、公開会社がストック・オプションを発行する場合、有利発行でなければ、必ずしも株主総会決議を経る必要はないが、取締役に対してストック・オプションを付与する場合には、取締役の報酬等に関する総会決議が必要となり、付与日の前には募集事項を株主に明らかにしなければならず、これらにより株主に監視される仕組みとなっている。

また、ストック・オプションに関する会計上の取扱いであるが、かつてはアット・ザ・

²⁰ 会社法 239 条。会社法施行前商法においては、無償発行のストック・オプションは、特に有利な条件で発行する新株予約権として位置づけられ、株主総会の特別決議が必要とされていた。しかし、会社法では、無償で発行する新株予約権が有利な発行であるという考え方を採用せず、労働の対価として新株予約権を発行する限り、ストック・オプションは労働の対価として公正な条件で発行する新株予約権であると解釈することとなり、取締役会決議のみで発行するものと解釈されている。

²¹ 詳しくは相澤・豊田[2005]を参照されたい。

²² 会社法 238 条。

²³ 企業会計基準委員会[2005a]、2 項 (6)。

²⁴ 会社法 240 条。

マネーのストック・オプションであろうとイン・ザ・マネーのストック・オプションであろうとストック・オプションを会計上の費用として認識する必要はなかった。しかし、2005年に企業会計基準委員会から、企業会計基準第8号「ストック・オプション等に関する会計基準」、企業会計基準適用指針第11号「ストック・オプション等に関する会計基準の適用指針」が公表され、日本でもSFAS123(R)や国際会計基準におけるストック・オプションの費用計上を義務付けている国際財務報告基準第2号(International Financial Reporting Standards No.2: *Share-based Payment*)と同様、費用計上が義務付けられた。これにより、会社法の施行と歩調を合わせるかたちで、2006年5月1日以降に付与されるストック・オプションについては、付与日における公正な評価額について付与日から権利確定日までの期間にわたり費用として計上しなければならないこととなった。公正な評価額を測定する新たな会計基準では、アット・ザ・マネーのストック・オプションについても、イン・ザ・マネーのストック・オプションについてもすべて費用計上が求められることとなったのである。

以上より、日本においては、制度上は米国よりもストック・オプションの付与に対して株主の関与の度合いが強く、株主が監視しやすい仕組みとなっており、米国で多発した付与日のバックデートによる不正操作を行う余地はほぼないと思われる。しかし、SOX法施行後の米国同様、公正価値測定に絡んだ不正や国際的統一の方向に向かう中、どのように歩調を合わせるかが問題となってくるであろう。

第5節 おわりに

米国におけるストック・オプションの不正会計問題において、注目すべきはSECが調査を行い、その結果、不適切な処理が行われていたことがわかれば、その企業は大きな問題を抱えることとなるということである。ストック・オプションに関して適切な費用計上を行っていなかった企業は、会計処理の適正化により過去の利益を下方修正する可能性が大きい。その際には、過年度の財務諸表を精査しなければならず、財務報告の提出が遅れることもありうるのである。不正操作の疑いのある企業は上場企業が多く、この財務報告の提出の遅れにより上場廃止の処置がとられることがあり、このリスクを背負うこととなる。また、不正操作に経営者が加担していれば、責任としての辞任や解任といった事態も想定できる。

これまで述べてきたように、以前より米国のみならず、国際的にストック・オプションの不正操作は行われにくい環境が整いつつある。しかし、新たな規制、基準が公表されるに伴い、いままでとは違う新たな問題が生じている。

今後、今までよりストック・オプションに関する不正は減少すると思われるが、万が一、新たな不正操作が明らかとなれば、資本市場を揺るがす問題に発展する可能性は否定できない。今後もストック・オプションに関する不正操作に関する進展を十分に見極める必要

があるであろう。

第1部

ストック・オプション会計基準の国際的動向

第1章 米国におけるストック・オプション会計基準の変遷

第1節 はじめに

ストック・オプション制度は、米国において1920年代に誕生し、1950年代から広く利用されるようになった。当時、ストック・オプション制度は企業に資金負担を生じさせないという特徴をもつことから、損益計算において認識対象とはされなかった。

しかし、ストック・オプション制度が企業において重要な報酬制度であるとの認識が高まり、その後、ストック・オプション制度も会計上認識すべきであると考えられるようになった。そして、1948年に会計手続委員会（Committee on Accounting Procedures:以下、CAP）より会計調査公報第37号（Accounting Research Bulletin No.37, *Accounting for Compensation in the Form of Stock Options* : 以下、ARB37）「ストック・オプションの形態による報酬の会計処理」が公表された。これは、米国におけるストック・オプションに関する最初の会計基準である。ARB37では、「権利確定日」に当該株式時価と行使価格との差額を報酬総額として認識する本源的価値法が採用されていた²⁵。しかし、ARB37において、本源的価値法による費用計上に関する会計処理とその理論的根拠は示されていなかった²⁶。

そこで、1953年にARB37が改訂され、会計調査公報第43号（Accounting Research Bulletin No.43, *Accounting for Compensation in the Form of Stock Options (revised 1953)* : 以下、ARB43）第13章B「ストック・オプションおよび株式購入プランに含まれる報償額」が公表された。ARB43において、ストック・オプション制度も会計上認識すべき対象であることが明確にされ、また、このような報酬費用を認識しないと利益の過大計上につながる可能性があるとして指摘され、認識時点として「権利付与日」が重要性を持つとされた²⁷。つまり、ARB37の権利確定日よりも、ARB43の権利付与日の方が、早い時点で測定されることになる。そして、ARB43での測定については、株価変動を予測することが困難であることから、測定日時点の株価と行使価格との差額をストック・オプションの価値とする本源的価値法の採用を促した。しかし、すべてのストック・オプションについて、費用計上求められるのではなく、報酬の性質を持つストック・オプションについてのみ費用計上することが規定されていた。逆に、報酬の性質を持たないストック・オプションは単なる資本取引とされ、労働が提供された取引とはみなさず、増資の手段あるいは取締役や従業員の自社株保有を促進するための手段と位置づけられていた。

なお、ARB43では、報酬の性質を持つか持たないかについては、具体的な基準が設けられておらず、付与の際に報酬の意図があるか否か、さらに付与の際になんらかの具体的な

²⁵ 與三野[2002]、161頁。「本源的価値とは、いま行使した場合のオプションがもつ価値とゼロのうち大きいほう、と定義される。」

²⁶ 竹口[2001]、99頁。ARB37では、ストック・オプションをどの時点で認識し、どのように測定するかについての意見しか述べられていなかった。

²⁷ AICPA[1953], Chapter13, Section B, para.1.

義務があるか否かにより判定されるとされており²⁸、ARB43 においても、ARB37 と同様、具体的な会計処理とその理論的根拠が示されることはなかった²⁹。

さらに、ARB43 を補強するものとして、1972 年に会計原則審議会意見書第 25 号「従業員に発行した株式の会計」(Accounting Principles Board Opinion No.25, *Accounting for Stock Issued to Employees* : 以下、APBO25)、およびその解釈指針として、1978 年に FASB 解釈第 28 号「株式値上がり受益権及び変動型ストック・オプションや報酬計画の会計」(An Interpretation of APB Opinions No.15 and 25 : *Accounting for Stock Appreciation Rights and Other Variable Stock Option or Award Plans* : 以下、FIN28) が公表され、ストック・オプション会計についてさらなる整備がなされた。この APBO25 と FIN28 が、米国における会計基準として機能していた。

APBO25 においては、ARB43 を踏まえ、報酬の性質を持つか否かについて区別する基準が示された。具体的には、以下の 4 つの条件をすべて満たす場合、非報酬プランとされている³⁰。

- ① 一定の雇用条件に当てはまる、実質上すべてのフルタイムの従業員に付与されていること (ただし、社外流出株式の一定割合を所有する従業員と取締役は除外されてよいとされている)。
- ② 均等に、あるいは、給料・賃金の一定割合を基準にして付与されていること (ただし、従業員がストック・オプションを通して購入できる株式数を制限してもよいとされている)。
- ③ スtock・オプションの権利行使期間が合理的な期間に制限されていること。
- ④ 株価からの割引額が、株主またはその他の人々に対して、発行する場合よりも大きくはないこと。

上記の条件をすべてみたすようなプランは、企業が単に新株発行による増資を行ったり、オーナーシップの集中を避けるために従業員や役員に企業の株式を市場よりも低い価格で提供するためのものとみられる。そのため、従業員等に労働の対価としてストック・オプションの付与がなされているわけではなく、またそれが報酬として認識すべきほど割引発行になっているわけではないと考えられたのである。

APBO25 において報酬プランについて費用認識する場合、オプションの権利行使価格がオプションの測定日の株価より低い場合は、その差額をストック・オプションの価値として算定する (図表 2-1 ケース①)。逆に、高い場合にはストック・オプションの価値はゼロとするとされている (図表 1-1 ケース②)。

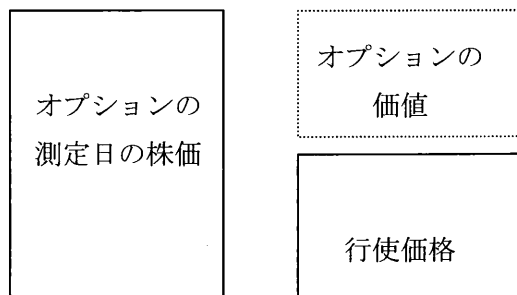
²⁸ AICPA[1953], Chapter13, Section B, paras.3-5.

²⁹ 竹口[2001]、100 頁。

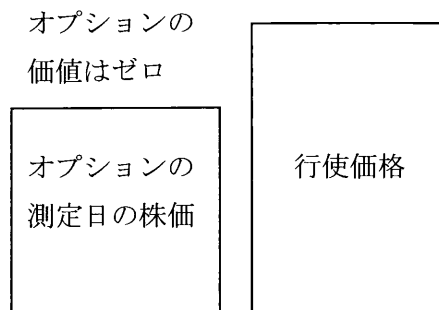
³⁰ AICPA[1972], para.7.

図表 1 - 1 APBO25 におけるオプションの価値

<ケース①>



<ケース②>



(出所) AICPA[1972], para.11 より作成。

なお、オプション付与日にオプションの条件が固定されている条件固定型オプション・プランの場合、オプション付与日が測定日となるが、権利行使価格が後日変動するなどの規定が盛り込まれた条件変動型オプション・プランの場合は、具体的条件が確定した日が測定日となる。そのため、その時点の株価と権利行使価格の差額がストック・オプションの価値になる³¹。

APBO25 において、ストック・オプションの価値がゼロより大きい場合、報酬費用として認識した測定日現在のストック・オプションの価値は、雇用主が従業員から対価として受け取るサービス提供期間にわたり損益に計上されることになる³²。したがって、測定日に繰延費用が貸借対照表に計上され、サービス提供期間にわたり均等に報酬費用が損益計算書上で認識されることになる。このサービス提供期間はプランにより異なるが、オプション付与日からオプション権利確定日までの期間であるケースが多い。

このように APBO25 は、ストック・オプションが企業からの資金流出を伴わないとの特徴から費用計上を行わないという考えは不適切であるとの立場をとっているのである。しかし、APBO25 において、すべてのストック・オプションについての費用計上が求められているのではなく、APBO25 で費用が認識されるのは、業績達成度に応じて数量と行使価格が確定する条件変動型オプション・プランに限られていたといえる。

第 2 節 APBO25 から FASB 公開草案公表への経緯

APBO25 によりストック・オプションの会計処理が明らかとなり、付与したオプションの価値を算定時点の株価と権利行使価格との差額により測定することとなった。この方法は、オプションの価値を本源的価値と時間的価値³³に分けた場合に、本源的価値でのみ評価

³¹ AICPA[1972], para.11

³² AICPA[1972], paras.12-15.

³³ 與三野[2002]、162 頁。「将来満期日までに株価が上昇すると、さらなる利得を手にする

するものであるといえ、時間的価値を考慮しない方法である³⁴。

しかしながら、APBO25 における方法は、首尾一貫しないとして様々な批判を受けた。特に条件変動型オプションでは報酬費用が認識されるのに対し、条件固定型オプションに関する費用計上が実質的に行われぬのは不合理であるという批判が相次いだ。この APBO25 の一貫性にかかる会計処理は、多くの企業に条件固定型ストック・オプション制度の採用を促す結果となった。つまり、APBO25 は以下のような重要な問題を抱えていたといえる³⁵。

① 役員・従業員に付与されたストック・オプションには、通常、譲渡不可能、あるいは譲渡する市場が存在せず、また、退職、業績水準の未達成等により権利喪失の可能性があるという制限が付くが、価値ある金融商品であることにはかわりがない。しかし、条件固定型ストック・オプションの場合において権利付与日時点で株価以上の権利行使価格が設定されている場合、ストック・オプションを付与したという経済的事実が会計上認識されないことになる。

② 条件固定型ストック・オプションは権利付与日時点における本源的価値による費用処理が、そして条件変動型ストック・オプションは権利内容が確定した日における本源的価値による費用処理が規定されていた。これにより、権利付与日時点で株価以上の権利行使価格が設定されていた場合、将来において株価が上昇すれば、前者は費用計上がなされず、後者は費用計上がなされることとなる。

③ 条件変動型ストック・オプションは権利付与日以降の測定となるので、権利付与日時点で株価以上の権利行使価格が設定されていても、将来において株価が上昇によって費用計上されることとなる。よって、インセンティブ効果がより期待できる条件変動型ストック・オプションよりも条件固定型ストック・オプションが好まれ、会計基準が経済取引をゆがめてしまっている。

以上のような問題により、財務諸表の信頼性は低下し、条件固定型ストック・オプション制度採用企業と条件変動型ストック・オプション制度採用企業との間の比較可能性が損なわれていた。さらに、当時ストック・オプションの行使により経営者が莫大な利益を得ているという事が報じられたことで、ストック・オプションに対する社会的関心も高まった。

そして、これらの批判と、1980 年代初頭における条件固定型ストック・オプションの劇的な増加³⁶により、米国公認会計士協会（American Institute of Certified Public Accountants：以下、AICPA）、証券取引委員会（Securities and Exchange Commission：以下、SEC）およびビック 8 の会計事務所等は、APB を引き継いだ財務会計基準審議会（Financial Accounting Standards Board：以下、FASB）に APBO25 を再考するように

ことができるが、その時間的余裕による経済価値を評価したものを時間的価値と呼ぶ。」

³⁴ AICPA[1972], para.10.

³⁵ 與三野[2002]、15-16 頁。

³⁶ Dechow, Hutton and Sloan [1996], p.3.

促すこととなった。

また、1991年以降、Levin 上院議員が SEC と FASB に圧力をかけてきたことも APBO25 再考に大きく影響した。Levin は、当時の従業員ストック・オプションを隠匿された報酬 (stealth compensation) と考え、SEC と FASB は、公開企業に、従業員ストック・オプションの公正価値を控除することにより利益を減少させるよう要求すべきである、という法案を 1993 年 1 月 28 日付けで提示した³⁷。この法案は、会社役員ストック・オプション説明責任法 (Corporate Executive Stock Option Accountability Act) と呼ばれ、その根拠は次のようなものであった。それは、一つ目に米国企業の役員報酬が相当に高いこと、二つ目に役員報酬の高い原因がストック・オプションにあること、そして三つ目に、ストック・オプションが会計処理上では費用計上されないのに、納税申告書上では損金算入される唯一の役員報酬であることであった³⁸。

1991 年以降のこのような議会の圧力により、FASB は 1993 年 4 月 8 日に、従業員ストック・オプションは費用として認識されるべきことを決定し、1993 年 6 月 30 日に公開草案第 2 号「株式を基礎とした報酬の会計」(Exposure Draft 2, *Accounting for Stock-based Compensation*: 以下、ED2) を公表した³⁹。

このように、公開草案の公表の主な契機は、1980 年代初頭の AICPA、SEC、およびピック 8 の会計事務所等が APBO25 の再検討を要請したことと、Levin 上院議員による法案の提示と考えられる。

第 3 節 公開草案から SFAS123 へ

3-1 公開草案への反対と SFAS123 の公表

さて、1993 年に公表された公開草案の内容は、以下のようなものであった。

公開草案の規定は、株式による報酬制度のすべての型に適用され、それにより APBO25 の首尾一貫性の欠如は取り除かれるとしている。公開草案では、二項モデルやブラック＝ショールズ・モデル等のオプション価格算定モデルを利用して、ストック・オプションの付与日に公正価値で報酬コストを前払報酬として資産認識し、従業員の役務提供期間にわたって報酬費用として費用を期間配分するとしている。仕訳では以下ようになる。

(付与日)	前払報酬	×××	未行使ストック・オプション	×××
(期 末)	報酬費用	×××	前 払 報 酬	×××

この繰延報酬の資産認識は FASB における、財務会計概念書第 6 号 (Statement of

³⁷ Rouse and Barton [1993], p.67.

³⁸ 野口[1994]、68 頁。

³⁹ Dechow, Hutton and Sloan [1996], p.3.

Financial Accounting Concepts No.6, *Elements of Financial Statements*: 以下、SFAC 6) の資産の定義⁴⁰と合致させている。ストック・オプション契約において、従業員等はストック・オプションを保有、行使する権利を得るためには将来機関に労働役務の提供等を行う必要がある。この点から公開草案では、権利付与日において企業が将来期間の従業員等の労働役務等から経済的便益に対する排他的な権利を有し、当該便益に他の実体が接近するのを支配することができる、と考へ、ストック・オプション契約に基づいた将来期間にわたる労働役務等の提供を受け取る権利を表す前払報酬は「発生可能性の高い将来の経済的便益」を表すと考えたのである⁴¹。さらに、前払報酬は貸借対照表で、報酬費用は損益計算書で認識し、単なる脚注によるディスクロージャーではない点についても概念フレームワークの規定と合致している。つまり、ディスクロージャーは、ある項目に対する財務諸表上での認識を代替しうるものではないという FASB における財務会計概念書第 5 号 (Statement of Financial Accounting Concepts No.5, *Recognition and Measurement in Financial Statements of Business Enterprises*: 以下、SFAC5) の規定⁴²に基づいているのである。

このような公開草案に対してどのような反応があったのであろうか。これは、会計の政治化の過程ともよべるものであった⁴³。権利付与日時点で株価以上の権利行使価格が設定されている場合であっても費用計上を要求するこの公開草案の方法に対して、産業界等から激しい反対運動が起こった⁴⁴。経営者たちが、利益の減少によってストック・オプション報酬が縮小することを危惧したことから起こった運動である。この反対運動はついには議会をも巻き込む政治問題へと発展し、FASB は公開草案の改訂を余儀なくされた。

以下、FASB が公開草案を改訂し財務会計基準書第 123 号「株式を基礎とした報酬の会計」(Statement of Financial Accounting Standards No.123: *Accounting for Stock-Based Compensation*: 以下、SFAS123) が採択されるまでの背景を述べる。

前述した公開草案を公表する契機となった Levin の法案は、報酬コストの認識を支持したものであったが、1993 年 6 月 29 日にこの法案とは正反対の法案が Lieberman 上院議員により提示された。これは 1993 年持分拡大法 (The Equity Expansion Act of 1993) と呼

⁴⁰ FASB [1985]、平松・広瀬訳[2002]、297 頁。「資産とは、過去の取引または事象の結果として、ある特定の実体により取得または支配されている、発生の可能性の高い将来の経済的便益である。」

⁴¹ FASB[1993]、paras.63,102,125,129.

⁴² FASB [1984]、平松・広瀬訳[2002]、215 頁。「認識とは、ある項目を文字と数値の両方を用いて表現し、かつ、その項目の数値が財務諸表の合計数値の一部に含められることをいうので、財務諸表以外の他の財務報告の手段によって開示される情報は、認識とはいわない。したがって、注記もしくは財務諸表に挿入する方法、補足情報またはその他の財務報告の手段によって提供されることがある財務諸表項目およびそれらの測定値に関する情報が開示されても、それは認識基準を満足する諸項目として財務諸表において認識することの代わりにはならない。」

⁴³ これについては、今福[1992]を参照されたい。

⁴⁴ FASB[1995]、paras.57-58.

ばれた。この法案は報酬費用を全く計上しないというものであり、その根拠は次のようなものである。

まず、米国において活力があり、雇用機会を創出しているのは規模の小さい新興企業であって、またそのような企業にとり、ストック・オプションは少ない資金で従業員を確保できる報酬制度として不可欠である、と指摘し、そして米国の成長産業を保護し、従業員の持株を増やすために、ストック・オプションによる報酬制度を維持発展させることが重要であるとの内容である⁴⁵。この法案は、SFAS123 公表の一つの契機になったと考えられる。ここで注意しなければならないのは、2つの法案の対象の違いである。Levin の法案では、高額報酬を受け取る大企業の最高経営責任者を含む役員の報酬を対象としている。これに対して、Lieberman の法案では、中小の新興企業（特にハイテク産業）における従業員を対象としており、これは従業員一般を意味するものである。つまり、両法案の対象は同レベルの地位にある人々ではなかったのである。

議会は、前述した Levin 法案（報酬コスト計上支持）と Lieberman 法案（報酬コスト計上反対）が提出された後、1994年に次の2つの決議を上院で採択した。1つ目は、FASBはストック・オプション制度に関する現在の一般に認められた会計基準を変更すべきではない、とするものである。そして2つ目は、議会は会計基準を立法化することにより、FASBの意思決定過程の客観性や高潔さを失うべきではない、とするものである⁴⁶。さらに、議会の圧力はこれだけではなかった。数名の議員は「1994年会計基準改革法」案を提示し、FASBにさらなる圧力をかけてきた。この法案によれば、財務諸表を作成する場合に使用する現在の会計基準の改訂や新しい会計基準の設定は、SECのメンバーの大多数の賛成投票があったときにのみ有効となり、また、この法案は、FASB、AICPAの会計基準常任委員会、FASBの緊急問題専門委員会（Emerging Issues Task Force : EITF）およびSECの承認を要求するというものであった。さらに、現在のGAAP階層化における各階層の内容についても、SECの承認が要求される。これに関連して、当時のクリントン大統領も、ストック・オプションの会計問題を立法化するのは回避すべきであるとの見解を出しながらも、もし公開草案が米国における大部分のハイテク産業の競争力を弱めるのであれば遺憾である、との意見表明をした。これらの会計基準立法化の意見に対して、米国会計学会（American Accounting Association : AAA）、AICPA、財務担当経営者協会（Financial Executives Institute : FEI）およびSECのチーフ・アカウンタント等は公式に反対の意見表明をした⁴⁷。

さらに、公開草案に対する主な批判は以下のようなものであった⁴⁸。

- ① スtock・オプション取引は、概念的にも資本取引であり負債取引でないので、費用認識すべきではない。

⁴⁵ 野口[1994]、68-69頁。

⁴⁶ FASB [1995], para.376.

⁴⁷ 権田[2001]、230-231頁。

⁴⁸ 権田[2001]、232頁。

- ② スtock・オプション価値の見積もりは実務上困難であり、その数値に信頼性を見出すことは出来ない。
- ③ 会計基準の変更による利益の不必要な減少は、米国企業、特にハイテク産業の国際的競争力を一層弱めることになる。そしてこの不利益によって、多くのStock・オプション制度そのものの減少を促すことになるであろう。
- ④ 公開草案の会計基準が財務報告を改善するものであるかどうかは明らかでない。

このような背景のもと、1995年10月、FASBはSFAS123を公表した。反対運動の影響もあり、SFAS123では権利が確定したオプション数についても権利付与日の公正価値を費用計上することを推奨するが、従来のAPBO25による会計処理を適用し、権利が確定したオプション数について権利付与日の公正価値を費用処理した場合の影響額を注記するという方法も認められた。つまり、FASBは政治的解決を図って、SFAS123を公表することとなったのである。

3-2 SFAS123の特徴

SFAS123では、本源的価値に時間的価値の要素を加えた公正価値でオプション付与日に付与されたオプションの価値が算定され⁴⁹、算定された価値は、報酬費用としてサービス期間にわたり認識され⁵⁰、APBO25で行われた報酬プランと非報酬プランとの区別は行わず、すべての従業員株式報酬制度（従業員持株制度を除く）に対して公正価値法を適用することを奨励していた。

SFAS123では、公開企業において付与されたStock・オプション等の公正価値は、オプションの行使価格、オプション付与日現在の株価のほか、以下の仮定を考慮したオプション価格算定モデルを使用して見積もらなければならないとされていた。なお、オプション価格算定モデルについては、二項モデル、ブラック＝ショールズ・モデルが例示されている⁵¹。

① Stock・オプションの予想残存期間

Stock・オプションの予想残存期間とは、オプションが行使されるまでの期間であり、通常、加重平均期間が用いられる。Stock・オプションの予想残存期間を決定する際には、少なくとも権利確定までの期間を含める必要がある。また、その他、考慮に入れるべき要素としては、類似する過去の権利付与が未行使であった期間および基礎にある株式の期待ボラティリティがあげられる。一般に従業員はボラティリティの高い株式ほど早く行使する傾向があるといわれている⁵²。

② 予想ボラティリティ

予想ボラティリティは、Stock・オプションの予想残存期間における株価の変動値である。株価のボラティリティは、一定期間の株式の連続複利利回りの年換算標準偏差とし

⁴⁹ FASB[1995], paras.8-12.

⁵⁰ FASB[1995], para.30.

⁵¹ FASB[1995], para.19.

⁵² FASB[1995], para.279.

て算定される。見積もりに関しては、過去のほぼ同一の長さの期間のボラティリティなどを考慮する⁵³。

③ 割引率

割引率にはリスク・フリー・レートが使用される。

④ 予想配当

予想配当には、予想配当利回りまたは予想配当額が使用される。

公開草案と SFAS123 との相違として、公開草案においては一貫して公正価値による認識・測定・ディスクロージャーを要求していたのに対し、SFAS123 では公正価値法と本源的価値法の選択権を承認するとともに、それを補うようにして、公正価値法による補足情報としてのディスクロージャーを要求する点が挙げられる。これは、会計機能としての測定とディスクロージャーの関係を切り離しているといえよう。すなわち、SFAS123 は、採択までの背景はどうあれ、測定の代替としてディスクロージャーの拡張を選択したのである。

第4節 費用計上への動きと SFAS148 の公表

SFAS123 は、公正価値法を採用し、ストック・オプションを費用計上するものであったが、企業が APBO25 で採用された本源的価値法を採用し、それにより報酬コストを測定することも認めており、ほとんどの企業が本源的価値法を継続適用し、公正価値法を採用する企業は限られていた。公正価値法の下での報酬コストはオプション価格算定モデルを利用して付与日に測定され、報酬費用は従業員の役務提供期間に渡って認識される。しかし本源的価値法を適用した場合、公開草案で規定された付与日における前払報酬という資産は貸借対照表上で計上されない。仕訳としては次のようになる。

(付与日)		仕訳なし
(期 末)	報酬費用 ×××	未行使ストック・オプション ×××

また企業が APBO25 を採用した場合でも、公正価値による見積純利益や見積 1 株当たり利益のみならず、無危険利子率、予想されるオプション期間、予想されるボラティリティおよび予想される配当もディスクロージャーしなければならなかった⁵⁴。

しかし、エンロンを筆頭に 2001 年に始まった財務報告の問題、経営者による不正行為等の一連の会計不信・不祥事以降、投資家や規制当局、下院議員、メディア等が財務報告や会計処理に注目することになった。そのような中、ストック・オプションの費用を計上しないということは、経営成績の重要な面を曖昧にし、財務諸表の透明性を損なっているの

⁵³ FASB[1995], paras284-285.

⁵⁴ FASB [1995]

ではないかとの批判が高まった。

このような批判を受け、財務諸表の透明性を確保すべく、SFAS123における公正価値法を適用する企業が増加してきた(図表1-2参照)。ただし、自発的な動きには限界があり、逆に財務諸表の比較可能性の確保が困難となり、これを確保するには強制適用が必要とされるようになった⁵⁵。

図表1-2 公正価値法を自主的に採用した(採用予定の)企業数

	公開企業数	左のうち S&P500
2003年3月 ⁵⁶	179	
2003年5月	276	93
2004年2月	483	113
2004年7月	753	

(出所) FASB[2004], para.B5.

SFAS123では、公正価値法を初めて適用する場合、適用する期の期首より後に付与されたストック・オプション等に適用するように規定されていた。このため、APBO25を採用していた企業がSFAS123を適用するよう変更した場合、その変更する期の期首から将来に向かって適用することとなり、変更後に付与、変更、精算されたストック・オプション等から公正価値法を適用することが要求されている。つまり、変更時点にすでに付与されているストック・オプションについては、SFAS123は適用されないことになる。

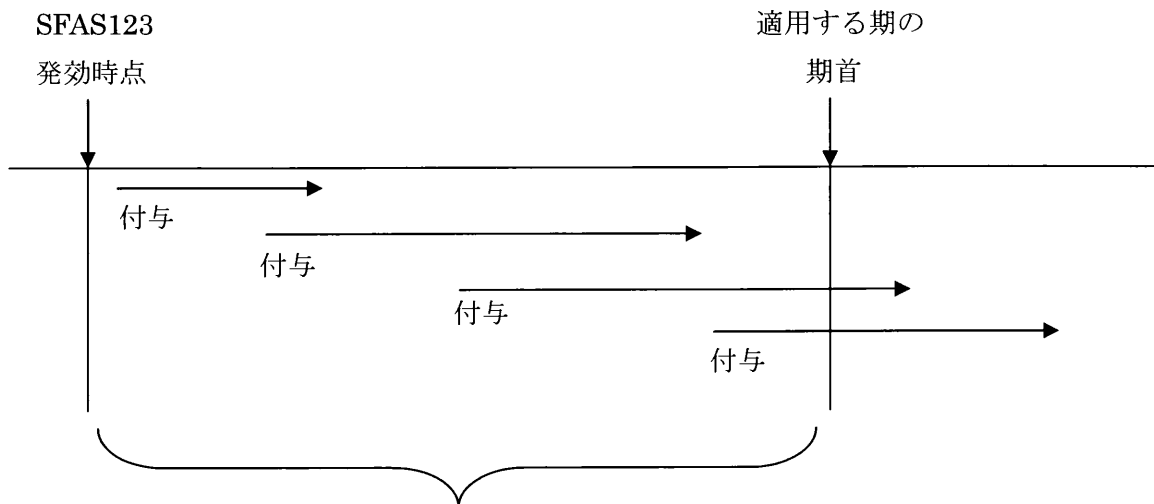
一方、SFAS123で求められているSFAS123を適用したと仮定した場合の金額は、SFAS123発効時点より後に付与されたストック・オプション等を対象としている⁵⁷。よって、SFAS123を適用するよう変更した企業が変更により費用計上していく金額は、従来から開示している金額と比較して、SFAS123発効時点から適用時点までの分だけ差異が生じることになる(図表1-3参照)。

⁵⁵ FASB[2004], paras.B4-6.

⁵⁶ FASBがSFAS123の見直しを議題に加えた時である。

⁵⁷ 正確にはその1年前の1994年12月15日より後に開始する事業年度である。

図表 1 - 3 SFAS123 発効後適用までに付与されたストック・オプション



APBO25 を採用している場合は、SFAS123 を適用したと仮定した場合の数値に含まれるが、SFAS123 適用の対象外となる。

このような取り扱いは、既に公表されている情報である SFAS123 を適用した場合の金額と異なる金額が費用化されるという、一般にはわかりづらい事態を引き起こした。これは、投資家の誤解を招く可能性もあるとして、SFAS123 を適用しても財務諸表の透明性が高まることにはならないのではないかという新たな批判がなされ、SFAS123 を適用して財務諸表の透明性を高めようとする企業のねらいとは必ずしも一致しなかった⁵⁸。

こうした問題に対応するため、FASB は、2002 年 8 月、SFAS123 を適用する場合の経過措置とその開示の見直しを議題に加え検討を行うこととした⁵⁹。その結果、同年 12 月、財務会計基準書第 148 号「株式を基礎とした報酬の会計—適用措置および開示—SFAS123 の改訂」(Statement of Financial Accounting Standards No.148 : *Accounting for Stock-Based Compensation-Transition and Disclosure – an Amendment of FASB Statement No.123*: 以下、SFAS148) を公表した。

SFAS148 では、上述したように APBO25 を適用してストック・オプション等の会計処理を行ってきた企業が、自主的に SFAS123 を適用するよう変更する場合、以下の 3 つの経過措置を選択できるようにした (図表 1 - 4 参照)。ただし、①については、2003 年 12 月 15 日より後で開始する事業年度からは選択することができなくなるとされた⁶⁰。

① 将来にわたって適用する方法 (プロスペクティブ法)

SFAS123 がもともと要求していた方法であり、SFAS123 を適用する期の期首より後に付与、変更、精算されたストック・オプション等から公正価値法が適用される。

⁵⁸ FASB[2002], para.A4.

⁵⁹ FASB[2002], para.A5.

⁶⁰ FASB[2002], paras.2a,b.

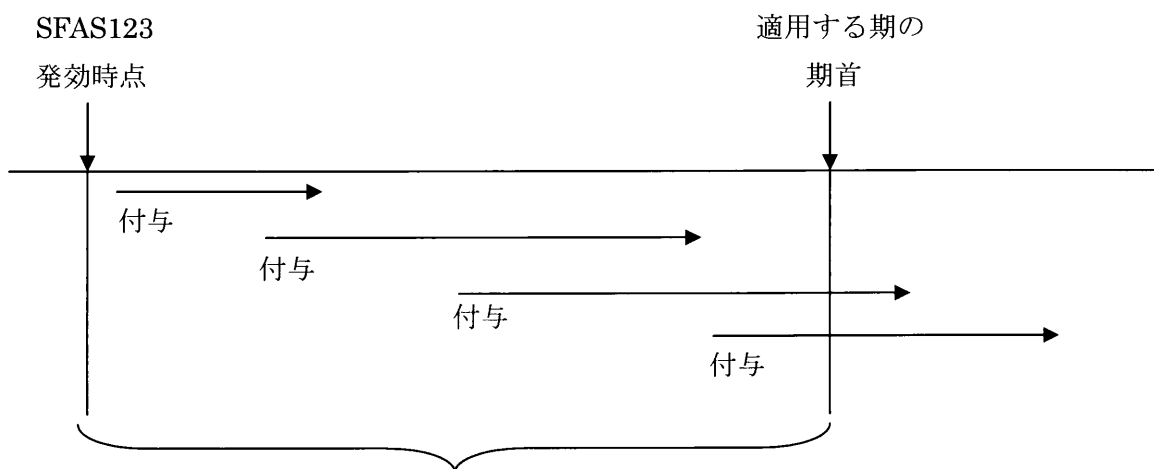
② 将来にわたり適用する方法の修正法（修正プロスペクティブ法）

SFAS123 を適用していたと仮定した場合の影響額の開示が求められてきたとき、つまり、1994年12月15日より後に開始した事業年度に付与、変更、精算された全てのストック・オプション等から公正価値法が適用されるが、その費用計上は SFAS123 を実際に適用した期から行われる。

③ 過年度の財務諸表を遡及的に修正再表示する方法（遡及修正再表示法）

1994年12月15日より後に開始した事業年度に付与、変更、精算された全てのストック・オプション等から公正価値法に基づいて株式報酬費用を計上するよう、掲載されている全ての年度の財務諸表を修正再表示する方法である。

図表 1-4 SFAS148 の取り扱い



- ① 将来にわたって適用する方法：全て SFAS123 の適用対象外
- ② 将来にわたって適用する方法の修正法：将来にわたって反映
- ③ 過年度の財務諸表を遡及的に修正再表示する方法：過年度の財務諸表を修正再表示

さらに、APBO25 を適用しているか、SFAS123 を適用しているかに関わらず、以下の項目を重要な会計方針において開示しなければならないとして、開示項目の充実を図った⁶¹。

- ① 株式を基礎とした報酬について採用した会計処理の方法（本源的価値法か公正価値法か）
- ② SFAS123（公正価値法）を適用した場合、採用した変更の方法。
- ③ APBO25（本源的価値法）を継続して適用する場合、以下の情報。
 - ・ 損益計算書で表示されている当期利益および1株当たり当期利益
 - ・ 損益計算書に計上されたストック・オプション等報酬費用（税引後）
 - ・ 1994年12月15日以後に行われた全てのストック・オプション等の付与、変更、精算に SFAS123 を適用したと仮定した場合の、当期のストック・オプション等の報酬費

⁶¹ FASB[2002], para.2e.

用

・仮定上の当期利益および1株当たり当期利益

第5節 国際的な動向とSFAS123の改訂

SFAS123のもとでは、ストック・オプション権利付与時に、ブラック＝ショールズ・モデル等のオプション価格算定モデルを用いて適正に評価し、原則としてその金額である公正価値を測定し、その決算期に費用計上することを求めている。しかし、APBO25による会計処理を適用し、その上で権利が確定したオプション数について、権利付与日の公正価値を費用処理した場合の影響額を注記するという方法も認められている。ところが、このAPBO25による会計処理の場合、ストック・オプションの価値を本源的価値で測定するので、その結果、費用認識すべき金額がゼロとなり、結局費用計上されないことになる。このように、SFAS123では選択適用が認めていることから、ほとんどの企業では費用計上となされないAPBO25による会計処理を行っていた。つまり、ストック・オプション制度は費用計上を要しない有利な報酬制度として企業で導入されていたのである。

しかし、近年のエンロン、ワールド・コムなどに代表される不正会計事件を契機に、このようなストック・オプション制度が、付与された経営者に対して巨額の報酬を与える原因となったと批判されるようになった。ストック・オプションは現金による報酬の代わりに従業員等に与えられることから、もともと人件費としての性格が強い。しかし、利益の圧縮につながる費用計上に消極的な企業がほとんどであったため、それら巨額の報酬が財務諸表に計上されることはなかった。そのためストック・オプションは「隠れ人件費」とも呼ばれてきた。

また2002年7月15日、上院で可決された企業不正防止の関連法案において、一部議員がストック・オプションの費用計上の義務を盛り込もうとしたが、採決前の段階で却下されることとなった⁶²。ここからみても分かるように、当時米国政府や議会は費用計上の動きにやや消極的であると思われる。

ところが、米ゼネラル・エレクトリック社（GE）は、2002年7月31日、ストック・オプションの費用計上に関して、経営幹部や社員に報酬の一部として与えているストック・オプションを人件費として位置づけ、7・9月期から費用として計上すると発表した。また、米コカ・コーラ社も、同じく2002年10・12月期決算から費用計上すると発表した。コカ・コーラ社のダフト会長兼経営責任者は「ストック・オプションは報酬であり、費用に反映させれば企業の決算がより実態に沿ったものになる。」⁶³とその変更理由を語っている。

前述したように、SFAS123において、ストック・オプションは本源的価値法と公正価値法の2つの選択が可能であるが、ストック・オプションの会計処理に対する批判が持ち上

⁶² 日本経済新聞、2002年7月17日。

⁶³ 日本経済新聞、2002年7月15日。

がる以前から公正価値法を採用していた大手企業はボーイング社などほんの一部だけであった。しかしながら、当時、従業員等に与えているストック・オプションを費用として計上する動きが米国金融機関の間で急速に広がっていた。経営の透明性を高めるには費用計上が不可欠とのコンセンサスが、米国金融界で出来上がりつつあったといえる。

2002年10月にFASBは国際会計基準審議会（International Accounting Standards Board：以下、IASB）と会計基準の統一化に向けての合意をした。これはノーウォーク合意として知られている。IASBが2004年2月にストック・オプションについて費用計上を義務付け、米国は、この基準制定の動きに大きな関心を寄せた。FASBはED2とSFAS123を比較したコメント募集資料を公表し、国内外の財務報告に対して高い品質の会計基準を作成すべく、国際的な会計基準の統一を進めていく必要があるとして、2003年3月、SFAS123の見直しを議題に加えた。FASBのSFAS123の見直しは、こうした国際的統一や上述した財務諸表の透明性等の確保といった理由に加え、ルールベースの基準からプリンシプルベースの基準へ改訂するというのも理由にあったと考えられよう。つまり、本源的価値法を認めていたことにより細かい規定が多く存在するSFAS123を単純化し、APB025の適用を廃止することが必要となったのである⁶⁴。そして、2004年3月、FASBは株式報酬制度の費用計上を義務付ける公開草案を公表した。

しかし、これに対しハイテク業界が反対運動を起した。ハイテク業界はベンチャー段階のものも多く、現金の少ないベンチャー企業は採用や人材確保にストック・オプションに大きく依存しているからである⁶⁵。もしストック・オプションを費用計上すれば、ベンチャー企業の利益は大きく圧縮されることになる。そしてハイテク業界は費用計上に反対するよう下院議員に働きかけ、2004年6月に下院が「ストック・オプション会計改革法」を可決した。これは、①最高経営責任者および報酬額上位4名の役員つまり上位5名に付与したストック・オプションについて公正価値に基づき費用認識する、②年間売上高が2500万ドル以下の企業は費用を認識しなくてもよい、③公正価値に基づく費用認識が雇用や経済成長等に与える影響に関する調査が終了するまでは、SECはストック・オプションの費用計上を義務付ける会計基準を、一般的に認められた会計基準としてはならないというものであった。これは実質的に費用計上を批判する内容といえるものであった。

このような批判の中、FASBは2004年12月、費用計上を義務付けた改訂財務会計基準書第123号（Statement of Financial Accounting Standards No.123（R）：*Accounting for Share-Based Compensation (revised 2004)*：以下、SFAS123（R））を公表した。FASBがSFAS123（R）を公表した狙いは主に以下の3つである。

第一に、財務諸表利用者である投資家の要望に応えるためである。投資家などからは、以前より、企業がストック・オプションという形態で報酬を与えることにより費用計上される人件費を圧迫し、利益を多く見せかけているとの指摘があった。FASBは、投資家の投

⁶⁴ FASB[2004], para.B11.

⁶⁵ 藤田[2005]、15頁。

資判断を誤らせる可能性のある本源的価値法による費用計上を廃止し、より実勢に合った財務情報を企業に提出させようと考えたのである。

第二に、財務情報の比較可能性を高めるためである。2002年夏以降、自主的に公正価値法に切り換える企業が相次ぎ、約500の公開会社が公正価値による費用計上を採用していた。その結果、同じ業界に所属する企業の間でも、ストック・オプションの会計処理方法が異なることで、財務指標の単純比較が困難となっていた。FASBとしては、同じ経済的事象が複数の方法で処理するという状況をなるべく避けようと考えたのである。

第三に、国際的な会計基準の統一に足並みを揃えるためである。IASBのストック・オプションの公正価値での費用計上の義務付けを受け、FASBは国際的な財務諸表の比較可能性を重視したのである。

しかし、反対意見に対する対応などに時間がかかったため、SFAS123 (R) は、公開草案時の予定であった2004年12月15日より後に開始する事業年度からの適用⁶⁶は困難とされ、2005年6月15日以降に始まる期の財務諸表から適用されることとなった⁶⁷。しかし、2005年4月14日、SECはさらに適用日を遅らせる規則の改定を公表した。

SECがFASBの基準書に対して適用日を遅らせる規則を制定することは異例のことであった。しかし、SECは、SFAS123 (R) を支持するものの、その適用にあたっては十分な準備期間が必要であると考えており、また、期の途中から適用するのではなく期首から適用することが最良であると考えたとのことである。つまり、SECは、SFAS123 (R) で規定された適用日とは規定の仕方を変えており、期末日より延長される期間は異なっている(図表1-5参照)。

図表1-5 SFAS123 (R) の適用日

企業の種類	SFAS123 (R) による適用日	SECによる適用日
小規模事業発行体の適用を受けない公開企業	2005年6月15日より後に開始する期中もしくは年次報告期間の開始時	2005年6月15日以降に開始する最初の事業年度の最初の期中もしくは年次報告期間の開始時
外国発行企業	2005年6月15日より後に開始する期中(四半期またはその他)もしくは年次報告期間の開始時	2005年6月15日以降に開始する最初の事業年度の20-Fとしてファイルする年次報告書(もしくは、2005年6月15日以降に開始する最初の事業年度の期中期間を含むことが求められている目論見書もし

⁶⁶ IFRS2と同じである。

⁶⁷ ただし、小規模企業、非公開企業は除く。

		くは登録書類)
小規模事業発行体の適用を受ける公開企業	2005年12月15日より後に開始する期中もしくは年次報告期間の開始時	2005年12月15日以降に開始する最初の事業年度の最初の期中もしくは年次報告期間の開始時
非公開企業	2005年12月15日より後に開始する事業年度	規定なし

(出所) SEC ウェブサイト : <http://www.sec.gov/news/press/2005-57.htm> より作成

第6節 SFAS123 (R) の概要

SFAS123 (R) は、基本的には SFAS123 で認めていた APBO25 の適用を廃止したものであるといえるが、それ以外にも、IFRS2 との調和の観点等からいくつかの修正が行われている。それらも含め、以下、SFAS123 (R) の概要を述べる。

6-1 SFAS123 (R) の適用範囲

6-1-1 SFAS123 (R) が適用される取引

SFAS123 (R) は、株式報酬取引のうち、企業が以下のいずれかによりサービスまたは財貨を獲得する取引に適用される⁶⁸。

- ① 株式その他の持分に基づく金融商品 (Equity Instruments : 以下、持分証券) を発行する。ただし、従業員持株会 (Employee Stock Ownership Plans : 以下、ESOPs) により持分証券を保有する場合を除く。
- ② 従業員その他の供給者に対して次のいずれかの債務が発生する。
 - ・ 自社株式あるいは持分証券の価格に基づいた金額に基づくもの。
 - ・ 自社の株式を発行することにより決済されるもの。

6-1-2 SFAS123 (R) が取り扱う株式報酬

SFAS123 (R) は、少しの例外はあるものの、あらゆる種類の従業員の株式報酬についてその会計処理を規定している。具体的には以下のものが含まれる。

- ① ストック・オプション
- ② 制限付株式 (行使可能な株式であるが、一定期間売却が禁止されているもの)
- ③ 株式決済型株式増加受益権 (Stock Appreciation Rights : 以下、SARs)
- ④ 現金決済型 SARs
- ⑤ 従業員株式購入プラン (Employee Stock Purchase Plans : 以下、ESPPs)

6-1-3 SFAS123 (R) が取り扱う範囲

米国の株式報酬には様々な種類があり、SFAS123 (R) は上記6-1-1. で述べたように、企業が持株証券を発行する、もしくは従業員その他の供給者に対する債務が発生する

⁶⁸ FASB[2004], para.4.

ことにより、サービスまたは財貨を獲得する取引に適用される。しかし、実際の規定では、従業員の株式報酬が中心であり、これについては、6-2-2. で述べたように、わずかな例外はあるものの、あらゆる種類のものが含まれている。従業員以外の当事者を含む株式報酬や、従業員持株会制度は SFAS123 (R) では取り扱われておらず、今後取り扱う予定とされている。よって、これらについては、従来の基準が適用されることになる（図表 1-6 参照）。

図表 1-6 SFAS123 (R) が取り扱う範囲

SFAS123 (R) で取り扱っているもの	従業員に対する株式報酬 (ESPPs、ストック・オプション、限定株式、SARs を含む)
今後取り扱う予定のもの	従業員以外の当事者を含む株式報酬 (EITF96-18)、従業員持株会制度 (SoP93-6 または 76-3)

(出所) FASB[2004], paras.4-5.より作成。

6-1-4 ESPPs

SFAS123 (R) は、あらゆる種類の従業員の株式報酬を対象としているが、ESPPs について、以下の全ての条件をみたま場合は費用計上の必要はないとしている⁶⁹。

- ① 同種のクラスの株式保有者に対して与えられる条件よりも好条件でないこと、または、割引があっても市場価格の 5%を超えないこと。
- ② 一定の雇用条件に合致するほぼ全ての従業員が公平に参加できること。
- ③ 下記以外にはオプションとしての特徴を有しないこと。
 - ・制度に参加するための購入価格が決定してから参加するまでの期間が短期間 (31 日を超えない期間であること)。
 - ・購入価格が購入日の株式の時価、つまり市場価格のみにより決定されており、従業員は購入日までに参加をキャンセルし、既に払い込んでいた金額の返還が許されていること。

6-2 株式報酬取引の認識の原則

SFAS123 では、株式と交換に受け取った従業員のサービスについては、当該サービスを受けた企業の財務諸表において人件費として認識すべきであるとしているが、SFAS123 (R) では、この SFAS123 の結論を再確認している⁷⁰。また、SFAS123 では、一定の開示を行うことを条件に、APBO25 の本源的価値法を選択適用することを認めていたが、SFAS123 (R) では、このような開示は、人件費を財務諸表で計上することの代替手続きとしては不十分であると考え、選択適用を禁止した。

⁶⁹ FASB[2004], para.12.

⁷⁰ FASB[2004], para.6.

このため、SFAS123 (R) でまず、株式報酬取引の認識の原則として、企業は、株式報酬取引において、財貨を取得したまたはサービスを受けたときに、取得した財貨または受け取ったサービスを認識しなければならない。その際、付与されたものが資本か負債のどちらに分類されるかにより、資本か負債のどちらかを対応して増加させると説明している。

また、財貨またはサービスが除却または費消されたときには、関連するコストを認識しなければならない。したがって、財貨またはサービスのコストは当初、棚卸資産などのほかの資産を取得しあるいは建設したコストの一部として資産化し、その後、当該資産が除却または費消されたときに費用として認識されるとし、株式報酬取引の会計処理は、当該取引がどのように組み立てられていようと、保有者に渡された権利と保有者に課された義務を反映したものにならなければならないとしている。

6-3 株式報酬取引の測定の原則

SFAS123(R)では、株式法主取引測定の原則として、従業員との株式報酬取引は、発行した持分証券の公正価値で測定するとしている⁷¹。

6-4 スtock・オプション等の測定日

SFAS123 (R) では、当該ストック・オプション等が資本に分類されるか負債に分類されるかにより測定日が異なる。つまり、以下のように規定されているのである。

- ① 資本に分類されるストック・オプション等は、付与日における公正価値により測定され、その後再測定されない⁷²。
- ② 負債に分類されるストック・オプション等は、公開企業の場合、決済されるまで毎期末に公正価値で再測定される⁷³。

ストック・オプション等がどのような場合に資本に分類されるのか、負債に分類されるのかは後述する。

なお、上記は従業員に対する株式報酬についてである。獲得される財貨または受け取るサービスのコストの測定が、発行される持分商品の公正価値に基づくことになる従業員以外との株式報酬の取引の測定日については、SFAS123 (R) において特別に記載はしていない⁷⁴。

6-5 オプション価格算定モデル

SFAS123 (R) では、公開企業は公正価値の見積もりのために、オプション価格算定モデルを利用することが要求されるが、特定のモデルの利用は要求していない。SFAS123 (R) では、以下の要素を考慮し、オプション価格算定モデルでストック・オプションの付与日

⁷¹ FASB[2004], para.7.

⁷² FASB[2004], para.16.

⁷³ FASB[2004], para.37.

⁷⁴ この点については、EITF96-28「財貨またはサービスの獲得もしくは売却に関連して従業員以外に発行した持分商品の会計処理」(Accounting for Equity Instruments That Are Issued to Other Than Employees for Acquiring, or in Conjunction with Selling, Goods or Services) によることになる。

における公正価値を見積もることとしている。

- ① オプションの行使価格
- ② 株式の現在の価格
- ③ オプションの予想残存期間（以下の点を考慮に入れる）
 - ・オプションの契約条件
 - ・従業員の権利行使の見込み
 - ・権利確定後の従業員の退職状況の予想
- ④ 株価の予想ボラティリティ
- ⑤ 株式の予想配当金
- ⑥ リスクフリーの利率

ストック・オプションの公正価値の見積もりに際しては、過去の経緯と将来の経験がどのくらい異なってくるか（過去のストック・オプションの平均残存期間、株価のボラティリティ、配当）を考慮しなければならない。また、単純な加重平均期待期間を使用したモデルと、従業員の権利行使のパターンの期待値に影響を及ぼす要素や権利確定後の失効等の要素を組み込んだモデルとを明確に区別し、モデル化しなければならないとされている。

6-6 株価条件、業績条件、勤務条件

ストック・オプション等は権利確定のための条件として、次のいずれかの条件が付与されていることが多い（図表1-7）。

- ① 株価条件（会社の発行する株式価格等が一定の価格以上になることを条件とするもの）
- ② 業績条件（従業員が一定期間サービスの提供を行い、かつ企業のオペレーションに関して一定の業績目標を達成すること条件とするもの）
- ③ 勤務条件（従業員が必要な勤務期間にサービスを提供することのみを条件とするもの）

これらの条件は、当該報酬の付与日における公正価値の測定に際して考慮される、行使価格、契約期間、数量、交換割合等に影響を与える⁷⁵。

このうち業績条件あるいは勤務条件がついているストック・オプション等については、これらの条件がみたされずに報酬が失効した場合は、報酬コストは認識されない。一方、株価条件がついている場合、株価条件は付与日の公正価値に直接影響を及ぼし、要求されるサービスが提供される限り、株価条件がみたされるかどうか、いつみたされるかに関係なく、株価条件に関する報酬コストが認識される⁷⁶。

つまり、株価条件付報酬は、業績条件付報酬や勤務条件付報酬とは異なった会計処理を行うということである。すなわち、株価条件の影響は付与日現在の報酬の公正価値に反映され、その結果、業績条件や、勤務条件のみが付いた報酬の公正価値より低くなるのである。株価条件付報酬のコストは、勤務期間が完了すれば認識され、株価条件が最終的にみ

⁷⁵ FASB[2004], para.49.

⁷⁶ FASB[2004], para.19.

たされなくても、報酬費用は戻し入れされない⁷⁷。

図表 1-7 株価条件、業績条件、勤務条件の比較

	株価条件	業績条件	勤務条件
定義	株式報酬において、報酬の公正価値の決定の際に使用される、行使価格、行使条件、その他の要素に影響を与える条件であり、以下のいずれかの事項の達成を条件とするもの。①会社株式の特定の株価や株価のみに Index される特定の本源価値あるいは②同様の持分証券あるいはその Index に関する、会社株式の特定の株価	報酬の公正価値の決定の際に使用される、権利確定、実行可能性、行使価格、行使条件、その他の要素に影響を与える条件であり、以下の両方の事項の達成を条件とするもの。①従業員が特定の期間サービスを提供することおよび②会社のオペレーションだけに連動するように定義された業績目標を達成すること。	報酬の公正価値の決定の際に使用される、権利確定、実行可能性、行使価格、行使条件、その他の要素に影響を与える条件であり、以下の事項を達成の条件とするもの。①従業員が特定の期間、会社に対してサービスを提供すること。
費用の取り消しおよび失効分の修正	勤務期間中サービスの提供が満了できなかった従業員に付与されていた報酬だけ、報酬費用が戻入される。勤務期間が完了していれば、市場条件が満足されていなくても報酬費用は戻入されない。	従業員が①会社のオペレーションや活動に関連付けられた特定の業績目標を達成できなかった場合、あるいは②勤務期間中のサービスの提供が満了できなかった場合には、確定日以前の報酬費用について戻入される。	従業員が勤務期間中のサービスの提供が満了できなかった場合には、確定日以前の報酬費用について戻入される。
例	株価が行使価格より 10 ドル以上上回った場合に、オプションは行使可能となる。	売上実績 3 億円の目標を達成したときにオプションは確定する。あるいは、IPO その他の資金調達活動、支配権の変動、あるいは資産運用レートで目標を達成した場合。	従業員が 3 年間サービスの提供を行った場合、オプションは確定する。従業員の死亡、障害、理由なき解雇によりオプションが確定する場合も含まれる。

(出所) FASB[2004], para.48 より作成。

⁷⁷ FASB[2004], para.48.

6-7 公正価値が見積り不能の場合

SFAS123(R)では、公開企業の場合、ほとんどの株式報酬制度については、付与日での公正価値の合理的な見積りは可能であるはずとしている。しかし、条件が複雑なケースでは、見積りできない場合もあるとしている。そうした場合は、年度ごとの本源的価値を測定することになる。

本源的価値を測定することになった場合、本源的価値を使うという決定を変更することは禁止されており、最終的に公正価値が見積り可能となった場合でも本源的価値法を継続適用することになる⁷⁸。

非公開企業の場合、株価の予想ボラティリティを予測するのは実務的ではないため、公正価値の合理的見積りが不可能となることがある。その場合は、適当な産業セクターの Index の過去のボラティリティを使って価値を計算することとされている⁷⁹。ただし、それが出来ない場合は本源的価値で見積もることになる。

6-8 ストック・オプション等が負債として分類される条件

前述したように、ストック・オプション等の報酬は、負債として分類される場合には、決算期ごとに公正価値が再測定されることになり、資本として分類される場合に比べてコストの計上方法が異なるため、その分類条件は重要である。ストック・オプション等の報酬が、以下のいずれかの条件をみたく場合には負債として分類され、いずれにも該当しない場合には、株式報酬以外の方法で発行された金融商品に適用される一般に公正妥当と認められる会計原則に従って、資本または負債に分類される⁸⁰。

- ① 元となる株式が負債として分類される場合。
- ② 現金あるいはその他の資産により決済されることが要求されている場合。例えば現金で決済される SARs。
- ③ 当該報酬が株価に加えてその他の要素を条件としている場合において、株価条件、業績条件、勤務条件のいずれも対照としていない場合。例えば、金の時価のみで Index される行使価格を持つ報酬。
- ④ 財務会計基準書第 150 号「負債と資本の両方の特徴を持つ金融商品の会計処理」(Statement of Financial Accounting Standards No.150 : *Accounting for Certain Financial Instruments with Characteristics of Both Liabilities and Equity* : 以下、SFAS150) での定義において、資本としての性質をもたらさない場合。

6-9 SFAS150 との関係

SFAS150 では、通常は株式報酬を対象外としているが、以下の場合は SFAS150 が適用されることになる。

- ① 従業員へのストック・オプションが実行されるときに強制的に償還される株式が発行さ

⁷⁸ FASB[2004], paras.24-25.

⁷⁹ FASB[2004], para.23.

⁸⁰ FASB[2004], paras.28-35.

れる場合。

② 従業員の権利確定していない強制償還株式が権利確定した場合。

一般に、ストック・オプション等の持分証券は、行使されるか、失効するか、契約期間が満了する等により決済されるまでは、この規定の適用を受ける。一方、その契約期間が従業員の勤務期間に影響を受けないような権利確定した株式やストック・オプションはSFAS150の対象となる⁸¹。

6-10 必要な勤務期間にわたるストック・オプション等のコスト認識

SFAS123 (R) では、資本に分類される株式報酬費用について、「必要なサービス期間」にわたり報酬費用を計上し、貸方資本（資本準備金）あるいは負債に計上することが求められている。ここで「必要なサービス期間」とは、従業員が株式報酬と引き換えにサービスを提供しなければならない期間として定義される⁸²。よって、前述したように、勤務条件のみが要求される場合には、権利確定までの期間と同じであると考えられる。

また、勤務条件以外の条件が要求される場合には、条件に応じて「必要なサービス期間」を別途見積もる必要がある⁸³。

なお、付与日とは以下の条件に合致する日である。

- ① 雇用主と従業員が株式報酬の重要な条件について相互に理解し、
- ② 権利確定条件をみたした従業員に持分証券を発行しまたは資産を移す責務を負い、
- ③ 従業員が、雇用主の株式のその後の価格変動により便益を受けるまたは逆の影響を受け始める。

勤務期間開始日は通常付与日であるが、付与日より前の場合もある。この場合、報酬費用は期末日ごとに公正価値を見積って引当計上し、付与日において見積額が確定することになる⁸⁴。

株価、業績あるいは勤務条件が複数組み合わせられた複合型プランの場合でも勤務期間は1つだけとなる。

企業の最小の勤務期間の見積りは、報酬の確定に影響するサービスあるいは実績の条件結果により修正される。しかし、報酬に株価条件が含まれており、勤務期間終了前にその条件が達成された場合は、企業は直ちに未計上の報酬費用を計上し、従業員は報酬獲得のため追加的なサービスの提供を要しない。ただし、この従業員がサービス期間経過前に退職した場合は過去に計上した報酬費用を戻し入れる。

企業は、付与日に必要な勤務期間を見積らなければならない。勤務期間の種類は3種類ある。これについては図表1-8を参照されたい。

⁸¹ FASB[2004], paras.29-30.

⁸² FASB[2004], para.14.

⁸³ FASB[2004], paras.39,A55.

⁸⁴ FASB[2004], para.41.

図表 1 - 8 必要な勤務期間の定義と例

定義	例
明示的な勤務期間：株式報酬の条件に明示されているもの。	報酬は、付与日に開始されたサービスが4年間継続的に提供された場合に確定する。この場合の必要な勤務期間は4年間である。
暗示的な勤務期間：アレンジの中でその他の条件を分析することにより暗示的にわかるもの。	新しい製品の設計が完了すれば報酬が確定する。設計は36ヶ月で完了することが期待されている。この場合は、暗示的な勤務期間は36ヶ月である。
派生的な勤務期間：株価条件を伴う報酬において公正価値を見積る評価技法を用いる際に派生的に得られる勤務期間。	株価が今後5年間の間に10%上昇すれば行使可能となる報酬について、公正価値を見積る際に用いた二項モデルから導き出される。

(出所) FASB[2004], para.40 より作成。

6 - 1 1 権利確定時期が段階的な場合

SFAS123(R)においては、権利確定時期が段階的な株式報酬、すなわち、必要な勤務期間中に階層ごとに権利が確定する報酬に関しては、報酬費用の認識方法について二種類の選択適用が認められている⁸⁵。

- ① 定額法：公正価値を勤務期間にわたり均等に計上する。
- ② 段階的確定法：FIN28 で認められている方法⁸⁶。

6 - 1 2 修正付与日モデル

SFAS123 (R) でも SFAS123 の修正付与日モデルが継続されている。修正付与日モデルでは、報酬費用は付与日での報酬の公正価値で測定されるが、実際の失効および一定の条件での結果が反映されるものである。報酬の公正価値は、付与日での最初の見積りが再測定されることはない⁸⁷。

6 - 1 3 失効の場合の見積りと修正

SFAS123 (R) では、株式報酬での報酬費用の認識は、必要とされるサービス期間が完了したプランの個数に基づくとされている。企業は最初に報酬費用を見積る際に、必要なサービスが提供されるであろう持分証券の個数を見積り、その見積り個数に従って費用の引当計上をする。

最初の見積り個数が実際と異なることが後で判明した場合には、見積額を修正する。権利が確定する予定の金融商品の個数の変更は「見積りの変更」であり、過年度の影響額は当年度の損益に含めて計上する。しかし、権利確定後の失効については、既に見積もりに

⁸⁵ FASB[2004], para.42.

⁸⁶ 詳しくは FIN28 参照。

⁸⁷ ただし、負債として認識される報酬や、条件変更が行われた場合は除く。

含めていたということもあり、損益には含めず、株主持分の中での振替のみとして処理する。

このような見積りは、報酬のうち失効する部分を見積ることになる。SFAS123では、このような失効率の見積りは特に求められておらず、全ての報酬が確定するであろうという予測により報酬費用を見積もり計上し、実際には報酬の一部が失効した場合に当初計上していた報酬費用を戻すという処理が認められていたため、上記取扱いは、SFAS123から変更された部分である。

6-14 条件変更

SFAS123(R)では、報酬の条件が変更されたとき、当初の報酬が新しい報酬と交換されたものとみなしている。そのため、当初の報酬は、条件変更の直前の公正価値で評価され、新しい報酬との差額が確定されて処理される。なお、当初の報酬の評価時には、見積りの前提となる数値が付与時とは異なっている可能性があり、必要な勤務時間の修正が必要にあるという可能性があるということには注意が必要である。

6-15 税効果の取扱い

米国の税法では、株式報酬に関連する報酬費用は、ストック・オプションは行使日に、株式は権利確定日に本源的価値で損金とされる。このため、SFAS123 (R) に従い、負債あるいは資本に計上された株式報酬は、一時差異に相当することになる。

従業員が権利を行使したときに、帳簿上で計上した税務便益を税務上の損金算入額が上回った場合 (Windfall)、超過部分は損益計算書ではなく、資本剰余金に計上される。一方、企業が報酬の決済において認識した損金算入額が会計上の報酬費用に基づいて計上した繰延税金資産の額を下回る場合 (Shortfall) は、まず、過去に Windfall で計上した資本を減額し、それでも残る額は損益計算書に直接計上される⁸⁸。

この取扱いは、実務的には適用時にかなり煩雑な計算が必要となることになり、FASB は 2005 年 11 月に簡便法を認めた FASB 職員意見書 (FASB Issued Staff Position: 以下、FSP) として「株式報酬の税効果に関する会計処理についての移行措置の選択」 (FASB Staff Position No. FAS 123R-3 : *Transition Election Related to Accounting for Tax Effects of Share-Based Payment Awards*) が公表されている。

6-16 開示

以下の事項を開示すべきとされており、具体的な開示事項については付録において例示されている⁸⁹。

- ① 報告期間中に存在した株式報酬の性質と一般的条件およびこれらの株式報酬が株主に与える影響。
- ② 株式報酬から生じる報酬費用が損益計算書に与える影響額。
- ③ 報告期間中に受け取った商品・サービスの公正価値あるいは付与した持分証券の公正価

⁸⁸ FASB[2004], para.62.

⁸⁹ FASB[2004], paras64,A240-2.

値の見積りの方法。

④ 株式報酬から生じるキャッシュ・フローの影響額。

6-17 財務会計基準書第95号「キャッシュ・フロー計算書」の改訂

SFAS123(R)では、従業員や非従業員に付与される株式報酬に関連する超過税務便益のキャッシュ・フローの影響は、財務活動からのキャッシュ受取額及び営業活動からのキャッシュ支払額として取り扱われる。これは、財務会計基準書第109号「法人所得税の会計処理」(Statement of Financial Accounting Standards No.109: *Accounting for Income Taxes*: 以下、SFAS109)、および財務会計基準書第95号「キャッシュ・フロー会計」(Statement of Financial Accounting Standards No.95: *Statement of Cash Flows*: 以下、SFAS95)の原則である、全ての税務活動は営業活動からのキャッシュ・フローとして計上することの例外である。なお、税務上の便益が資本準備金の累積貸方額を超過していれば、Shortfall 部分はキャッシュ・フロー上の税金計上額として表示される⁹⁰。

6-18 適用日および経過措置

SFAS123(R)の適用日は既に述べたが、経過措置については以下の方法を選択して適用することとされている。

① 修正プロスペクティブ法

適用日において、SFAS123に基づき報酬費用を公正価値法により計算し、計上あるいは開示していた会社は、修正プロスペクティブ法を使用してSFAS123(R)を適用する。この方法では、適用日より後に新たに発行された、あるいは変更、買戻し、取消し等が行われた報酬にのみSFAS123(R)が適用されるものである。さらに、必要なサービス期間が適用日において経過しておらず、該当する報酬費用が未計上である場合には、適用日以降、必要なサービスが提供されるのに応じて費用計上される⁹¹。

この方法は、SFAS148の将来にわたり適用する方法(プロスペクティブ法)やその修正法とも異なるものであるが、この方法によればSFAS123(R)の適用日まで確定しているストック・オプション等は、SFAS123(R)の適用対象とならない。そこでSFAS123(R)による費用計上を懸念する企業の中には、アウト・オブ・ザ・マナーになっているストック・オプション等について、その確定を早めて適用日までに確定するように変更し、費用計上を回避する動きも多数見られた。

② 修正遡及法

SFAS123(R)では、修正プロスペクティブ法に加え、修正遡及法を適用することも可能である。修正遡及法では、SFAS123の適用後、SFAS123(R)の適用日以前の全ての決算期に適用する方法とSFAS123(R)の適用が年度の途中となった場合において、適用以前の四半期等にも適用する方法を選択することができる⁹²。ただし、適用日についてのSECの改訂

⁹⁰ FASB[2004], para.68.

⁹¹ FASB[2004], para.74.

⁹² FASB[2004], para.76.

によれば、SFAS123(R)の強制適用はすべて年度の初めとなることから、後者の方法を採用する企業はほとんどないものと思われる。

6-19 APBO25、SFAS123、SFAS123(R)の比較

SFAS123(R)は、APBO25 が採用していた本源的価値法の採用を禁止し、報酬の費用計上を義務付けたことが最大の特徴ではあるが、これまで述べてきたように、その他多くの特徴がある。それをまとめ、APBO25、SFAS123、SFAS123 (R) を比較し表にしたものが図表1-9である。

図表1-9 APBO25、SFAS123、SFAS123 (R) の比較

	APBO25	SFAS123	SFAS123(R)
適用範囲	従業員に発行された持分証券	従業員・非従業員に発行された持分証券	ESOP 以外の従業員に発行された持分証券。非従業員およびESOP については変更なし。
測定日	固定—付与日 変動—条件確定日 現金—支払日	株式—付与日 現金—支払日	資本に分類されるもの—付与日 負債に分類されるもの—決済まで每期公正価値で測定
持分報酬の測定方法 (公開会社)	本源的価値法	公正価値法	公正価値法
負債報酬の測定方法 (公開会社)	本源的価値法	本源的価値法	公正価値法
持分報酬の測定方法 (非公開会社)	本源的価値法	公正価値あるいは最低価値法	第一に公正価値法、第二に計算価値あるいは本源的価値法
負債報酬の測定方法 (非公開会社)	本源的価値法	本源的価値法	会計方針による公正価値法、計算価値あるいは本源的価値法
認識期間	勤務期間・確定期間	勤務期間・確定期間	必要な勤務期間
権利確定が段階的な場合の費用配分方法	固定報酬はFIN28 あるいは定額法 変動報酬はFIN28	評価テクニックが使用されない限り FIN28 あるいは定額法	報酬のタイプあるいは特徴により FIN28 あるいは定額法
条件変更	新たな測定日が設定されている。	旧報酬と新報酬の価値増加分および旧報	旧報酬と新報酬の価値増加分および旧報

		酬の未償却報酬費用を即時あるいは残余確定期間にわたり認識	酬の未償却法主費用を即時あるいは残りの必要な勤務サービス期間にわたり認識
オプションのリプライシングあるいは期間の延長	期間延長については新しい測定日を設定。 リプライシングについては明示なし。	旧報酬と新報酬の価値増加分および旧報酬の未償却報酬費用を即時あるいは残余確定期間にわたり認識	旧報酬と新報酬の価値増加分および旧報酬の未償却法主費用を即時あるいは残りの必要な勤務サービス期間にわたり認識
税金	実際の税務上の便益が繰延税金資産より大きいとき資本剰余金に貸方計上。逆のときは資本剰余金のTax Creditの累計額まで計上し、その後費用計上。費用が発生しないオプションについては、行使時に実際の税務上の便益全額を資本剰余金に貸方計上。	実際の税務上の便益が繰延税金資産より大きいとき資本剰余金に貸方計上。逆のとき、資本剰余金のTax Creditの累計額まで計上し、その後費用計上。	実際の税務上の便益が繰延税金資産より大きいとき資本剰余金に貸方計上。逆の時は資本剰余金のTax Creditの累計額まで計上し、その後費用計上。繰延欠損金があるときは税務上の便益を認識しない。
税務上の便益の超過部分のキャッシュ・フローでの表示	営業活動に記載	営業活動に記載	全ての従業員・非従業員の株式報酬から生じる税務上の便益の超過分全額 (Short Fall とのネットは認められない) は財務活動にキャッシュ・インフローまたは営業活動によるキャッシュ・アウトフローとなる。もし税務上の便益が資本準備金の累積貸方額を超過

			していれば、Shortfall 部分はキャッシュ・フロー上の税金計上額として表示される。
--	--	--	--

第7節 スtock・オプション会計の開示例

既に述べたが SFAS123 は、公正価値法を採用し、Stock・オプションを費用計上するものであったが、実際のところ、APBO25 を継続適用する企業が多く、SFAS123 により Stock・オプションを費用計上している企業は限られていた。Stock・オプションの費用計上を強制する SFAS123(R)の強制適用日は 2005 年 6 月 15 日以降に開始する最初の事業年度の最初の期中もしくは年次報告期間の開始時（SEC による改訂後）である。

その中で、IBM (International Business Machines Corporation) は 2005 年 1 月 1 日に、この SFAS123(R)を早期適用し、修正遡及法を適用したため、2004 年 12 月期の連結財務諸表を修正再表示している。そこで、実際にどのような開示がなされていたのか、IBM の開示を引用して示すこととする⁹³。

1. 重要な会計方針での開示

株式を基礎とした報酬

2005 年 1 月 1 日に、当社は SFAS123 (R) を適用した。SFAS123 (R) は、従業員の役務と引き換えに提供される株式を基礎とした報酬に関する会計処理について規定している。当該基準書に従って、株式報酬費用は当該報酬の公正価値に基づき付与日に測定され、従業員に要求される役務期間にわたって費用として認識される。当社は過年度において、APBO25 およびこれに関連する解釈を適用し、SFAS123 で要求される仮定情報を開示していた。

当社は、SFAS123 (R) で規定されている遡及的修正的用法を適用したため、表示されている期間における財務書類中の金額は、公正価値法による費用計上が SFAS123 の当初の効力発生日より適用されていた場合の損益を反映して修正再表示されている。こうした損益は、SFAS123 のもとで要求され、過年度に報告された予測額の開示と一致する。過年度に報告された損益に SFAS123(R)の遡及的適用が与えた影響の詳細は次の表のとおりである。

⁹³ IBM ウェブサイト (<http://www.ibm.com/annualreport/>) 参照。

(1株当たりの金額を除き 100 万ドル)	12月31日終了年度		
	2004年	2003年	2002年
当期純利益－過年度報告額	\$8,430	\$7,583	\$3,579
当期純利益－修正再表示額	\$7,479	\$6,558	\$2,376
普通株式1株当たり利益：			
基本的－過年度報告額	\$5.03	\$4.40	\$2.10
基本的－修正再表示額	\$4.47	\$3.81	\$1.40
希薄化後－過年度報告額	\$4.93	\$4.32	\$2.06
希薄化後－週背再表示額	\$4.38	\$3.74	\$1.39

詳細については、95 ページから 97 ページ（原文のまま）の注記 v. 「株式を基礎とした報酬制度」を参照されたい。また、当社が SFAS123(R)を適用したことで、その他の注記も適宜最新の情報に更新された。

2. 注記での開示

(1) 株式を基礎とした報酬

60 ページ（原文のまま）の注記 a 「重要な会計方針」に記載されているとおり、当社は従業員に付与される株式を基礎とした報酬に関して公正価値による認識規定を適用している。従って、株式報酬費用は当該報酬の公正価値に基づいて付与日に測定され、必要とされる従業員の役務期間にわたり費用として認識される。連結損益計算書に含まれる株式報酬費用合計は次のとおりである。

	12月31日終了年度		
	2004年	2003年	2002年
原価	\$463	\$471	\$541
販売費および一般管理費	914	865	996
研究、開発および技術費	201	237	289
税務上の恩典	(498)	(472)	(536)
継続事業による利益に含まれる株式報酬費用合計	1,080	1,101	1,290
非継続事業に含まれる株式報酬費用合計（税引後）	—	—	—
株式報酬費用合計	\$1,080	\$1,101	\$1,315

2004年12月31日現在、権利が確定していない報酬に関連する未認識報酬費用合計は2,120百万ドルであり、約3年の加重平均期間にわたり認識される見込みである。

2004年、2003年、2002年12月31日現在、金額的重要性のある資産化された株式報酬費用はなかった。

(2) Incentive Plans

当社のプランの条件に従い、従業員に株式を基礎とする報酬が支給される。当該プラン

は、取締役会に属する役員報酬・人事委員会（以下、等委員会）により運営されている。当該プランに基づく報酬は、アット・ザ・マネー・ストック・オプション・プレミアム付オプション、制限付株式（ユニット）、業績連動型株式ユニット、株価連動型報酬受給権、現金もしくはこれらの組み合わせにより支給される。IBM 取締役会メンバーである非執行取締役もプランのもとでストック・オプションを受け取る。

当社の現行のプランに基づいて当初発行が承認された株式数は、2004年12月31日現在において274.1百万株であった。以前のプランに基づいて付与された一部の報酬が取り消された場合には、当社の現行のプランに基づいて再発行することができる。このため、2004年12月31日現在において、当社のプランのもとで41.9百万株の報酬の追加発行が承認されていると考えられる。以前のプランのもとで未行使であった76.2百万株のオプション報酬は、2004年12月31日現在のオプションに基づく合計株式数に含まれている。当該プランに基づく付与に関して使用可能な未使用株式数は、2004年および2003年12月31日現在、それぞれ126.3百万株および148.1百万株であった。

制限付株式ユニット（RSU）は従業員に付与される株式報酬であり、その保有者は主に2年から5年後に報酬の権利が確定した後に普通株式を受け取る権利を有する。当該報酬の公正価値は、当社の株価に基づき付与日に決定され確定する。

業績連動型株式ユニット（PSU）は、特定の業績目標に対する当社の業績に基づいて従業員が最終的に受け取る株数が決定する株式報酬である。おもに3年後に権利が確定する。1 PSU 当たりの公正価値は、当社の株式の公正価値に基づき付与日に決定され、業績目標が達成されることを前提としている。権利行使期間にわたり、発行される株式の株数は、業績目標が達成される可能性に基づいて上方または下方調整される。最終的な発行株式数およびこれに関連して認識される報酬費用は、特定の業績目標に対する最終的な業績の比較に基づく。

ストック・オプションは、従業員が当社の株式を固定価格で購入することが出来る報酬である。ストック・オプションは、付与日における当社の株価と同額またはそれを上回る行使価格で付与される。一般に、毎年25%ずつ権利が確定するこれらの報酬は、付与日から4年間で完全に権利が確定する。権利行使可能期間は10年間である。2004年度において当社は、業績の向上と当社における役員の持株数の増加を目的とし、当社の上級役員向けに株式報酬に関する新たなプログラムを実施した。このプログラムに基づき、当社の最高幹部は、付与日におけるIBM株式の平均市場価格に対する10%のプレミアム価格でストック・オプションを受け取る。さらに当該幹部は、各自の年間報酬を一定の割合でIBM資本に繰延べることを合意すれば、アット・ザ・マネー・オプションを受け取る事が出来るが、これは3年間もしくは退職時まで保有される場合に限られる。当該オプションは付与日から3年間で完全に権利が確定する。権利行使可能期間は10年間である。

次の表は、2004年、2003年および2002年の当該プランに基づいたオプションの利用状況を要約している。

	2004年		2003年		2002年	
	加重平均 行使価格	オプション 対象株式数	加重平均 行使価格	オプション 対象株式数	加重平均 行使価格	オプション 対象株式数
1月1日現在の残高	\$86	244,955,052	\$84	222,936,700	\$85	177,956,490
オプションの付与	97	26,537,055	83	41,275,832	77	59,966,106
オプションの行使	47	(14,035,038)	40	(11,205,228)	33	(7,490,424)
オプションの取消し						
・期限切れ	93	(8,120,163)	100	(8,041,252)	103	(7,495,472)
12月31日現在残高	\$89	249,347,906	\$86	244,966,052	\$84	222,936,700
12月31日現在行使可能	\$89	159,607,886	\$85	134,735,326	\$75	108,347,895

2004年12月31日終了年度において、当社は、付与日において株価を上回る行使価格を有する約5百万のストック・オプションを付与した。これらのストック・オプションの加重平均行使価格は105.85ドルであり、上記の表に含まれている

2004年12月31日現在のオプション対象株式は、以下の行使価格の範囲にある。

未行使オプション

行使価格	加重平均 行使価格	オプション 対象株式数	本源的価値総額	加重平均 残存契約期間
\$18-\$60	\$46	46,610,909	\$2,386,509,134	4年
\$61-\$85	77	55,717,463	1,190,319,012	8年
\$86-\$105	98	80,640,962	231,186,664	7年
\$106以上		67,378,572		6年
	\$89	249,347,906	\$3,808,014,810	6年

現在行使可能なオプション

行使価格	加重平均 行使価格	オプション 対象株式数	本源的価値総額	加重平均 残存契約期間
\$18-\$60	\$44	39,083,439	\$2,137,086,700	3年
\$61-\$85	75	19,450,291	454,531,492	8年
\$86-\$105	98	39,507,144	121,102,080	6年
\$106以上	1	61,567,012		6年
	\$89	159,607,886	\$2,712,720,272	5年

様々な買収取引に関連して、被買収企業により付与されたオプションを当社が引き受けた結果、2004年12月31日現在、2.9百万の未行使オプションが追加で生じた。これらのオプションの加重平均行使価格は89ドルである。

当社はブラック＝ショールズ評価モデルを使用してストック・オプションの公正価値の

見積りを行っている。ストック・オプションの公正価値の見積りに使用される主要な仮定値には、報酬の付与価格、予想されるオプション期間、当社株式のボラティリティ、リスクのない金利および当社の配当利回りが含まれる。当社は、基礎となる仮定値を算定するのに使用した評価方法およびアプローチ方法は、付与された IBM ストック・オプションの公正価値の見積りに適切であると考えている。公正価値の見積りは、将来実際に生じる事象や株式報酬を受け取る従業員により最終的に実現される価額の予測を目的としたものではなく、また後発事象は当社が当初見積った公正価値の妥当性を示唆するものではない。

付与されたストック・オプションの公正価値は、ブラック＝ショールズオプション価格算定モデルおよび以下の仮定値に基づき見積られている。

	12月31日終了年度		
	2004年	2003年	2002年
オプション期間*	5年	5年	5年
ボラティリティ**	37.8%	39.9%	40.4%
リスクフリーレート	3.5%	2.9%	2.8%
配当利回り	0.8%	0.7%	0.7%
付与された1オプション当たりの 加重平均公正価値	\$34	\$30	\$28

※オプション期間は、過去の実績に基づいて、当社がオプションが行使または失効まで存在しているを見積っている年数である。

※※ボラティリティを決定するにあたり、当社はオプション期間における当社株式の日々の価格変動を調査している。

(3) 従業員ストック・オプションの行使

2004年、2003年および2002年12月31日終了年度中に行使されたオプションの本源的価値の合計額は、それぞれ651百万ドル、565百万ドルおよび438百万ドルであった。2004年、2003年および2002年12月31日終了年度に従業員ストック・オプションが行使されたことにより従業員から受け取った現金の合計額は、それぞれ約661百万ドル、445百万ドルおよび250百万ドルであった。2004年、2003年および2002年12月31日終了年度において、当該ストック・オプションの行使に関連して当社で実現した税務上の恩典は、それぞれ225百万ドル、184百万ドルおよび137百万ドルであった。

当社は従業員ストック・オプションの行使に際し、おもに新規発行された普通株式を充てているが、時には自己株式を充てることもある。2004年12月31日現在、保有している自己株式の合計株数は約317百万株であった。

(4) IBM 従業員ストック・パーチェス・プラン

当社は、従業員ストック・パーチェス・プラン (ESPP) を維持している。ESPPは、適格加入者が適格報酬の10%を限度として給料控除により資金の積み立てを行い、IBM普通株式を1株ないし端株単位で購入できるようにするものである。ESPPは株式の購入が可能

な期間に募集を行っており、取締役会の裁量で早期に終了されなければ、ESPPのもとで株式が利用可能である限り継続される。従業員が1株の購入に支払う対価は、各募集期間の第1営業日の市場平均株価の85%相当額もしくは各支払い期間の最終営業日の市場平均株価の85%相当額のいずれか低いほうを下回ってはいけない。ESPPの個々の加入者は、1年間で普通株式25,000ドル分以上、もしくは1募集期間において1,000株分以上購入することを制限されている。2005年4月1日より前、ESPPは報酬制度であった。2004年、2003年および2002年12月31日現在、それぞれ約32.8百万株、約44.2百万株および約4.6百万株の未発行残存株式が、ESPP（または旧プラン）において購入可能であった。

2005年4月1日より、適格参加者は、ESPPに基づき、購入日の市場平均株価から5%を割り引いた金額でIBM普通株式を1株ないし端株単位で購入することが出来る。SFAS123(R)の規定に従い、2005年4月1日よりESPPは報酬制度ではなくなった。

第8節 おわりに

今回の一連の改革により、米国でもストック・オプションを公正価値により費用計上することが義務付けられ、新興企業の業績内容が悪化しファイナンスに支障をきたす、もしくは、それを避けるためにストック・オプションの規模を縮小せざるを得なくなる、といった事態が生じることも想定できた。しかし、新興企業に投資するようなプロの投資家はこれまでも注記の数字を考慮して企業評価を行っていたはずであり、会計処理の方法が変わってもそれほど大きな影響はないとも考えられる。

ストック・オプションを巡る規制について考える際に重要なのは、ストック・オプション・プランの内容について株主や投資家が正確な情報を取得できる状況を作るという点である。それにより、ストック・オプションの濫用が防止されることとなる。

今回、不正会計事件を発端に米国で再びストック・オプションの在り方を巡って真剣に議論がなされ、ストック・オプションに対する投資家の目がより厳しくなることで、ストック・オプションに関連する不正は減少するであろう。また、ストック・オプションの会計基準に関しても、さらなる国際的統一が求められる中、速やかな対応の要請がますます高まってゆくことが明らかである。いずれにせよ、ストック・オプションは透明かつ明確な情報開示と株主のコントロールの下に、企業の中長期経営戦略の一部として策定することが重要である。

第2章 国際会計基準におけるストック・オプション会計の変遷

第1節 はじめに

本章では、国際会計基準におけるストック・オプション会計基準の変遷について整理する。1998年に国際会計基準委員会（International Accounting Standards Committee、以下 IASC）が公表した「従業員給付」（International Accounting Standard No.19, *Employee Benefits*：以下、IAS19）では、ストック・オプションを従業員給付という形態で捉え、これに関しての認識・測定基準を公表していない。そこでは、期首、期中そして期末におけるストック・オプションの数と行使日、行使価格および満期日といった条件、また期中において行使されたストック・オプションと行使日および行使価格といった条件、そして期中に失効した数等を開示しなければならないと規定されている。このように、IAS19 は十分完成された会計基準であるとは言えないものであった。

このような現状を踏まえ、2000年7月に G4+1 グループの討議資料「株式報酬の会計（Accounting for Share-Based Payment：以下、討議資料）」が公表された。そこで、以下ではこの討議資料を検討し、2004年2月19日に国際会計基準審議会（International Accounting Standards Board：以下、IASB）が国際財務報告基準第2号「株式報酬」（International Financial Reporting Standard No.2, *Share-Based Payment*：以下、IFRS2）を公表するに至った経緯を述べる。

第2節 G4+1 の討議資料の内容およびその背景

討議資料は、アメリカ、イギリス、カナダ、オーストラリア・ニュージーランドおよび IASC の代表者でなるグループにより作成されたものである。このメンバーは、彼らが所属している基準設定機関を代表しているが、彼らの見解は個人的なものであり、各基準設定機関の公式見解ではない。つまり、G4+1 での議論および発言は、あくまでも個人的な見解であるということである⁹⁴。しかしながら、これらのメンバーは各基準設定機関の代表者なので、ここでの議論および発言はかなりの影響力があると考えられる。

討議資料は、グローバルな資本市場でのディスクロージャー制度の整備が意図されている点で、国際的な会計基準の調和を考える上で重要な文献であるといえる。また、公正価値法による会計処理を基本としているが、財務会計基準書第123号「株式を基礎とした報酬の会計」（Statement of Financial Accounting Standards No.123 : *Accounting for Stock-Based Compensation*：以下、SFAS123）とは異なった考え方が具体的に盛り込まれている。特に、次の2つの点が注目される。

第一に、権利付与日ではなく権利確定日が測定基準日とされている点である。これは、

⁹⁴ IASC [2000]、財務会計基準機構 [2001]、2頁。

後に述べるが、ストック・オプション取引とは何かという基本的な問題に対する G4+1 の考え方と密接に結びついている。権利確定日が測定基準日とされていることで、ストック・オプション付与のために条件が満たされるまではストック・オプションの価値も確定しないことになる。その結果、権利確定日以前の各決算日におけるストック・オプション費用の認識・測定はあくまでも見積もり計算であると位置づけられ、決算日ごとに修正が行われることになる。

第二に、SFAS123 のように本源的価値法の採用をも認めるものではなく、本源的価値によるストック・オプション費用の測定は否定されている。ストック・オプション費用の測定は公正価値によらなければならないという立場が明確にされており、本源的価値法が簡便法として認められるような余地はない。ストック・オプションの公正価値は、あくまでオプション自体が価値を持つものとして測定されることになる。それゆえ、討議資料においては、最終的に現金での決済が行われる場合でも、現金支給額が付与されているストック・オプションの公正価値を下回っている場合は、ストック・オプションの公正価値が超過している金額に相当する持分を計上することが必要であるとされることにもなっている。

討議資料におけるこれらの特徴の根拠になっているのは、ストック・オプション制度を企業と従業員との間の資本取引であるとみなす考え方である。つまり、討議資料で最も重視されているのは、企業から従業員に対して、ストック・オプションという持分証券が引き渡されているという事実である。持分証券の引渡しが行われるのは、企業と従業員との間の契約が結ばれただけの権利付与日ではなく、それ以降は企業がオプションの行使を拒否できない期日である権利確定日である。よって、測定の基準日は権利確定日である必要があると論じられている。また、持分証券の引渡しはストック・オプション費用認識の根拠であるならば、その測定も引き渡された持分証券の価値に基づいて行われなければならない。そして、金融商品は公正価値により測定される必要がある。よって、ストック・オプションの会計処理においても公正価値法が採用されなければならないとされている。

G4+1 は、その後の IASB により公表された公開草案と直接的な関係を有しているわけではない。また、公開草案の具体的な内容も討議資料とは異なっている。このストック・オプション制度を企業と従業員間の資本取引とみなす討議資料の内容は、各国がモデルとしていた SFAS123 とは異なるストック・オプションの会計基準の方向性を示していたものと考えることが出来るであろう。

第 3 節 IASB における株式報酬取引の会計処理の概要

3-1 IASB による IFRS2 の公表

2002 年 11 月 7 日、IASB はストック・オプション等の費用計上を義務付ける公開草案第 2 号「株式報酬」(Exposure Draft No.2, *Share-Based Payment*: 以下、ED2) を公表した。

従来、ストック・オプションの費用計上については、米国を中心に多くの議論が展開さ

れた。2001年末のエンロンの破綻を契機に、米国でのストック・オプションの自主的な費用計上が話題を集めた。しかし、当時米国では費用計上を義務付けるまでには至っていない。このことから、費用計上をいち早く義務付けたED2は今後のストック・オプション会計をリードすることとなるものであった。そして、2004年2月19日、IASBはIFRS2として公表した。これは、上場会社については、2005年1月1日から適用し、非上場会社については1年間の猶予を設けて2006年から適用することとなっていた。

最近の事件により、利用者が経済的意思決定を行うのに役立つような、中立かつ透明で、比較可能な情報を提供する高品質な財務諸表の重要性が強調されている。しかし、IFRS2公表以前には、近年その利用が増加している株式報酬の認識および測定を扱う国際会計基準はなかった。特に、従業員に対する株式報酬取引から生じる費用が認識されないことが、経済的歪みやコーポレート・ガバナンスにおける懸念の発生原因となっているものとして、投資家や財務諸表利用者等から強調されている。IFRS2の公表は、国際会計基準におけるこのような空白を埋めるものである。

IFRS2の目的は、企業が株式報酬取引を行っている場合の当該企業の財務報告を規定することである。特に、従業員に対して付与されたストック・オプション取引に関連した費用を含む株式報酬取引の影響を、企業の損益および財政状態に反映させることを求めている。

そこで、以下、ストック・オプションの費用計上について義務付けられたIFRS2の内容を整理することにする。

3-2 IFRS2の概要

IFRS2によれば、ストック・オプションは付与日に公正価値で測定し、権利が確定するまでの期間にわたって費用配分する必要がある。また、ストック・オプションだけでなく、株式に基づいた報酬はすべて対象となる。なお、未公開企業に対する例外規定は設けられていない。IFRS2における費用認識の特徴は、ストック・オプションの公正価値を参照して労働サービスの単価を見積もり、実際に提供されたサービスの数量を掛けることで毎期の費用額を決定する点である。

IFRS2のポイントをまとめると以下のようになる。

3-2-1 対象となる取引の範囲

①適用される範囲

IFRS2は、株式その他持分金融商品を従業員に付与する取引に適用される。これには、従業員に割引価格、つまり株式の公正価値より低い金額で一定の株式数の株式を購入する機会を与える従業員株式購入制度も含まれる。

また、上記以外に企業が株式その他の持分金融商品を発行して財貨またはサービスを受け取る株式報酬取引にも適用される。これには財貨やサービスの調達先への株式、ストック・オプションの発行などが含まれる。

②適用が除外される取引

a) 持分金融商品の所有者として取引する場合

従業員との取引であっても、当該従業員が企業の持分金融商品の所有者として取引する場合がある。例えば、企業の特定の分類の持分金融商品の保有者すべてに有利な価格、すなわち当該持分金融商品の公正価値より低い価格で追加購入する権利を与える場合に、従業員持分金融商品所有者であっても同一の権利を受け取ることになりうるが、そのような権利の付与または行使は IFRS2 の対象とはならない。⁹⁵

b) 企業結合において財貨を取得した場合

企業が自社の株式と交換に財貨を取得する場合であっても、企業結合において取得した純資産の一部として財貨を取得する場合は適用範囲から除かれる。このように非取得企業の支配と交換に持分金融商品が発行される場合には、国際会計基準第 3 号「企業結合」(IFRS3, *Business Combinations*) が適用される⁹⁶。

c) コモディティ・デリバティブ

国際会計基準第 32 号「金融商品：表示及び開示」(International Accounting Standard No.32, *Financial Instruments: Disclosure and Presentation*)、同第 39 号「金融商品：認識及び測定」(IAS No.39, *Financial Instruments: Recognition and Measurement*) が適用される、いわゆるコモディティ・デリバティブ契約に従って、財貨またはサービスを受領、取得する場合は、IFRS2 の対象外である⁹⁷。

3-2-2 適用される取引の種類

IFRS2 は株式報酬取引を以下の 3 種類に類型化し、この類型に従って会計処理を規定している (図表 2-1 参照)。

- ① 企業が自らの持分金融商品の対価として財貨・サービスを受け取る持分決済型制度⁹⁸。
- ② 企業の株式その他の持分金融商品の価格を基礎とする金額で、財貨・サービスの供給者に対する負債を負うことにより財貨・サービスを取得する現金決済型制度⁹⁹。
- ③ 企業が財貨・サービスを受け取るかまたは取得し、企業と当該財貨・サービスの供給者のいずれかが、企業の株式その他の持分金融商品の価格を基礎とする金額で現金により決済するか、持分金融商品の発行により決済するかを選択できる複合決済型制度¹⁰⁰。

⁹⁵ IASB [2004], para.4. なお、以下 IASB [2004]の翻訳は財務会計基準機構[2005]参照。

⁹⁶ IASB [2004], para.5.

⁹⁷ IASB [2004], para.6.

⁹⁸ IASB [2004], para.2(a).

⁹⁹ IASB [2004], para.2(b).

¹⁰⁰ IASB [2004], para.2(c).

図表 2 - 1 IFRS2 による株式報酬取引の類型

	決済方法	例
持分決済型	持分金融商品による	ストック・オプション
現金決済型	現金その他資産による	ファントム株式スキーム 株式増加受益権 (Stock Appreciation Rights : SAR) 101
複合決済型	企業、財貨またはサービスの 提供者が上記のいずれかを 選択可能	複合金融商品

(出所) IASB [2004]、paras2(a),(b),(c)より作成。

3 - 2 - 3 株式報酬の認識の考え方

企業は株式報酬で受け取るかまたは取得した財貨またはサービスを、当該財貨またはサービスを受け取った時点で認識しなければならない。

企業は財貨またはサービスを持分決済型の株式報酬取引で受け取った時に資本に、現金決済型の株式報酬取引で受け取った時に負債に、それぞれ以下のように認識(仕訳)する¹⁰²。

- ・持分決済型 (借) 資産 ××× (貸) 資本 ×××
- ・現金決済型 (借) 資産 ××× (貸) 負債 ×××

しかし、企業が受け取るかまたは取得した財貨またはサービスが資産として適格でない場合、費用として認識しなければならない¹⁰³。例えば、従業員の勤務サービス、弁護士業務などのサービスは貯蔵することはできず、受領と同時に費消される。それらの費消は、企業のその他の資産を生成したり、価値を付加したりするが、企業はそれらを受領し直ちに使用するために当該サービスは瞬間的にしか企業の資産とならない。そのため、このようなサービスが受領されたときには以下のように仕訳されることになる。

- ・持分決済型 (借) 費用 ××× (貸) 資本 ×××
- ・現金決済型 (借) 費用 ××× (貸) 負債 ×××

例えば、従業員に労働の対価としてストック・オプションを提供する場合は、このよう

¹⁰¹ IFRS2 の用語集では「株式報酬取引」を「企業の持分金融商品(株式またはストック・オプションを含む。)に対する対価として財貨サービスを取得するか、または企業の株式またはその他持分金融商品の価格を基礎とする金額で財貨サービスの供給者に負債を負うことにより財貨サービスを取得する取引」と定義している。したがって、従業員等にインセンティブ報酬として付与されるストック・オプションのみならず、株式等の価格を基礎として算定される金額、つまり行使価格に相当する基準となる株価からの値上がり相当額に見合う現金が支払われる SAR に係る取引、従業員以外のものから財貨サービスを取得する場合に持分金融商品が発行される取引も対象とされる。

¹⁰² IASB [2004]、para.7.

¹⁰³ IASB [2004]、para.8.

な株式報酬取引の認識の原則にしたがって、従業員の勤務サービスを費用認識するとともに、それに対応する増加額を資本で認識する。

以下では、IFRS2におけるストック・オプションに代表される持分決済型制度についての会計処理方法を述べる

第4節 持分決済型の株式報酬取引

4-1 財貨・サービスの測定方法および測定日

持分決済型の株式報酬では、受け取った財貨またはサービスと、それに対応する資本の増加額は当該財貨またはサービスの公正価値により直接的に測定される¹⁰⁴。公正価値とは、知識を有する自発的な当事者間において独立第三者間取引条件で取引される時の金額である。

しかし、受け取った財貨またはサービスの公正価値が信頼性をもって測定できない場合は、当該財貨またはサービスの価値は間接的に付与された持分金融商品の公正価値を参照して測定される¹⁰⁵。

IFRS2は、従業員との取引、従業員以外との取引に分けて測定方法を以下のように規定している（図表2-2参照）。

図表2-2 IFRS2による公正価値測定方法と測定日

	従業員との取引	従業員以外との取引
公正価値の測定	付与された持分金融商品の公正価値	受け取った財貨またはサービスの公正価値
公正価値の測定日	権利付与日	引渡日

（出所）IASB [2004], paras.9-13, C99-BC105 より作成。

(1) 従業員との取引

従業員あるいはその他の者のサービスについては、権利付与日で付与された持分金融商品によって測定しなければならない。つまり、株式報酬は持分金融商品の権利付与日における公正価値で測定される。

このように従業員との取引において付与された持分金融商品によってサービスを測定するとしたのは、その公正価値を直接測定することが困難だからである。例えば、現金その他の給与に加え、株式、ストック・オプションなどが従業員への報酬パッケージの一部として付与される場合、報酬パッケージの特定部分を直接測定することはできない。また、従業員を企業に引き止めるためのインセンティブとして、あるいは企業の業績の改善の努

¹⁰⁴ IASB [2004], para.10.

¹⁰⁵ IASB [2004], para.10.

力の報酬として株式報酬が付与されることが多いが、このような従業員のサービスの公正価値を直接測定することは困難である¹⁰⁶。

また権利付与日を測定日としたのは、権利付与日において契約の当事者双方の公正価値が実質的に同じ、つまり受領が予定されるサービスの公正価値は、実質的に付与される持分金融商品の公正価値と同じと推定されるからである。なお、IFRS2 の検討過程では、権利確定、行使日、勤務日などが検討されたが、いずれも受領される財貨またはサービスと付与される持分金融商品の公正価値の間に高い相関関係が存在する可能性が少ないと判断され、採用されなかった¹⁰⁷。

(2) 従業員以外との取引

従業員以外の者との取引については、受け取った財貨またはサービスの公正価値の方がより容易に算定可能であるという反証可能な前提がおかれている。よって、受け取った財貨またはサービスの公正価値を直接測定することにより、株式報酬が測定される。この場合、企業が財貨を取得したあるいはサービスが提供された日の公正価値で株式報酬は測定される¹⁰⁸。

従業員の取引とは異なり、測定日を財貨の取得またはサービスの提供日（引渡日）としたのは、相手方が財貨やサービスを受領するかどうかを判断するときに、引渡日の持分金融商品の公正価値が、財貨やサービスの十分な支払いとなっているかどうかを検討するからである。つまり、財貨やサービスが受領される日の持分金融商品の公正価値と財貨やサービスの公正価値との間に高い相関関係があると考えられたからである¹⁰⁹。

なお、企業が受け取った財貨またはサービスの公正価値を、信頼性をもって測定できないとしてこの前提に反証する場合には、株式報酬は持分金融商品の公正価値により測定される。この場合、財貨やサービスが受領される日で測定される付与された持分金融商品の公正価値を参照して、間接的に測定される¹¹⁰。

IFRS2 公表後、従業員以外との取引で、財貨またはサービスが明確に識別できない場合の IFRS2 の適用方法が問題となった。すなわち、このような場合に、上記で述べた受け取った財貨またはサービスの公正価値が測定できないという反証可能な前提についての規定の適用方法が問題となったのである。

具体的には、慈善組織に対して持分金融商品を付与した場合や、受領した財貨、サービスが明らかに持分金融商品の公正価値を下回る場合などについて、どのように IFRS2 が適用するのかが検討され、2006 年 1 月、国際財務報告解釈指針委員会（International Financial Reporting Interpretations Committee：以下、IFRIC）は解釈指針第 8 号「IFRS2 の適用範囲」（*Scope of IFRS2*：以下、IFRIC8）を公表した。IFRIC8 は、認識可能な財貨

¹⁰⁶ IASB [2004], para.12.

¹⁰⁷ IASB [2004], paras.BC99-BC105.

¹⁰⁸ IASB [2004], para.13.

¹⁰⁹ IASB [2004], para.BC126.

¹¹⁰ IASB [2004], para.13.

またはサービスをIFRS2に従って測定しなければならないとし、企業は認識不能な受領した、もしくは受領する予定の財貨またはサービスを、株式報酬支払いの公正価値と認識可能な受領した財貨またはサービスの公正価値の差額として測定しなければならないとしている¹¹¹。

4-2 権利確定期間と費用認識

従業員へ付与された持分金融商品は権利付与日で測定され、測定された公正価値は権利確定期間にわたり認識される。IFRS2は、付与された持分金融商品が直ちに権利確定する場合と、権利確定に期間を要する場合に分けて規定している。

まず、直ちに権利が確定する場合であるが、財貨またはサービスの提供者は、権利付与日に無条件で持分金融商品の保有者となる。この場合、企業は権利付与日にサービスの総額を費用認識し、それに対応して資本を増加させる¹¹²。

これに対し、相手方が特定のサービス期間を完了しないと権利確定されない場合がある。この場合、持分金融商品を対象として得られるこのようなサービスを将来の権利確定期間にわたり受け取ると仮定して、費用認識が行われる¹¹³。IFRS2ではこれについて勤務完了を条件とする場合と、業績条件の達成を条件とする場合に分けて説明している。

勤務完了を条件とする場合について、例えば、従業員が3年間の勤務を完了することを条件にストック・オプションが付与される場合、3年間の権利確定期間にわたり当該ストック・オプションを対象としてサービスが受け取られると仮定することになる¹¹⁴。

一方、業績条件の達成および業績条件の充足までの継続勤務を条件としてストック・オプションが従業員に付与されているため、業績条件がいつ充足されるかにより権利確定期間が変化する場合がある。

この場合は、企業は当該ストック・オプションの対価として従業員から提供されるサービスを、将来において予測される権利確定期間にわたり受け取るものと想定しなければならない。また、権利付与日において予想される権利確定期間の長さは、業績条件の最も可能性の高い結果に基づいて見積らなければならない¹¹⁵。

権利確定期間の長さの見積りについては、株式市場、あるいは株式市場以外の条件が付与されているかによりそれぞれ以下の点に留意する必要がある。

(1) 株式市場条件が付されている場合

株式条件が付されている場合、予想される権利確定期間の長さの見積りは、付与したオプションの見積りに用いた仮定と首尾一貫していなければならない、その後修正してはならない¹¹⁶。

¹¹¹ IFRIC [2006], paras.9-11.

¹¹² IASB [2004], para.14.

¹¹³ IASB [2004], para.15.

¹¹⁴ IASB [2004], para.15(a).

¹¹⁵ IASB [2004], para.15(b).

¹¹⁶ IASB [2004], para.15(b).

(2) 株式市場条件以外の条件が付与されている場合

株式市場条件以外の条件、例えば利益、売上規模の増加などを条件とする場合、その後の情報により権利確定期間の長さが従来の見積りと異なることが示されたときには、必要に応じて権利確定期間の見積りを修正しなければならない¹¹⁷。

4-3 持分金融商品の公正価値の測定方法

企業は測定日現在の付与した持分金融商品の公正価値を、市場価格に基づき当該持分金融商品の契約条件を考慮に入れて測定しなければならない。市場価格を利用できない場合は、評価技法を用いて独立第三者間価格による測定日現在における公正価値を見積らなければならない¹¹⁸。

(1) 株式

株式を付与する場合は、株式を付与した条件などを考慮して当該株式の市場価格により公正価値を測定することになる¹¹⁹。

例えば、従業員が権利確定期間中には配当を受け取ることが出来ない場合には、当該条件を付与時の公正価値の見積りに考慮しなければならない。また、権利確定後に譲渡制限が課されている場合にも、その譲渡制限が独立第三者間価格に影響を与える範囲内で公正価値の測定において考慮しなければならない。

一方、権利確定期間中に設けられている譲渡制限あるいはその他の制限は、付与時の公正価値の見積りに影響させてはならない。このような条件は権利確定条件の存在により生じたものであり、むしろ持分金融商品の数量の見積りに考慮されるからである¹²⁰。

(2) ストック・オプション

従業員に付与したストック・オプションについては、市場価格が利用できない場合が多い。したがって、契約条件が類似している市場取引のあるオプションが存在しない場合には、付与されているオプションの公正価値はオプション価格算定モデルを適用して見積らなければならない¹²¹。

オプション価格算定モデルとしてブラック=ショールズ・モデルが一般的ではある。しかし、このモデルは単純化されたオプション価格算定モデルであり、実際のストック・オプションの公正価値測定にそのまま適用することが困難であることが多い。

例えば、従業員ストック・オプションは長期のものが多く、また権利確定日とオプションの満了時までの期間に行使可能とする条件が設けられ早めに権利行使されることが多い。ブラック=ショールズ・モデルはこのような期限前権利行使の可能性を考慮せず、その影響を反映しにくい。また、予想ボラティリティその他モデルの入力値が変動する可能性も考慮することが出来ない。

¹¹⁷ IASB [2004], para.15(b).

¹¹⁸ IASB [2004], paras.16-17.

¹¹⁹ IASB [2004], para.B2.

¹²⁰ IASB [2004], para.B3.

¹²¹ IASB [2004], para.B4.

よって、ブラック＝ショールズ・モデルは権利行使期間が比較的短い、権利確定日後短期に行使されなければならないものにしか当てはまらないと考えられている。むしろ、このような限定的状況でのみブラック＝ショールズ・モデルはより柔軟性の高いオプション価格算定モデルと同様な価値を生じさせると考えられている¹²²。

このため、ブラック＝ショールズ・モデルだけでなく、オプション価格算定モデルとして二項モデルその他の類似のモデルが使用される場合もある。しかし、いずれのモデルを使用するにしても、最低限6つの要因（①オプションの行使価格、②オプションの残存期間、③株式の現在の価格、④株価の予想ボラティリティ、⑤予想配当、⑥オプション残存期間中のリスクフリーレート）を考慮しなければならない¹²³。

4-4 株式報酬費用見積りのプロセス

株式報酬費用の見積りのプロセスは、付与日における測定と付与条件の変更に分かれる。さらに、前者はストック・オプションの公正価値測定と持分金融商品数量の測定に、後者は公正価値を増加する付与条件の変更、公正価値を減少する付与条件の変更、取消・清算に分かれる。

(1) 付与日における測定

①ストック・オプションの公正価値測定

前述したとおり、オプション価格算定モデルを使用するにはいくつかの要因を考慮する必要がある。これらの要因の見積りについて、以下の項目を考慮しなければならない。

(a) 予想される期限前行使

ストック・オプションは通常譲渡が出来ないので、従業員は当該オプションを期限前行使することが多い。なぜなら、従業員にとって期限前行使することがポジションを清算する唯一の手段だからである¹²⁴。このことは、譲渡性に対する制限を課すことで、企業はオプション所有者がオプションを早期に行使するようにさせ、その結果として時間的価値を失わせていると見ることができる。また、雇用を終了する従業員は、権利確定されたストック・オプションを没収されてしまうので、通常短期間に権利を行使することが要求される¹²⁵。よって、期限前行使される可能性が考慮されなければならない。

予想される期限前行使を公正価値測定に考慮する手法は、オプション価格算定モデルにより異なる。例えば、ブラック＝ショールズ・モデルでは、オプションの予想残存期間について見積りを用いることにより、予想される期限前行使の要因を考慮することが可能である。一方、二項モデルや他の類似するオプション価格算定モデルでは、期限前行使の可能性の要素について契約期間を入力値として用いて公正価値の測定に反映することが出来る¹²⁶。

¹²² IASB [2004], para.B5

¹²³ IASB [2004], para.B6.

¹²⁴ IASB [2004], para.B16.

¹²⁵ IASB [2004], para.B16.

¹²⁶ IASB [2004], para.B17.

既述のとおり、ブラック＝ショールズ・モデルでは入力値として単一の予想行使期間を用いることしか出来ない。株価と期限前行使および従業員の予想歩留まりとの間の相関関係などの要因を認めて、ストック・オプションの契約上の期間を入力項目として用い、そしてオプション期間の様々な異なる日で期限前行使される可能性を考慮する二項モデルなどのより柔軟なモデルの方が、より正確に公正価値を見積もる可能性がある。このためIASBはブラック＝ショールズ・モデルに比べて、より柔軟性のあるモデルの使用を要求するかどうかについて検討した。しかし検討の結果、ブラック＝ショールズ・モデルが付与されたストック・オプションの公正価値について十分な信頼性における見積もりを提供し、その使用を禁じる必要はないと判断した¹²⁷。

IFRS2では、このような期限前行使の影響を考慮する要因として以下のものを挙げている¹²⁸。

- ・権利確定期間の長さ—ストック・オプションは権利確定期末までは行使できない。つまり、期限前行使されるかどうかは公正価値の評価に与える影響は、権利が確定するという過程を基礎としている。

- ・類似のストック・オプションの平均残存期間—過去に行使されずに残存していた類似のストック・オプションの平均期間を考慮する。

- ・基礎となる株価—従業員は株価が行使価格を上回り特定の水準に到達したとき、権利行使する傾向が見られることを考慮する。

- ・組織内での従業員の地位—より高い地位の従業員は、低い地位の従業員よりも遅れて権利行使する傾向を考慮する。

- ・基礎となる株式の予想ボラティリティ—平均して従業員はボラティリティの低い株式よりも、ボラティリティの高い株式についてのオプションを早く行使する傾向が見られることを考慮する。

(b) 株価の予想ボラティリティ

予想ボラティリティとは、ある期間中に価格が変動すると予想される金額の測定値である。オプション価格算定モデルに使用されるボラティリティの測定値は、ある期間にわたっての株式の連続複利利回りの年換算された標準偏差である。当該ボラティリティは、通常、計算に用いられた期間にかかわらず比較可能な年換算値で表現される¹²⁹。

予想ボラティリティの見積もりには、次の5つの要素を考慮しなければならない¹³⁰。

- ・インプライド・ボラティリティ—実際に取引されている企業の株式についてのストック・オプション、あるいはオプションの性格を有するその他の取引されている金融商品のインプライド・ボラティリティを考慮する。インプライド・ボラティリティは市場で取引されているオプションの市場価格から逆算して計算される。

¹²⁷ IASB [2004], paras.BC162,BC169.

¹²⁸ IASB [2004], para.B18.

¹²⁹ IASB [2004], para.B22.

¹³⁰ IASB [2004], para.B25.

・実績ボラティリティ—オプションの予想残存期間に概ね対応する直前期間にわたる株価の実績ボラティリティを考慮する。

・株式が上場されている期間—企業の株式が上場されている期間の長さを考慮する。新規上場会社は、以前から上場している類似の企業に比較し、ヒストリカル・ボラティリティが高めになっているからである。

・異常なボラティリティの調整—平均に回帰しようとするボラティリティの傾向や、予想される将来のボラティリティは過去のボラティリティとは異なる可能性があることも考慮しなければならない。例えば、株式公開買付の失敗や、大規模リストラによりある特定の期間、ボラティリティが異常に高くなった場合、その期間は実績ボラティリティの計算から除外することもありうる。

・価格の観察のための間隔—価格の観察は、各位において首尾一貫して行われなければならない。例えば、企業は各週について終値を用いてもよいが、ある週には終値を用いて、他の週には高値を用いるといったことがあってはならない。

(c) 予想配当

そもそも、オプション価格算定モデルで予想配当が入力値として考慮されるのは、配当が支払われる場合には 1 株当たりの配当額に応じて株価が下落するからである。この配当の要素は従業員が配当を受取る権利を有する場合と、有しない場合で取り扱いが異なる。

まず、配当を受け取る権利を有する場合であるが、付与された株式またはオプションの公正価値が見積もられるときに予想配当を考慮すべきかどうかは、従業員などの相手方が配当または配当相当物を受け取る権利を有するかどうかにより左右される。例えば、従業員がオプションを付与され、権利付与日と権利行使日の間に、基礎となる株式の配当または配当相当物を受け取る権利を有するのであれば、当該付与されたオプションはあたかも企業は配当を一切支払わないかのように取り扱われる。つまり予想配当の入力値はゼロとなるのである¹³¹。

逆に、従業員が権利確定期間中に配当などを受け取れない場合には、株式またはオプションの権利の権利付与日での評価に、予想配当を考慮しなければならない。具体的には、株式の付与の公正価値を見積もる時に、権利確定期間中に支払われると予想される配当の現在価値について評価額を減少させなければならない¹³²。

(d) リスクフリーレート

リスクフリーレートは、行使価格が表示されている通貨の発行国で、現在取引されているゼロクーポン債に内在する利子率で、評価の対象となるオプションの予想残存期間に相当する残存期間を有するものを用いるのが通常である。

ただし、そのような国債が存在しない、またはゼロクーポン国債に内在する利子率がリスクフリーレートを表していない場合（例えば、超インフレーション経済の場合が考えられ

¹³¹ IASB [2004], para.B32.

¹³² IASB [2004], para.B34.

る)には、適切な代替的な利子率を使用する必要がある。

また、市場参加者がゼロクーポン国債に内在する利子率よりも、その他の代替物によりリスクフリーレートを決めているのであれば、ゼロクーポン国債に内在する利子率ではなく、適切な代替適数値が使用されるべきである¹³³。

(e) 希薄化効果

企業がストック・オプションを発行している場合に、ストック・オプションの行使時に新株が発行されることがある。実際に発行される場合もあるが、以前に買い戻して金庫株として保存されていた株式を用いて実質的に発行される場合もある。

株式発行時には、行使日においては現在の市場価格ではなく行使価格で発行されるので、実際のあるいは潜在的な希薄化により株価が下落し、そのためオプションの保有者はより少ない利得しか得られないことになる¹³⁴。

このような希薄化が、付与されたストック・オプションの価値へ著しく影響するかどうかは、既に発行されている株式数に比較したオプションの行使時に発行される新株の数など、様々な要因による。また、市場が、既にオプションが付与されることを考慮していれば、既にその潜在的希薄化が権利付与日の株価に調整されている可能性もある¹³⁵。

このように希薄化効果が株価に織り込まれている場合でも、付与されたストック・オプションの将来の行使により生じうる希薄化効果が、権利付与日の見積公正価値に影響を与えるかどうかについて検討しなければならない¹³⁶。

②持分金融商品の数量の測定－権利確定条件の取扱い

株式またはオプションの付与が、所定の権利確定条件の達成を条件としている場合には、それらの条件を株式報酬の見積の際に考慮しなければならない。例えば、通常、従業員への株式またはオプションの付与は、従業員が企業に一定期間とどまることを条件としている。また、企業の所定の利益増加や株価上昇を達成するなど、充足しなければならない業績条件が付されている場合もある。

IFRS2は、当該条件が市場に関するものか否かにより2つの取扱いを示している。

1つは株式市場条件以外の条件が付されている場合である。この場合、当該条件は測定日の持分金融商品の公正価値の測定において考慮されない。これに代えて、取引金額の測定に含まれる持分金融商品の数量を付与した持分金融商品への対価として受け取った財貨またはサービスについて認識される金額が最終的に確定した持分金融商品の数量に基づくように調整する。例えば、相手方が所定の勤務期間を完了しなかったり、業績条件が充足されず権利確定しなかった場合、受け取った財貨またはサービスに対する金額は認識されない。これは修正付与日評価法と呼ばれる方法である¹³⁷。

¹³³ IASB [2004], para.B37.

¹³⁴ IASB [2004], para.B39.

¹³⁵ IASB [2004], para.B40.

¹³⁶ IASB [2004], para.B41.

¹³⁷ IASB [2004], para.19.

もう 1 つは、株式市場条件が付されている場合である。権利確定条件が目標株価のような株式市場条件は、当該持分金融商品の公正価値の見積りにおいて考慮しなければならない。したがって、株式市場条件が付された持分金融商品が付与される場合には、当該株式市場条件が充足されているかどうかに関係なく、他の権利確定条件が達成されているならば、相手方から受け取られる財貨またはサービスについて株式報酬費用を認識しなければならない¹³⁸。つまり、株式市場条件は当初の付与日の公正価値の測定において考慮されるが、その後の株式市場の変動により株式報酬費用の金額を変更することは出来ないということである。

(2) 付与条件の変更

企業は、持分金融商品の付与条件を変更することがある。例えば、従業員に付与したオプションの行使価格を後に減額することがあるが、これは当該オプションの公正価値を増加させることもある¹³⁹。

しかし、企業は、権利確定条件が満たされずに権利確定しない場合を除き、最低限、付与した持分金融商品の付与日現在の公正価値で測定した、受け取ったサービスを認識しなければならない。この取扱いは持分金融商品が付与された契約条件の変更または持分金融商品の付与の取消しもしくは清算に関係なく適用される¹⁴⁰。

このような付与条件の変更は、条件変更により公正価値が増加する場合と減少する場合および取消し、清算を行う場合でそれぞれ以下のとおり取り扱われる。

①条件変更により公正価値が増加する場合

企業は株式報酬契約の公正価値の総額を増加させるかまたは他の方法で従業員の利益となるような条件変更については、その影響を認識しなければならない。

IFRS2 では、条件変更により付与した持分金融商品の公正価値が増加する場合、付与した持分金融商品の数が増加する場合、権利期間の短縮または業績条件の削減により従業員の利益となるような方法で権利確定条件を変更する場合（株式市場条件は除く¹⁴¹）の 3 つのケースを取扱っている。これら 3 つのケースの、株式報酬の公正価値の測定および認識方法を図表 2-3 で示す。

図表 2-3 条件変更により公正価値が増加する場合の公正価値の測定および認識

	測定	認識
持分金融商品の公正価値が増加する場合	条件変更日で付与した増加価値分を見積る。	条件変更日から条件変更後の持分金融商品の権利が確定する日までの期間にわた

¹³⁸ IASB [2004], para.21.

¹³⁹ IASB [2004], para.26.

¹⁴⁰ IASB [2004], para.27.

¹⁴¹ 株式市場条件を変更する場合は、付与した増分価値を見積る。

		り認識する。ただし、条件変更が権利確定日以降に行われた場合には、付与した増分公正価値を直ちに認識する。
持分金融商品の数が増加する場合	条件変更日で、追加的な持分金融商品の公正価値を見積る。	同上
従業員の利益となるような方法で権利確定条件を変更する場合	公正価値の測定には考慮されない。	権利確定条件を見積る際に考慮しなければならない。

(出所) IASB [2004], paraB43 より作成。

②条件変更により公正価値が減少する場合

企業が付与した持分金融商品の契約条件を、株式報酬契約の項背価値の総額を減少させるか、または他の点で従業員の利益にならない方法で修正する場合には、企業はその条件変更が生じなかったかのように、当該持分金融商品の対価として受け取るサービスを会計処理しなければならない¹⁴²。

これには、条件変更により付与した持分金融商品の公正価値が減少する場合、付与した持分金融商品の数が減少する場合、権利期間の延長または業績条件の追加により従業員に利益とならないような方法で権利確定条件を変更する場合（ただし株式市場条件を除く¹⁴³）がある。これら3つのケースの公正価値の測定、認識について図表2-4に示す。

図表2-4 条件変更により公正価値が減少する場合の公正価値の測定および認識

	公正価値の測定	認識
持分金融商品の公正価値が減少する場合	公正価値の減少の測定は行わない。	当該持分金融商品の対価として受け取るサービスを、付与した持分金融商品の付与日現在の公正価値に基づいて、測定し続けなければならない。
持分金融商品の数が減少する場合	公正価値の測定は行わない。	付与したもののうち該当部分を取り消しとして処理する。
従業員の利益とならないような方法で権利確定条件を	公正価値の測定には考慮されない。	権利確定条件において考慮してはならない。

¹⁴² IASB [2004], para.B44.

¹⁴³ 株式市場条件を変更する場合は、公正価値の減少の測定は行わない。

変更する場合		
--------	--	--

(出所) IASB [2004], para.B44 より作成。

③ 取消および清算

取消および清算については、取消および清算のみを行った場合、取消および清算にあたり相手方に支払った場合、既存の持分金融商品を取り消し新たな持分金融商品を発行した場合に、それぞれ図表 2-5 に示すように会計処理される。

図表 2-5 取消および清算の会計処理

	会計処理
取消および清算のみを行った場合	権利確定の加速化として会計処理し、このような取消または決済がなければ、残りの権利確定期間に受け取るサービスについて認識されたであろう金額を直ちに認識する。
取消および清算にあたり相手方に支払った場合	当該支払いを持分の買戻しとして、資本の部からの控除として会計処理する。ただし、その支払いが、付与した株式またはオプションを買戻日で測定した公正価値を超える場合、以下のようにその超過額を費用として認識する。 (借) 資本 (ストック・オプション) ×× (貸) 現預金 ×× 株式報酬費用 ××
既存の持分金融商品を取り消し、新たな持分金融商品を発行した場合	新たな持分金融商品が相手方に付与され、かつその新たな持分金融商品の権利付与日において、企業がその新たな持分金融商品を取り消された持分金融商品と交換に付与したとみなしている場合には、企業はその交換に付与された持分金融商品について、当初の持分金融商品の付与の条件変更と同じ方法で会計処理しなければならない。一方、付与した新たな持分金融商品を取り消した持分金融商品の代替となる持分金融商品とみなしていない場合には、新たな持分金融商品を新しい持分金融商品の付与として会計処理しなければならない。

(出所) IASB [2004], paras.28-29 より作成。

なお、権利確定した持分金融商品を買戻す場合には、相手方に行われた支払いは、資本の部の控除として会計処理される。ただし、当該支払いが買戻日現在の買戻した持分金融商品の公正価値を超える場合には、超過額を費用として認識する¹⁴⁴。

4-5 権利確定日以降の取扱い

IFRS2 では、受け取った財貨またはサービスおよびそれに対応する資本の増加額につい

¹⁴⁴ IASB [2004], para.29.

て、権利確定日後にその認識された総額への事後的な修正を行ってはならないとされている。例えば、付与した持分金融商品がその後失効したり、ストック・オプションが行使されなくても、当初認識した金額を事後的に戻し入れてはいけない¹⁴⁵。

なぜなら、行使期間の経過によるストック・オプションの失効は、当初の取引、すなわち持分金融商品の発行の対価として財貨やサービスが受領されたという事実を変えるものではないからである。また、ストック・オプションの失効により企業の純資産に変動があるわけではないため、企業の利得を表すものではない。すなわち、そうした事象は既存株主にとって利益となると考えられるが、企業の財政状態には何ら影響を及ぼさないからである¹⁴⁶。このように IFRS2 は連結財務諸表作成における経済的単一体説の考え方から、失効による利益の認識を否定している。

4-6 公正価値が信頼性を持って測定できない場合

IFRS2 は、一般的に未上場企業について公正価値の適用対象範囲から除外しているわけではない。

例えば、定期的に従業員にストック・オプションを発行している未上場企業は、株式の内部的な市場を有しているかもしれない。このような内部的な市場の株価のボラティリティはオプション価格算定モデルに使用される予想ボラティリティの見積根拠となる。また株価やオプション価格を入手できる上場している類似企業のヒストリカル・ボラティリティおよびインプライド・ボラティリティを予想ボラティリティの見積根拠として用いることもある。

しかし、IFRS2 は権利付与日に株式報酬の公正価値が、信頼性を持って測定できない場合が稀にあることを認めている。このような場合には、以下の取り扱いがなされる。

① 本源的価値による測定

持分金融商品を、当初は財貨が獲得された日またはサービスが提供された日現在で、そしてその後は各貸借対照表および最終の決済日現在において、本源的価値で測定し、本源的価値の変動を損益計算書で認識しなければならない¹⁴⁷。つまり、ストック・オプションが最終的に決済されるまで、本源的価値による再測定が行われる。

② 本源的価値の認識方法

最終的に確定した、または最終的に権利行使された持分金融商品の数量を基礎に、受け取った財貨またはサービスを認識しなければならない。なお、権利確定期間中に受け取った財貨またはサービスは、確定すると見込まれるストック・オプションの数を基礎に認識される。また、権利確定日後にストック・オプションの失効、取消が生じた場合は、認識した金額は戻し入れられる¹⁴⁸。

¹⁴⁵ IASB [2004], para.23.

¹⁴⁶ IASB [2004], para.BC219.

¹⁴⁷ IASB [2004], para.24(a).

¹⁴⁸ IASB [2004], para.24(b).

第5節 現金決済型の株式報酬取引

現金決済型の株式報酬取引として株価増加受益権（Stock Appreciation Rights：以下、SAR）がある。これは特定の期間にわたる企業の株価の特定の水準からの上昇を基礎に、従業員に将来の現金の支払いを受ける権利を与えるものである。あるいは、従業員に対して、企業は強制的に償還されるまたは従業員の選択で償還される株式についての権利を付与することにより、将来の現金支払いを受け取る権利を付与することがあるが、これも現金決済型の株式報酬取引として取扱われる。

現金決済型の株式報酬取引において取得した財貨またはサービス、およびそれに伴い発生した負債を、当該負債の公正価値で測定しなければならない。負債が決済されるまで、企業は当該負債の公正価値を毎期末および決済日に再測定し、その公正価値の変動を損益計算書で認識しなければならない¹⁴⁹。

第6節 複合決済型の株式報酬取引

株式報酬契約上、企業かあるいは従業員などの相手方のいずれかに、企業が受け取った財貨またはサービスの支払いについて、現金で決済するか持分金融商品の発行で決済するか選択が認められている場合がある。このような複合決済型株式報酬取引において、もし企業が現金またはその他の資産で決済すべき負債を負っているならば、当該取引または当該取引の構成要素を現金決済型株式報酬取引として会計処理しなければならない。一方、そのような負債を負っていない場合には、持分決済型の株式報酬取引として会計処理される¹⁵⁰。

6-1 相手方に決済方法の選択権が与えられている株式報酬取引

企業が相手方に株式報酬取引を現金で決済するか持分金融商品の発行で決済するかを選択する権利を与えている場合、企業は複合金融商品を付与していると判断される。当該複合金融商品は、負債部分と資本部分とを含んでいる¹⁵¹。

(1) 財貨またはサービスの公正価値が直接測定される取引

従業員以外との取引で、財貨またはサービスの公正価値が直接測定されるものについては、当該複合金融商品の資本部分は、財貨またはサービスを受け取った日において、受け取った財貨またはサービスの公正価値と負債部分の公正価値との差額として測定される¹⁵²。

(2) その他の取引

①負債部分と資本部分の区分処理

(a) 負債部分と資本部分の公正価値の測定

¹⁴⁹ IASB [2004], para.30.

¹⁵⁰ IASB [2004], para.34.

¹⁵¹ IASB [2004], para.35.

¹⁵² IASB [2004], para.35.

従業員との取引を含むその他の取引については、企業は、複合金融商品の権利付与日現在の公正価値を、現金または持分金融商品に対する権利の付与条件を考慮に入れて測定しなければならない¹⁵³。この場合、まず、負債部分の公正価値を測定し、その後に資本部分の公正価値を測定しなければならない。資本部分の公正価値は、相手方が持分金融商品を受け取るためには現金を受け取る権利を放棄しなければならないことを考慮して測定される。このように複合金融商品の公正価値は、負債部分と資本部分の 2 つの構成要素の公正価値の合計として計算される。

しかし、相手方が決済方法の選択権を有する株式報酬取引は、一方の決済方法の選択肢の公正価値が、他方の決済方法の公正価値と同じになるように構築されていることが多い。例えば、ストック・オプションと SAR を得るかの選択権が相手方に与えられている場合がある。この場合には、資本の構成要素はゼロであり、当該複合金融商品の公正価値は負債金融商品の公正価値に等しくなる。逆に、2 つの決済方法の公正価値が異なる場合には、複合金融商品の公正価値が負債部分の公正価値より大きくなり、資本部分の公正価値はゼロより大きいことになる¹⁵⁴。

(b) 負債部分と資本部分の会計処理

企業は、複合金融商品の各部分に関して受け取ったかあるいは取得した財貨またはサービスを、負債部分と資本部分に区分して会計処理しなければならない。負債部分については、企業は取得した財貨またはサービスおよび当該財貨またはサービスに対する支払い義務についての負債を、相手方が財貨またはサービスを提供したときに、他の現金決済型の株式報酬取引と同じ方法で認識しなければならない。資本部分がある場合には、企業は、受け取ったサービスと資本の増加を、相手方が財貨またはサービスを提供した時に、他の持分決済型の株式報酬取引と同じ方法で認識しなければならない¹⁵⁵。

③ 決済時における会計処理

(a) 持分金融商品で決済した場合

決済日においては、企業は負債を決済日時点の公正価値で再測定しなければならない。企業が決済時に現金を支払わずに持分金融商品を発行する場合には、発行する持分金融商品の対価として、当該負債を資本の部に直接振り替えなければならない¹⁵⁶。

(b) 現金で決済した場合

企業が決済時に持分金融商品を発行せずに現金を支払った場合には、当該現金支払いの全額を負債の決済に充当しなければならない。以前に認識された資本部分は、資本の部にそのまま残しておかなければならない。これは、相手方が決済時に現金の受け取りを選択することにより、持分金融商品を受け取る権利を放棄したことを意味している。しかし、

¹⁵³ IASB [2004], para.36.

¹⁵⁴ IASB [2004], para.37.

¹⁵⁵ IASB [2004], para.38.

¹⁵⁶ IASB [2004], para.39.

このことは、企業が資本の部の中での振替を認識することを禁止するものではない¹⁵⁷。

6-2 企業に決済方法の選択権が与えられている株式報酬取引

(1) 現金決済取引として処理される取引

現金で決済するか持分金融商品の発行で決済するかを企業が選択できる株式報酬取引については、企業は、現金で決済する義務があるかどうかを判定し、それに従い当該株式報酬取引を会計処理しなければならない。

例えば、当該企業が株式を発行することが法律上禁止されている場合のように、持分金融商品で決済するという選択肢に経済的実質が伴っていない場合、現金で決済するという過去の慣行もしくは明示された方針がある場合、または相手方が現金決済を求めた場合には一般に現金で決済しているような場合には、企業は現金で決済する現在の義務を有する。そのような義務が存在する場合には、当該取引を現金決済型の株式報酬取引に適用される規定に従って会計処理しなければならない¹⁵⁸。

(2) 持分決済取引として処理される場合

(1) で示したような義務が存在しない場合には、企業は当該取引を、持分決済型の取引に適用される規定に従って会計処理しなければならない。持分決済型の株式報酬取引として会計処理した場合、決済時には図表2-6に示す取り扱いがなされる。

図表2-6 持分決済型として処理される取引の会計処理

	会計処理
①企業が現金決済を選択する場合	当該現金支払いは、下記③の場合を除いて、資本の払戻として会計処理する。
②企業が持分金融商品の発行を選択する場合	下記③の場合を除いて、それ以上の会計処理は必要ない（資本の部の中での必要な振替を除く）。
③決済方法の選択肢のうち、決済日現在の公正価値が高いほうを企業が選択する場合	企業は自ら与えた超過価値について追加的な費用を認識しなければならない。当該超過価値は支払った現金と、さもなければ発行されていたであろう持分金融商品の公正価値との差額、あるいは逆に発行された持分金融商品の公正価値と、さもなければ支払われていたであろう現金の差額である。

(出所) IASB [2004], para.43 より作成。

第7節 開示

7-1 株式報酬契約の性質と範囲

¹⁵⁷ IASB [2004], para.40.

¹⁵⁸ IASB [2004], para.41.

企業は当該期間中に存在していた株式報酬契約の性質と範囲について、財務諸表の利用者が理解できるようにするために、以下の情報を開示しなければならない¹⁵⁹。

- ① 年度中のいずれかの時点において存在していた株式報酬契約の種類ごとの詳細。これには、各契約の一般的な規定及び条件が含まれ、例えば権利確定条件、付与されたオプションの最大期間、決済方法などが該当する。
- ② 下記のストック・オプションのグループごとの、オプション数量および加重平均行使価格
 - (i) 期首残高
 - (ii) 期中の付与
 - (iii) 期中の失効
 - (iv) 期中の行使
 - (v) 期中の満期消滅
 - (vi) 期末残高
 - (vii) 期末現在の行使可能残高
- ③ 期中に権利が行使されたストック・オプションについて、権利行使日時点の加重平均株価。オプションが期間を通じて一定に行使された場合には、上記に加え加重平均株価を開示することも可能である。
- ④ 期末時点でのストック・オプション残高については、行使価格の範囲と、加重平均残存契約年数。行使価格の範囲が広い場合には、オプション残高をいくつかの範囲に区分しなければならない。当該区分は、発行される可能性のある追加的株式の数と範囲およびそれらのオプションの行使により受け取る可能性のある現金を検討するのに有用なものでなければならない。

7-2 公正価値の算定

企業は当該機関中に受け取った財貨またはサービスまたは付与した持分金融商品の公正価値がどのように算定されたのかを、財務諸表の利用者が理解できるようにするための情報を開示しなければならない¹⁶⁰。

(1) 付与した持分金融商品の公正価値を参照している場合

企業が付与した持分金融商品の公正価値を参照して公正価値を間接的に測定している場合には、最低限以下の開示を行わなければならない¹⁶¹。

- ① 期中に付与されたストック・オプションの、測定日時点における公正価値と当該公正価値の測定方法に関する情報。これには以下のものが含まれる。
 - (i) 使用したオプション価格算定モデルおよび当該モデルに対する入力値。これには、加重平均株価、行使価格、予想ボラティリティ、オプション残存期間、予

¹⁵⁹ IASB [2004], paras.44-45.

¹⁶⁰ IASB [2004], para.46.

¹⁶¹ IASB [2004], para.47.

想配当、リスクフリーレート、およびモデルに対するその他の入力値が含まれる。

(ii) 予想ボラティリティの算定方法。

(iii) 株式市場条件などのオプションの権利付与のその他の特性が、公正価値に組み込まれているかどうか、及びその場合の方法。

② 期中に付与されたその他の持分金融商品（つまりストック・オプション以外）の測定日における数量、加重平均公正価値、および公正価値の算定方法に関する情報。これには以下のものが含まれる。

(i) 公正価値が観察可能な市場価格を基礎として測定されていない場合にはその算定方法。

(ii) 予想配当が公正価値の測定に織り込まれているかどうか、およびその方法。

(iii) 当該持分金融商品の他の特性が公正価値の測定に織り込まれているかどうか、およびその方法。

(c) 期中に条件が変更された株式報酬契約について、

(i) それらの変更に関する説明

(ii) 変更の結果、付与された増分公正価値

(iii) 該当する場合には、上記 (a) (b) で示された規定に従って、付与された増分公正価値をどのように測定したかに関する情報。

(2) 受け取った財貨・サービスの公正価値を直接測定している場合

企業が当期中に受け取った財貨またはサービスの公正価値を直接に測定している場合には、企業は当該公正価値をどのように算定したか、例えば公正価値を当該財貨またはサービスの市場価格で測定したかどうかなどの公正価値の算定方法などを開示しなければならない。記述のとおり、従業員以外の取引については、受け取った財貨またはサービスの公正価値のほうが容易に算定可能であるという推定が置かれている。この推定が反証される場合には、その旨及び当該推定が反証された理由を説明しなければならない¹⁶²。

7-3 当期純損益への影響

企業は、株式報酬取引が企業の当期純損益および財政状態に与えた影響を財務諸表の利用者が理解できるようにする情報を開示しなければならない。このため、企業は以下の開示を行わなければならない¹⁶³。

① 受け取られた財貨またはサービスが資産として認識するために適格でなく、即時に費用として認識される株式報酬取引から生じた当期に認識される費用の総額。

② 株式報酬取引から生じた負債について、

(i) 当期末の総帳簿価額

(ii) 相手方の現金または他の資産に対する権利が、当期末までに確定した負債の、

¹⁶² IASB [2004], paras.48-49.

¹⁶³ IASB [2004], paras.50-51.

当期末現在の本源的価値の合計。

第8節 発効日と経過規定

8-1 発効日

IFRS2は、2005年1月1日以降に開始する帰還から適用されている。早期適用は奨励されるが、2005年1月1日前に開始する期間に適用した場合は、その旨を開示しなければならない¹⁶⁴。

8-2 経過規定

(1) 持分決済型株式報酬取引

持分決済型株式報酬取引については、2002年11月7日後に付与され、IFRS2の発効日時点では権利が未確定であった、株式、オプションその他の持分金融商品の付与に対して、同基準が適用されなければならない。

上記以外の持分金融商品の付与については、企業が当該持分金融商品を、測定日で算定された公正価値を公表しているならば、IFRS2を適用することが奨励されるが、要求はしない。

IFRS2が適用される持分金融商品の全ての権利付与について比較情報を修正再表示し、必要に応じて表示する最初の期間の利益剰余金期首残高を調整しなければならない。

また、IFRS2が発行した後に、同基準が適用されない持分金融商品の付与についての契約条件を変更する場合、当該変更の会計処理についてIFRS2の付与条件の変更規定を適用しなければならない¹⁶⁵。

(2) 現金決済型株式報酬取引

IFRS2の発効日現在で存在している株式報酬取引から生じた負債については、同基準の規定を遡及的に適用しなければならない。表示される最初の期の利益剰余金期首残高を修正して、比較情報の修正再表示を行わなければならない。ただし、2002年11月7日より前の期間または日に関する情報については、比較情報の修正再表示は必要とされない。

上記以外の株式報酬制度から生じるその他の負債については遡及してIFRS2を適用することが奨励されるが、要求されない¹⁶⁶。

第9節 おわりに

エンロン、ワールドコムなどの不正会計事件により、会計制度に対する不信感が高まった。そのような状況の中、いち早くIASBはストック・オプションを強制的に費用計上する

¹⁶⁴ IASB [2004], para.60.

¹⁶⁵ IASB [2004], paras.53-57.

¹⁶⁶ IASB [2004], paras.58-59.

会計基準を定めた。ストック・オプションという「隠れ債務」を顕在化することで、会計への不信感を払拭したい考えのあらわれである。この IASB の方針を受け、当時日本でも企業会計基準委員会が専門委員会を立ち上げ、議論を開始した。

米国では費用計上を義務付ける IASB に同調する動きに対し、特にハイテク企業を中心に根強い反発があり、FASB は導入については慎重な姿勢を崩していなかった。しかし、米コカ・コーラが 2002 年 10-12 月期 からストック・オプションを費用計上すると発表するなど、徐々にではあるが費用計上に向けて動きがあり、IASB に足並みをそろえる形で改訂財務会計基準書第 123 号 (Statement of Financial Accounting Standards No.123 (R) : *Accounting for Share-Based Compensation (revised 2004)*) を公表した。

ストック・オプションは労働債務である報酬の 1 つであり、労働サービスの対価として付与される上、近い将来にコストがかかるのであれば人件費として費用計上するのは当然であると考えられる。この IFRS2 の公表がきっかけとなり、ストック・オプションのあり方が大きく変化した。隠れた債務をなくし、企業会計の透明性を高めることで投資家の不信感を払拭し、健全な株式市場を育成すると同時に、短期的な会計処理で決算を行うのではなく、安定的で継続的な企業運営を行っていくために、IFRS2 の公表は大きな意味があったといえよう。

第3章 日本におけるストック・オプション会計基準の変遷

第1節 はじめに

日本では、1997年の議員立法に基づく商法改正により、日本でもストック・オプション制度が解禁されたが、1977年の経団連意見書「株式制度改正試案に関する意見」の中でも、ストック・オプション制度の解禁が求められていたように、日本でも20年以上前からストック・オプション制度に対するニーズは存在していた¹⁶⁷。しかし、ストック・オプションの実施が可能であるとする明文規定が存在しなかったため、事実上、ストック・オプションの導入は見送られてきたのである。

ただし、従来の商法は直接的にストック・オプション制度を禁止していたわけではない。ただ、いくつかの規定により、事実上これが不可能となっていたのである。第一に、株式会社の自己株式取得は、原則として禁止されていた。いくつかの例外規定はあったが、ストック・オプションのために自己株式を取得することは禁止されていた。第二に、有利発行の規制の関係から、長期間にわたって権利を付与された者が個別的に自由に権利行使できるというストック・オプションの特性が認められないという問題もあった。

また、証券取引法上では、ストック・オプション制度を念頭においていなかったため、規定の適用関係が明確でなかった。労働基準法においても、賃金は通貨での支払いが原則とされているので、ストック・オプションも賃金に該当し、この原則に反するのではないかとの意見もあった。さらに、税法上もストック・オプションに対する手当てが整備されておらず、問題があるとされていた。

しかし、上記のような法的問題が存在していたものの、1995年8には、ソニー（株）が新株引受権付社債の新株引受権部分をストック・オプションとして役員・従業員に支給するという「新株引受権付社債利用方式」と呼ばれる擬似ストック・オプション制度を導入した。また、同年10月にベンチャー企業の人材確保等の手段のため、「特定新規事業実施円滑化臨時措置法（以下、新規事業法）」の改正という形で、商法の有利発行規制の規定に特例を設けて、一定条件を満たす未公開企業がストック・オプション制度を導入することが可能となった。新規事業法の適用範囲が限定的だったこともあり、翌年1996年には新規事業法の適用範囲に限り税法の手当てもなされた。

このような流れの中、政府は1997年3月に「規制緩和推進計画」を発表し、ストック・オプション制度解禁に向けて動き出す事となった。同計画では、ストック・オプションの解禁時期を1998年度中と想定していたが、早急に実現しなければならないとの政治判断のもと、過去に前例のない議員立法による商法改正がなされ、1997年に日本でもストック・オプション制度が解禁されたのである。

1997年の商法改正により、同年6月1日からは役員・従業員のストック・オプションの

¹⁶⁷ 財務会計基準機構[2003b]、4頁。

行使に備え、企業が自己株式を取得する「自己株式方式」が、また同年 10 月 1 日からは役員・従業員へ新株引受権を付与する「新株引受権方式」が制度化された。更に、1998 年度の税制改正では、一定の要件を満たした商法上のストック・オプションに対して、税法上の優遇措置も設けられた。

しかし、日本においてはストック・オプションの会計面からの整備は十分には行われていなかった。従来の現行実務の自己株式方式においては、ストック・オプション目的で取得される資産としての自己株式の取得・再売却の会計処理は行われてこなかった。新株引受権方式については、そもそも何ら会計処理が行われてこなかった。一方、米国においては、従来から自己株式の取得は資本の控除として捉えられ、その再売却は実質的に株式の再発行と捉えられるため、自己株式方式と新株引受権方式は統一してその発行取引の場面についての議論がなされている¹⁶⁸。

当時、企業の資金調達手段および企業活動の国際化への対応等の観点から商法の大改正が進められており、その作業は法務省法制審議会会社法部会と議員立法による二本立てとなっていた¹⁶⁹。ストック・オプション関連では、まず議員立法により 2001 年 6 月金庫株が解禁されたことに伴い、自己株式方式によるストック・オプション制度がいったん廃止され、同年 11 月の商法改正によりストック・オプション制度は新株予約権という概念の下、それまでの自己株式方式と新株引受権方式を統合した制度として再構築された。これにより、日本におけるストック・オプションの利用が一層活発になった。この商法改正を受けて、2002 年 3 月 29 日に新株予約権の会計処理が、企業会計基準委員会（Accounting Standards Board of Japan、以下 ASBJ）により「新株予約権及び新株予約権付社債の会計処理に関する実務上の取扱い」として公表された。ここでは、ストック・オプション目的の新株予約権の会計処理について、準拠すべき包括的な会計基準が設定されていないため、当面は他の新株予約権の会計処理と区別せず、当該新株予約権を商法上の発行価額により計上すると明記されている。ASBJ は 2002 年 5 月にストック・オプション等専門委員会を設置し、包括的な会計基準の設定に向けて検討を行った。

この過程で、ASBJ は 2002 年 12 月 19 日に「ストック・オプション会計に係る論点の整理」（以下、論点整理）を公表した。これは、当時 ASBJ が検討中であった日本のストック・オプション会計の方向性に関する基本的な論点を整理したものである。

このような日本におけるストック・オプションに対する議論や会計基準の国際的統一化の流れを受け、2004 年 12 月 28 日、ASBJ はストック・オプションを費用に計上する会計基準案を公表した。以下、日本のストック・オプション制度を簡単に整理することにする。

¹⁶⁸ 詳しくは與三野[2002]、55-68 頁。

¹⁶⁹ 落合[2002]、18 頁。

第2節 新株引受権付社債利用方式

1997年改正商法で導入されたストック・オプション制度に先立って、1995年8月にソニー（株）は取締役会決議で新株引受権付社債を発行し、その直後に引受証券会社から新株引受権証券のみを全額買取り、それを役員・幹部社員に報酬の一部として付与するかたちのストック・オプション制度を採用した¹⁷⁰。この制度は「擬似ストック・オプション制度」とよばれ、新株引受権付社債の特殊な利用法である。この方法によるストック・オプションの発行は、社債発行手続きを行わなければならない、社債利息、引受証券会社手数料等の追加的コストがかかるというデメリットがある。しかし、①付与対象者に制限がない、②オプションの目的である株式の総数制限がない、③定款により株主総会による決定権を定めていない限り、発行に関する事項を取締役会が定める事ができる（改正前商法341条ノ8第2項柱書）、④新株引受権証券の付与時に給与所得課税が課されるが、その後の株式売却時の課税においては源泉分離課税の選択が可能なので（改正前租税特別措置法37条ノ11）、譲渡益の割合が大きい場合に税負担が軽くなる可能性があるということから、株式公開前のベンチャー企業など多くの会社により利用されていた。この新株引受権付社債利用方式によると、役員・従業員に支給した新株引受権対価が報酬費用として即時計上され、同時に新株引受権の行使部分が仮勘定としての負債計上されることになる。

第3節 自己株式方式

1997年の商法改正により、取締役または使用人を対象とする自己株式方式と新株引受権方式のストック・オプション制度が導入された。そして、自己株式方式を導入するため自己株式取得禁止規制の緩和を行った¹⁷¹。ここで、自己株式方式のストック・オプションとは、正当な理由があるときに、会社があらかじめ自己株式を取得しておいて（取得株式の総数は新株引受権方式によるオプションの付与分と併せて発行済株式総数の10%以内である）、会社の特定の取締役または使用人が、あらかじめ定められた価額で、あらかじめ定め

¹⁷⁰ 詳しくは千葉[1997]を参照。

¹⁷¹ 1994年の商法改正では、経済界からの自己株式取得規制緩和の要望に応えるかたちで、自己株式取得規制が緩和された。この改正商法は、自己株式取得を禁止するという原則はそのまま維持するが、例外的に取得を許容するというものであった。ここでは、自己株式取得を許容することで生じる弊害を防止するために、消却型の場合は財源規制による資本維持の原則を図ることによって、保有・処分型の場合は取得事由を限定するとともに、その数量、保有期間に関しても限定している。後者はその処分の場面で実質的に新株発行と同様の効果が生じるからである。しかし、1997年の改正商法および同年株式消却特例法は、これに加え、ストック・オプション制度のための自己株式の取得と、公開会社に限り株式消却のための自己株式取得手続の緩和がなされた。

られた価額で、あらかじめ定められた期間内（限度は10年）に、会社からその会社の株式を取得する権利をいう。

企業側はストック・オプションの付与対象者の氏名、譲渡する株式の種類・数、譲渡価格および権利行使期間等につき、定時株主総会の決議をしなければならない。自己株式取得の方法としては、市場買付と公開買付の両方が認められていた。公開買付の場合は一般の公開買付に応じて適時開示を行わなければならない、市場買付の場合は、買付開始後ほぼ1ヶ月に一度のペースで買付状況を開示しなければならない。

なお、権利行使期間が満了しても、すべてのストック・オプションが行使されず、付与企業の保有する自己株式がそのまま残ることがある。このような場合、当該企業は「相当の時期」に株式の処分をしなければならない。そのため、損失計上を余儀なくされる可能性がある。

また、記述とおり、日本にはストック・オプションの会計規定はなく、従来の実務¹⁷²においてはその取得・処分の場面で、資産としての自己株式の売買取引が行われていただけであり、自己株式売却損益は配当可能利益の算定にも含まれていた。

自己株式方式の実施には、剰余金の貯蓄があり、かつ、現預金等が十分にあることが前提になる。他方、この方式によれば、ストック・オプション付与に伴う発行済株式数の増加を抑えることができる。したがって、自己株式方式は、原則として大会社に適した方法であったと考えられる。

第4節 新株引受権方式

1997年の商法改正により、自己株式方式と同時に新株引受権方式のストック・オプションも認められた。ここで、新株引受権方式のストック・オプションとは、定款にその旨があり（この定めは、株式申込書に記載することを要し、登記しなければならない）、かつ、正当な理由があるときに、取締役または使用人の請求により、会社が新株引受権を付与するものである。

また、新株引受権を付与する役職員の氏名、新株引受権の目的である株式の額面・無額面の別、種類、数および発行価額、新株引受権の行使期間ならびに条件について、株主総会の特別決議が必要となる。ここで、新株引受権の目的である株式の総数は、オプション未行使分相当の株式数および自己株式方式によるオプション付与分に相当する株式数を合わせて発行済み株式総数の10%以内でなければならない。権利行使期間は、決議の日から10年以内とされている。また、株主総会は臨時株主総会でもかまわない。なお、この新株引受権は、譲渡禁止とされている。新株引受権付与の株主総会決議があった場合には、引受権の行使により、発行すべき株式の登記を行う必要がある。また、権利行使により株式

¹⁷² これは日本公認会計士協会制度委員会・委員会報告第2号「自己株式の会計処理及び表示」（最終改正平成12年3月31日）の内容を指す。

が発行された場合には、発行すべき株式数が減少する一方、発行済株式総数が増加するので変更の登記も必要となる。

新株引受権方式の場合、最終的に資本金・株式数の増加が想定されるため、規模拡大を望む企業に適した方式であったと考えられる。

第5節 会計処理例

以上で、従来のストック・オプション制度の概要を述べたが、ここではそれぞれの会計処理例をあげることにする。

5-1 新株引受権付社債利用方式¹⁷³

A社は年限6年の新株引受権付社債を以下の条件で発行した。

- ・発行総額 額面 100万円×10
- ・発行価額 100円につき 105円
(このうち社債の発行価額が95円、新株引受権の発行価額が10円とする。)
- ・1新株引受権当たりの割り当て金額 100万円
- ・権利行使価格 100万円(1株当たり発行時の株価100円)
- ・権利行使に発行価額中、半分を資本に組み入れない。

そして、当該ストック・オプションは3年後に株価が150円に上昇した時点で全10単位(1単位10,000株)行使されたとする。

[新株引受権付社債の発行]

現金	1,050万円	新株引受権付社債	1,000万円
社債発行差金	50万円	新株引受権	100万円
		(仮勘定としての負債)	

[新株引受権の買い戻し]

新株引受権	100万円	現金	100万円
-------	-------	----	-------

[新株引受権(ストック・オプション)の支給]

報酬費用	100万円	新株引受権	100万円
------	-------	-------	-------

¹⁷³ 與三野[2002]、35-36頁参照。

[新株引受権（ストック・オプション）の行使]

現 金	1,000 万円	資 本 金	500 万円
		資 本 準 備 金	500 万円
新 株 引 受 権	100 万円	資 本 準 備 金	100 万円

（仮勘定としての負債）

以上のように、新株引受権付社債利用方式によると、市場における他の類似条件の公募価格を参考として決定された新株引受権の価額、つまりストック・オプションの権利付与日のストック・オプション（新株引受権）の公正価値で報酬費用が測定され、それが権利付与日に即時費用化されることとなる。

5-2 自己株式方式

A社は年限10年の自己株式方式のストック・オプションを以下の条件で発行した¹⁷⁴。

- ・発行総数 10 単位
- ・1 単位の割当株式数 10,000 株
- ・権利行使価格 100 万円（1 株当たり発行時の株価 100 円）
- ・権利行使停止期間 2 年

そして、A社は3ヶ月後のa.株価98円、b.株価105円のとときにストック・オプションの行使に供えて自社株を100,000株取得した。そして当該ストック・オプションは3年後に株価が150円に上昇した時点で全10単位行使されたとする。

[権利付与時]

仕訳なし

[a.3ヶ月後の自社株取得時(株価98円)]

自 己 株 式	980 万円	現 金	980 万円
(固定資産)			

[b.3ヶ月後の自社株取得時(株価105円)]

自 己 株 式	1,050 万円	現 金	1,050 万円
(固定資産)			

¹⁷⁴與三野[2002]、37-41 頁参照。

[a.3 カ月後の権利行使による自社株譲渡時（株価 98 円）]

現金	1,000 万円	自己株式	980 万円
		自己株式売却益	20 万円
		(営業外収益)	

[b.3 カ月後の権利行使による自社株譲渡時（株価 105 円）]

現金	1,000 万円	自己株式	1,050 万円
自己株式売却損	50 万円		

2001 年改正前の「株式会社の貸借対照表、損益計算書、営業報告書及び付属明細書に関する規則」では、借方項目であるストック・オプション目的のために取得した自己株式については、投資等の部に計上することを定めていた。しかし、法的な見地からも、1997 年の商法改正において、ストック・オプション目的による自己株式に対する配当は明文で排除されている等、従来の日本の自己株式を資産とする論拠の説得力には疑問があったと同時に、「会計学的見地からは、自己株式を資産と見るのは論理的ではない。すでに米国では 20 世紀の初頭にそうした『資産説』は淘汰された。株式の発行が資本金を含む払込資本を増加させるのに対し、その反対取引である自己株式の取得が資産をもたらすとするのは、非対称的であり、論理的に一貫しないからである」¹⁷⁵。よって、借方項目である自己株式を資産とするのはよくないが、当該自己株式を払込資本の減少としたとしても、それはあくまでも将来のオプション行使に備えた自己株式の取得に関する会計処理が改善されたに過ぎないといえる。なお、ここでは自己株式方式に基づく取締役・使用人への権利付与契約は会計上何ら認識・測定されていないことに注意しなければならない。

5-3 新株引受権方式

A 社は年限 10 年の新株引受権方式のストック・オプションを以下の条件で発行した¹⁷⁶。

- ・支給総数 10 単位
- ・1 単位の割当株式数 10,000 株
- ・権利行使価格 100 万円（1 株当たり発行時の株価 100 円）
- ・権利行使停止期間 2 年
- ・権利行使時に発行価額中、半分を資本に組み入れない。

そして当該ストック・オプションは 3 年後に株価が 150 円に上昇した時点で全 10 単位権利行使の請求があったとする。

¹⁷⁵ 伊藤[1997b]、22 頁。

¹⁷⁶ 與三野[2002]、42 頁参照。

[権利付与時]

仕訳なし

[3年後の権利行使請求時]

現金	1,000万円	資本金	500万円
		資本準備金	500万円

ここでは、新株引受権付社債利用方式と同様に、新株引受権の付与および権利行使が行われているが、この新株引受権方式に基づく取締役・使用人への権利付与契約は会計上何ら認識・測定されず、新株引受権付社債利用方式の会計処理とは対照的なものとなっている。新株引受権方式では、権利付与時に何ら現金の動きを伴わない。しかし、ここでは将来株価が上昇した時に市場価格より低い価格で自社株を発行する義務を伴うストック・オプション付与契約は何ら会計処理されない結果となっており、財務諸表上にはその経済的実態が反映されることはない。

図表3-1 自己株式方式と新株引受権方式の比較表

		自己株式方式(改正前商法210条ノ2第2項3号)	新株引受権方式(改正前商法280条ノ19第1項)
施行日		1997年6月1日	1997年10月1日
対象者		取締役または使用人	
発行の上限		配当可能利益の範囲内	—
数量規制		発行済株式総数の10分の1以内	
権利行使期間		総会決議後10年以内	
手 続 き	株主総会決議	定時株主総会の普通決議(公開企業) 定時株主総会の特別決議(未公開企業)	株主総会の特別決議
	総会決議内容	①取締役・使用人の氏名 ②株式の種類(新株引受権方式の場合は額面・無額面の別も) ③株式数 ④譲渡価格(新株引受権方式の場合は発行価格) ⑤権利行使期間 ⑥売主(自己株式方式の未公開企業) ⑦他の株主より売却請求が出された場合にはその諾否(自己株式方式の未公開企業)	
	取締役会決議	必要	必要
実 行	権利行使対象	旧株	新株
	権利付与期間	決議後最初の決算期に関する定時株主総会終結のときまで	株主総会の特別決議から1年以内
	自己株式処分	権利行使期間内に譲渡しなかった株式については相当の時期に処分	—
商業登記		不要	必要
財務への影響		自己資本、発行済株式数に変化なし	権利行使により自己資本および発行済株式数が増加
会社側費用		付与時から行使時までの間の自社株式保有コスト	当初資金手当不要。行使時に新株発行費用
リスク		①行使されなかった場合、売却時に売却差損が出る可能性 ②保有株式の評価損	潜在株式による希薄化等をもたらす株価等への影響
経理処理への影響		自己株式保有の会計処理	資本増加、配当金増加
財務諸表		取得した自己株式は固定資産の投資等の部に他の株式と区別して記載	貸借対照表の脚注表示
持株比率		売買に参加した参加者だけが持株比率に影響がでる	権利行使により株式の希薄化
株式市場への影響		自己株式取得によりいったん流通株は減少。ただしオプション行使後の売却により、流通株式数は増加。	権利行使後の売却で流通株数が増加
その他		自己株式取得の方法は市場買付または公開買付(公開会社)、相対取引(未公開会社)	新株引受権は譲渡不可。新株引受権は登記が必要
併用は不可			

(出所) 柴[1999]、93頁を加筆修正。

第6節 新株予約権制度の創設

6-1 新株予約権によるストック・オプション

2001年11月の商法改正により、商法上のストック・オプション制度は新株予約権という新しい概念のもと、それまでの自己株式方式と新株引受権方式を統合した制度として再構築されることとなった。

新株予約権とは、これを有する新株予約権者が発行会社に対してこれを行使したとき、発行会社が新株予約権者に対して新株を発行し、またこれに代えて企業の有する自己株式を移転する義務を負うというものである。

新株予約権の行使に対して、ストック・オプションの付与企業は新株を発行することも、これに代えて保有する自己株式を移転することもできる。したがって、新株予約権によるストック・オプション制度の下では、権利行使に応じて譲渡するための株式を予め、自己株式取得により調達しておくケースと、権利行使に応じて新株発行で手当てするケースの両方が想定されることになる。

新株予約権自体は、原則として取締役会により発行することが可能である。しかし、ストック・オプションとして付与する場合は、新株予約権を無償発行するものと位置付けられるため、新株予約権の有利発行に該当すると一般に解されている。その結果、株主総会において、「特に有利なる条件をもって新株予約権を発行することを必要とする理由」を開示した上で、いくつかの事項について特別決議が必要であるとされている（図表3-2）。

図表 3 - 2 新株予約権の有利発行規定

		新株予約権の有利発行規定	
		新株予約権の有利発行規定	権利行使時に新株を発行する場合
定款の定め		不要	
対象者		制限なし	
自己株式で代用の場合の取得規制	配当可能利益の限度内。ただし、期末に資本の欠損が生じるおそれがあるときは取得不可。		—
数量規制		なし	
権利行使期間		制限なし	
手 続 き	株主総会決議	株主総会の特別決議	
	総会決議内容	①新株予約権の目的となる株式の種類、数 ②複数の新株予約権に分割して発行するときは、発行する新株予約権の総数 ③権利行使価格 ④権利行使期間 ⑤その他の権利行使条件 ⑥新株予約権の消却事由および消却条件 ⑦新株予約権につき譲渡制限を設ける場合にはその旨 ⑧新株予約権の譲渡につき取締役会の承認を要するものとするときは、その旨。 ⑨各新株引受権の最低発行価額(無償で発行するときはその旨)	
実 行	権利付与期間	株主総会の特別決議から1年以内	
	自己株式処分 商業登記	新株発行手続の準用	— 必要
	財務への影響	自己資本、発行済株式数に変化なし	権利行使により自己資本および発行済株式数が増加
	株式の希薄化	なし	あり
	その他	自己株式取得の方法は市場買付、公開買付、相対取引(公開会社)、相対取引(未公開会社)	—

(出所) 與三野[2002]、44-45 頁を加筆修正。

6 - 2 新株予約権制度下でのストック・オプションの会計処理

日本においてストック・オプション目的の新株予約権の会計処理については、当時準拠すべき包括的な会計基準は設定されていなかった。ここで当時、新株予約権についての実務上の取扱いを規定していた実務対応報告第 1 号「新株予約権及び新株予約権付社債の会計処理に関する実務上の取扱い」においては、当面の会計処理として、ストック・オプション目的の新株予約権についても、他の新株予約権と同様に商法上の発行価額により負債の部に計上するとされていた。よって、無償で付与されるストック・オプション目的の新株予約権の場合には、負債はゼロと測定されるので、負債も費用も認識されないこととなる。前述の自己株式、新株引受権方式の会計処理と同様に、ストック・オプション付与契約時には、会計上何ら認識・測定がされず、以下で述べるが、新株予約権者の権利行使時に、会社が新株を発行するか、保有する自己株式を移転するかにより、権利行使時に新株発行の会計処理を行うか、自己株式の再売却の会計処理を行うかの違いがあるに過ぎない。

(1) 権利行使時に新株発行を行うケース

実務対応報告第 1 号では、「新株予約権の発行価額は負債の部に計上し、権利が行使されたときは資本金及び資本剰余金に振替え、権利が行使されずに権利行使期間が到来したときは利益として処理する。」とされていた。また商法では、新株予約権の発行価額の払込としては役務提供を考慮せず無償による発行と整理がなされていた。よって新株予約権発行時にはその発行価額はゼロと測定されるため、何ら会計処理は行われなことになる。

また権利行使時に新株発行を行った場合の会計処理は、上記3. の新株引受権方式で示した処理と同様となる。

(2) 権利行使時に保有している自己株式を移転するケース

ASBJ では、商法上の自己株式および法定準備金等に関する規定の改正に対応するため、2002年2月21日に企業会計基準第1号「自己株式及び法定準備金の取崩等に関する会計基準（以下、自己株式等会計基準）」と企業会計基準適用指針第2号「自己株式及び法定準備金の取崩等に関する会計基準適用指針（以下、自己株式等適用指針）」を公表した。¹⁷⁷さらに、既述したように、商法上の新株予約権の単独発行規定およびその有利発行規定の創設に対応するために実務対応報告第1号を公表した。ここで実務対応報告第1号は、権利行使時に自己株式を移転する場合の会計処理は、自己株式等適用指針第8号に準拠するとしている。¹⁷⁸

以下、ストック・オプション目的の新株予約権の付与に伴う自己株式の取得および再売却の会計処理が、自己株式等会計基準および適用指針に従うと、どのように処理されるのかを整理する。

[例]

A社は年限10年の新株引受権をストック・オプション目的で無償で以下の条件で発行した¹⁷⁹。

- ・発行総数 10単位
- ・1単位の割当株式数 10,000株
- ・権利行使価格 100万円（1株当たり発行時の株価100円）
- ・権利行使停止期間 2年

[権利付与時]

仕訳なし

[3ヶ月後の自社株取得時（株価98円）]

自己株式	980万円	現金	980万円
（資本の部の控除）			

¹⁷⁷ 與三野[2002]、49頁。

¹⁷⁸ 自己株式等適用指針第8項では次のように規定されている。

「新株予約権の行使に伴い保有する自己株式を新株予約権者に交付する場合の自己株式処分差額の会計処理は、新株発行の手続きを準用して自己株式を処分する場合の自己株式処分差額の会計処理と同様に扱う。なお、自己株式処分差額を計算する際の自己株式処分の対価は、新株予約権の行使の際の払込額と新株予約権の発行価額の合計額とする。」

¹⁷⁹ 與三野[2002]、50頁参照。

[3ヵ月後の自社株取得時（株価 105 円）]

自己株式	1,050 万円	現金	1,050 万円
(資本の部の控除)			

[3年後の権利行使による自社株譲渡時（自社株の取得単価が 98 円）]

現金	1,000 万円	自己株式	980 万円
		自己株式処分差益	20 万円
(その他資本剰余金)			

[3年後の権利行使による自社株譲渡時（自社株の取得単価が 105 円）]

現金	1,000 万円	自己株式	1,050 万円
自己株式処分差損	50 万円		
(その他資本剰余金)			

ここで、自己株式の取得を資本の控除として扱う理由は、自己株式取得は株主との間の資本取引であり、会社所有者に対する会社財産の払戻しの性格を持つからである。さらに自己株式を資本の控除とする場合の会計処理は、①自己株式の保有は処分または消却までの暫定的な状態であり、自己株式を取得したのみでは発行済株式総数が減少する訳ではない、という点に着目し、取得原価で一括して資本の部全体の控除項目とする方法と、②自己株式の取得は自己株式の消却に類似する行為であり、少なくとも自己株式を取得した時点で社外株式総数が減少する、という点に着目して、資本の部の構成要素に配分して間接控除または直接減額する方法が考えられる¹⁸⁰。自己株式等会計基準では、前者の論拠を重視し、取得原価で一括して資本の部全体の控除項目とする方法を採用している。

自己株式等会計基準では、自己株式の処分が新株の発行と同様の経済的実体を有する点に着目し、その処分差益も株主からの追加払込資本としての性格を有すると考え、これを資本剰余金として会計処理することとしている。ここで表示科目は、資本準備金が新株発行時の払込剰余金が表示されている科目であるので性格が近いといえるが、商法上は資本準備金の積立要件が限定列挙であると解されるので計上できない。そのために、新設されたその他資本剰余金を計上することとしている。そして、この自己株式等会計基準の公表を受け、商法上公正な会計慣行を斟酌するとされていることから、従来の計算書類規則を包摂するかたちで新たに制定された商法施行規則においても、自己株式処分差益はその他資本剰余金として表示する旨が明記された。

一方、自己株式処分差損については、自己株式の取得と処分を一連の取引と見た場合、資本の部からの分配の性格を有する。この分配については、①払込資本の払戻しと同様の性格を持つものとして資本剰余金の減少と考えるべきであるとの見解と、②株主に対する

¹⁸⁰ 與三野[2002]、51 頁。

会社財産の分配という点で利益配当と同様の性格であると考え、利益剰余金の減少と考えるべきとの見解がある。自己株式等会計基準では、自己株式の処分が新株の発行と同様の経済的実態を有する点を重視し、資本取引により利益剰余金を増減させるべきではないという考えの下、資本剰余金を減少させることとしている。このとき、減少させる科目としては、資本準備金からの減額が商法上の制約を受けるため、その他資本剰余金からの減額が適切であるとされる。なお、減額しきれない場合には、利益剰余金のうち当期末処分利益から減額、または当期末処理損失を増額するとされる。なお、処分差益と処分差損は同一会計年度内に反復的に起こりうるため、自己株式処分差益と自己株式処分差損は、会計年度内で相殺したうえで処理することとされている。

第7節 ASBJによるストック・オプション等に関する会計基準

7-1 基準設定までの経緯

ASBJは2004年12月28日、ストック・オプションを費用に計上する企業会計基準公開草案第3号「ストック・オプション等に関する会計基準（案）」を公表し、その後2005年10月に企業会計基準公開草案第11号「ストック・オプションに関する会計基準（案）」および企業会計基準適用指針公開草案第14号「ストック・オプション等に関する会計基準の適用指針（案）」を公表、同12月27日に企業会計基準第8号「ストック・オプション等に関する会計基準」（以下、会計基準）及び企業会計基準適用指針第11号「ストック・オプション等に関する会計基準の適用指針」（以下、適用指針）を公表した。

前述のとおり、日本においてストック・オプション制度が一般的に導入されたのは、1997年の商法改正においてであるが、その後2001年の商法改正における新株予約権制度の導入により、付与株式数の制限の撤廃等の規定緩和が行われたことにより、利用が活発化した。また、国際的にもストック・オプションに関する会計基準への取り組みが進んだことから、このようにストック・オプションの会計処理の基準が設けられるようになった。

これにより、企業がストック・オプションを役員および従業員に対し付与する場合に、当該役員等から受けるサービスは、その取得に応じて費用認識し、これに対応する金額を新株予約権として貸借対照表の純資産の部に計上しなければならないこととなった。

7-2 基準設定に至る背景

会計基準が設定されるまで、日本では、ストック・オプションについての特別な基準は存在しなかった。ストック・オプション制度自体は、1997年の商法改正により一般的に導入されたが、制度としてはまだ始まったばかりで、ストック・オプションの会計基準開発の必要性はそれほど高くはなかったからであると考えられる。

その後、2001年の商法改正において、新株予約権制度が導入された。これにより、商法上、ストック・オプションは新株予約権の付与の一形態として整理され、付与株式数の制限が撤廃される、株主総会における付与対象者の確定が不要になる等、規制緩和が進み、

使用が容易になった。

このようなことから、ストック・オプションの会計基準の必要性が徐々に高まったが¹⁸¹、ASBJはまず、商法改正の施行前である2002年3月に、現行の会計基準等を前提とした当面の取り扱いを示す実務対応報告第1号「新株予約権及び新株予約権付社債の会計処理に関する実務上の取扱い」を公表した。

国際的に議論されているストック・オプションの費用を公正価値により認識することになれば、ストック・オプション制度の活用が比較的進んでいる新興企業に対し多大な影響を与え、経済活性化の障害となりかねない。また、当時は国際的にも公正価値による費用認識は必ずしも強制とされていなかったもので、日本で先行して公正価値による費用認識を強制すれば、日本企業が国際競争上不利となったであろう。

このような理由から、産業界は公正価値によるストック・オプションの費用認識を強制する会計基準の作成に反対を表明した¹⁸²。このように当時は、会計基準の導入にあたっての環境整備が十分になされているとは言えない状況であったのである。

その後の2002年6月に、ASBJはストック・オプションの会計基準の検討に着手した。また、金融庁も同年8月に「証券市場の改革促進プログラム¹⁸³」を公表し、投資家の信頼が得られる市場の確立、つまり市場の公正性・透明性の確保のためには、会計・監査の充実強化が必要であるとし、その為の措置の一つとして、ストック・オプションの会計処理の明確化を掲げ、ASBJに早期の基準開発を要請した。

これらの動きの背景には、米国の会計不祥事から生じた国際的なストック・オプションの会計基準見直しという動きがあり、これを契機に日本もストック・オプションの会計基準導入にむけ議論が進められてきたのである。

7-3 会計基準の概要

7-3-1 ストック・オプションの定義

会計基準でいう「ストック・オプション」とは、「自己株式オプション」のうち、特に企業がその従業員等に、報酬として付与するものをいう¹⁸⁴。「自己株式オプション」とは、自社の株式を原資産とするコール・オプションをいい、新株予約権はこれに該当する¹⁸⁵。

なお、上述にある「従業員等」及び「報酬」については会計基準において、以下のよう

に定義されている。

¹⁸¹ 財務会計基準機構にあるテーマ協議会もストック・オプション会計は、緊急性の高いテーマであることから議題に加えるべきであるとASBJに提言している（2001年11月12日「提案書」）財務会計基準機構HP：<http://www.fasf.jp/> 参照。

¹⁸² 経済団体連合会による意見書「企業会計制度に関する提言（2001年3月27日）」を参照。（経済団体連合会HP：<http://www.keidanren.or.jp/japanese/policy/2001/013/index.html>）

¹⁸³ 金融庁HP：<http://www.fsa.go.jp/news/newsj/14/syouken/f-20020806-2.html> 参照。

¹⁸⁴ 企業会計基準委員会[2005b]、2項（2）。

¹⁸⁵ 企業会計基準委員会[2005b]、2項（1）。

執行役並びにこれに準ずる者をいう¹⁸⁶。

「報酬」：企業が従業員等から受けた労働や業務施行等のサービスの対価として従業員等に給付されるものをいう¹⁸⁷。

7-3-2 会計基準の適用範囲

会計基準は企業がその従業員等に対しストック・オプションを付与する取引を対象としているが、それ以外の取引も対象としている。具体的には、以下の取引に対してこの会計基準が適用される¹⁸⁸。

- ①企業がその従業員等に対しストック・オプションを付与する取引。
- ②企業が財貨またはサービスの取得において、対価として自社株式オプションを付与する取引であって、①以外のもの。
- ③企業が財貨またはサービスの取得において、対価として自社の株式を交付する取引。

なお、②または③に該当する取引であっても、企業結合に係る会計基準等、他の会計基準の範囲に含まれる取引については、会計基準は適用されない¹⁸⁹。

また、親会社の子会社の従業員等に、親会社株式を原資産として株式オプションを付与する取引についても、会計基準は適用範囲となる。これは、親会社の子会社の従業員等に自社株式オプションを付与するのは、子会社の従業員等に対し、親会社自身の子会社に対する投資価値を結果的に高めるようなサービス提供を期待しているためと考え¹⁹⁰、このような取引にも対価性を認めることができ、上記②の取引に該当するものとしている。

7-3-3. 従業員等に付与するストック・オプションに関する会計処理の基本的考え方

会計基準の適用範囲の中心的なものは上記①の取引であり、これについては、(a) 権利確定日以前、(b) 権利確定日以後、の2つに分けて会計基準では会計処理を定めている。

具体的には、(a) 主にストック・オプションの公正な評価額に基づいて費用に計上する会計処理、(b) 主にストック・オプションの権利行使をした場合及び権利不行使等による失効に関する会計処理、を定めている。

また、ストック・オプションの権利確定には付与と同時に権利確定するといった単純な条件は少なく¹⁹¹、通常は一定の条件が付されている。会計基準では、当該権利確定についての条件として、「勤務条件」や「業績条件」を例示し、以下のように定義している。

「勤務条件」：ストック・オプションのうち、条件付きのものにおいて、従業員等の一定期間の勤務や業務執行に基づく条件をいう¹⁹²。

「業績条件」：ストック・オプションのうち、条件付きのものにおいて、一定の業績（株価

¹⁸⁶ 企業会計基準委員会[2005c]、2項(3)。

¹⁸⁷ 企業会計基準委員会[2005c]、2項(4)。

¹⁸⁸ 企業会計基準委員会[2005c]、3項。

¹⁸⁹ 企業会計基準委員会[2005c]、3項。

¹⁹⁰ 企業会計基準委員会[2005c]、24項。

¹⁹¹ 財務会計基準機構[2003c¥b]、26-27頁参照。

¹⁹² 企業会計基準委員会[2005c]、2項(10)。

を含む。)の達成または不達成に基づく条件をいう¹⁹³。

(a) 権利確定日以前の会計処理

ストック・オプションを付与した企業が従業員等から取得するサービスは、その取得に応じて費用として計上し、対応する金額を、ストック・オプションの権利行使または失効が確定するまでの間、貸借対照表の純資産の部に新株予約権として計上する¹⁹⁴。各会計期間における費用計上額は、ストック・オプションの公正な評価額のうち、対象勤務期間を基礎とする方法その他の合理的な方法に基づき当期に発生したと認められる額であり¹⁹⁵、費用総額は、ストック・オプションの公正評価総額と一致する。

ここでいう公正な評価額とは、オプション価格算定モデルを用いて算出した公正な評価単価にストック・オプション数を乗じて算定する。ここで公正な評価単価の算定に利用するオプション価格算定モデルとは、「ストック・オプションの市場取引において、一定の能力を有する独立第三者間で自発的に形成されると考えられる合理的な価格を見積もるためのモデルであり、市場関係者の中で広く受け入れられているものをいい、例えば、ブラック＝ショールズ・モデルや二項モデル等が考えられる¹⁹⁶」としている。

なお、公正な評価額については、会計基準における大きな論点の一つであり、詳しくは後の章で詳しく整理することとする。

(b) 権利確定日後の会計処理

ストック・オプションの権利行使により、新株を発行した場合には、新株予約権として計上した額のうち、当該権利行使に対応する部分を払込資本に振り替える¹⁹⁷。

なお、新株予約権の行使に伴い、当該企業が自己株式を処分した場合は、自己株式の取得原価と、新株予約権の帳簿価額及び権利行使に伴う払込金額の合計額との差額は、自己株式処分差額であり、2006年12月改正の企業会計基準第1号「自己株式及び準備金の額の減少等に関する会計基準」9項、10項、12項に従い会計処理を行う¹⁹⁸。

また、権利確定日後ではストック・オプションが失効する場合がある。失効とはストック・オプションが付与されたものの、権利行使されないことが確定することをいう¹⁹⁹。失効には権利確定条件が達成されなかったことによる権利不確定による失効と、権利行使期間中に行使されなかったことによる権利不行使による失効の2つがある。

失効が生じた場合、当該失効が確定した期に、新株予約権として計上した額のうち、当

¹⁹³ 企業会計基準委員会[2005c]、2項(11)。

¹⁹⁴ 企業会計基準委員会[2005c]、4項。

¹⁹⁵ 企業会計基準委員会[2005c]、5項。

¹⁹⁶ 企業会計基準委員会[2005c]、48項。

¹⁹⁷ 企業会計基準委員会[2005c]、8項。

¹⁹⁸ 企業会計基準委員会[2005c]、8項。自己株式処分差益の場合、その他資本剰余金に経常する。また、自己株式処分差損の場合、その他資本剰余金から減額する。この会計処理の結果、その他資本剰余金残高がマイナスとなった場合、会計期末において、その他資本剰余金を0とし、当該マイナスの額をその他利益剰余金から減額することとなる。

¹⁹⁹ 企業会計基準委員会[2005c]、2項(13)。

該失効に対応する部分を原則として「新株予約権戻入益」等の勘定名で利益に計上する。これは、ワラントや新株予約権の会計処理等に関する既存の会計基準では、これらが失効した場合に、対応する部分を利益に計上することを求めていた²⁰⁰ことから、この処理との整合性を確保したものによる²⁰¹。

第8節 おわりに

本章では、日本におけるストック・オプション会計の変遷を時系列にまとめてきた。

2001年に新株予約権制度が導入されたことで、ストック・オプション制度を実施する企業が増加し、ストック・オプションという制度が日本企業にも定着し始めた。しかし、当時はストック・オプションに関する包括的な会計基準が存在していなかったため、多くの企業が商法や税法の要件を満たすことを念頭に置き、制度設計をしていた²⁰²。

しかし国際的な流れに乗り、日本でも2005年に会計基準及び適用指針が公表され、今まで財務諸表上に表示されなかったストック・オプションの実態が現れることとなり、財務報告の透明化が図られた。この基準設定は米国で生じた会計不正事件を契機としたものであるが、日本においてストック・オプションが定着し、制度採用の手続きが容易となったことで、ストック・オプションの採用企業が今後増加すると考えられる時期に早急にこの会計基準を導入したことは、米国と同じような大きな会計不正事件が日本でも起こるかもしれない可能性を小さくしたといえよう。

現在、日本基準は国際的な基準とほぼ同様のものとなっている。しかし、後の章でも取り上げるが、相違もいくつか見られる。コンバージェンスではなく、アドプションの方向に向かう今、それぞれの国の異なる経済状況も踏まえたうえで、これらの相違をいかに解消していくか、慎重に検討すべきである。

²⁰⁰ 企業会計審議会[1999]、6項一1(1)

²⁰¹ 企業会計基準委員会[2005c]、42項。

²⁰² 財務会計基準機構[2003b]、18-19頁参照。

第4章 スtock・オプション会計基準の国際的収斂における相違点

第1節 はじめに

日本企業による事業展開が国際化するとともに、利害関係者は多様になり、かつ世界中に存在するようになってきている。また、証券市場のグローバル化に伴い、企業は国際的な会計基準により財務諸表を作成することを求められるようになってきた。その結果、日本においても会計基準の国際的収斂が必要とされるに至り、会計ビッグバンが起こった。

現在、Stock・オプションの会計基準は日本基準、米国基準、国際基準を通じて費用計上を義務付けるという点でほぼ同一の内容に収斂されている。しかし、一部取扱いが異なる点がある。本章ではStock・オプションにおける会計基準の国際的収斂への動きの中、日本基準、米国基準、国際基準の異同について焦点を当てる²⁰³。

以下、本章では企業会計基準委員会 (Accounting Standards Board of Japan、以下 ASBJ) より公表された日本の企業会計基準等、米国財務会計基準審議会 (Financial Accounting Standards Board : 以下、FASB) より公表された米国基準、そして国際会計基準審議会 (International Accounting Standards Board : 以下、IASB) より公表された国際基準の比較を行うため、下記の会計基準等に言及する。

- ① 企業会計基準第8号「Stock・オプション等に関する会計基準」(以下、日本基準)
- ② 企業会計基準適用指針第11号「Stock・オプション等に関する会計基準の適用指針」(以下、適用指針)
- ③ 改訂財務会計基準書第123号 (Statement of Financial Accounting Standards No.123 (R) : *Accounting for Share-Based Compensation (revised 2004)*、以下、SFAS123 (R))
- ④ 国際財務報告基準第2号「株式報酬」(International Financial Reporting Standard No.2, *Share-based Payment* : 以下、IFRS2)

また、各国の相違点を述べた上で、欧州委員会 (European Commission : 以下、EC) による同等性評価についても言及する。

第2節 各国における相違点

2-1 Stock・オプション会計基準対象範囲

IFRS2においては、取得の対価として自社株式オプションや自社の株式を用いる取引のみならず、対価として現金を支払うものの、その金額が契約等により自社株式の市場価格と連動することとされている取引や、企業または従業員等の選択により、自社株式またはその市場価格に基づく価額に相当する現金が交付される取引についても取り扱っているも

²⁰³ 大きな相違点として貸方の区分問題があるが、これは後の章にて詳しく検証する。

のがある²⁰⁴。

SFAS123 (R) では、企業が、財貨またはサービスと交換に、最低一部が部分商品の公正価値を基礎とする金額または持分商品を発行し、決済することにより、従業員またはその他の提供者により従業員またはその他の提供者に対する負債が発生する取引も対象としている²⁰⁵。

日本基準は、日本におけるストック・オプション制度の運用実態に即して、その会計処理を明らかにすることを目的としていることから、その対象範囲を自社株式オプションや自社株式を財貨またはサービスの取得の対価とする取引に限って検討を行ったとしており、範囲が上記 IFRS2、SFAS123 (R) よりも狭くなっている。ゆえに、SFAS123 (R) では対象範囲とされているファントム・ストック等、負債が生じる取引に関しても範囲には含めていない。それについて、「企業が従業員等に付与する報酬の額や、財貨又はサービスの取得に際して付与する対価の額が、何らかの形で自社の株式の市場価格に連動するものであっても、自社株式オプションや自社の株式を用いない限り、本会計基準の適用対象とはならない。ストック・オプションに関する会計処理を取り扱っている他の国際的な会計基準においては、取得の対価として自社株式オプションや自社の株式を用いる取引のみならず、対価として現金を支払うものの、その金額が契約等により自社の株式の市場価格と連動することとされている取引や、企業又は従業員等の選択により、自社の株式又はその市場価格に基づく価額に相当する現金が交付される取引についても取り扱っているのがある。しかし、第 23 項で述べたとおり、本会計基準は、我が国におけるストック・オプション制度の運用の実態に即して、その会計処理を明らかにする必要性に 대응することを主な目的とするものであることから、自社株式オプションや自社の株式を財貨又はサービスの取得の対価とする取引に限って検討を行った。²⁰⁶」との解説がなされている。

これは、ファントム・ストックを対象としない理由を明らかにしているわけではなく、日本では、新株予約権のストック・オプションとしての利用が活発化していることを踏まえ、新株予約権を利用したストック・オプションの会計処理を明らかにすることが急務であったことから、ファントム・ストック等は対象とせずに議論した結果であるとの説明である。したがって、日本においても、ファントム・ストック等の株式連動型報酬制度が増えてきた場合、これらを対象とした会計基準もいずれ制定することが必要となるであろうと考えられる。

2-2 公正価値の算定方法

IFRS2 および SFAS123 (R) は株価条件の効果は、付与日の公正価値に影響を与え、株価条件がいつ満たされるに関係なく、必要なサービスが提供されれば、費用が計上される²⁰⁷。

²⁰⁴ IASB[2004], paras2 (a) - (c).

²⁰⁵ FASB[2004], para.10.この取引にはいわゆるファントム・ストックが該当すると考えられる。

²⁰⁶ 企業会計基準委員会[2005c]、28 項。

²⁰⁷ IASB[2004],paras19-20. FASB[2004],para.19.

つまり、IFRS2 および SFAS123 (R) では、ストック・オプションの公正な評価単価を算定する際に、株価条件が考慮に入るのである。

一方、日本基準においてストック・オプションの公正価値は「公正な評価単価×(付与数-失効の見積数)」として算定される。また、「失効の見込みについてはストック・オプション数に反映させるため、公正な評価単価の算定上は考慮しない²⁰⁸」としており、「業績条件の中には、株価を条件とするもののようなもの²⁰⁹」もあり、公正な評価単価の算定には考慮することができないとしている。

そもそも、株式オプション価格算定モデルは IFRS2 および SFAS123 (R) のように、株価条件を評価単価の算定に考慮するように設計されている²¹⁰。日本基準は、公正な評価単価の算定上、株価条件を考慮せず、失効の見積数で反映させる処理を採用しているが、この扱いは、株価条件を考慮しないため、過大に費用が計上される可能性が考えられる。なぜなら「株価を条件とするもののように、一般に、権利不確定による失効数を見積もることが困難なものが含まれている。²¹¹」、「会計処理にあたっては、ストック・オプションの権利不確定による失効数についても最善の見積りを行うことが原則であると考えられる。しかし、十分な信頼性をもって、ストック・オプションの失効数を見積ることができない場合には、見積りを行うべきではない。」²¹²と日本基準では述べているからである。つまり、株価条件による権利不確定による失効数の見積りは困難であり、十分な信頼性をもって、最善の見積ができない限りにおいて、見積を行わないこととしているのである。したがって、株価条件は原則として、費用計上の際に全く考慮されないことになるのであり、ストック・オプションの公正価値評価の手法に関しては、日本基準より IFRS2 および SFAS123 (R) の方が優れているといえるのではないだろうか。

2-3 失効による新株予約権の戻入益

IFRS2 および SFAS123 (R) では、ストック・オプションを当初から払込資本と見る考え方を採っており、権利不行使による失効があっても利益に戻し入れる処理は行わない²¹³。新株予約権は支払義務を生じさせないため、概念フレームワーク上の負債に該当せず、資本であるという考え方である。払込資本と考える場合には、利益に戻し入れる処理はあり得ないことになるのである。

一方、日本基準では、新株予約権は行使された時点で株主資本となり、それまでは株主資本としての性格が確定していないものとして、権利行使されるまでは株主資本に含めず、権利行使されずに失効した場合には株主との直接的な取引によらない純資産の増加として

²⁰⁸ 企業会計基準委員会[2005c]、6項。

²⁰⁹ 企業会計基準委員会[2005c]、51項。

²¹⁰ 詳しくは池谷誠[2005]を参照されたい。

²¹¹ 企業会計基準委員会[2005c]、51項。

²¹² 企業会計基準委員会[2005c]、52項。

²¹³ IASB[2004],paras.19-23.FASB[2004],para.29.

特別利益に新株予約権戻入益として計上するものという考え方を採っている²¹⁴。

これは、ワラントや新株予約権の会計処理等に関係する既存の会計基準では、これらが失効した場合に、対応する部分を利益に計上することを求めていたことから²¹⁵、この処理との整合性を確保したことによるものである²¹⁶。

2-4 未公開企業のストック・オプションの取り扱い

IFRS2では、公開、未公開企業にかかわらず、すべての企業でストック・オプションの公正価値による費用計上を定めている²¹⁷。これは、未公開企業であっても株価やオプション価格を入手できる類似した上場企業のデータより、予想ボラティリティが見積もることが可能であるとの考えからである。しかし、稀に信頼性を持って権利付与日に未公開企業の公正価値が測定できないことがあることを認め、そのような場合には、本源的価値による測定が適用される²¹⁸。

また、SFAS123 (R)でも、未公開企業のストック・オプションについては、公正価値による評価が原則とされている。しかし、IFRS2同様、非常に稀なケースの場合のみ例外的に本源的価値による会計処理も認めており、かつ、本源的価値による会計処理を行った場合には、毎期、継続して本源的価値を算定し再評価することが認められており、株価が上昇するほど、追加的な費用が計上されることになる²¹⁹。

一方、日本基準では、未公開企業のストック・オプションについては、ストック・オプションの公正な評価単価に代えて、単位当りの本源的価値の見積りに基づき会計処理を行うことができるものとされている²²⁰。この単位当りの本源的価値とは、算定時点においてストック・オプションが権利行使されると仮定した場合の単位あたりの価値であり、当該時点におけるストック・オプションの原資産である自己株式の評価額と行使価格との差額をさす²²¹。

この処理によると、費用計上額の算定において、付与日にストック・オプションの単位当りの本源的価値を見積り、その後は見直さないことになる²²²。したがって、付与日時点の自己株式の評価額が行使価格以下である場合には、費用計上額がゼロとなる。

このような処理を採用するまでにさまざまな議論がなされた。未公開企業については、ストック・オプションの公正な評価額について、損益計算に反映させるに足りるだけの信頼性をもって見積もることが困難な場合が多いと考えられ、未公開企業では一般投資家が

²¹⁴ 企業会計基準委員会[2005c]、9項。なお、権利不行使による失効については、IFRS2、SFAS123 (R)、日本基準ともにほぼ同様である。

²¹⁵ 企業会計審議会[1999]、6項-1 (1)。

²¹⁶ 企業会計基準委員会[2005c]、42項。

²¹⁷ IASB[2004],para.10.

²¹⁸ IASB[2004],para.24 (a) .

²¹⁹ FASB[2004],para.25.

²²⁰ 企業会計基準委員会[2005c]、13項。

²²¹ 企業会計基準委員会[2005c]、13項。

²²² 企業会計基準委員会[2005c]、13項。

関与しないことも考慮し、原則とされる公正価値による評価に代えて、単位あたりの本源的価値の見積りによることを認めることが検討された²²³。

しかし、本源的価値によった場合には、付与時にイン・ザ・マネーであった場合を除き、ストック・オプションがゼロと評価され、費用が計上されないこととなる。そこでストック・オプションの価値を本源的価値により見積もる場合は、権利行使日にいたるまで毎期その本源的価値を見直し、最終的に権利行使日において実現した価値に基づき費用を計上する方法が検討された²²⁴。

取得するサービスの価値を、契約の前提としたストック・オプションの価値で算定するという基準の考え方からすると、最終的に権利行使日における本源的価値により費用計上する方法は、付与日におけるストック・オプションの価値の代理数値と見ているということになる。しかし、付与日以降の予想しない株価変動の影響まで含めて、そのようにみなすことができるかどうか疑問視する意見が少なくなかった²²⁵。

このように、権利行使日における本源的価値を付与日におけるストック・オプションの価値の代理数値と見ることができるか否かについて評価がわかれているため、これを直ちに損益計算に反映させることは適当ではなく、付与日以降の本源的価値に関しては注記求めることが適当であると判断されたのである²²⁶。実務上は、本源的価値による会計処理を採用する方が容易であることから、この例外処理を適用することがほとんどであると考えられる。

このように、本源的価値による会計処理を採用すると、公正価値による会計処理を選択した場合と比較して、株価が上昇することを想定すると、株価上昇額を考慮する分だけ将来の費用計上額が大きくなる。本源的価値による会計処理を選択することは、費用負担が過大となり、不利な選択となる可能性もありうる。未公開企業についても公正価値評価による方法を選択する方が賢明ではないだろうか。

また、未公開企業の株価変動性の見積りについては、適切な産業セクターのヒストリカル・ボラティリティを利用して算定したオプション価値を算定することが規定されている²²⁷。

一方、日本基準では、適切な産業セクターのヒストリカル・ボラティリティを採用する考え方は示されておらず、この取り扱いも、各国の相違点となっている。

第3節 欧州委員会と国際会計基準との同等性評価

以上、IFRS2、SFAS123 (R) および日本基準におけるストック・オプション会計基準に

²²³ 企業会計基準委員会[2005c]、60項。

²²⁴ 企業会計基準委員会[2005c]、61項。

²²⁵ 企業会計基準委員会[2005c]、62項。

²²⁶ 企業会計基準委員会[2005c]、63項。

²²⁷ IASB[2004], para.23. FASB[2004],para.23.

おける相違点を整理した。ここで、日本基準がストック・オプションの費用計上を義務付けるに至った背景の一つとして、「2009年問題」を述べる。

これまで日本企業が欧州市場で資金調達する場合、日本基準により作成された財務諸表でも認められていたが、2009年以降は、ECによる同等性評価の結果により必要とされれば、日本企業に国際会計基準による財務諸表の作成または追加開示が要求されることとされた。これが「2009年問題」である。

そのため、2005年7月にECから委任を受けた欧州証券規制当局委員会(The Committee of European Securities Regulators : 以下、CESR)が、日本基準と国際会計基準との同等性に関する検討を行い、ECに向けて「第三国の会計基準の同等性及び第三国の財務情報のエンフォースメント・メカニズムの説明に関する技術的助言 (Technical Advice on Equivalence of Certain Third Country GAAP and on Description of Certain Third Countries Mechanisms of Enforcement of Financial Information) ²²⁸」を公表した。

このような国際的状況を背景として、日本においてもCESRによる同等性評価を見据えて早期にストック・オプション会計基準を設定する必要性が生じ、2004年12月に企業会計基準公開草案第3号「ストック・オプション等に関する会計基準(案)(以下、公開草案第3号)」が公表されたのである。

こうして、公開草案第3号がCESRの同等性評価の対象となり、以下の3点において日本基準がIFRS2と異なることが指摘されたが、その補完措置としては、開示A、開示B²²⁹および補完計算書とある中の開示Aにとどまった²³⁰。その3点とは、①権利行使までの間のストック・オプションの貸方項目を負債の部と資本の部の中間項目として表示すること、②現金決済型の取引を扱っていないこと、③未公開企業の特例として本源的価値による測定が容認されていること、である。

なお、このうち①については、最終的に確定した日本基準では、負債の部と資本の部の中間項目ではなく、純資産の部の株主資本以外の項目として表示することとされており、差異が解消されている。

ストック・オプション会計基準に関する経緯を要約して示したのが図表4-1である。

²²⁸ http://www.cesr-eu.org/data/document/05_230b.pdf

²²⁹ <http://www.fsa.go.jp/inter/etc/f-20050708-1/02.pdf> (金融庁によるCESRの技術的助言のポイント)。開示Aとは、質的開示および(または)数量開示のことをいう。たとえば、①取引、事象および処理方法に関する説明、②取引、事象の認識および測定に際して使用した仮定、評価方法の説明、③資産の公正価値情報(日本基準で開示していない場合)である。一方、開示Bとは、取引・事象の影響に関する数量開示のことをいう。たとえば、利益または株主資本に関する日本基準の金額との差異についての、税効果考慮前および考慮後の数値の開示である。

²³⁰ http://www.asbj.or.jp/html/international_issue/convergence/convergence_20060131.pdf (詳しくはASBJによる「日本基準と国際会計基準とのコンバージェンスへの取組みについて-CESRの同等性評価に関する技術的助言を踏まえて-」)。

図表4-1 ストック・オプション会計基準設定までの経緯
(日本基準と国際会計基準を中心に)

年月	主体	基準設定の経緯
2000年7月	G4+1	討議資料「株式報酬の会計処理」
2002年6月	ASBJ	ストック・オプション専門委員会検討開始
2002年8月	金融庁	「証券市場の改革促進プログラム」
2002年11月	IASB	ED2「株式報酬」
2002年12月	ASBJ	「ストック・オプション会計に係る論点整理」公表
2004年2月	IASB	IFRS2「株式報酬」
2004年12月	ASBJ	企業会計基準公開草案第3号「ストック・オプション等に関する会計基準(案)」
2004年9月	ASBJ	ワーキング・グループ討議資料「財務会計の概念フレームワーク」
2005年7月	EC/CESR	「第三国の会計基準の同等生及び第三国の財務情報のエンフォースメント・メカニズムの説明に関する技術的助言」
2005年10月	ASBJ	企業会計基準公開草案第11号「ストック・オプション等に関する会計基準(案)」、企業会計基準適用指針第14号「ストック・オプション等に関する会計基準の適用指針(案)」
2005年12月	ASBJ	企業会計基準第5号「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」 企業会計基準第8号「ストック・オプション等に関する会計基準」、企業会計基準適用指針第11号「ストック・オプション等に関する会計基準の適用指針」

第4節 おわりに

本章では、IFRS2、SFAS123 (R) そして日本基準がストック・オプションの費用認識を義務付ける方向で収斂に至ったが、未だ多くの点で相違点があることを確認した。費用計上を行うという大枠での統一は果たされたものの、未だこれら取り扱いが異なる点があることから、今後会計基準のアドプションを目指すうえでさらなる問題が生じることは明らかである。

現在、IFRS2、SFAS123 (R)、そして日本基準が起用された財務諸表が開示されているが、会計処理による差が各国基準の間でどの程度生じているのか、またそれにより企業経営にどのような影響が出るのか等十分に検討し、アドプションを目指すうえで最善の処理を慎重に選択する必要がある、今後も各国基準について議論の余地がある。

第2部

ストック・オプションに関する会計問題

第5章 ストック・オプションに関する費用計上の問題

第1節 はじめに

近年、金融商品の複雑化に伴い、株式や株式オプションを用いた取引が増加している。このような背景もあり、国際的にもストック・オプションに関する会計について議論が盛んになってきた。

ストック・オプション制度は一見すると積極的に活用されるべき制度のように思われるが、近年、その活用に対して疑問の声があがっている²³¹。特に米国では、エンロン、ワールド・コム²³¹の経営破綻をきっかけに、費用計上額を抑えた利益追求型の経営に対して批判が起こった。当時、ストック・オプションは費用計上義務付けられてはおらず、ストック・オプションによって得られた経営者の高額報酬が財務諸表に反映されていないとの批判である。ストック・オプション制度を導入することにより、ストック・オプションを付与された経営者や従業員が常に株価を意識して経営を行うようになり、その結果、株主重視の経営を行うことと同時に、優秀な人材確保が可能となる。しかしその一方で、利益等の会計情報は、その時点の企業実態を出来るだけ正確に反映していることが望ましいとする観点から、財務諸表に反映されないストック・オプションの存在は、会計情報の不透明性につながりかねないとの見解もあった。また、ストック・オプション制度の導入が経営者の行動を利益追求型の経営へ誘引する等、ストック・オプション制度が経営者と株主・投資家間の利害対立を高まらせる要因となっているとの見方も少なくなかった。さらに、株価の上昇に伴って、多くのストック・オプションが権利行使された場合、発行済株式数が突然増加して、株式価値の希薄化が起こりかねないとの指摘もなされていたのである。

このような意見を受け、各国でストック・オプションを付与時に費用計上することが義務づけられることとなった。米国では財務会計基準審議会（Financial Accounting Standards Board：以下、FASB）が2004年12月に費用計上を義務付ける改訂財務会計基準第123号（Statement of Financial Accounting Standards No.123（R）：*Accounting for Share-Based Compensation (revised 2004)*：以下、SFAS123（R））を公表した。また、日本でも2005年12月に企業会計基準委員会（Accounting Standards Board of Japan、以下ASBJ）より、企業会計基準第8号「ストック・オプション等に関する会計基準」および企業会計基準適用指針第11号「ストック・オプション等に関する会計基準の適用指針」（以下、両者を合わせて新基準とする）が公表された。しかし、利益に与える影響への懸念から、企業、特に資金源の少ないベンチャー企業からは費用計上義務付けに反対する声の上

²³¹ 以下の記事を参照。「マイクロソフト ストック・オプション廃止」『日本経済新聞』2003年7月10日、「マイクロソフトの株式購入権廃止 正確な会計へ支持が相次ぐ」同、2003年7月16日、「独企業 ストック・オプション 相次ぎ廃止検討（シーメンス、ダイムラー、独テレコム）」同、2003年7月17日。

がり、ストック・オプション制度導入そのものを見直す企業も増加したのである²³²。

各国で費用認識が義務付けられたストック・オプションであるが、これらの会計基準における費用認識に問題点はないのであろうか。本章では、FASB の SFAS123 および SFAS123 (R) を中心に議論を進めることとする。

第2節 スtock・オプションの特徴と問題点

2-1 スtock・オプションの特徴

ストック・オプションとは、オプション保有者に対し、一定期間内に権利行使価格で一定数の株式を購入する権利を与える契約である²³³。ストック・オプションの保有者は、一定条件のもとでストック・オプションを付与した企業に対し、オプションを行使する権利を持ち、一方、ストック・オプションを付与した企業は、それに対し株式を発行する義務を負う。また、一定の条件が満たされなかった場合、付与されたストック・オプションは失効し、ストック・オプション保有者は利益を得ることができない。この一定条件には、一定の労働役務の提供や一定の業績達成などが含まれる。

ストック・オプションの起源は 1920 年代の米国である。1950 年代に税制上の優遇措置が採られるようになってからは急速に普及し、1990 年代では米国におけるほとんどの株式会社はストック・オプション制度を採用していた²³⁴。

この普及の背景のひとつには、ストック・オプションにはインセンティブ効果が期待されることが挙げられる。ストック・オプションは権利行使が可能となった特定期間内に株価が権利行使価格を上回っていれば、ストック・オプションの保有者は権利を行使することでその上回った分の利益を得ることができる。また、株価が権利行使価格を下回っていれば、権利を行使する必要がないので、ストック・オプションの保有者は損をすることもない。つまり、業績を表す株価に連動した形で利益を得ることができるのである。これはストック・オプションの大きな利点であり、これがストック・オプションをインセンティブ報酬と言う理由である。企業価値を高めた分だけストック・オプション保有者が得る報酬は高まるので、企業はストック・オプション制度を採用することにより、従業員や役員（以下、従業員等）と株主および投資者の利益を一致させることができるのである。

また、ストック・オプション制度は、いかなる会社財産の流出も生じないとの特徴がある。この特徴から、資金的に余裕のない企業が優秀な人材を確保するための手段として、ストック・オプション制度が採用されることが多く、賃金の流出を抑える効果が期待される。

²³² 当時の ASBJ の調査によると、日本ではストック・オプションを費用計上した場合、上場企業の税引後利益は約 2.4%減少すると試算されており、企業の会計上の利益が圧迫され、株価にも影響する懸念があるとされていた。

²³³ 柴[1999]、77 頁。

²³⁴ 野口[2004]、103 頁。

以上のように、ストック・オプション制度はインセンティブ報酬および賃金の抑制効果という点から多くの企業に採用されてきたと考えられる。しかし、ストック・オプション制度は、メリットばかりのものではなく、デメリットもある。

ストック・オプションを行使すると、発行済株式数が増加し、一株当たりの利益（以下、EPS）を減少させる。EPSは、株主および投資家が用いる重要な財務指標である。EPS減少に対する策としては、自社株を買い、発行済株式数を減少させることが考えられるが、大量の自社株を買う場合、相当量の現金が流出する²³⁵。したがって、企業における未行使のストック・オプションは、将来生じうる潜在的な現金流出額を示しているとも考えられよう。

また、ストック・オプションの行使は、権利行使価格に相当する金額のみが企業に払い込まれるので、株式の時価以下発行が生じる。権利行使価格と権利行使時点の株価の差額が大きい場合、会社による資金調達額は、通常の時価発行増資であれば得られたはずの金額よりも相当に少なくなる。したがって、ストック・オプションの権利行使にともなう時価以下発行は、既存の株主持分に価値の希薄化を生じさせることになる。

このように、ストック・オプションはメリットばかりのものではない。ストック・オプションを費用認識に反対する声は、このようなデメリットに関連したものもおおくあった。以下、費用認識の要否についての議論をまとめる。

2-2 スtock・オプション費用認識の要否

ストック・オプションの会計基準を設定するにおいて多くの会計上の問題点があった。その中でも最大の論点は、ストック・オプションの費用認識をめぐる問題であったといえよう。

ストック・オプションを付与した場合に会計上費用を認識するか否かについては見解が分かれていた。まず、費用認識を不要と考える見解の主な理由は、①ストック・オプションを付与しても会社には現金その他の会社財産の流出が生じない、②ストック・オプションの付与は付与された従業員等と既存株主とが将来の会社の株式価値の増加を分け合うことに同意するものであり、新旧株主間の富の移転に過ぎない、③ストック・オプションの価値は合理的に測定することができない、というものである。また、この他に、④財務諸表上で費用認識をしなくても、注記による開示で十分であるとの意見もあった。しかし、この意見は、ディスクロージャーはある項目に対する財務諸表上での認識に代わりうるものではないという財務会計概念書第5号（Statement of Financial Accounting Concepts No.5, *Recognition and Measurement in Financial Statements of Business Enterprises* : 以下、SFAC5）の考え方に反するものである²³⁶。

²³⁵ 大塚[2004]、14-15 頁参照。

²³⁶ FASB [1984]、平松・広瀬訳[2002]、215 頁。

「認識とは、ある項目を文字と数値の両方を用いて表現し、かつ、その項目の数値が財務諸表の合計数値の一部に含められることをいうので、財務諸表以外の他の財務報告の手段によって開示される情報は、認識とはいわない。したがって、注記もしくは財務諸表に挿

また逆に、費用認識を必要と考える見解の主な理由としては、①ストック・オプションにはそれ自体に価値がある²³⁷、②ストック・オプションは給与である²³⁸、③ストック・オプションの価値は合理的な範囲で測定可能である、といったものが挙げられる。

以下、費用認識を必要とする見解の具体的な理由について述べる。

① ストック・オプションにはそれ自体に価値がある。

企業の株式を将来の一定期間に特定の価格で購入することが出来る権利としてのオプションやワラントは、それ自体に価値がある。役員や従業員等に付与されるストック・オプションは第三者に譲渡できないとの制約があるため、一般の投資家が市場で売買するオプションよりも価値は相対的に低くなるが、価値が無くなるわけではない。役員や従業員がストック・オプションを行使して利益を得たときに、初めて当該ストック・オプションの価値を把握すべきではないかとの意見もある。しかし、市場で取引されているオプションには、行使されずに無価値となるケースが多くある。ただし、そのことはオプションの価値が権利付与時点から失効直前まで無価値であることを意味するのではなく、権利付与時点でオプションの価値は存在するはずであり、役員又は従業員が取得するストック・オプションについても、役員又は従業員がそれを行使して最終的に利益を得たかどうかにかかわらず、権利付与時点にはオプション自体に価値があるといえる。だからこそ、投資家は現金を払ってでもオプションを購入するのである。一般投資家がオプションを買うことと異なるのは、一般投資家が現金を払ってオプションを取得するのに対し、ストック・オプションの場合は、役員又は従業員は役務提供によりその権利を取得する点のみである。

② ストック・オプションは給与である。

役員又は従業員等に付与されるストック・オプションは、現金で支給される報酬と同様に給与の一構成要素であり、役員又は従業員等への給与パッケージには現金給与、健康保険負担、ストック・オプション等が含まれるが、その構成比率は、各企業により異なる。設立後間もない企業で急成長している企業や株式公開を控えている企業では、広くストック・オプションを利用していることが多く、ストック・オプションが無ければ優秀な人材も得られなかったであろうし、また現在の成功もなかったであろうと考えられる。しかし、ストック・オプションは将来の一定期間優秀な人材を企業に引き止めておくためのインセンティブであり、現金給与と同じ直接的な報酬ではないため、通常現金給与とは異なる性格を持つ。ところが、従来米国基準である、財務会計基準書第 123 号「株式を基礎とした報酬の会計」(Statement of Financial Accounting Standards No.123 : *Accounting for Stock-Based Compensation* : 以下、SFAS123) では、同じような目的で会社が負担する健康保険や生命保険が費用計上されていることから、現金で支払われる直接的報酬でないか

入する方法、補足情報またはその他の財務報告の手段によって提供されることがある財務諸表項目およびそれらの測定値に関する情報が開示されても、それは認識基準を満足する諸項目として財務諸表において認識することの代わりにはならない。」

²³⁷ FASB [1995], para.76-78.

²³⁸ FASB [1995], para.79-80.

らという理由で、費用計上を否定することはできない。また、費用とは資産の費消又は負債の発生を伴うものであるが、ストック・オプションでは資産の費消又は負債の発生を伴わないため費用計上はできないとの見解もあるが、現行の米国基準では、ストック・オプションの付与により、従業員の役務提供という資産を取得し、それと同時にその資産を費消したと考えるのが妥当であり、費用計上が行われるべきであると結論づけている。

③ スtock・オプションの価値は合理的な範囲で測定可能である。

ストック・オプションに限らず、金融のオプション取引は、米国で過去 20 年間に飛躍的に増大し、その間にオプションの公正価値を見積もるためのオプション価格算定モデル（ブラック＝ショールズ・モデル等）が開発・確立された。しかし、オプション価格算定モデルを利用してきた企業やコンサルタントの多くが、オプション価格算定モデルはストック・オプションを含む報酬パッケージの価値で企業間比較を行うには十分であるが、財務諸表への費用計上の測定に使用するには反対との意見であった。しかしながら、財務諸表において企業間の比較を可能とすることは重要な目的であり、たとえ測定方法が正確性において期待するレベルよりも低いものであったとしても、財務諸表の比較可能性を高めることが重要であると考えられる。ストック・オプションの公正価値を見積もる際の不確実性は、貸倒引当金、繰延税金資産の評価、年金債務の測定に伴う不確実性と同程度のものであり、会計上は容認できるとしている。

以上の主な 3 つの根拠によりストック・オプションは費用認識されることとなったのである。

2-3 費用認識義務化による会計上の問題点

これまで、ストック・オプションの意義と費用認識に至った議論の経緯について述べたが、ストック・オプションは報酬として付与されているという点に注意しなければならない。

ストック・オプションは、従業員等により提供された労働役務の対価、つまり報酬として取り扱われているとの見方がある²³⁹。ここから、現金による報酬支払いと同様に、提供された労働用役の費消という側面が強調されると、付与されたストック・オプションの価値は報酬費用として認識されるべきであるという主張がなされる。これとは対照的に、前述したようにストック・オプションの付与はたとえ報酬の支払いといえ、会社財産が流出することはないので、報酬費用は認識されるべきではないとの主張もある。このような主張では、ストック・オプションの付与、権利確定以後の権利行使において、何ら会社財産の流出がなく、前述したようにEPSの減少および株主持分の希薄化が生じるのみであるとの点が強調されているのである。よって、ストック・オプションを報酬とみなす場合、それを費用として認識するか否かという問題が生じる。

現金支払いによる報酬制度において、現金が労働用役の対価とされるのであるならば、ストック・オプションの制度上、労働用役と交換に付与されたストック・オプションも、

²³⁹ 財務会計基準機構[2003b]、36-37 頁。

現金による支払いの場合と同様に労働用役の対価として位置づけられるという点およびストック・オプションと交換して取得された労働用役の費消という点が強調され、費用認識されるべきであるという主張が支持されている。しかし、会社財産の流出がないにもかかわらず、ストック・オプションを費用とすることに対し、政策的な観点から、産業界から強い反発がある。

また、従業員等が報酬として付与されるストック・オプションは、ストック・オプション取引における各段階において、それぞれ解釈が異なってくる。

ストック・オプションは一般的に、付与され、権利確定し、そして権利行使を経て清算される。しかし、ストック・オプションの価値は、権利行使されるまで常に変動するので、それらの段階のいずれの時点においても一致することはない。したがって、ストック・オプションを会計上で扱う場合、どの段階の価値を費用の金額とすべきであるかが問題となる。

付与時点をストック・オプションの価値とみなす場合、それは未確定の報酬として扱われる。ストック・オプションの価値は、付与日から権利確定日の間に、ストック・オプション契約における様々な条件のうち、従業員等の権利確定条件の達成および経済環境の変化等により影響を受ける。また、権利確定日から権利行使日までには、ストック・オプションの契約における条件のうち、権利確定後のストック・オプション保有者に対する譲渡制限および経済環境の変化等により影響を受ける²⁴⁰。したがって、ストック・オプションの価値を付与日のものとする場合、付与日から権利行使日までの条件の影響および予測される経済環境の変化等をその価値に反映する必要がある。付与日時点のストック・オプションは、権利行使時点までのストック・オプション契約における条件の影響および経済環境の変化等に基づく価値変動のリスクを負い、その価値は未確定となる。

権利確定時点をストック・オプションの価値とみなす場合、従業員等への帰属が確実となった報酬が提供されたと考える。権利確定時点で見積もられるストック・オプションの価値は、付与日から権利確定日における権利確定条件の達成の度合いが反映されることになる。権利確定条件が達成された場合、従業員等の報酬の帰属は確実となるが、達成されなかった場合、ストック・オプションは失効したと見なされ、従業員等は報酬を得ることができなくなる。また、権利確定時点で見積もられるストック・オプションの価値には、権利確定日から権利行使日まで、ストック・オプション契約における条件のうち、権利確定後のストック・オプション保有者に対する譲渡制限および予測される経済環境の変化等による影響が反映されることになる。したがって、権利確定時点において、従業員等への報酬としてのストック・オプションの帰属は確定するが、その価値は依然として権利行使日までは未確定となるのである。

そして最後に、権利行使時点のストック・オプションは、いかなる条件も満たされた、または条件から解放されたといえる。また、権利行使後、ストック・オプションは清算さ

²⁴⁰ FASB[2004]、par.17.

れたことになるから、経済環境の変化等による影響からも解放され、その価値は確定することになる。したがって、従業員等が権利行使後、権利行使により得られた株式をすぐ売却した、と仮定した場合に想定される現金と、権利行使時点におけるストック・オプションの価値は、ほぼ一致すると考えられる。このような点から、権利行使時点における報酬としてのストック・オプションは、付与時点のものとは比べ、確実な価値を持っているといえよう。

このように、ストック・オプションを報酬として扱った場合でも、様々な見解があり、どの時点におけるストック・オプションの価値を費用の額として採用するかとの問題が生じるのである。

以下、この問題点を踏まえ、SFAS123 および SFAS123 (R) におけるストック・オプションについて検討する。

第3節 SFAS123・SFAS123 (R) におけるストック・オプション

3-1 費用認識問題

財務会計基準第 123 号 (Statement of Financial Accounting Standards No.123 : *Accounting for Share-Based Payment* : 以下、SFAS123) では、価値を有する持分証券と交換して受領された従業員労働用役に関連する報酬費用は、当該用役が企業の営業活動に費消されるに従って認識されるべきであるとしている。ここで、SFAS123 での費用認識の論拠は、ストック・オプションと交換される従業員労働用役という資産の受領と費消にある²⁴¹。受領される資産の種類およびその資産の取得に際して支払われる対価がいかなるものであろうと、認識された資産が費消されるなら、当然に費用は発生すると考えるのである。企業は用役を保持することができないため、ストック・オプションと交換に受領された労働用役は、他の資産の一部として資本化されない限り、一時的にしか資産の要件を満たすことができない。この場合、労働用役という資産は、会計上、受領した瞬間に費用として処理される。

SFAS123 の会計目的は、会計原則審議会意見書第 25 号「従業員に発行した株式の会計」(Accounting Principles Board Opinion No.25, *Accounting for Stock Issued to Employees* : 以下、APBO25) の適用では費用認識されないストック・オプションについて報酬費用を認識することである²⁴²。費用認識されなければ、上述したような受領された資産の費消という経済的実態が財務諸表上で反映されないことになる。このような点から SFAS123 (R) では SFAS123 において容認していた本源的価値法と公正価値法の選択適用を改め、

²⁴¹ FASB[1995]、par.30.

²⁴² APBO25 で費用認識されないストック・オプションの主なものは、固定型ストック・オプションである。これは本源的価値法の適用を受ける場合、付与日の株価以上の行使価格が設定されているため、費用計上されないのである。

非上場企業を除き公正価値法を原則適用とした²⁴³。この点から、SFAS123 および SFAS123 (R) の会計目的は、ストック・オプションに関連する報酬費用を認識し、労働用役の費消という経済的実態を反映した、適正な期間損益計算を行おうとするものであるといえる。

次に、報酬費用の認識の必要性が確認されたのであれば、当該費用の測定金額の決定とそれがどのように期間帰属するのかを検討しなければならない。SFAS123 (R) では、報酬費用の測定金額について、ストック・オプションと交換された労働用役に関連する報酬費用は、ストック・オプションの付与日における公正価値に基づいて測定されるべきであるとしている²⁴⁴。ここで注目すべきは、①ストック・オプションの公正価値を労働用役の費消部分であるとみなし、②付与日において見積もられる公正価値に基づき、当該報酬費用が測定される、という点である。

ストック・オプションの公正価値を労働用役の費消部分とする考え方は、ストック・オプションが労働用役の取得に際して支払われた対価であるとの考えに基づくものである。ストック・オプションは労働用役と交換された報酬であり、その公正な価値が労働用役の費消した金額を示す値である。これは、ストック・オプション以外の現金などの支払い手段でも一貫した考え方である。この考えの根底には、受領された労働用役そのものの価値が信頼性ある測定値として算定されることはないという前提がある。用役は無形のものであり、しかも提供されたと同時に費消されるものなので、その正確な価値を測定することは困難である。したがって、提供された労働用役の価値が、直接的に信頼性ある測定値として把握できない場合、その対価であるストック・オプションの価値を基に当該測定値を把握することになるのである。SFAS123 (R) でもこのような立場がとられており、労働用役の価値が測定可能であり、その測定値がストック・オプションの公正価値よりもより信頼性が高いものであれば、測定値としては労働用役そのものの価値が、費用の金額として採用されるとしている²⁴⁵。

報酬費用の金額が決定すると、次はそれがいつ帰属するのが問題となる。SFAS123 ではストック・オプションの公正価値は付与日に見積もられ、その金額を基礎として労働用役が提供される各会計期間に配分される²⁴⁶。労働用役の費消は労働用役が提供されるにつれて発生するものであり、SFAS123 では、このような過程のもので費用認識を行っていく。つまり、付与日においては、期間配分の対象となる公正価値の総額が見積もられ、ストック・オプション契約において要請される必要な労働用役が必要な労働用役提供期間に提供されるにつれ、各会計期間において報酬費用が認識される。またストック・オプションを持分証券と定めていることから、報酬費用の相手勘定は資本となる²⁴⁷。

このように、SFAS123 では費用認識の論拠をストック・オプションと交換される労働用

²⁴³ FASB[1995]、para.8-12.

²⁴⁴ FASB[2004]、par.16.

²⁴⁵ FASB[2004]、par.19.

²⁴⁶ FASB[1995]、par.17.

²⁴⁷ FASB[1995]、para.88-91.

役の費消という経済的実態の把握に求め、その測定金額を付与日におけるストック・オプションの公正価値により見積もり、権利確定日まで必要な労働用役が提供される各会計期間において費用認識するように規定されている。なお、付与されたストック・オプションは払込資本として処理されるので、公正価値の見積もりの後、価値変動があったとしてもその変動分が認識されることはない²⁴⁸。

しかし、ストック・オプションの価値は契約における条件および経済環境の変化等に基づき変化する。ストック・オプションの公正価値を報酬費用の金額として見なすことができるとしても、どの時点における価値がもっとも適切な費用額であるかについては重要である。

3-2 測定日に関する問題

SFAS123 (R) ではストック・オプションの測定日としていくつか挙げており、特に付与日と権利確定日という二つの測定日について多くの議論が展開されている。

測定日を付与日とする考え方は、付与日においてストック・オプション契約における条件が合意されたという点を強調している。つまり、ストック・オプションの付与日とはストック・オプションが実際に従業員等に付与された時点ではなく、契約当事者間において契約に対する相互理解が得られた時点をいう²⁴⁹。この考え方によれば、ストック・オプションの付与と付与数に関する意思決定に際して、測定日の株価が契約上考慮されており、付与日におけるストック・オプションの公正価値は、付与日の株価に基づいて見積もられるべきである²⁵⁰。また SFAS123 において、ストック・オプションは持分証券とされているので、付与日を測定日とする考え方では、付与日において持分証券が発行されたと仮定しており、発行後、ストック・オプションの価値変動は認識されない²⁵¹。しかし、付与日において見積もられたストック・オプションの公正価値が一括して全額費用認識されると、将来の労働用役に対する出資が行われたと考えられ²⁵²、企業側で受領された労働用役は、前払費用として処理されることになる。ストック・オプションはインセンティブ報酬なので、企業側が労働を強制するということが想定されないので、前払費用として計上することはできない²⁵³。付与日を測定日とする考え方は、ストック・オプション契約における当事者間の合意とその時点の株価を強調するが、公正価値が付与日に一括して全額費用認識されると、ストック・オプションの特徴であるインセンティブ報酬との性格と相反することとなる²⁵⁴。

測定日を権利確定日とする考え方では、ストック・オプションを付与された従業員等は、

²⁴⁸ FASB[1995]、par.30.

²⁴⁹ FASB[1995]、par.121.

²⁵⁰ FASB[1995]、par.122.

²⁵¹ FASB[1995]、par.122.

²⁵² 大塚[2004]、54-55 頁。

²⁵³ 與三野[2002]、106-107 頁。

²⁵⁴ FASB[2004]、para.121-123.

権利確定日までストック・オプションを行使する権利を有していなかったという点を強調する²⁵⁵。つまり、権利確定日になって初めて持分証券が発行されたと仮定するのである。この場合、ストック・オプションを付与した企業は、従業員等が権利確定に必要な用役を提供するなどの権利確定条件を満たしたのであれば、従業員等に対して、持分証券を発行する。この考えによれば、従業員等は権利確定日までは条件付きの権利を有しているのみであり、持分証券は権利確定日までは実際に発行されていないことになるので、ストック・オプションが履行されるまでは最終的に測定されるべきではないということになる²⁵⁶。付与された時点でストック・オプションは、権利不確定となる可能性があり、権利確定日の測定は、権利確定日までにおけるそれらの実績をストック・オプションの公正価値に反映させることができる²⁵⁷。

この付与日と権利確定日に関する測定日決定の問題では、権利確定日を測定日とする考え方のほうが妥当と思える。付与日において見積もられる公正価値には、権利不確定および権利不行使となる可能性についての見積もりが反映されており、ストック・オプションを払込資本として計上する以上、たとえ見積もりが実際の値と乖離したとしても、事後的に当該公正価値が修正されることはない。権利確定日において見積もられる公正価値には、権利不行使により生じるストック・オプションの見積失効数が反映されることになるが、権利確定日時点におけるストック・オプションの実績値としての権利確定数を公正価値に反映させることができる。しかし、SFAS123は完全な形で権利確定日を測定日として採用していない。SFAS123は付与日における契約当事者間の合意を尊重し、当該時点における株価および当該時点において見積もられる様々な要素をストック・オプション一単位当たりの公正価値の算定要素として採用している²⁵⁸。また、それに乗じるストック・オプション数は権利確定数を用いている。したがって、SFAS123では付与日と権利確定日の両時点における様々な要素をストック・オプションの公正価値の算定要素とし、折衷案を採用している²⁵⁹。

SFAS123ではこの折衷案は付与日測定の一形態としてSFAS123(R)において修正付与日測定と称されている²⁶⁰。これは、権利確定条件が満たされた否かという点を考慮し、ストック・オプションの失効部分に関しては、その費用を取り消すという考え方である。つまり、ストック・オプションの失効部分は、報酬が支払われなかったと解され、従業員等はその部分に関して無償で労働用役を提供したということになる。修正付与日測定とは、提供されると期待された労働用役に関連するストック・オプションの権利確定数を見積もる形で、報酬費用を付与日に算定し、次にストック・オプションの実績数が見積もられた

²⁵⁵ FASB[1995]、par.124.

²⁵⁶ FASB[1995]、par.124.

²⁵⁷ FASB[2004]、para.124-125.

²⁵⁸ FASB[2004]、par.19.

²⁵⁹ FASB[1995]、para.21-22.

²⁶⁰ FASB[2004]、par.B2.

数と異なる場合、当初見積もられたストック・オプション数を修正する方法である。

しかし、考慮されるべき所は、ストック・オプションの見積数は、権利確定時点において修正されるが、一単位あたりの公正価値に関しては、修正が行われないという点である。ストック・オプションの公正価値は、一単位あたりの公正価値にストック・オプションの付与数を乗じて算定される。付与数の変動が、価値変動の要因として挙げられるならば、一単位あたりの公正価値の変動も十分に価値変動の要因として挙げられるはずである。SFAS123では、この点に関する主張については言及されていないが、ストック・オプション付与数の変動のみを認識するとの主張の背景には、以下のような考えがあると思われる。

ストック・オプションは報酬であり、従業員等の勤務状況ならびに業績達成度等によりその価値は変化する。したがって、報酬費用としてストック・オプションの公正価値を認識しようとする際、本来報酬に関連する費用は、従業員等の営業活動に対する努力または貢献と直接的に関連する要因のみから構成されるとし、経済環境の変化等により生じる価値変動は、報酬費用として認識されるべきでないという考え方が導き出される。確かに経済環境の変化等による価値変動が一概に従業員等の努力または貢献を反映していないとは言いきれない点もある。ストック・オプションは、インセンティブ報酬ということからすれば、従業員等の努力または貢献が経済環境の変化、つまり株価変動に反映されることで、ストック・オプションの価値変動をもたらしていると考えられるからである。しかし、経済環境の変化等によるストック・オプションの公正価値変動は、株価をはじめ、オプション期間、ボラティリティ等の算定要素の変動および見積もりの修正に基づくものであり、また株価をとってみても、それが従業員等の努力または貢献のみを反映しているとは限らない。このため、経済環境の変化等を報酬費用の直接的な要因として挙げられないという見解が成り立つのではないか。

第4節 費用計上に関する問題点

SFAS123 および SFAS123 (R) における会計目的は、ストック・オプションと交換に取得した労働用役の費消を費用として認識することである。その際の処理方法としては、必要な労働用役提供期間において労働用役が提供される各会計期間において、報酬費用の認識と払込資本の認識を規定していた。さらにその報酬費用と払込資本は、修正付与日測定により見積もられたストック・オプションの公正価値に基づいて評価される。SFAS123で修正付与日による測定が採用された論拠は、ストック・オプション契約における当事者間の合意した時点と権利確定したストック・オプション数を重視するものであった²⁶¹。これは厳密に報酬費用を把握するものであったと思われる。

ストック・オプションの公正価値はストック・オプション一単位あたりの公正価値と付与されたストック・オプション数の二つの要素から求められる。ストック・オプションの

²⁶¹ FASB[1995]、para.121-122.

公正価値は、経済環境の変化等によっても変動するが、報酬としての測定値を算定するために、一単位当たりの公正価値およびそれに乗じるストック・オプション数に、契約合意時点における経済的指標等や報酬金額に影響を及ぼす契約上の様々な条件およびその達成状況を反映させている。つまり、ストック・オプション一単位当たりの公正価値には、契約が合意された付与日時点の公正価値算定の要素を強調し、権利確定日までその変動を認識しないことで、経済環境の変化等に基づいた価値変動を排除している。したがってSFAS123は、投資家に対して従業員等の営業活動に対する努力や貢献を直接的な要因とする報酬費用の認識を通じて、適正な期間損益計算に基づく業績表示を行おうとするものであるといえる。

しかし、ストック・オプションに関してより有用な情報を提供するためには、報酬費用の認識だけにとどまらないのではないだろうか。ストック・オプションは、オプション保有者の潜在的な株主持分であるが、権利行使までそれを払込資本として、報酬費用の算定のための様々な要素のみを反映させた金額のままで、貸借対照表上で表示させる点には、適正な財政状態の表示という観点からは問題があると思われる。ある時点におけるストック・オプションの公正価値は、当該時点において算定されるストック・オプション一単位当たりの公正価値と当該時点において現存するストック・オプション数から算定される。SFAS123において算定されるストック・オプション一単位当たりの公正価値には、算定要素として付与日時点における株価およびその他の算定要素が、そしてストック・オプション数には権利確定日において権利確定した実績数が反映されているにすぎない。付与日以後、株価、その他の算定要素およびストック・オプション数は常に変動する可能性がある。したがって、適正な財政状態の表示という観点から、ストック・オプションを貸借対照表で取り扱う際には、その公正価値を適宜に修正する必要があるのではないだろうか。

ストック・オプションの公正価値は、潜在的な株主持分であり、また、既存株主の潜在的な希薄部分を表すものである。ストック・オプションを貸借対照表で表示する際には、権利行使またはオプション期間終了まで、この推移が把握される必要があると思われる。ストック・オプションは、投資としての性格を有していないので、その価値変動は常に把握する必要はないとの主張も存在する²⁶²。しかし、ある時点におけるストック・オプションの公正価値は、投資家にとってストック・オプションを頻繁に、または大量に付与する企業に対する、有用な投資意思決定情報となりうる。また、ストック・オプションのデメリットとして挙げられるEPSの減少は、ストック・オプションの発行会社に対して、自社株買いを展開させるという点について前述した。この観点からすれば、ある時点におけるストック・オプションの公正価値は、ストック・オプションが大量に行使された場合の、将来的な自社株買いに有する大量な資金流出の可能性を示している。ストック・オプションを貸借対照表上で表示する場合の有用性は、潜在的な既存株主からオプション保有者への価値移転および潜在的なキャッシュ・アウトフローを示すという観点から主張できるよ

²⁶² 斎藤[2004]、10頁。

うに思われる。

第5節 費用計上による影響

以上、ストック・オプションの費用計上に関する議論を整理してきた。それでは、ストック・オプションを公正価値により費用計上した場合に、企業業績にどのような影響がでるのであろうか。

以下、米国におけるストック・オプション費用についての実態調査と、日本において費用が義務づけられた場合の影響について分析を行った吉川[2002]²⁶³を紹介する。

5-1 米国における影響

吉川[2002]では、まず、米国の1999年から2001年の3年間における、ダウ工業株平均企業のうち30社、およびナスダック100企業についての公正価値での算定を前提とし、費用計上した場合の影響額を調査している。

まず、調査対象企業がストック・オプションの会計処理方法を公正価値法に変更した場合、ダウ工業株平均企業およびナスダック100企業が新たに費用として計上することになる金額の単純総額および単純平均は図表5-1の通りである。

図表5-1 スtock・オプションによる増加費用計上額

(単位：100万ドル)

	1999年		2000年		2001年	
	ダウ	ナスダック	ダウ	ナスダック	ダウ	ナスダック
総額	5,803.10	5,857.09	8,371.45	13,388.69	12,396.52	19,531.03
平均	187.20	58.57	270.05	132.56	413.22	193.38

(出所) 吉川[2002]の調査より作成。

1999年においては、ダウ工業株平均企業およびナスダック100企業ともに費用総額は58億ドルほどであった。しかし、2001年にはダウ工業株平均企業が約2倍の124億ドル、ナスダック100企業は約3.3倍の195億ドルにまで増加している。また、企業規模の違いから、ストック・オプションの費用額平均はダウ工業株平均企業の方が高くなっている。次に、当期純利益の下落率は図表5-2のようにになっている。

²⁶³ 詳しい調査方法は吉川[2002]を参照。

図表 5 - 2 当期純利益の下落率

(単位：%)

	1999年		2000年		2001年	
	ダウ	ナスダック	ダウ	ナスダック	ダウ	ナスダック
当期純利益	4.64	21.75	5.78	22.94	9.48	38.36

(出所) 吉川[2002]の調査より作成。

当期純利益の下落率は、ダウ工業株平均企業で5~10%程度、ナスダック100企業で20~40%程度の影響を受けることがわかる。またこの3年間で下落率は約2倍にも膨らんだことになる。ここから、産業界、特にニュー・エコノミー業種・ベンチャー業界が費用計上に反対する最大の理由は、利益に与えるこの影響であるといえる。

次に、株主資本に対する影響である。SFAS123では、ストック・オプションを損益計算書に費用計上する場合、貸借対照表の資本の部に相手勘定を記載することになる。その場合、公正価値により算出されたストック・オプションの費用額は株主資本に対してどの程度の割合を占めるのであろうか。その結果を示したのが図表5-3である。

図表 5 - 3 株主資本に対する影響

(単位：%)

	1999年		2000年		2001年	
	ダウ	ナスダック	ダウ	ナスダック	ダウ	ナスダック
株主資本に対する影響	0.86	3.21	0.99	4.16	1.64	4.74

(出所) 吉川[2002]の調査より作成。

前述の図表5-1から明らかなように、ダウ工業株平均企業の方が一企業あたりの費用額は大きい。しかし、ダウ工業株平均企業はナスダック100企業と比較して多額の資本を有しているため、その影響は1~2%程度とそれほど大きなものではない。一方ナスダック100企業の場合、費用額に対して少量の株主資本しか有していないため、5%に近い影響を受けることになる。しかし、ストック・オプションの費用計上に伴い株主資本は増加する。つまり、当期純利益などの利益指標とは変動する方向が異なるのである。株主資本を分母とするROEなどの指標を計算する場合はマイナスの影響を及ぼすが、自己資本比率に対する配慮から費用計上に反対することは考えられない。ただし、株主資本が増えるということは、図表5-2で述べたような利益の減少、つまり配当可能利益の減少ということである。この観点からすれば、費用計上に反対することは当然ありうると考えられる。

このように、企業が費用計上に反対する最大の理由は、費用計上により企業利益が大きく減少し、場合によっては赤字に転落することさえ懸念されることであるといえるであろう。しかし、投資家の立場からすると、開示される当期純利益等を信頼できるものとする

ためには、ストック・オプションの費用計上が必須であるともいえる。

最後に、吉川[2002]はダウ工業株平均企業とナスダック 100 企業それぞれの、注記情報に記載される公正価値測定時に用いられた変数の違いを調査している。それを見ることで、ダウ工業株平均企業とナスダック 100 企業ではなぜ上記のような差が出てくるのかを明らかにできる。

公正価値測定にブラック＝ショールズ・モデル等のオプション価格算定モデルを用いる場合、予想配当利回り、予想ボラティリティ、リスクフリーレート、権利行使までの予想残存期間という変数が利用される。そこで、調査対象企業の各データよりこれらの変数の平均値を求めたのが図表 5－4 である。

図表 5－4 公正価値測定時に用いる変数の平均値

(単位：%)

	1999 年		2000 年		2001 年	
	ダウ	ナスダック	ダウ	ナスダック	ダウ	ナスダック
予想配当利回り	1.60	0.07	1.78	0.08	1.84	0.08
予想ボラティリティ	27.87	59.29	31.25	69.38	33.50	71.37
リスクフリーレート	5.45	5.51	6.18	6.00	4.87	4.81
予想残存期間 (年)	5.58	4.80	5.63	4.65	5.65	4.60

(出所) 吉川[2002]の調査より作成。

図表 5－4 の変数のうち、ダウ工業株平均企業とナスダック 100 企業で最も相違が見られたのは予想配当利回りと予想ボラティリティである。ナスダック 100 企業の多くが無配当であるが、ダウ工業株平均企業はすべて配当があるため、両者に大きな差が生じたのである。また、予想ボラティリティについても、当該 3 年間においてナスダック 100 企業はダウ工業株平均企業の 2 倍以上となっている。ブラック＝ショールズ・モデルを用いてストック・オプションの公正価値を計算すると、配当利回りが小さく、ボラティリティが高いほどオプションの公正価値は大きく計算される傾向にある。そのため、無配でボラティリティが高いナスダック 100 企業は当然、ストック・オプションの公正価値が高く見積もられることになるのである。

また、予想残存期間であるが、ダウ工業株平均企業は長期化する傾向にあるが、ナスダック 100 企業は短期化する傾向にある。オプションの公正価値は予想残存期間が長いほど高く計算されるが、他の要因である配当の低さやボラティリティの高さにより打ち消されていると考えられる。しかし、このような結果から、ダウ工業株平均企業に代表される伝統的企業ほど長期的経営目標を定め、人材確保する傾向にあるのに対し、ナスダック 100 企業に代表されるニュー・エコノミー系企業ほど人材の変動が高く、より短期的な目標を設定する傾向にあるといえよう。

以上のように、ダウ工業株平均企業よりもナスダック 100 企業の方がストック・オプション費用計上の影響を大きく受けることが解った。なお、大和総研の調査によると、2001年に最も多額のストック・オプション費用が見積もられたのはマイクロソフトの22億6,200万ドルであった。マイクロソフトのストック・オプション付与数は2億2,400万オプションであったが、ストック・オプションの費用額は1オプション当たりの公正価値とオプションの付与数により決定されるので、多くのオプションを付与したマイクロソフトのように、莫大な数のストック・オプションを付与している企業ほど費用計上額は巨額になるのである。逆に、ストック・オプション費用計上の影響が小さい企業は、その多くが300万オプション以下しか付与していないのである。このような事実は、ストック・オプション付与数が重要であることを示唆するものである。つまり、ストック・オプションの公正価値が高くても、付与数が少なければ費用額は少なくなるので、結果的に影響も小さくなると考えられる。

ストック・オプションの公正価値は、ボラティリティによりその値が左右されることが多い。それは費用計上に伴う影響が大きいナスダック 100 企業の方がダウ工業株平均企業に比べてボラティリティが高いことから明らかであろう。しかし、企業が予想ボラティリティをコントロールすることには、不確実性が関係することから限界がある。ストック・オプションの費用総額は、1オプションあたりの公正価値に付与数を乗じて計算されるため、費用計上が義務付けられた現在、企業がオプション付与数をコントロールすることの重要性が高まると考えられる。つまり、費用計上による影響を抑えるためにも、この付与数を企業がうまくコントロールしつつ、ストック・オプション制度を活用していくことが求められるであろう。

5-2 日本における影響

吉川[2002]では、日本企業の導入するストック・オプションが報酬の一部であるとの前提を置いた上で、公正価値法に基づきストック・オプションの価値を測定し、費用計上した場合にどのような影響を受けることになるかについて調査を行っている。対象企業は、過去3年以上にわたりストック・オプション制度を継続利用している20社であり²⁶⁴、これらの企業について前述した米国のケースと同様の分析を行っている²⁶⁵。

これによると、日本においては、付与数が適切であれば、それほど費用計上による影響はないとされている。分析の結果、当期純利益の下落率は約6%であり、株主資本の増加も1%未満であるとの結果がでていいる。当期純利益の下落率が僅かである理由として、日本では米国と違い、ストック・オプションの付与数が少ないことが挙げられている²⁶⁶。上田[2003]においても、日本におけるストック・オプションの発行済株式総数に対する付与オプシ

²⁶⁴ 吉川[2002]によると、日本ではサンプル数が少なく、データ入手時の制約が多いとされている。

²⁶⁵ 日本企業におけるストック・オプション費用計上額を試算するにあたり、SFAS123の公正価値法を参照している。

²⁶⁶ 日本の場合、平均付与数は27万5000株程度であった。

ン数の割合は2%~3%とかなり低いことが指摘されている。

このように、日本はストック・オプションの付与数が少ないので、付与数が適切に維持されるのならば、費用計上による影響額はそれほどまでに大きくならないと考えられる。大きな影響を受けるのは、利益計上額の少ない企業やボラティリティや残存期間などの要因が極端に高い企業などに限られるであろう。

以上、米国、日本でのストック・オプション費用計上における企業業績への影響を述べた。この調査から、確かに日米共に減益の影響はあるものの、今後重要となるのは、ストック・オプションの付与数を企業がいかに適切な水準でコントロールしていくかということである。アメリカにおいては、ストック・オプションの付与数が日本と比べ圧倒的に多く、そのような過大なストック・オプションの付与が株主からの批判を招くとともに、企業業績にも大きな影響を与えていた。一方、日本は付与数が少ないので、それほど大きな影響はないであろうが、そのような付与数の決定については十分な検討がなされていないのが現状である²⁶⁷。この点が今後大きな問題となってくるであろう。

5-3 スtock・オプション会計基準の国際的収斂による影響

述べてきたように、SFAS123 (R)、IFRS2、および日本基準は多少の相違点はあるものの、共にストック・オプションを費用認識するという点では統一された。それでは、その影響はどのようなものとなるであろうか。そこで、以下、ストック・オプションの費用認識により生じると考えられる影響を考察する。

5-3-1 財務諸表への影響

企業にとって、ストック・オプションの費用認識が基準として整備されたことによる最大の影響として、ストック・オプションが発行された時点で株式報酬費用が認識され、その分だけ利益が今までよりも過小計上されるようになることが考えられる。ストック・オプションの会計基準が整備されたことで、今後ストック・オプションを付与する際には、当該付与による損益計算書への影響を考慮しなければならなくなるであろう。

ストック・オプション付与により費用額が増大し、それにより業績が悪化する場合、これに付随して株価が下落することとなれば、ストック・オプションのインセンティブ効果が逆に作用するおそれがある。

よって、ストック・オプション付与には、報酬に対する戦略およびその結果がいかに業績に影響するのかを今まで以上に熟慮する必要があると考えられる。

また、今後ストック・オプション制度に関する情報が会計基準の設定により開示されることになるので、投資家や財務諸表利用者のストック・オプション制度への関心が高まると考えられる。これまでも有価証券報告書等での開示はあったものの、これからはストック・オプションの情報が財務諸表上の数値に表れるので、企業にとってストック・オプションについての説明責任が増大するであろう。

²⁶⁷ 上田[2003]によれば、日本では付与数の決定は役職や過去の実績を重視している例が多いという。必ずしも理論的に妥当性が検討されていないことが見受けられる。

5-3-2 企業価値への影響

今まで、ストック・オプションを発行してきた企業が会計基準導入後にストック・オプションを発行した場合、企業価値に影響はあるのであろうか。

会計基準導入以前もストック・オプションの発行費用は計上していなかっただけであり、費用は発生していたと考えられるので、会計基準そのものは企業価値になんら影響は与えないといえよう。それでは、ストック・オプションの発行は企業価値に影響を与えるのであろうか。以下、検証する。

(1) キャッシュフローの観点

企業価値は将来のキャッシュフローの現在価値である。キャッシュフローは現金の動きであり、必ずしも財務諸表上の数値と一致しない。このキャッシュフローは客観的かつ正確な企業価値を測る指標として注目され、各国が国際的収斂に向かう中、各国の会計制度の影響を受けない経営指標とされるのは当然であると思われる。

企業価値評価に用いられるフリーキャッシュフローの算出方法において、減価償却費は足し戻される。これは、現金の流出を伴わない費用であるからである。したがって、ストック・オプションも現金支出を伴わない費用であるとするならば、フリーキャッシュフローの計算において、減価償却費と同じく足し戻す必要があるのではないだろうか。このように、企業価値への影響は、キャッシュフローの観点からはすくなくともあるといえよう。

(2) 希薄化の観点

日本基準では、ストック・オプションの費用化は発行時にのみ決定され、その後変化することはない。しかし、ストック・オプションの公正な評価額は発行後も様々な要因で変化する。例えば、株価の変化、ボラティリティの変化が考えられるが、この「希薄化」は株価の変化により生じるものである。

ストック・オプションの発行は、株価の希薄化をもたらすことは明らかあり、ストック・オプションを行使することで顕在化する。しかし、行使すればすぐに発生するものではなく、発行直後から株価が上昇すれば、潜在的に発生するものである。ストック・オプションの発行は株価希薄化の原因となるが、どのような場合でも希薄化が生じるのではなく、ストック・オプション発行時より著しく株価が上昇した場合や、もともと発行時の株価より権利行使価格が低い場合、また、発行済株式数に対比して、ストック・オプションの発行数の割合が高い場合などに希薄化の影響が大きくなるのである²⁶⁸。

ストック・オプションの発行が直ちに株価下落につながるのではなく、注意すべきはいつの時点と比較しての株価下落かという点を見極めることが重要となるのである。ストック・オプションの発行時点と比較すれば、もしその後の株価が発行時点での株価を上回ることがなければ希薄化は発生しない。もともと、ストック・オプションは企業価値を向上させる手段であるならば、希薄化はそのコストであり、またそのコストについても成功報酬型であるからには、既存株主と決して利益が相反するものではない。しかし、企業価値

²⁶⁸ 詳しくは有泉・山岸[1999]を参照されたい。

向上に対し高い成果があがる見込みがないストック・オプションは、初めから発行する必要のないものであり、安易な発行は発行費用の無駄となる恐れがあることに注意が必要である。

5-3-3 報酬に対する企業戦略への影響

ストック・オプション付与により会社から現金その他財産の流出は何ら生じない。この特徴から、今まで企業はストック・オプション付与により、損益への影響を考慮することなく役員・従業員にインセンティブ効果としてストック・オプションを付与し、それにより優秀な人材の確保を図ることができていた²⁶⁹。しかし、ストック・オプションの会計基準が整備されたことをきっかけに、ストック・オプションを含む全体的な企業内での報酬制度について見直しを行う企業が出てくることが考えられる。

会計基準の整備により、企業が付与するストック・オプションに対する関心が高まることが考えられるので、企業は今まで採っていたストック・オプションの権利確定条件や付与数が、受領するサービスの対価として妥当なものであるか、適切に検討する必要があると考えられる。

また、費用認識が義務付けられたことにより、損益計算書に影響を及ぼすことなく報酬に対する戦略を展開することが出来るといったストック・オプションの特徴が失われるので、ストック・オプション制度の利用そのものを取りやめる企業が出てくることも考えられる²⁷⁰。

5-4 報酬制度の変化

これまで積極的に活用されてきたストック・オプション制度であるが、会計不正事件、およびそれを受けた費用計上義務化を受け、ストック・オプション制度を見直す企業も出てきている。例えば、これまで多額のストック・オプションを付与していたことで知られていたマイクロソフトはストック・オプションの廃止を決定した。特に、ストック・オプションの比率が低下する一方で、現金給与や自社の現物株付与、業績連動の制限付き株式購入権など、長期的視点から業績拡大を求める報酬制度へと変化しているのである²⁷¹。

マイクロソフトの株価は、1986年の上場以来、1999年まで一貫して上昇していた。しか

²⁶⁹ 財務会計基準機構[2003b]、34頁参照。

²⁷⁰ 米国の例であるが、ストック・オプションを積極的に活用してきたマイクロソフト社は、2003年7月、SFAS123(R)により費用計上が義務付けられると、いち早く自社の従業員に対するストック・オプションを廃止して、現物株の支給に変更すると公表した（「マイクロソフト ストックオプション廃止」日本経済新聞、2003年7月10日、朝刊）。また、インテル社も2006年1月に主に一般従業員に対するストック・オプションの付与を廃止して現物株の支給を行うことを決定したと公表しており、米国では他社においても同様の動きが広がるのではないかとされている（「米インテルが現物株支給・ストックオプション見直し」日本経済新聞、2006年1月31日、朝刊）。

²⁷¹ 『日本経済新聞』2004年3月3日、4月7日、4月26日。2003年度、米国大企業トップの報酬は平均して前年より8%減少した。その原因としてストック・オプションが38%減少したことが指摘されている（4月7日）。

し、2000年のITバブルにより株価が下落した。マイクロソフトが発行していたストック・オプションは発行時の株価を行使価格として発行されていたので、この株価下落により、ストック・オプションは少しの利益にしかならない、あるいは全く利益にならないものとなった。このような状況は、マイクロソフトに限らず、当時、米国IT産業界で多く見られたものである。それに加え、ストック・オプションの費用計上義務化に向けての動きもマイクロソフトにとってストック・オプション制度を見直す後押しとなった²⁷²。

こうして、2003年7月、マイクロソフトはストック・オプション制度を廃止し、新たに経営者および5万人の従業員に対して、譲渡制限付きの株式支給制度を導入した²⁷³。このような現物株支給制度を採用することにより、ストック・オプション制度とは異なり、付与された経営者も株価下落のリスクを負うことになったのである。

第6節 おわりに

以上、ストック・オプションの会計上最大の論点の一つであった費用計上問題を取り上げた。ストック・オプションは適正な期間損益計算の観点から、従業員等の営業活動に対する努力や貢献を強く反映させたストック・オプションの公正価値を報酬費用として損益計算書に計上し、適正な財政状態の表示という観点からは、ストック・オプションの公正価値を再測定することで、貸借対照表上でその最善の見積額を適宜修正して区分表示する必要があると思われる。しかしSFAS123では、損益計算書への費用計上のみが達成されていた²⁷⁴。この公正価値再測定による評価差額は、二つに区分できると考えられる。一つは、付与時点で見積もられた権利行使可能と思われたストック・オプションの見積数を実績値に修正された際に発生する評価差額で、これは報酬費用として処理されるべきであろう。もう一つは、ストック・オプション一単位当たりの公正価値の算定要素、たとえば株価などの変動に関して再測定により算定される評価差額であり、これは報酬費用とは別に処理されるべきなのではないだろうか。

また、近年の報酬制度の変更は、費用計上の義務化が大きく影響していると考えられる。以前は、ストック・オプションが何ら会計処理されないことを受け、会計情報が不透明になり財務諸表が企業実態を表さないとの批判があった。そのような中で、エンロン等の不

²⁷² マイクロソフトがストック・オプションを公正価値で費用計上した場合、利益が2,462百万ドル減少すると試算されていた。

²⁷³ マイクロソフトと同様に、一定の業績達成や売却時期の制限などを条件とする現物株付与に移行した企業は他にも多くある。例えば、ゴールドマンサックス、JPモルガン、リーマン・ブラザーズなどである（『日本経済新聞』2004年3月3日）。

²⁷⁴ 本章では詳しく述べないが、SFAS123においてストック・オプションは貸借対照表上、発行時に資本として処理される。その論拠は、主に債務性を有していないという点が主張される。つまり、報酬費用の測定金額はストック・オプションが付与されたと見なされる時点で確定されるので、当該費用の測定金額は、発行日時点の測定金額で固定されることになるのである。

正会計事件が起こり、各国でストック・オプションを公正価値で費用計上することを義務づける動きが活発化してきた。しかし、それに対して企業、特に IT 関連企業に代表されるベンチャー企業から、費用計上を行った場合の企業業績への影響に対する懸念の声が上がり、費用計上への批判が高まった。

費用計上の要否については様々な見解が存在していたが、各国でストック・オプションの費用計上義務化された。しかし、この義務化は反対意見を押し切ったものであり、義務化がはたして企業業績へどのような影響をもたらしたのかについて、既に行われた調査をもとに考察を行った。日米共に減益の影響はあるが、重要となるのは企業によるストック・オプション付与数の適切なコントロールであることがわかった。ストック・オプションの費用総額は、1 オプションあたりの公正価値額だけでなく、付与数によっても決まるが、1 オプションあたりの公正価値額算定においては、多くの不確実性が介入するために企業によるコントロールには限界がある。そこで、企業にとっては付与数の決定が今後重要となるであろう。付与数の増加は、費用総額の増加につながるので、費用計上による影響を抑えるためにも、この付与数を企業がいかに適切にコントロールしていくかが重要となるのである。

ストック・オプションが抱える問題点は会計に関するもののみならず、他にも多く存在する。しかし、ストック・オプションは決して批判されるばかりの制度ではなく、メリットも大きい。今後、より一層の理論的な研究によりストック・オプション制度の実態を明らかにし、適切に活用していくことが重要である。

第6章 ストック・オプションに関する公正価値評価の問題

第1節 はじめに

2005年12月、日本においてもストック・オプションに関する会計基準が公表され、ストック・オプションを付与している企業ではストック・オプションの費用計上が要求されることとなった²⁷⁵。1997年にストック・オプション制度が導入されて以来、日本では多くの企業がストック・オプションを役員・従業員等に付与してきたが²⁷⁶、費用計上が要求されることに伴い、今後、ストック・オプションの導入に慎重となる企業が増加すると予想された。

従来、日本においてはストック・オプションに関する会計基準が存在しなかったため、ストック・オプションに関しては、他の会計基準に照らして会計処理を行っていた²⁷⁷。しかし、2006年5月1日の会社法施行日以降は従業員等から受け取るサービスは、ストック・オプションの付与に応じて費用計上されることになった。会計処理としては、ストック・オプションの公正価値のうち、当期に発生したと認められる額を各会計期間において費用計上すると同時に、ストック・オプションが権利行使されるか、またはその失効が確定するまでの間、貸借対照表の純資産の部に新株予約権として計上する。つまり、ストック・オプションが付与されると、その行使期間にわたり公正価値が費用として按分して計上され、相手勘定として貸借対照表に新株予約権が計上されるのである。

本章では、ストック・オプションに関する費用の測定に欠かすことのできない公正価値評価に焦点を当てる。日本の基準ではストック・オプションの公正価値評価にオプション価格算定モデルを使用しているが、特定のモデルを推奨しているわけではない。しかし、会計基準上ベースとしているのはブラック＝ショールズ・モデルである。一方、米国会計基準および国際会計基準ではブラック＝ショールズ・モデルの使用に疑問を投げかけており、二項モデルに代表される格子モデルの方が多くの入力値を用いることができるので、より正確な公正価値が算出できるとしている。ストック・オプションは権利行使期間中はいつでも権利行使が可能なアメリカン・タイプのオプションであり、それに適しているのは二項モデルに代表される格子モデルである。

このような日本における基準によって、ストック・オプションの公正価値を適切に評価できることになるのであろうか。また、各企業が使用するモデルが異なれば、財務諸表の

²⁷⁵ 厳密には、費用計上が要求されたのは2005年5月1日の会社法施行日以降に付与されるストック・オプションである。施行日以前に付与されたストック・オプションについては付与数や行使数、変動数などについての開示が要求されるだけである。ただし、会社法施行日以前に付与されたストック・オプションでも、施行日以降に条件を変更した場合、公正価値の増加額が費用計上されることになる。

²⁷⁶ 財務会計基準機構 [2003b] 参照。

²⁷⁷ 伊藤・徳賀・中野 [2004] 参照。

比較可能性や会計基準のアドプションに問題が出てくるのではないだろうか。

上記の問題意識に基づいて、本章では、まず、日本の基準における公正価値評価について考察する。次に公正価値単価評価（後述）に組み込むべきストック・オプションの特徴について整理し、会計基準で挙げられたオプション価格算定モデルについて検討する。そして、三浦他[2006]による公正価値単価の算定結果に基づき、各モデルによるストック・オプションの公正価値評価について検討を行う。

第2節 日本基準における公正価値評価

2005年12月、企業会計基準委員会(Accounting Standards Board of Japan、以下ASBJ)は企業会計基準第8号「ストック・オプション等に関する会計基準」(以下、日本基準)と企業会計基準適用指針第11号「ストック・オプション等に関する会計基準の適用指針」(以下、適用指針)を公表した。

日本基準では、「各会計期間における費用計上額は、ストック・オプションの公正な評価額のうち、対象勤務期間を基礎とする方法その他合理的な方法に基づき当期に発生したと認められる額である²⁷⁸」として、公正な評価額による費用計上を要求している。また、「ストック・オプションの公正な評価額は、公正な評価単価にストック・オプション数を乗じて算定する」と定義している。つまり、公正な評価額＝公正な評価単価×オプション数ということである。本章ではこれに基づき、「公正な評価額」を公正価値とよび、「公正な評価単価」を公正価値単価とよぶ。

ストック・オプションには譲渡制限が付されており、市場で取引されないことから、その公正価値を直接把握することができない。そこで日本基準では、「公正な評価単価は、一義的には、市場において形成されている取引価格であり、本来、ストック・オプションの公正な評価単価の算定についても、市場価格が観察できる限り、これによるものと考えられる。しかし、ストック・オプションに関しては、通常、市場価格が観察できないため、株式オプションの合理的な価格算定のために広く受け入れられている、株式オプション価格算定モデル等の算定技法を利用して公正な評価単価を見積もることとした²⁷⁹」としている。また、市場関係者の間で広く受け入れられている「株式オプション価格算定モデル」として、二項モデルに代表される離散時間モデルとブラック＝ショールズ・モデルに代表される連続時間モデルが挙げられている。

日本基準では公正価値単価の測定に対して一つのモデルに特定していないという点で、国際会計基準審議会(International Accounting Standards Board: 以下、IASB)の国際財務報告基準第2号「株式報酬(International Financial Reporting Standard 2, Share-based Payment: 以下、IFRS2)」や米国財務会計基準審議会(Financial Accounting Standards Board: 以下、

²⁷⁸ 企業会計基準委員会[2005c]、5項。

²⁷⁹ 企業会計基準委員会[2005c]、6項(1)。

FASB) の改訂財務会計基準書第 123 号「株式報酬」(Statement of Financial Accounting Standards No.123 (R) , *Accounting for Share-Based Compensation (revised 2004)*): 以下、SFAS123 (R)) と共通している。IASB は、一つのオプション価格算定モデルに特定しない理由を 2 つ挙げている²⁸⁰。まず、他のモデルよりも理論的に優れているとされるオプション価格算定モデルが存在しないこと、そして、現在優れているとされるモデルよりも優れたモデルが将来開発されるというリスクがある、というものである。

公正価値単価を算定する技法については、①確立された理論を基礎とし、実務で広く適用されていること、②権利確定の見込数に関するものを除き、算定の対象となるストック・オプションの主要な特性を全て反映していること、が要件とされている。ここで主要な特性とは、①株式オプションに共通する特性、②ストック・オプションに共通する特性、③算定対象である個々のストック・オプションに固有の特性²⁸¹、である²⁸²。

ストック・オプションの公正価値単価の算定に用いる技法に「株式オプションに共通する特性」を反映するためには、使用する算定技法において少なくとも、①オプションの行使価格、②オプションの満期までの期間、③算定時点における株価（算定時点は、付与日または条件変更日）、④株価変動性、⑤②の期間における配当額、⑥無リスクの利子率（割引率）、といった基礎数値を考慮する必要があるとされている²⁸³。

それでは、「ストック・オプションに共通する特性」とはいかなるものであろうか。次に、公正価値単価評価に反映すべきストック・オプションの特徴について考察する。

第 3 節 公正価値単価の評価に反映すべきストック・オプションの特徴

ストック・オプションに共通する特性として、適用指針は譲渡が制限されている点を挙げ、次の方法により公正価値単価を評価するとしている²⁸⁴。

- ① 連続時間型モデルによる算定技法（例えばブラック＝ショールズ・モデル）を用いる場合には、オプションの満期までの期間に代えて、算定時点から権利行使されると見込まれる平均的な時期までの期間（予想残存期間）を用いる。
- ② 離散時間型モデルによる算定技法（例えば二項モデル）を用いる場合には、算定時点からオプションの満期までの期間全体の株価変動を想定した上で、株価が一定率以上上昇した時点で権利行使が行われるなど、従業員等の権利行使等に関する行動傾向を想定する。

このように、ストック・オプションの公正価値単価の評価には、ブラック＝ショールズ・モデルや二項モデルといったオプション価格算定モデルの利用が提案されている。しかし、

²⁸⁰ IASB [2004], BC131.

²⁸¹ これに属する特性の多くは、ストック・オプションの失効見込数に関するものである。

²⁸² 企業会計基準委員会 [2005d]、第 5 項。

²⁸³ 企業会計基準委員会 [2005d]、第 6 項。

²⁸⁴ 企業会計基準委員会 [2005d]、第 7 項。

これらのモデルはストック・オプションの公正価値評価を前提として考えられたものではない。つまり、これらのモデルをストック・オプションの公正価値評価に適用するには、ストック・オプションの特性を考慮し、修正を行った上で適用しなければならない。ストック・オプションには、多くの特性があるにもかかわらず、適用指針は、公正価値評価において、ストック・オプションの譲渡制限についてのみ言及している。公正価値単価を算定するには、さらにモデルにストック・オプションの特性を組み込むべきではないであろうか。

以下、これらのモデルにおいて他に考慮すべき、重要であると思われるストック・オプションの特性を整理する。

(1) ストック・オプションの特性

ストック・オプション制度は、ある一定時点に、あらかじめ定められた価格で従業員等が株式を購入する権利を付与し、従業員等は権利確定後に、権利を行使し、自社株式を買い取り、その取得した株式を市場で売却することができる制度である。それにより、オプション保有者であった従業員等は行使価格と売却価格との差額を報酬として受け取ることになる。つまり、ストック・オプション制度において、企業は従業員等の役務の提供に対して何ら債務を負うものではなく、従業員等が自ら、市場から報酬を得るという形態をとる制度である。

ストック・オプションという報酬制度では、企業側が行使価格をあらかじめ決めておくことにより将来負担すべき費用が確定するので、ストック・オプション付与日以降の株価推移の影響を受けない。また、自社株式の購入時以外は、付与日に報酬に対するキャッシュ・アウト・フローは発生しない。このことから、ストック・オプションは特に資金力の乏しいベンチャー企業等において、優秀な人材確保の為の有利な手段として活用されているのである²⁸⁵。

また、ストック・オプション保有者は、株価上昇時には権利行使により報酬を得ることができる一方、株価下落時には権利放棄することで、損失を免れることができるので、ストック・オプション制度は従業員等にとってはメリットばかりの制度のように思われる。しかし、ストック・オプションによる報酬は、現金による報酬に比べて不確実なものであることから、ストック・オプションによる報酬が現金による報酬よりも大きな割合を占めている場合、従業員等の心理的不安は常に付きまとうであろう²⁸⁶。また、公正価値評価には見積もりが多く含まれるので、数値操作が行われる可能性も否定できない。

公正価値評価という観点から、オプション価格算定モデルの修正にあたって考慮すべき

²⁸⁵ 財務会計基準機構 [2003b]、34 頁参照。

²⁸⁶ 従業員の労働上の貢献を加味して労働の対価としてストック・オプションを付与する場合には、賃金の全額現金払いの原則を定める労働基準法 25 条に抵触をしないかが問題となるが、日本の企業が従来付与してきたストック・オプションは任意的恩恵的な給付であるため「賃金」には該当せず、同条に抵触することはないと考えられる。

ストック・オプションの特性としては以下のものが考えられる²⁸⁷。

- ① 満期までの期間が長期にわたる。
- ② 譲渡性がなく、第三者への売却が禁止されているので、満期日以前での早期行使の可能性はある。
- ③ 付与日から確定日までの一定期間（Vesting Period）が存在する。
- ④ Vesting Period 中に離職する等、権利確定条件を満たさずに失効する可能性がある。
- ⑤ 権利が確定しても、必ずしもストック・オプションが権利行使されるとは限らない。
- ⑥ スtock・オプションの行使により、株主の富の希薄化が起こる。

オプション価格算定モデルをこれらストック・オプションの特性を加味したものに修正し、ストック・オプションの公正価値を評価しなければならない。

(2) 早期行使についての検討

適用指針では、予想残存期間を合理的に見積もることができない場合には、算定時点から権利行使期間の中間点までの期間を予想残存期間として価値算定を行うこととしている。では、従業員等はストック・オプションをいつ行使するのであろうか。米国では、ストック・オプションを付与された従業員等は、早期に権利行使を行うという結果が出ている²⁸⁸。

図表6-1は、米国において権利付与後、権利が確定するまでの権利確定期間と、付与されたストック・オプションのうち、1年間のうちに行使可能な比率を表にしたものである。これを見ると、約10%の企業（48社）において、ストック・オプションの付与と同時にその100%を行使できるという形態のストック・オプションが付与されていることがわかる。

²⁸⁷ FASB [1995], pars16-22.

²⁸⁸ 詳しくは Aboody [1996]参照。

図表6-1 権利確定期間と付与形態 (単位:社)

Vesting Period	1年に権利行使可能な比率							
	17%	20%	25%	30%	33%	50%	100%	合計
0	1	38	29	0	21	11	48	148
0.5	0	1	0	0	1	0	5	7
1	0	23	208	1	18	3	39	292
1.5	0	1	0	0	2	0	0	3
2	0	0	2	0	3	1	10	16
2.5	0	0	1	0	0	0	0	1
3	0	1	0	0	2	0	2	5
4	0	1	0	0	2	0	1	4
5	0	0	0	0	0	0	2	2
合計	1	65	240	1	49	15	107	478

(出所) Abody [1996], p.368 を加筆修正。

また図表6-2は、ストック・オプションを付与してから1年後から10年後の間に行使されたストック・オプションの比率を表したものである。これを見ると、10年満期のストック・オプションでは、平均値では合計79.90%のうち54.20% (1.7% + 18.90% + 18.80% + 14.80%) のストック・オプションが4年以内に行使されている。また、中央値でも4年以内に合計58.10%のうち43.60% (0.00% + 15.10% + 16.80% + 11.70%) のストック・オプションが行使されている。よって、10年満期のストック・オプションを評価した場合、予想残存期間は5年であるが、実際には4年以内にストック・オプションが行使されるので、オプション価値が高くなるのである。

図表6-2 付与日以降に行使されたストック・オプションの比率

付与日からの年数	10年満期	
	平均値	中央値
1	1.70%	0.00%
2	18.90%	15.10%
3	18.80%	16.80%
4	14.80%	11.70%
5	9.90%	8.60%
6	6.60%	4.20%
7	5.00%	1.70%
8	2.50%	0.00%
9	1.30%	0.00%
10	0.40%	0.00%
合計	79.90%	58.10%

(出所) Abody [1996], p.370 を加筆修正。

ストック・オプションを付与された従業員等による早期の行使行動は、合理的側面と心

理的側面から説明される²⁸⁹。合理的側面から見ると、ストック・オプションには譲渡制限があり、市場で売却ができないので、早期にストック・オプションを行使することになる。また、心理的側面としては、株価が過去 1 年間における最高値を超えた時に、従業員等はオプションを行使する傾向があることが実証的に示されている²⁹⁰。

このようなストック・オプションの早期の権利行使が日本企業でも確認されるならば、算定時点から権利行使期間の中間点までの期間を予想残存期間として価値算定を行うことは、残存期間が長いほど、オプション価値が高くなるので、本来計上すべき費用よりも多額の費用を計上することになる。このように、ストック・オプションの早期権利行使は過大に費用を計上するおそれがあるので、この特徴をモデルに組み込むことは重要であると思われる。

日本では、ストック・オプション制度の導入から約 10 年を経過したにすぎないので、ストック・オプション制度の実態が明らかとされていない。こうした早期の権利行使は米国企業の実態からの考察であり、日本企業の実態については今後詳細な調査が必要となるであろう。

第 4 節 ストック・オプション公正価値単価の評価方法

日本基準は、ストック・オプションの公正価値単価評価に対して用いるべきオプション価格算定モデルとして、ブラック＝ショールズ・モデルと二項モデルを例示している。

以下、日本基準で例示されているブラック＝ショールズ・モデルと、米国会計基準・国際会計基準で重要視される二項モデルについて述べ、両モデルにどのような違いがあるのかを考察する（図表 6－3 参照）。

(1) 考えられるストック・オプション公正価値単価の評価モデル

① ブラック＝ショールズ・モデルの適用²⁹¹

ブラック＝ショールズ・モデルは、ヨーロピアン・タイプのオプション価格を計算するモデルである。計算に必要なデータ（株価、行使価格、予想残存期間、ボラティリティ、リスクフリーレート）は市場で入手できるうえ、計算にかかる時間が非常に短いという利点があり、実務界で広く利用されている。必要なデータのうち、行使価格と予想残存期間は企業側が任意に設定するものであり、その他のものは市場から入手するものである。

このブラック＝ショールズ・モデルは、ボラティリティやリスクフリーレート、配当、権利行使日を一定と仮定して評価を行う。これらの仮定には加重平均を用いるが、期間が長くなるほど正確性を損なうこととなる。このため、長期にわたり随時行使可能で、行使パターンも複雑なストック・オプションに当てはめることは合理的でないと思われる。

²⁸⁹ Hemmer, Matsunaga and Shevlin[1994]参照。

²⁹⁰ Huddard and Lang[1996]参照。

²⁹¹ 詳しくは與三野[2002]、164-172 頁参照。

ブラック＝ショールズ・モデルにおけるこれらの仮定はほとんどの場合、オプション価値を過大評価する方向に作用する。大量のストック・オプションを付与している IT 産業などの米国企業からは、ブラック＝ショールズ・モデルを使用すれば、オプション価値が過大評価され、純利益が不当に低く抑えられるとの懸念が示されている²⁹²。

②二項モデル（格子モデル）の適用

二項モデルは、将来の様々な時点における予想株価を表す格子やディシジョンツリーを構築することにより、オプションを評価するモデルである。つまり、オプションの価値は、このツリーの各格子点や各枝により決定される。「格子」にデータを投入するために、企業は異なるそれぞれの節に関するボラティリティ、配当、リスクフリーレートについての情報が必要となる。また、早期権利行使や権利確定後のオプション終了などといった、従業員の行動についての情報を定量的に推測し、モデルに取り込むことも可能である²⁹³。

二項モデルでは、ブラック＝ショールズ・モデルのような、高度な数学的テクニックを使わずに計算を行うことができるが、計算に時間がかかるのが難点である。

図表 6－3 ブラック＝ショールズ・モデルと二項モデルの違い

	ブラック＝ショールズ・ モデル	二項モデル
ボラティリティ	一定	変化
リスクフリーレ ート	一定	変化
配当	一定	変化
行使パターン	無視	考慮
行使期日	一定	モデルにより予測

(出所) 池谷[2005]、2頁を加筆修正。

(2) 三浦他による分析の考察

三浦他[2006]では、具体的に様々なモデルを用いて、日本企業を対象に、公正価値単価の算定を行っている²⁹⁴。そこで、その公正価値単価の算定結果より、各モデルによるストック・オプションの公正価値評価について考察する。

この分析で三浦他[2006]では 3 社を取り上げている。A 社は一般的な行使価格のストッ

²⁹² 池谷 [2005]、1 頁参照。

²⁹³ KPMG [2004]、p.3 参照。

²⁹⁴ 三浦他 [2006]では、この公正価値評価において、株価条件を公正価値単価に織り込む場合と、ストック・オプション数で調整する場合において、どのような数値差が算出されるかの分析を行っている。それによると、株価条件をストック・オプション数で調整することにより算出される公正価値は、株価条件を公正価値単価に反映させることで計算される公正価値よりも大幅に小さくなるとの結果が得られている。詳しくは三浦[2006]、23-24 頁。

ク・オプションと行使価格 1 円のストック・オプションを同時発行している。B 社は重厚長大型の製造業、C 社は新興の IT 関連企業であり、3 社は対照的な企業であるといえる。

使用したモデルのうち、ブラック＝ショールズ＝モデルを用いてオプション期間終了日に行使したものとして計算した「BS モデル（満期日行使）」、行使可能期間の中間点で行使したものとして計算した「BS モデル（中間日行使）」、アメリカン・オプションとして考える「二項モデル（格子モデル）」を取り上げる（図表 6－4）。²⁹⁵

図表 6－4 三浦他[2006]による公正価値単価の計算結果

	A 社 (通常)	A 社 (1 円)	B 社	C 社
付与日	2005/6/24	2005/6/24	2005/8/11	2005/5/12
付与数	2,600,000	538,000	502,000	4,000
付与日の株価(円)	694	694	294	220000
行使価格(円)	729	1	294	242250
権利確定期間(年)	2.000	0.016	1.882	1.101
権利行使期間(年)	6.000	19.984	4.000	8.000
対象者(名)		91	26	42
リスクフリーレート(%)	0.894	1.899	0.839	1.142
配当利回り(%)	1.203	1.203	1.261	0.206
ボラティリティ(%)	48.539	44.320	35.247	85.800
BS(満期日行使)(円)	308.43	544.91	88.08	17344 5.95
BS(中間日行使)(円)	257.29	614.51	74.37	14352 6.85
二項モデル(格子モデル) (円)	317.43	692.87	90.13	17417 2.16

(出所) 三浦他 [2006]、22 頁を加筆修正。

行使価格 1 円のストック・オプションは、極端なイン・ザ・マネー状態であり、即時行使が最適と考えられる。また、行使すれば株券を渡すという行為と大差がないので、計算結果は株価とほぼ等しくなるはずであるが、満期日行使の BS モデルでは付与日の株価との間に差が出てくる（BS モデル（満期日行使）＝544.91 円、付与日の株価＝694 円）。また、BS モデルによると、全ての結果において、満期日か中間日か、つまり、行使日をいつに設

²⁹⁵ 三浦 [2006]では、その他モンテカルロ法等を用いて公正価値単価を算出しているが、本章では会計基準で触れられているブラック・ショールズ＝モデルと二項モデル（格子モデル）の結果に焦点を当て、考察を行う。

定するかにより、数値に大きな差が出てしまう。このようなブラック＝ショールズ・モデルを適用することは理論的に考えて適切でないと考えられる。

また、ストック・オプションにおいては受給資格要件、業績条件、権利失効、早期権利行使パターンや、権利行使停止期間等、ブラック＝ショールズ・モデルには組み込むことが難しい要素についても考慮する必要がある。

ブラック＝ショールズ・モデル、二項モデルの数値結果にも差があることから、企業がどのモデルを使用するかにより、企業間比較が損なわれるおそれがある。そのことから、多くの条件を組み入れることができる、柔軟性が高い二項モデルを使用する方が好ましいと考える²⁹⁶。また、国際的統一の観点からも、二項モデルを積極的に使用することが好ましいと思われる。

第5節 おわりに

国際的統一化の流れと共に、日本でも会社法の施行と同時にストック・オプションを公正価値で測定し、費用計上することが義務付けられることとなった。日本基準では特定のモデルを推奨していないので、企業がいかなるモデルを用いて公正価値を算出するかは、企業の利益額に大きな影響を及ぼすことになる。また、どのモデルを用いる場合においても、モデルには多くの仮定条件が必要となるので、企業による数値操作の可能性は十分に考えられ、必ずしも確実に客観的な企業実態を表す数値を提供できるとは断言できない。

考察の結果、日本基準で例示されているブラック＝ショールズ・モデルと二項モデルに代表される格子モデルを比較した場合、算出されたストック・オプションの公正価値単価に差が生じることがわかった。選択するモデルにより算出される数値に差が生じることで、財務諸表の信頼性低下につながるおそれがある。ブラック＝ショールズ・モデルは中長期にわたるストック・オプションの利用に向かず、また、使用する要素を一定とすることなど試算結果が理論的とはいえ、モデルに要素を組み込むことに限界がある。そこでストック・オプションの公正価値評価には柔軟に対応できる二項モデルを使用し、企業間の比較可能性および国際的統一性を確保するのが好ましいと考えられる。しかし、二項モデルの柔軟性に富んでいるという特徴は、言い換えれば、公正価値測定に恣意性を介入させ会計数値を操作できるといえる点に注意しなければならない。つまり、公正価値に多くの要素を反映させることができる二項モデルの使用には、測定を行う企業側のコンプライアンスを徹底する必要があるといえよう。

会計基準で特定モデルを推奨していない状況の下、今後どのモデルを使用するにせよ、オプション価格算定モデルを使用する際には、そのモデルの限界を知った上で、合理的な

²⁹⁶ 三浦 [2006]により分析されているモンテカルロ法は、二項モデルよりもさらに複雑な条件を組入れ、公正価値単価を評価することができる。しかし、設定および適用が複雑すぎるというデメリットがある。

仮定や条件に基づいた公正価値評価を行うことが重要である。

第7章 ストック・オプションに関する貸方区分の問題

第1節 はじめに

2005年12月、企業会計基準委員会(Accounting Standards Board of Japan、以下ASBJ)より、企業会計基準第8号「ストック・オプション等に関する会計基準」および企業会計基準適用指針第11号「ストック・オプション等に関する会計基準の適用指針」(以下、両者を合わせて新基準とする)が公表された。この新基準では、取締役あるいは従業員等に対して、株式報酬としてストック・オプションを提供した時に、ストック・オプションの公正な評価額を測定し、そのうち従業員等により実際に役務の提供を受けた期間に応じて報酬費用としての対価性が認められる場合には、これを計上することが義務付けられた。

この新基準が導入されるまで、日本ではストック・オプションを扱う会計基準が存在しなかった。その理由として、自社株式に対するコール・オプションの発行が、商法規定によって厳しい条件が定められており、現在のようにストック・オプションの発行が容易ではなかったことが考えられる²⁹⁷。しかし、企業活動が国際化し、また報酬形態が多様化したことから、日本でもストック・オプション制度の規制緩和が進められた。これらの事情から、日本でもストック・オプションに対する会計基準を導入する必要性が高まったのである。

この新基準導入において、ストック・オプションは公正価値により費用を認識すべきであるとの意見が高まった背景には、ストック・オプションに関連した一連の会計不正事件が考えられる。米国ではストック・オプションが古くから利用されてきたが、当時の会計実務では、ストック・オプションに関して何ら会計処理は行われていなかった。ストック・オプションの権利行使価格が従業員等へストック・オプションを付与した時点の市場における自社株価より高く設定されている場合、もしストック・オプションが行使された場合でも自社株式売却にかかる利益を得ることができない。したがって、ストック・オプションの付与日における自社株価を下回る権利行使価格が設定されている場合に限って、ストック・オプションの価値を認める、つまり本源的価値でストック・オプションを認識するとの考え方を当時は採用していたのである。

企業は、従業員等のインセンティブを高めるため、ストック・オプションの権利行使価格を付与日の自社株価よりも高く設定することが一般的であった²⁹⁸。この場合、会計処理を行う必要がないので、企業は大量のストック・オプションを発行することとなった。企業はストック・オプションが株式報酬として魅力あるものとするため、企業価値を高めようと努力するが、一方で会計処理を行わなくてもいいという当時の会計実務を使い、不正

²⁹⁷ 宮川[2006]、129頁。

²⁹⁸ 宮川[2006]、129頁。

な会計処理により企業価値を釣り上げようとする企業も現れた²⁹⁹。

日本の新基準が公正価値による認識を強制適用としたのは、ストック・オプションを使ったこのような米国における会計不正事件の多発を契機とした、公正価値の強制適用へ向けた国際的な取り組みに歩みを合わせたものである。公正価値によりストック・オプションを認識することとなったので、企業は従業員等へストック・オプションを付与した時点で、報酬費用の公正価値による財務諸表への計上が義務付けられることとなった。ただし、この報酬費用計上の義務化に関連して、この相手勘定をどのように理解するかという問題点が生じた。

現在の会計基準では、財務会計基準審議会 (Financial Accounting Standards Board : 以下、FASB)、国際会計基準審議会 (International Accounting Standards Board : 以下、IASB) および ASBJ では、この相手勘定を負債と捉えておらず、負債以外のものとして表示区分されることとなり、FASB および IASB では、株主持分 (shereholders'equity) として、ASBJ では純資産 (net assets) として表示されることとなった。

いずれも表示区分としては類似性が高いと考えられるが、FASB および IASB が考える株主持分と ASBJ の純資産とは概念上の違いがある。本章では、この点について表示区分における類似性と、概念上の違いについて整理する。まず、FASB、IASB および ASBJ におけるストック・オプションに関するそれぞれの基準における表示区分について検討する。前述したように、FASB および IASB と ASBJ とでは、相手勘定に関する概念が異なっている。この概念上の違いが会計上どのような意味を持つのであるか検討を行う。

第2節 各会計基準における表示区分

2-1 米国におけるストック・オプション会計基準

2-1-1 会計原則審議会意見書第25号「従業員に発行した株式の会計」(Accounting Principles Board Opinion No.25, *Accounting for Stock Issued to Employees*: 以下、APBO25)

FASB が公表した財務会計基準書第123号「株式を基礎とした報酬の会計」(Statement of Financial Accounting Standards No.123 : *Accounting for Stock-Based Compensation* : 以下、SFAS123) は、1972年に公表された APBO25 への批判を受けて制定されたものである。

APBO25 では、当該コール・オプションに報酬性がない場合、いくつかの条件が最低限付随すると考え、この条件に当てはまらないものをストック・オプションと捉えた³⁰⁰。従

²⁹⁹ エンロン、ワールドコムによる会計不正事件が代表的な例である。

³⁰⁰ AICPA[1972]、para.7. APBO25 で挙げられている条件とは、①一定勤務条件を満たす、正社員全員に提供される場合、②均等、あるいは給料などの一定割合を基準として提供されている場合、③ストック・オプションの権利行使期間が合理的な期間に制限されている場合、④株価からの割引額が株主等に対して発行する場合よりも大きくない場合、の4つ

業員等へストック・オプションが付与されたとき、本源的価値によりストック・オプションの権利行使価格が、オプションの価値測定日の自社株式の市場価格よりも低く設定されている場合、その差額のうち従業員等へ役務を提供した会計期間の報酬費用を計上すべきであると指摘した³⁰¹。また、このオプション価値測定日は、従業員等へストック・オプションが付与された時点が適当であるとし、この時点での本源的価値での報酬費用を認識すべきであると規定している³⁰²。

しかし、前述したとおり、当時企業が従業員等へストック・オプションを付与する際には、ストック・オプションの権利行使価格が付与日の自社株式の市場価格と同じか、より高い場合が一般的であった。これにより、APBO25のもとでは、ストック・オプションの付与時点で、報酬費用の財務諸表への計上が必要とされず、会計処理が行われていなかったのである。つまり、APBO25が採用されていた当時、ストック・オプションの付与に伴い報酬費用を計上する企業は極めて稀であり、このような事情からAPBO25でも相手勘定をどうするかについての規定は盛り込まれていない。しかし、ストック・オプションが権利未行使のまま失効した場合の会計処理として、株主持分から減額しなければならないという規定がある³⁰³。このことから、APBO25によると本源的価値による報酬費用の計上が必要とされた場合の相手勘定を、株主持分として理解していたのではないかと推測できる³⁰⁴。

2-1-2 SFAS123

上述のとおり、APBO25のもとでのストック・オプションに関する報酬費用の計上は、ほぼ稀であった。しかし、時代とともに株式報酬取引が発展し、複雑化するにつれ、ストック・オプションに関してもAPBO25の規定では不十分となってきた。特に、同じストック・オプション取引であり、業績等で権利行使条件が変わる条件変動型ストック・オプションが新たに創出され、従業員等へストック・オプションを付与した時点で本源的価値を測定する方法では、時間的価値が考慮されないで、条件固定型のストック・オプションとの間で会計基準適用上の不備が生じていた³⁰⁵。

このような状況を踏まえ、1993年にFASBはAPBO25にかわる会計基準設定に向けた公開草案を公表した。この公開草案では、ストック・オプションの価値測定を従業員等に対するストック・オプション付与時点に統一し、これまでの本源的価値ではなく、強制的に公正価値で測定することで、ストック・オプション取引に係る報酬費用の財務諸表への計上を促そうとした。しかし、この公正価値の義務付けに産業界から強い反発を受けた。

である。

³⁰¹ AICPA[1972]、paras.11-12.

³⁰² AICPA[1972]、para.10.

³⁰³ AICPA[1972]、para.14.

³⁰⁴ AICPA[1972]、para.3. 相手勘定を株主資本として認識すべきかどうかは Accounting Research Division により検討されていたことが明記されている。

³⁰⁵ 與三野[2002]、15-16 頁。

FASBはこの反発に屈する形で、SFAS123は公正価値による強制的な測定をとりやめ、原則として公正価値により測定し、本源的価値による測定も容認する形とした。ただしSFAS123では、本源的価値により測定する場合でも、公正価値による測定によれば影響を受けた当期純利益および一株当たり利益の変動について、注記事項として開示することを定めている³⁰⁶。

その後、米国ではストック・オプションに関係した会計不正事件が起これ、経営破綻する企業が増加したことから、このストック・オプションの会計処理に関する問題は大きく注目されることとなり、これまで本源的価値により測定してきた企業のうち、自主的に公正価値による測定を行う企業も出てきたが³⁰⁷、SFAS123は本源的価値による測定を否定しておらず、依然として本源的価値による測定を続ける企業も多く存在した。このような状況では、企業間における会計情報の比較可能性が損なわれ、情報利用者から公正価値による測定を強制すべきであるとの意見が強まった³⁰⁸。

公正価値による測定の義務付けの要請が高まるにつれ、公正価値により測定した場合の報酬費用の計上額に関心が集まるようになった。このストック・オプション取引にかかる報酬費用計上額が多額なものとなると同じく、相手勘定も多額なものとなる。すでにAPBO 25の規定では、本源的価値による測定で報酬費用の計上が必要な場合は株主持分を相手勘定とすると想定された。ただし、APBO25では、なぜ株主持分とするかについての説明はされていない。

FASBは、これまでの会計基準が首尾一貫した会計理論体系に基づいて形成されておらず、これにより会計理論以外の影響により会計基準がゆがめられているとの批判を受けた³⁰⁹。この批判を受け、FASBは概念フレームワークにおける財務諸表の構成要素の定義に矛盾しない会計基準を設定すべく検討を重ねた。

2-1-3 改訂財務会計基準書第123号(Statement of Financial Accounting Standards No.123 (R) : *Accounting for Share-Based Payment (revised 2004)*, : 以下、SFAS123 (R))

以上のように、ストック・オプションに関連した会計不正事件などから、米国におけるストック・オプションにかかる会計基準を取り巻く環境により、公正価値による測定を義務付ける動きが活発化した。しかしその一方、未だSFAS123は本源的価値による測定を容認していた。

同じころ、国外ではIASBがストック・オプションを公正価値により測定することを義務付ける会計基準について議論を始め、2002年には公開草案を、そして2004年には国際財務報告基準第2号「株式報酬」(International Financial Reporting Standard No.2, *Share-Based Payment* : 以下、IFRS2)を公表した。

³⁰⁶ FASB[1995]、para.45,47.

³⁰⁷ FASB[2004],para.B5.

³⁰⁸ FASB[2004],paras.B4-B6.

³⁰⁹ 宮川[2006]、133頁。

FASB はこのような国際的な動きに合わせる形で、2002年9月にIASBとノーウォーク合意を取り交わし、SFAS123の見直しに着手した。その結果、2004年12月、SFAS123 (R) が公表された。

SFAS123 から SFAS123 (R) への改定で最も注目すべきは SFAS123 では従業員等へストック・オプションを付与した時点で公正価値により測定した際に、計上される報酬費用の相手勘定が株主持分として認識されるのに対し、SFAS123 (R) ではストック・オプションの決済方法に注目し、当初負債として認識する場合が見られることである。

SFAS123 (R) では従業員へ付与されるストック・オプションが、以下のいずれかの条件を満たす場合、株主持分として認識される会計処理とは異なる方法により処理しなければならないとしている³¹⁰。

- ・ 財務会計基準書第150号「負債と資本の両方の性質をもつ金融商品の会計処理」(*Accounting for Certain Financial Instruments with Characteristics of both Liabilities and Equity*; 以下、SFAS150) に規定されるような資本としての性質を有しない場合。
- ・ もととなる株式が負債として分類される場合。
- ・ 現金あるいはその他の資産によりストック・オプションの決済が要求されている場合。
- ・ 株価、業績、勤務期間といった（権利確定にかかる）条件ではなく、ある特定の条件に応じて報酬が調整される場合。

このうち、SFAS150 ではストック・オプションのような株式報酬取引は対象外としているが、将来、ストック・オプションが権利行使された場合に、企業側に強制的な償還が義務付けられているものについては、SFAS150 を適用することとした³¹¹。つまり、当初、SFAS123 では、従業員等に付与するストック・オプションは将来の権利行使の際に、自社株式を優先的に購入することつまり、持分決済型が前提とされていたのに対し、株式報酬の形態が複雑化するなかで、ストック・オプションの決済方法に着目した会計基準作りが進められたのである³¹²。将来、ストック・オプションが権利行使された場合、現金などの資産が減少する決済方法、つまり現金決済型による場合、従業員等へのストック・オプションの付与が株主持分の増加取引に結び付かなくなるのである。

また、ストック・オプションには、権利行使時点の状況により、持分決済型か現金決済型かについての選択権が付されている場合もあり、従業員等へのストック・オプションの付与が単純に株主持分の増加とは考えにくくなってきたのである³¹³。したがって、SFAS123 (R) では、ストック・オプションの決済方法に注目し、ストック・オプションの付与時点において公正価値による測定、報酬費用の計上を前提とし、その後の決済方法に基づいて

³¹⁰ FASB[2004]、paras.28-35.

³¹¹ FASB[2004]、paras.29-30.

³¹² 宮川[2006]、136頁。

³¹³ 宮川[2006]、136頁。

相手勘定を負債とするか、株主持分とするかの判断を行うとしたのである。

SFAS123 (R) では、ストック・オプションが現金決済型により当該報酬費用の相手勘定が負債として表示される場合、持分決済型のストック・オプションとは異なり、ストック・オプションは毎期末に公正価値により再測定されることとされている³¹⁴。つまり、SFAS123 は従業員等へ付与されるストック・オプションを持分決済型とするとの前提で公正価値測定を行うと考えていたものであるが、SFAS123 (R) ではそれぞれの株式報酬取引に見合った、より細かな会計処理において、公正価値測定を行うと改訂されたといえる。

以上のように、現行の米国基準である SFAS123 (R) では、従業員等へ付与されるストック・オプションは決済方法により、報酬費用の相手勘定が負債となるか、株主持分となるか分類される。このような決済方法の違いにより区分表示が異なるのは、そもそも持分決済型のストック・オプションは、株主持分の増加取引であるという前提から生じたものであるといえよう。

2-2 IASB におけるストック・オプション会計基準

2-2-1 IFRS2

国際会計基準では、IFRS2 以前にはストック・オプションに関する会計基準が存在しなかった³¹⁵。しかし、株式報酬取引の多様化、複雑化が進むにつれ、重要な会計問題としてストック・オプションが捉えられるようになった。このような状況の下、2000年7月に国際会計基準委員会 (International Accounting Standards Committee : 以下、IASC) および G4+1 グループの討議資料「株式報酬の会計 (*Accounting for Share-Based Payment* : 以下、IASB 討議資料)」が公表された。

IASB はこの IASB 討議資料をもとに株式報酬に関する会計基準公表に向けて検討を行い、2002年11月7日、ストック・オプション等の費用計上を義務付ける公開草案第2号「株式報酬」(Exposure Draft No.2, *Share-Based Payment* : 以下、ED2) を公表した。その過程で米国では FASB が SFAS123 の再検討を行い始めたので、IASB と FASB の共同による検討も行われた。その結果、ストック・オプションに関する会計基準は、IASB と FASB ではほぼ同じものとなったのである。

IFRS2 において従業員等へストック・オプションを付与する場合、公正価値によって測定を行い、会計期間に計上する報酬費用の相手勘定をどのようにするかについては、前述した SFAS123 (R) と基本的な考え方は同じである。つまり、付与したストック・オプションが持分決済型であるか、現金決済型であるかにより会計処理が異なることになる。また、この決済方法に選択権が付されている場合は、その条件に従い、当初は負債として扱い、実際の権利行使が持分決済でなされた場合はその時点で負債から株主持分に振替処理

³¹⁴ FASB[2004]、para.37.

³¹⁵ 国際会計基準第19号「従業員給付」(International Accounting Standard No.19, *Employee Benefits*) では、株式報酬が適用範囲に含まれていたが、規定されていたのは開示に関するもののみであり、具体的な会計処理については規定がない。

が行われることとなった³¹⁶。IFRS2 がストック・オプションの決済方法に着目し、それにより計上すべき報酬費用の相手勘定を負債とするか株主持分とするかは、SFAS123 (R) と同じく IASB が設定する概念フレームワークをもとにして認識することとなっている³¹⁷。

2-3 日本におけるストック・オプション会計基準

2-3-1 新株引受権付社債

日本においてストック・オプション制度が注目されるようになったのは、1995年にソニーが新株引受権付社債の新株引受権部分を疑似的なストック・オプションとして利用し始めたことである³¹⁸。当時、日本では商法上の制約から、自社株式のコール・オプションを株式報酬として発行することが容易なことではなかった。したがって、ストック・オプションを株式報酬制度として採用したい企業は、新株引受権付社債を用いることでソニーのように疑似的なストック・オプションを利用した株式報酬取引を行っており、資金力の乏しいベンチャー企業を中心に採用企業が増加していった。

この新株引受権付社債を用いた疑似的ストック・オプションにかかる会計処理は、当該社債を発行した時点では、新株引受権部分を従来通り負債の仮勘定として処理していた³¹⁹。その後、企業による新株引受権部分の買い戻しにより相殺処理が行われ、次に買い戻した新株引受権を従業員等へ付与する際に、買い戻し金額に応じた報酬費用の計上が行われ、再び新株引受権を付与した際も、負債の仮勘定として計上されることとなった³²⁰。しかし、当時のこの処理は、報酬費用は疑似的ストック・オプションの本源的価値でも公正価値でもなく、あくまでも新株引受権を疑似的なストック・オプションとして利用するための便宜的な会計処理であったといえる。

2-3-2 自己株式方式および新株引受権方式

その後の1997年の商法改正により、株式報酬取引として自己株式の取得を認める自己株式方式と新株引受権の単独発行である新株引受権方式が導入された。これらに共通する会計処理の特徴として、提供する自社株式のコール・オプションを無償とすることで、従業員等へストック・オプションを提供する際の会計処理が一切行われなくなり、取引過程がオフバランスされるといった点が挙げられる。つまり、新株引受権付社債方式における負債の仮勘定が増加するといった処理が行われなくなったのである。この意味で、自己株式方式と新株引受権方式では会計情報が財務諸表に反映されなくなり、会計情報の透明性が失われたといえよう。

2-3-3 新株予約権方式

2001年6月の商法改正により金庫株制度が導入され、次いで11月の商法改正では、新

³¹⁶ IASB[2004]、paras.34-42.

³¹⁷ 宮川[2006]、138頁。

³¹⁸ 詳しくは千葉[1997]を参照。

³¹⁹ 日本公認会計士協会会計制度委員会[1994]、與三野[2002]、34-37頁。

³²⁰ 與三野[2002]、36頁。

たに新株予約権及び新株予約権付社債³²¹という制度が導入された。これは、これまで株式報酬取引に利用してきたストック・オプション（新株引受権）だけでなく、その他の自社株式のコール・オプションの発行手段であった転換社債や新株引受権付社債などについて、商法上異なる条文規定であったものを整理・統合したものである。

この新株予約権及び新株予約権付社債が導入される前に、これらそれぞれのコール・オプション発行には多くの制約があった。たとえば、自社株式方式の場合、発行に対する定款の定めが必要でないのに対し、新株引受権方式の場合は必要であったり、また、両者ともにオプション発行可能数が、発行済株式数の10分の1であったりなどの制約が挙げられる³²²。しかし、この新たに導入された新株予約権は、株式報酬取引としてストック・オプション（新株予約権）発行に関する規制が緩和されたので持分決済型のストック・オプション制度として利用しやすいものとなった。しかし、株式報酬取引としてストック・オプションを利用しやすくなったものの、依然として、新株予約権方式では新株引受権方式と同様に、ストック・オプションを従業員等へ無償で付与する場合、取得原価主義を採用する商法など形式に従うので、やはり一切会計処理が行われないといった問題点は残されたままであった。

2-3-4 「ストック・オプション会計に係る論点の整理」（以下、論点整理）

度重なる商法改正により、株私費報酬取引としてストック・オプション制度を採用する企業が増加する中、日本のストック・オプションに関する会計基準設定に対する対応は当時の国際的な会計基準整備の動向から遅れを取っていた。このような状況で、ASBJは緊急性が高い検討課題として、ストック・オプション専門委員会を設置し、2002年12月に論点整理を公表した。

論点整理においてストック・オプションを株式報酬取引として利用する際、会計基準設定上の主な論点が列挙されており、本章のテーマである貸方区分、つまり費用認識の相手勘定についてもそこに含まれている。論点整理では、この相手勘定の代表的見解について、以下のように述べられている。

- (1) 当初から資本として性格が確定であると考え（確定的資本説）。
- (2) 当初は資本としての性格が確定していないと考える（暫定的資本説）。
 - i 権利確定日に資本としての性格が確定すると考える。
 - ii 行使期間開始日に資本としての性格が確定すると考える。
 - iii 権利行使日に資本としての性格が確定すると考える。

確定的資本説によると、従業員等へのストック・オプションを提供した場合、当該ストック・オプションは自社株式の交付と会計上同じ性質のものと考え。これはSFAS123(R)とIFRS2と同様の考え方である。ただし、ストック・オプションの失効については会計処

³²¹ ここで新株予約権付社債とは従来の非分離型新株引受権付社債と転換社債の両方を含んでおり、分離型の新株引受権付社債は含まれていない。

³²² 柴[1999]、93頁。

理に相違が生じる。付与日以降のストック・オプションの価格の変動を会計上反映させる必要がないが、ストック・オプションが失効した場合には、そのタイミングにより会計処理が異なる点である。そして、その際の会計処理も2種類に分類される。

一つ目は、ストック・オプションの失効があっても、一度計上した報酬費用の取消しを行う必要がなく、失効による株主資本の変動も認識しないとの考え方である。二つ目はストック・オプションの付与日以降、権利確定日までにおいて、権利確定条件を満たさないうまま失効する可能性はゼロではないので、まず過去の実績に基づきストック・オプションの付与日に失効確率を考慮に入れた公正価値評価を行い、そしてその公正価値をもとにして、権利確定日までに従業員等から実際に提供された役務の対価として認識する一方、権利未確定のまま失効した部分を調整して正味の報酬費用の計上を行おうとする考え方である。そして、この処理により計上された報酬費用の相手勘定は、当初から株主持分が増加したと考えるのである。

SFAS123では当初、一つ目の考え方を採用していたが、SFAS123(R)ではIASBとのコンバージェンスの観点より、IFRS2と同様の2つ目の考え方へ変更した。その意味で、SFAS123(R)およびIFRS2では確定的資本説がとられているといえる。

これに対し日本では、すでに述べたように、法的形式に従った会計処理が優先されてきた。しかも、その法的形式に従った会計処理は、SFAS123(R)やIFRS2で議論されていた本源的価値や公正価値のどちらでもない処理が行われており、それまでの会計慣行に従った議論がなされていただけであった。もし、このような会計慣行に従って、ストック・オプションの権利行使があったかどうかを確認できるまで株主資本として繰り入れるかどうかの判断を保留にしていることに着目するならば、暫定的資本説に分類されるであろう³²³。

このように、暫定的資本説の立場をとる日本のような考え方は、SFAS123(R)やIFRS2で見られるような概念フレームワークに準拠した会計基準作りとは大きく異なる。特に、日本では法的に株主資本参入要件が厳しく規定されているので³²⁴、この時点でストック・オプションにかかる会計基準においては、ストック・オプションの処理について法的形式に大きく依存していたと考えられよう。

2-3-5 新基準

上記論点整理をもとに検討が重ねられ、2004年12月にストック・オプションを費用に計上する企業会計基準公開草案第3号「ストック・オプション等に関する会計基準(案)」(以下、旧公開草案とする)を公表し、その後2005年10月に企業会計基準公開草案第11号「ストック・オプションに関する会計基準(案)」および企業会計基準適用指針公開草案第14号「ストック・オプション等に関する会計基準の適用指針(案)」(以下、両者を合わせて新公開草案とする)を公表され、その後最終的に日本最初のストック・オプションに

³²³ 宮川[2006]、141頁。

³²⁴ 野口[2004]、38-39頁。

関する会計基準として新基準が公表されたのである。

注目すべきは、新基準公表に至るまでに公開草案が二度も公表されていることである。これによりこの旧公開草案と新公開草案との間に、大きな修正が行われたことが伺える。この両者の差異を確認することは、新基準における会計的な考えを理解する上で重要であると考えられる。

両者を比較してみると、これまで見られなかった公正価値による測定の適用が前提となっている点で共通しているが、大きな相違点として、公正価値による測定を行い計上することとなった報酬費用の相手勘定について、旧公開草案では負債の仮勘定としていたのに対し、新公開草案では純資産の一部として表示区分を変更していることである。

公正価値による測定により、従業員等へストック・オプションを付与した時点で報酬費用を計上する場合、相手勘定の性格が将来、実際に権利行使されて初めて株主資本として性格が確定するのであると考えるのであれば、権利確定日以降であってもストック・オプションが失効した場合には株主資本にはならないと考えられる。その場合、貸借対照表の貸方区分に負債と資本の二区分制を採用し、しかも資本への算入条件が法的に制限されていたので、旧公開草案にあるとおり、当初、相手勘定を負債の仮勘定とすることは極めて適当な会計処理であったといえよう。しかし、新公開草案では、負債の仮勘定ではなく、新たに純資産の一部として表示すべきであると変更された。

ここで、この相手勘定を SFAS123 (R) や IFRS2 で規定されている「株主持分」ではなく「純資産の一部」としているところが重要である。日本では旧公開草案公表時に、ストック・オプションには返済義務がないことから、SFAS123 (R) や IFRS2 と同様の考え方に立ち、株主資本として表示区分すべきではないかとの考え方もあり³²⁵、依然としてストック・オプションの表示区分が論点とされた。

前述したが、これまでの日本におけるストック・オプションの会計実務において法的形式を尊重するのであれば、ストック・オプションは株主資本とはなりえない。一方 SFAS 123 (R) や IFRS2 と同様に、財務諸表の構成要素に関して会計的な定義のもとで負債には資産の減額を伴う返済義務の要否により、負債か資本か判断すべきであるとの考えに基づけば、ストック・オプションを負債や負債の仮勘定と表示することは適当ではない。

このようにストック・オプションの表示区分については、判断となる何らかの指針や基準に従わなければ、依然として定まりようがない³²⁶。また、この場合、既存の会計基準との整合性を図ることも重要である。

旧公開草案では、1999年に企業会計審議会から公表された「金融商品に係る会計基準の設定に関する意見書」および「金融商品に係る会計基準」との整合性を図るため、ストック・オプションの報酬費用の相手勘定は負債の仮勘定とされた。これを考えれば、新公開草案および新基準においてストック・オプションを純資産の一部として表示するとの判断

³²⁵ 宮川[2006]、142頁。

³²⁶ 詳しくは徳賀[2003]。

は、大きな変化をもたらしたものと見える。

ASBJでは、旧公開草案公表以降、ストック・オプションの表示区分問題が単なるストック・オプションにかかる会計処理問題にとどまらないとし、貸借対照表における貸方項目の表示区分について検討を始めていた。その結果、企業会計基準第5号「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」及び企業会計基準適用指針第8号「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等の適用指針」（以下、両者を合わせて貸借対照表の表示基準とする）が公表された。

また、この貸借対照表の表示基準は、すでに2004年7月に公表されていた討議資料「財務会計の概念フレームワーク」（以下、討議資料）³²⁷の考えに従ったものであり、この中で、ストック・オプションが討議資料に盛り込まれた負債の定義に合致しないことから、旧公開草案にあったような負債の仮勘定としても適さず、純資産の一部として表示されることとなったのである。

このストック・オプションの表示区分について、一見するとSFAS123 (R) およびIFRS2との足並みがそろっているかに見えるが、純資産の一部とされたストック・オプションが失効した場合の処理については、新基準とSFAS123 (R) およびIFRS2において大きく異なる。新基準では、従業員等へストック・オプションを付与した時点で公正価値による測定により報酬費用を計上することとなった相手勘定を純資産の一部としながら、ストック・オプションに失効が生じた場合は、その部分について利益として戻入処理が行われる³²⁸。これはSFAS123 (R) やIFRS2に見られるように、当初より相手勘定を株主持分として認識し、権利確定日以降の施行部分については一切会計処理を行わないとする立場とは考え方が異なるのである。

第3節 表示区分の異同

3-1 各基準における貸方区分表示

3-1-1 SFAS123 (R) およびIFRS2

SFAS123 (R) およびIFRS2 が計上した報酬費用の相手勘定を株主持分として認識するのは、会計基準設定において概念フレームワークとの整合性を図っているためである。会計基準の設定における考え方の基礎となる基本目的や原理を明らかにし、既存の会計基準の改訂や新しく会計基準を設定する場合に、首尾一貫した会計基準の体系を築くことを図っているのである。

たとえば、SFAS123 (R) では株式報酬の認識における原則として、企業が取得した財またはサービスを受けた時点で報酬費用の認識をしなければならず、その際の相手勘定が負

³²⁷ この討議資料は2006年に第2版が公表されている。

³²⁸ 企業会計基準委員会[2005c]、46項。

債か株主持分かのどちらかに分類しなければならないとしている³²⁹。そして、その分類にあたって判断基準とされるのが概念フレームワークである。

ストック・オプションの表示区分に係る、負債および株主持分に関する概念的な定義については、財務会計概念基準第6号「財務諸表の構成要素」において明らかにされている。その中で、「負債とは過去の取引または過去の事象の結果として、ある特定の実体がほかの実体に対して、将来、資産の譲渡または役務の提供を行わなければならない現在の債務から生じる、発生可能性の高い将来の経済的便益の犠牲である」としている³³⁰。負債の相殺については資産の譲渡を伴うことが多いので、この負債の定義をそのまま解釈すれば、企業が過去の取引の結果として、将来、自己が所有する資産の譲渡により返済する義務を負うものが負債とされる³³¹。

また、2000年10月に負債と株主持分双方の性格を有する金融商品に関する会計処理について、上記負債の定義を修正すべきか否かの議論が行われた。その結果、既述のようにSFAS150が公表されているが、ここでは株式報酬取引としてストック・オプションを適用範囲から除くものの、現金決済型ストック・オプションである場合は、企業の返済義務が生じることから負債と処理すべきものとしている³³²。持分決済型の場合には、この義務を負わないことから、これまで通り株主持分として分類されることとされた。

これらから、SFAS123 (R)によりストック・オプション取引において公正価値による測定を行った場合の報酬費用計上における相手勘定は、負債か株主持分のいずれかであり、負債と株主持分の間との中間的な区分という考えはなく、つまりSFAS123 (R)には負債あるいは株主持分いずれかの仮勘定という概念は存在しないのである。

IASBの概念フレームワークもFASBとほぼ同様の考え方の立っており、最近の動向として、FASBとIASBは、共通の概念フレームワーク構築に向けた共同作業が行われており、今後、世界的な会計のアドプションに向け、財務報告の根底となる基礎や概念を整理し、さらなる効果的な指針の制定を目指している³³³。

3-1-2 新基準

日本の新基準では、従業員等にストック・オプションを付与した時点で、公正価値により測定を行い、報酬費用を計上する点でSFAS123 (R)やIFRS2と同様である。そして、その相手勘定も負債ではなく、純資産の一部として表示する点もある意味でSFAS123 (R)やIFRS2に近いものといえよう。しかし、前述のように、ストック・オプションの失効の考え方が異なるので、その取り扱いについてはSFAS123 (R)やIFRS2と大きく異なるのである。

新基準では、公正価値による測定により計上する報酬費用の相手勘定は初めから株主持

³²⁹ FASB[2004]、para.34.

³³⁰ FASB[1984]、平松・広瀬訳[2002]、301頁。

³³¹ 上田[2003]、6-9頁。

³³² FASB[2004]、paras29-30.

³³³ 2006年7月、FASBとIASBは共同概念フレームワークの第一草案を公表している。

分とするという SFAS123 (R) や IFRS2 の考え方を採っていない。これは、権利が確定したストック・オプションでも権利行使期間における自社株式の市場での株価の低迷などにより未行使のまま失効してしまう可能性があるからである。したがって、新基準では、最終的に権利が未行使のまま権利行使期間の後に失効してしまったものについては、それまで純資産の一部として表示されていたストック・オプションを、利益と考えて戻入処理を行うように指示している³³⁴。

ここで、日本がこれまでの貸借対照表での負債、資本から新たに資本ではなく純資産という概念を導入したことにはどのような意図があったのかについて整理する。そもそも、日本が討議資料を設定した経緯は、会計基準設定に係る国際的な調和を図るため、海外の主要な会計基準主体と同様の検討過程をたどることの必要性が指摘されている³³⁵。このため、討議資料の役割は、現行の企業会計の基礎となっている前提や概念を整理することで、将来の会計基準設定の指針となり、これにより会計基準の体系的安定性が得られることを期待するものである³³⁶。

3-2 ASBJ における純資産概念

討議資料では、まず資産および負債の定義が明らかにされている。資産とは、「過去の取引または事象の結果として、報告主体が支配している経済的資源、またはその同等物」とし³³⁷、負債については、「過去の取引または事象の結果として、報告主体が支配している資源を放棄もしくは引き渡す義務、またはその同等物」³³⁸と定義している。そのうえで、純資産は資産と負債の定義の差額として導かれるものであり、ここには報告主体の所有者である株主に帰属する資本と、その他の要素に分けられるとしている³³⁹。

ここでいう報告主体の所有者である株主に帰属する資本とは、株主資本を示しており、その他の要素とは、討議資料の定義に照らして負債とはならないが、株主資本としても帰属しないものを指している³⁴⁰。そして、新基準においてストック・オプションが含まれるのは、純資産のうちのその他の要素とされる部分である。

討議資料がこれまでの資本と異なる純資産という概念を導入したのは、会計基準設定に係る国際的な調和を目指すうえで、財務諸表における表示区分に関しても調和を図るべきであるとの考えがあったことは、討議資料の「財務会計の概念フレームワークの公表の経緯」からも読み取れる。ただし、討議資料で定義された純資産の概念は、株主資本とは異なる点に注意しなければならない。

討議資料に関するもう一つの特徴は、会計情報として純利益の有用性を高く評価してい

³³⁴ 企業会計基準委員会[2005c]、46 項。

³³⁵ 宮川[2006]、144 頁。

³³⁶ 宮川[2006]、145 頁。

³³⁷ 企業会計基準委員会[2004c]、「財務諸表の構成要素」、4 項。

³³⁸ 企業会計基準委員会[2004c]、「財務諸表の構成要素」、5 項。

³³⁹ 企業会計基準委員会[2004c]、「財務諸表の構成要素」、6-7 項。

³⁴⁰ 企業会計基準委員会[2004c]、「財務諸表の構成要素」、6 項。

る点である³⁴¹。討議資料には利益概念として大きく分けて包括利益と純利益の二つが取り上げられている。包括利益は、期首と期末の純資産の差額（配当などの資本取引の影響を除く）から導かれる。したがって、貸借対照表が取得原価主義で統一的に作成されていれば包括利益と純利益は一致するのである。しかし、包括利益には、貸借対照表の一部が時価評価されることにより生じた未実現損益が含まれているので、実際には包括利益と純利益は一致しない。つまり、純利益にはそのような時価評価から生じた未実現損益が除かれるということである。

このように純資産の内訳に、株主資本とその他の要素を設けた理由は、純利益を生み出す源泉としての正味株主資本を明示するためであると考えられる³⁴²。ASBJがFASBやIASBのように包括利益を積極的に取り入れようとししない理由としては、会計情報が開示される目的が、投資家等を中心とする情報利用者にとっての有用性の有無であるのに対し、包括利益はその有用性に必ずしも十分ではないと判断されるためである³⁴³。むしろ、包括利益とは別に純利益の有用性を評価するのは、企業活動における収益性あるいは効率性といった情報が、正味株主資本を明らかにすることで、会計情報から得られやすくすると判断し、それが企業価値評価にとって不可欠な情報であると考えていたからである³⁴⁴。

新基準において、株式報酬として従業員等へストック・オプションを付与した際に、公正価値により測定されたものをもとにして報酬費用を計上する会計処理は、SFAS123 (R)とIFRS2とほぼ同様であることは何度も確認したが、その相手勘定は「負債以外のもの」として同質であるといえるものではなく、純利益の源泉となる正味株主資本の概念に当てはまらないため、株主資本とは別に扱われることとなる。したがって、純資産におけるその他の要素として処理されたストック・オプションが、権利行使されて正味株主資本としての性格が確定した場合、代用の払込部分として振替処理が行われる。逆に、権利未行使のまま失効したストック・オプションは、すでに従業員等から役務の提供があったにもかかわらず、これに係る一切の対価性が放棄されたとし、利益として戻入処理が行われるのである。

しかし、新基準は依然として法的な形式から影響を受けている。純資産の一部として表示されたストック・オプションは、従業員等へ付与された時点で未だ既存株主との直接取引と見なされていない³⁴⁵。つまり、FASBやIASBのようにストック・オプションの保有者が潜在的な株主であり、既存株主と概念的には同じであるという考え方は日本では法的な部分から受け入れられないのである³⁴⁶。その意味で、日本の純資産区分は、法的な形式に基づく株主資本とは一致しない。新基準において、純資産の一部として計上されたストッ

³⁴¹ 企業会計基準委員会[2004c]、「財務諸表の構成要素」、20-21 項。

³⁴² 企業会計基準委員会[2004c]、「財務諸表の構成要素」、18 項。

³⁴³ 斎藤[2005]、36 頁。

³⁴⁴ 詳しくは大日方[2002]を参照されたい。

³⁴⁵ 宮川[2006]、146 頁。

³⁴⁶ 宮川[2006]、146 頁。

ク・オプションが、失効により利益に戻入処理されることの根拠は、ストック・オプションを付与した時点では、法的にも資本取引として成立していないことと考えているからであると思われる。

このような法的な観点から新基準を見ると、かつて負債の仮勘定とされたストック・オプションが資本の仮勘定と変更されたと解釈することも可能であるのではないか。このような負債とも株主資本ともできない性格のストック・オプションについて、それ自身が明示的であれば、どちらに区分されても大きな問題ではないのではないかと指摘も存在する³⁴⁷。

既述のように、日本では新基準が公表されるまで、従業員等に無償でストック・オプションを付与することが多かったため、このストック・オプションに関する会計処理はほとんどなされていなかった。しかし、このコール・オプションを企業外部へ提供する場合には対価性があり、これに見合う金額が負債の一部として計上されてきたのである。日本のコール・オプションの会計処理は、これまで一貫して負債の一部として処理されてきたのであり、それは新基準におけるストック・オプションの表示が純資産の一部へ変更されたとしても戻入処理の考え方は全く同じなのである。

第4節 おわりに

従業員等に対して付与されるストック・オプションに関する会計処理は、FASBおよびIASBではほぼ同様の処理となっている。本章で扱った報酬費用の相手勘定に関しては、当初より株主持分としてとらえており、それぞれが設定する概念フレームワークの類似性によるものであると言えよう。

一方、日本では、法的な形式に制約されていたこともあり、ストック・オプションは一貫して負債の仮勘定として表示されてきた。そして、国際的な会計基準のコンバージェンスにより、新基準を導入し、IFRS2との調和を図り、会計情報の比較可能性を保つためにも討議資料をもとにストック・オプションを負債の仮勘定から純資産の一部として表示することとなったのである。その一方で、ストック・オプションが権利行使の有無が確定してから株主資本となるかどうかは確定され、仮に権利未行使のまま失効した場合、利益として戻入処理される。

しかし、ストック・オプションについて、国際的な会計基準との調和をはかろうとする目的のもとで、負債としてではなく純資産の一部として表示されることとなったストック・オプションがその後利益として戻入処理されることに、情報利用者は混乱しないのであろうか。ストック・オプション取引に係る会計処理についてのASBJとFASBおよびIASBとの会計概念の違いについて、積極的に情報を提供し、広く合意を得られなければ、純資産の一部を利益として戻入処理すること自体が極めて異質なものと捉えられるのではない

³⁴⁷ 名越[2003]、35-37頁。

だろうか。

新基準においてストック・オプションを純資産の一部として表示する規定により、国際的にコンバージェンスが図られたとは言えないほど、この差は大きいものであると考える。ましていまやアドプションが望まれる中、この違いは無視できるものではないのではないか。この失効に伴う戻入処理は、株主資本を企業利益として戻入処理したとの誤解を招きやすく、また、これにかかる戻入処理の取引額が小さいものではないことから、未だ解決されていない重大論点であるといえる。

現在、FASB と IASB は共同の概念フレームワークの設定に向け、検討が行われている。この共同作業が決定した時、ストック・オプションに関する国際的な会計基準の在り方に何らかの影響があるであろうし、日本の新基準におけるストック・オプションの表示に関しても再考する必要性が生じる可能性は大きく、今後の動きに注目したい。

第8章 ストック・オプションに関する会社法上の問題

第1節 はじめに

企業会計基準委員会（Accounting Standards Board of Japan、以下ASBJ）は、平成17年12月27日に企業会計基準第8号「ストック・オプション等に関する会計基準」（以下、会計基準）および企業会計基準適用指針第11号「ストック・オプション等に関する会計基準の適用指針³⁴⁸」（以下、適用指針）を公表し、ストック・オプションについて公正な評価額に基づく費用計上を義務付けた。そして平成17年6月29日、会社法が成立した³⁴⁹。会社法では当該ストック・オプション等について特段の規定を設けていないが³⁵⁰、会計基準・適用指針の処理に対応したストック・オプションとして利用可能な新株予約権についての規定は設けられている。

会社法上の新株予約権とは、株式会社に対して行使することにより当該株式会社の株式の交付を受けることができる権利をいう³⁵¹。一方会計基準において新株予約権は、自社株式オプションに該当する³⁵²。またストック・オプションとは自社株式オプションのうち、特に企業がその従業員等に報酬として付与するものをいうので³⁵³、新株予約権を発行することによりストック・オプションを付与することができる。

会社法施行前商法では、ストック・オプションは新株予約権の無償発行として有利発行と扱われ、発行する場合には株主総会の特別決議が必要とされてきたが³⁵⁴、会社法では報酬債権との相殺等の方法により、会計基準に基づく新株予約権の公正価格に相当する価額の払込がなされるのであれば有利発行でないと扱う余地が出てきたため、株主総会の特別決議が不要となる場合も考えられなくはない。会社法施行後にストック・オプションを発行する上場企業の発表を見ると、株主総会で有利発行決議を行う必要がないのに、有利発行決議を行う旨を記載したものが多く存在し、会社法におけるストック・オプションの発行手続に関する理解に混乱が見受けられる。また、考えられる論点として、労働基準法第24条でいう「賃金」とストック・オプションとの整合性の有無が挙げられる。

以上のことから、本章ではまず、会社法上の新株予約権制度について説明し、その後、ストック・オプション付与が労働基準法に抵触しないか、またストック・オプションの発行が新株予約権の有利発行に当たるのかについて考察する。

³⁴⁸ 適用指針は平成18年5月31日に注記事項に関して改正がなされている。

³⁴⁹ 会社法の施行は平成18年5月1日である。これに伴い、平成18年2月7日に会社法にかかる法務省令が公布された。

³⁵⁰ ストック・オプション等の会計処理実務の規定については会計基準および適用指針が事実上の計算規定であることには留意しなければならない。

³⁵¹ 会社法2条1項21号。

³⁵² 企業会計基準委員会[2005c]、2項(1)。

³⁵³ 企業会計基準委員会[2005c]、2項(2)。

³⁵⁴ 商法280条ノ21。

第2節 会社法における新株予約権の規定

2-1 新株予約権の発行手続

会社法が規定する新株予約権の発行手続において、非公開会社における新株予約権の発行は、有利発行であってもなくても、株主総会の特別決議が必要である³⁵⁵。一方、公開会社の新株予約権の発行は、原則として取締役会決議であり、有利発行の場合に限り、株主総会の特別決議が必要となる³⁵⁶。

なお、会社法における公開会社、非公開会社の定義は証券取引所に上場している企業という定義ではないことに注意しなければならない。会社法における公開会社とは「その発行する全部又は一部の株式の内容として譲渡による当該株式の取得について株式会社の承認を要する旨の定款の定めを設けていない株式会社をいう。」と会社法第2条第1項第5号に定義されている。つまり、会社法でいう公開会社とは、すべての種類の株式について譲渡制限が付与されている株式会社以外の株式会社ともいえよう。したがって、公開会社が発行するストック・オプションは、有利発行かどうかの判定により、発行手続が変わるのである。

2-2 スtock・オプションの発行手続

会社法におけるストック・オプションの発行手続については、商法学者、弁護士等の専門家間でも解釈の違いが若干生じている。そこで、以下、細川・郡谷 [2006] における解釈に従い整理していく。

(1) 会社法上の有利発行

有価証券として新株予約権が商法規定で導入されたのは、平成16年4月からであるが、この商法改正では、払込価額を無償で発行するストック・オプションは、当然、有利発行として整理し、株主総会の特別決議を要するのが実務上の対応であった。これは、ストック・オプションを、労働の対価として付与する報酬とは見なさず、従業員等に対する付加的な利益の供与と考えたことが背景にあったと思われる。

しかし、会社法では第238条第3項において、払込価額を無償で発行する場合は特に有利な発行条件であることにならないことが明らかとなっている。

ここで、払込価額を無償で発行する場合は、新株予約権の割当後、払込を要しないことを意味する。類似のケースとして、新株予約権の払込価額を定め、この払込を金銭によらず、報酬債権と相殺する方法が挙げられるが³⁵⁷、これは、会社法第238条第3項第1号でいう払込価額を無償で発行するという規定に当てはまるものではない。なお、会計基準では、会社法上の報酬債権と相殺する方法は、会計基準の処理に対応したものと考えられ

³⁵⁵ 会社法 238、309 条。

³⁵⁶ 会社法 238 条、240 条 1 項、309 条 2 項 6 号。

³⁵⁷ 会社法 236 条、246 条。

る³⁵⁸。さらに、無償発行する場合も、会計基準第 22 項では「会社法上の払込金額の有無又は多寡にかかわらず、本会計基準を適用の結果算定された金額で費用及び新株予約権の計上を行うとともに、その行使があった場合には、これを前提に払込資本への計上等の会計処理を行うことに留意する」としている。

このように、会計基準で定めた費用と新株予約権の計上を前提とする限り、会社法においては、新株予約権の付与と労働サービスの取得が成立すると考え³⁵⁹、ストック・オプションの付与は、有利発行に当たらないと考えられることになったと思われる。

(2) 会社法における新株予約権の発行日

会社法施行前商法では、新株予約権の割当を受けた者は、払込をすることで払込期日に新株予約権者になると解されていた³⁶⁰。一方、会計基準における会計処理は、会社法上、新株予約権と引換に、金銭に代えて、労働サービスを提供すると解釈されている。しかし、会社法施行前商法では、全額払込がなされるまで、新株予約権者にならないことから、会計基準との間で整合性が取れないこととなる。そこで、会社法では、有償、無償にかかわらず、新株予約権の割当を受けた者すべてを新株予約権者とする事としたのである³⁶¹。

この点については、会計基準第 22 項においても「会社法においては、本会計基準の処理に対応して、募集新株予約権について、「割当日」と「払込期日」を区分して、ストック・オプションを付与された者が、その割当日（本会計基準にいう付与日）から新株予約権者になることを明らかにするとともに、払込金額が存在する場合については、払込期日までに払い込めばよいこととされている（もし、払込期日までに払込金額の払込がなされない場合には、権利行使できないこととされている。）（会社法第 245 条及び 246 条）」と解説されている。

(3) 会社法の考え方の概要

会社法におけるストック・オプションの発行手続は、以下の 3 種類に整理される³⁶²。

- ① 新株予約権の払込価額を有償とする発行（公正発行）
- ② 新株予約権の払込価額を無償とする発行（公正発行）
- ③ 新株予約権の払込価額を無償とする発行（有利発行）

会社法では、上記の整理の前提として、ストック・オプションは「報酬や賞与の支払方法の一方法としてストック・オプションを付与するもの（金銭の支払に代えて付与するもの）³⁶³」、「将来の値上がりに対する期待感を与えるストック・オプションを付与することによって、従業員等からより良いサービスの提供を受けることを目的としてストック・オプションを付与するもの（従業員等の役務提供に対するインセンティブを与えること、ま

³⁵⁸ 企業会計基準委員会[2005c]、22 項。

³⁵⁹ 細川・郡谷[2006]、4 頁。

³⁶⁰ 商法 280 条の 29。

³⁶¹ 会社法 245 条。

³⁶² 細川・郡谷[2006]、4 頁。

³⁶³ 細川・郡谷[2006]、4 頁。

たは福利厚生を目的として、株式会社が一定の費用を負担し、または支出するという観点から付与するもの³⁶⁴とされている。そして、いずれの場合も広い意味での「職務執行の対価³⁶⁵」として交付されるものと解釈されている。

また、③の有利発行の場合であっても、「職務執行の対価」に当てはまらないということにはならず、発行手続がどのようになされたかにより、その性質を決定することはないと考えられている³⁶⁶。さらに、公正発行か、有利発行かの手続きは、「公正発行は具体的な付与の場面において、新株予約権の発行に係る公告の中でその具体的な内容を開示する必要がある³⁶⁷」に対し、有利発行は株主総会で包括的に決議を行えば足りる³⁶⁸ことの違いに過ぎないと考えられる。これらをまとめたものが図表8-1である。

図表8-1 スtock・オプションの発行手続

発行決議	払込価額	払込	公告の要否
公正発行	ストック・オプションの公正な評価額	会社に対する債権との相殺	必要
	無償	なし	必要
有利発行	無償	なし	不要

(出所) 細川・郡谷[2006]、6頁、図表3を一部修正。

第3節 新株予約権の有利発行についての論点

以上、会社法における新株予約権の取扱いについて整理したが、改正前商法と大きく異なる点がある。会社法施行前商法においては、ストック・オプションは労働出資が認められていないことから、従業員等の労働役務が無償とみなされ、新株予約権は無償で発行されるものとして扱われていた。そして、その無償という発行価額が新株予約権の公正価値に比べて低いということから、新株予約権の発行は有利発行となり、株主総会の特別決議が必要とされていた。

一方、会社法では、有利発行でなければ、株主総会の決議なしに、取締役会決議のみで新株予約権を発行できるということになる³⁶⁹。具体的には、株主総会において、取締役に付与するストック・オプションの内容とその上限額についての承認の決議を取ることにな

³⁶⁴ 細川・郡谷[2006]、4頁。

³⁶⁵ 会社法361条。会社法において、定款または株主総会の決議において定めるべき役員の「報酬等」とは「報酬、賞与その他の職務執行の対価として株式会社から受ける財産上の利益」であると定義された。旧商法と明確に取扱いが異なるものとして、役員に支払われる賞与とストック・オプションが挙げられる。

³⁶⁶ 細川・郡谷[2006]、5頁。

³⁶⁷ 会社法240条1項-3項。

³⁶⁸ 細川・郡谷[2006]、8頁。

³⁶⁹ 会社法361条1項。

る³⁷⁰。また、従業員等に対して付与する場合には、従業員等の労働上の貢献を加味した上でその発行条件が特に有利な条件か否かを判断できることとなったため、無償で発行する場合であっても、取締役会の決議によって発行することができるようになった³⁷¹。

会社法においても、新株予約権を発行する場合には、無償で発行することが可能である³⁷²。ただし、ストック・オプションの場合、無償発行であるからといって、必ずしも有利発行手続きが必要とはいえない³⁷³。将来、従業員等から受け取るであろう労働役務を考えれば、無償発行という条件が特に有利な条件とはいえない場合があるからである。

それでは、会社法において株主総会の特別決議が不要となるストック・オプションの付与形態とはどのようなものが考えられるのであろうか。以下、3種類の形態考えられるであろう³⁷⁴。

- ① 払込金額を新株予約権の公正価額と同額に定めた上で、払込期日を定めずに新株予約権を発行して、その行使期間の初日の前日までに払込義務と社員の会社への報酬請求権を相殺する方法。
- ② 払込金額を新株予約権の公正価額よりも低額に定めた上で、払込期日を定めずに、新株予約権を発行し、その行使期間の初日の前日までに、払込義務と役員への報酬請求権を相殺する方法。
- ③ 払込を要しないこととして、新株予約権を発行する方法。

これらの3形態において株主総会の特別決議が不要となるケースとはどのような論理から考えられるのであろうか。

まず、①のケースである。払込義務と役員への報酬請求権との相殺という形態であるが、このような相殺が認められることは会社法 246 条 2 項で明記されているので、新株予約権の公正価額と同額の金額が払い込まれたのと同様と考えられる。それゆえ、新株予約権の公正価額での発行に過ぎず、有利発行とはならないので、株主総会の有利発行としての特別決議は不要となる。

次に、②と③のケースであるが、会社法では新株予約権の発行時に払込がない、もしくは払込みを要する際にも低額である場合にも、特に有利とはいえず、有利発行規制が及ばない場合があることが明記された³⁷⁵。それゆえ、新株予約権の発行時に払込みがない、もしくは払込みを要する際にも低額である場合にも、有利発行とはならず、株主総会の有利発行としての特別決議が不要となる場合があると考えられる。

このように、新株予約権を用いたストック・オプションは、会社法の規定が整備された関係で、今まで以上に様々な形式が考えられるようになった。それに伴い、払込みがない

³⁷⁰ 会社法 239 条。

³⁷¹ 会社法 239 条。

³⁷² 会社法 238 条 1 項 2 号。

³⁷³ 会社法 238 条 3 項 1 号。

³⁷⁴ 葉玉[2005]、327 頁。

³⁷⁵ 会社法 238 条 3 項、相澤・豊田[2005]、17-27 頁参照。

ように思われるような形式でも、有利発行としての特別決議が不要となるケースが考えられるようになったのである。

第4節 スtock・オプションと労働基準法の関係

従業員等の労働上の貢献を加味して労働の対価としてのStock・オプションを付与する場合には、賃金の全額現金払いの原則を定める労働基準法第24条に抵触をしないかが問題となる。労働基準法第24条では「賃金は、通貨で、直接労働者に、その全額を支払わなければならない。」と規定されている。これについては、新株予約権導入の商法改正にあたって国会でも質疑があり、Stock・オプションは賃金に該当しないとの通達がある旨の説明がなされている³⁷⁶。ここで、厚生労働省は、Stock・オプションを付与された者が利益を得る時期及び額については、その者の判断に委ねられており、労働の対価とは言えず、よって労働基準法上の賃金に当たらないとの見解を示している。

また、これ以外で賃金に当てはまらない理由として考えられるのは、Stock・オプションはインセンティブであること、また、Stock・オプション制度は、保有者が権利行使を行うか否か、また権利行使するとした場合においてその時期や株式売却時期をいつにするかについて保有者が決定するものとしていることから、労働の対価ではなく労働基準法第11条（「この法律で賃金とは、賃金、給料、手当、賞与その他名称の如何を問わず、労働の対価として使用者が労働者に支払うすべてのものをいう。」）の賃金に当たらないと解される。

一つ目のStock・オプションはインセンティブであるとの理由から賃金には当てはまらないとの考えに関し、会社法第361条では以下のように規定されている。

会社法第361条

I 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として株式会社から受ける財産上の利益についての次に掲げる事項は、定款に当該事項を定めていないときは、株主総会の決議によって定める。

- ① 報酬等のうち額が確定しているものについては、その額
- ② 報酬等のうち額が確定していないものについては、その具体的な算定方法
- ③ 報酬等のうち金銭でないものについては、その具体的な内容

この会社法第361条の「職務執行の対価」にはインセンティブも含まれると考える。第361条1項1号で勤務期間と受けた利益についての関係が明確なもの額を要求しているのみならず、2号で業績連動報酬など、インセンティブを含む不確定な利益の付与も決議の

³⁷⁶ 詳しくは国会会議録検索システム（参議院、法務委員会、8号平成13年11月20日）を参照。

対象としている。さらに 3 号では、金銭以外の財産についても報酬等に該当するとしているが、ここには福利厚生目的のものも含まれると考えられる。

しかも、会社法第 361 条では、会社法施行前商法では報酬決議に含まれていなかった賞与についても、株主総会の決議事項としており、かつ「報酬」ではなく「報酬等」としていることから、「報酬」に該当しないものも会社法第 361 条は対象としていると思われる。そのように考えると、会社法では、取締役がその地位に基づき得る利益であれば、広く「職務執行の対価」と捉え、それらは株主総会の管轄下にあると考えるべきである。このように、インセンティブであっても、そこから得る利益が取締役としての地位に基づき給付されるものであれば、「報酬等」に当てはまると捉えるべきである。

次に、ストック・オプション制度は、保有者が権利行使を行うか否か、また権利行使するとした場合においてその時期や株式売却時期をいつにするかについて保有者が決定するものとしていることから、労働の対価ではなく労働基準法第 11 条の賃金に当たらないとされる点であるが³⁷⁷、現実的に利益を得るのが将来であり、かつ、その取得の有無が、保有者の自由に委ねられているものであっても、それ自体に価値があると評価され、会社の資産の減少・費用の発生が生じるのであれば、それは会社法第 361 条の「報酬等」に該当すると考えられる。会社法第 361 条が株主総会の承認を求め、お手盛り防止という趣旨が含まれていることを踏まえれば³⁷⁸、なおさらである。

第 5 節 会社法施行後におけるストック・オプション発行手続の実態

上述したように、会社法施行後の公開会社が発行するストック・オプションは、基本的に取締役会決議により発行する。しかし、会社法施行直後の平成 17 年 6 月に行われた 3 月決算企業の定時株主総会においては、多数の上場企業は、旧商法同様、ストック・オプションを有利発行決議により発行していた³⁷⁹。また、翌年には、日経平均株価採用企業 225 社のうち、平成 19 年 11 月 23 日までにストック・オプションの発行に関するリリースを公表した企業 70 社中 48 社は、ストック・オプションの有利発行決議を行っていた³⁸⁰。

このように、役員・従業員が提供する労働サービスの対価としてストック・オプションを有利発行する上場企業が多い。これに関して、プルータス・コンサルティングの調査報告において、有利発行決議によりストック・オプションを発行した上場企業の実務担当者の説明がある³⁸¹。主なものとして、「①会社法施行後、公正発行として取締役会決議で発行することになったことを知らなかった、②社長が、正々堂々と株主の承認を得て、ストック・オプションを発行したいとの考えから、株主総会で有利発行を行った、③ストック・

³⁷⁷ 細川・郡谷[2006]、5 頁。

³⁷⁸ 細川・郡谷[2006]、5 頁。

³⁷⁹ 澤口・石井[2006]を参照されたい。

³⁸⁰ 中嶋・野口[2008]、241 頁。これはプルータス・コンサルティングの調査結果である。

³⁸¹ 中嶋・野口[2008]、242 頁を参照されたい。

オプションのすべてが、報酬と言えるわけではない。積極的に報酬として説明できない限り、有利発行として決議すべきである³⁸²、との3点の説明がある。①は会社法の実務対応を理解していなかっただけであり、また②は法的な論理ではないので、検討の余地はない。③は、毎年ストック・オプションを発行しているわけではなく、報酬として整理することが妥当であろうかとの論拠に基づくものである。確かに、報酬に該当しないものを公正発行と主張することには問題があるが、有利発行すること自体、役員・従業員に対して、対価性のない経済的利益を付与することを意味することになるのではないだろうか。

③の文言は、ストック・オプションは報酬として積極的に説明できない限り、有利発行として考えるとの立場である。しかし、会計基準を見ると、ストック・オプションは報酬として積極的に否定できない限り、公正発行として考えるとの立場を採っているのである。なぜなら、会計基準は、「自社株式オプション（又は自社の株式）に対価性がない場合には、そのように判断した根拠³⁸³」を注記事項として求めており、費用計上を原則としているからである。「論点整理に対するコメントや公聴会における公述意見の中にはストック・オプションの対価性自体に疑問を呈するものもあった。そのため、本会計基準の導入に際しては、企業が自社株式オプションや自社の株式を付与又は交付する取引であっても、対価性の存在しないことを立証できる場合には、本会計基準の適用対象外とした。ただし、対価性がないと判断するためには、対価性の推定を覆すに足りるだけの明確な反証が必要と考えられ、その反証の内容について開示を求めることとした。³⁸⁴」とあるように、対価性の有無については、会計基準の検討段階でも意見が分かっていたのである。

このように、会社法と会計基準において対価性に対する解釈が対立しており、よって、有利発行決議によりストック・オプションを発行する例は今後も続くと考えられる。

第6節 おわりに

会社法が施行された平成17年度にストック・オプションの付与を発表した企業は533社で、前年度より118社（約18%）減少した³⁸⁵。ストック・オプションの付与が減少した主たる原因として、新たに会社法が施行され、株主総会手続に関して実務が混乱したこと、また会計基準によりストック・オプションの費用計上が義務化されたことが考えられる。

ストック・オプションの会計において大幅に制度が変更されたことにより、短期的な会計上の影響を懸念し、ストック・オプションの付与が減少したのは事実であるが、この新たな制度により、ストック・オプション制度をより機動的な仕組みとしたことを評価すべきだと考える。これらの制度変更を中長期的な視点から見た場合、ストック・オプション

³⁸² 中嶋・野口[2008]、242頁。

³⁸³ 企業会計基準委員会[2005c]、16項(7)。

³⁸⁴ 企業会計基準委員会[2005c]、29項。

³⁸⁵ 日興コーディアル証券の調査を参照されたい。

を含む、企業業績に連動する報酬制度に対して、政策的な後ろ盾ができたと理解できる。経済環境の変化による人材確保を有効に行うために、より有効な報酬体系の構築がますます重大な課題となるであろう。

会社法施行時にはストック・オプション付与企業は減少したが、経済環境の変化、またより公平な企業側からの情報提供を望む投資家の理解が高まることにより、今後さらに日本においてストック・オプション制度が浸透するであろう。

第9章 ストック・オプションに関する税法上の問題

第1節 はじめに

近年、ストック・オプションを巡る訴訟が相次いでいる。ストック・オプションを巡る訴訟は主に日本子会社の取締役・従業員等に付与されたストック・オプションを権利行使することで得た利益（以下、権利行使益）の所得区分に関する争いである。

取締役や従業員が株価 1000 円のときに、権利行使価額 1500 円のストック・オプションを付与されたとする。株価が 2000 円に値上がりした時にこのストック・オプションを行使し、500 円の権利行使益を得た事例を考える。この権利行使益は「一時所得」なのか、あるいは「給与所得」なのかを巡る争いがストック・オプション訴訟である。日本では、「一時所得」に該当するならば、年間収入から 50 万円を差し引いた額の 2 分の 1 が課税対象となるのに対し、「給与所得」に該当するならば、給与所得控除があるものの、ほぼ全額が課税対象となり、税額は「一時所得」のおよそ 2 倍程度になる。そのため、取締役や従業員にとってストック・オプションが「一時所得」に該当するのか、または「給与所得」に該当するのかは大きな問題なのである。

本章では、ストック・オプションの権利行使により得た権利行使益の取扱いについて検討することが目的である。まず、所得税法上の所得の概念について述べ、ストック・オプション課税の現状について述べる。そして、裁判例の考察を行い、国際的観点からの考察も行う。

第2節 所得税法上の所得概念

所得税とは、個人の所得に対する租税のことであり、所得税法と租税特別措置法の一部により規定されている。所得税法は、所得の性質や発生の形態により担税力が異なることから、租税平等主義の観点により所得を 10 種類に分類している。また、租税法律主義により、それぞれの担税力の相違に応じた計算方法および課税方法を定めている。ここでは、ストック・オプションの訴訟で問題となる給与所得と一時所得について述べる。

2-1 給与所得

給与所得は所得税法 28 条において、「俸給、給料、賃金、歳費および賞与ならびにこれらの性質を有する給与にかかわる所得をいう」と定義されている。俸給とは国家公務員が受ける基本給を、歳費とは国会議員が受ける給与をいうが³⁸⁶、給料や賃金には法令上の定義がないことから、雇用関係またはそれに準ずる関係に基づく労務の対価として定期的な受ける報酬と考えられている。賞与は、臨時的に支給される付加的な給付と考えられてい

³⁸⁶ 日本経済新聞、2004 年 1 月 14 日。

るが、雇用関係等に基づく労務の対価である点において一時所得や雑所得と区別される³⁸⁷。これらの性質を有する給与とは、残業手当、役職手当、家族手当等の各手当や現物給ならびに通勤費などの労務の対価として使用者から受ける経済的利益等のことでFRINGE・ベネフィットと考えられる。なお、ストック・オプションの権利行使益は、労務の対価としてFRINGE・ベネフィットとなるとする説もある³⁸⁸。最高裁判所は、「勤務者が勤務者たる地位に基づいて使用者から受ける給付は、すべて給与所得を構成する」³⁸⁹とし、「給与所得とは、雇用契約またはこれに類する原因に基づき使用者の指揮命令に服して提供した労務の対価として使用者から受ける給付をいい、とりわけ、給与所得者との関係において何らかの空間的、時間的な拘束を受け、継続的な意思継続的に労務または役務の提供があり、その対価として支給されるものであるかどうかを重視されなければならない」³⁹⁰と判決を下している。

給与所得の金額は、その年中の給与等の収入金額から給与所得控除を差し引いた残額であり、さらに、特定支出合計額が当該給与所得控除額を超える場合には、当該超過額が追加的に控除される³⁹¹。給与所得控除額は、収入金額の一定割合とされ、概算控除される。それは、①給与所得については必要経費と家事費等と区別が困難であるため、概算での経費控除を認める必要があること、②給与所得が勤労所得であるため担税力が低いこと、③給与所得の補足率が他の所得よりも比較的高いこと、④給与所得については源泉徴収により早期に税額が徴収されるため、その利息相当額を調整する必要があること、の4つの理由に基づいている³⁹²。なお、特定支出とは、①通勤費、②転勤費、③研修費、④資格取得費、⑤単身赴任者帰宅旅費の5種類の支出である³⁹³。

給与所得は源泉徴収の対象であり、給与等の支払者が、支払いごとに、支払いに応じた税額を徴収し、国に納付されている。給与等が一定の金額以下のものは、その年中の最後の支払いの際に年末調整を行い、徴収税額と所得税額との過不足を清算される。

2-2 一時所得

一時所得は所得税法 34 条において「利子所得、配当所得、不動産所得、事業所得、給与所得、退職所得、山林所得および譲渡所得以外の所得のうち営利を目的とする継続的行為から生じた所得以外の一時の所得で、労務その他の役務または資産の譲渡の対価としての性質を有しないものをいう」と定義されている。また、一時所得の判断基準として、名古屋高等裁判所は「一時所得とは所得源泉を有しない臨時的な所得と解すべきであり、所得源泉の有無は、所得の基礎に源泉性を認めるに足る継続性、恒常性があるか否かが基準と

³⁸⁷ 日本経済新聞、2004年9月30日。

³⁸⁸ 田中[2004]、100-102頁。

³⁸⁹ 上村[1997]、27頁。昭和37年8月10日の最高裁判所判決である。

³⁹⁰ 上村[1997]、27頁。昭和56年4月24日の最高裁判所判決である。

³⁹¹ 田中[2004]、100頁-102頁。

³⁹² 黒田[1999]、79頁。

³⁹³ 黒田[1999]、79頁。

なるものと解するのが相当である。したがって所得の基礎が所得源泉になり得ない臨時的、不規則的なものであれば、所得源泉と認められる程度にまで強度に連続するならば、格別たとえこれが若干連続しても一時所得としての性質は変わらないものであるが、一回的な行為としてみた場合、所得源泉とは認めがたいものであっても、これを連続して継続的行為となるにおよんで所得源泉と見られるに至る場合、すなわち所得が質的に変化する場合のあることも否定できない」³⁹⁴と判決を下している。

このように、所得税法および判決の解釈からすると、一時所得とは、その発生原因が、非営利性、非継続性、非対価性との特徴を持ち、所得の基礎となる所得源泉が認められない所得が一時所得であるといえる。

一時所得の金額は、その年中の一時所得にかかる総収入金額からその収入を得るために支出した金額を控除し、その残額から一時所得の特別控除額を差し引いた金額である。

一時所得は、総合課税の対象とされているが、担税力が低いと考えられるので、一時所得に対する累進税率の適用を緩和するため、総所得金額を計算するにあたり、一時所得金額の2分の1のみが課税対象となるとされている。

第3節 スtock・オプション課税の現状

平成7年11月の新規事業法改正以前は、日本国内においてストック・オプション制度が一般的に認知されていなかったため、ストック・オプション課税のあり方を定めた法令上の規定や通達上の定めは存在しなかった。しかし、この当時においても、自社の従業員等に対して、株主総会決議後6ヶ月間に限って有利な発行価額による新株引受権を付与することは可能であり、この権利が付与された場合における課税について、平成10年10月の所得税法施行令改正以前の第84条では、新株引受権の付与に関わる収入金額の価額は、当該権利に基づいて払込が行われた期日における新株等の価額から当該新株の発行価額を控除した金額によることが原則とされていた。仮に、新株の価額が、払込の行われた期日の翌日以降1ヶ月以内に下落した時には、その下落した最低価額を当該新株の価額として差額を計算することになっていた。

また、平成8年6月の所得税基本通達改正以前は、従業員等が発行人から有利な発行価額で新株等を取得する権利を付与された場合には、それを行使して新株等を取得した時に、その付与された権利に基づく発行価額と権利行使時の株価との差額に対し、一時所得として課税することを原則としていた。しかし、当該権利が従業員等に支給すべきであった給与等または退職手当等に代えて与えたと認められる場合には、給与所得または退職所得として課税することが定められていた³⁹⁵。

これ以外のストック・オプションについては、何ら定めがないため統一的な取扱いにはさ

³⁹⁴ 日本経済新聞、2004年1月21日。名古屋高等裁判所昭和43年2月28日の判決である。

³⁹⁵ 裁判所HP、2003年12月2日。

れていない状況であったが、税務当局は、平成 8 年 6 月の所得税基本通達改正以前の定めに従って、ストック・オプションの権利を行使した時点において、権利行使価格と権利行使時点における株式価格との差額である権利行使利益に対し、一時所得としての課税をするという取扱いをしていた³⁹⁶。

平成 7 年 11 月の新規事業法改正によって、株式未公開企業でストック・オプション制度が導入され、ストック・オプションの権利付与時や権利行使時には所得税課税を行わず、権利行使によって取得した株式を譲渡した時点で、譲渡価格と権利行使価格との差額である経済的利益に対し、譲渡所得としての課税を行うことになった。

また、通達においても、平成 8 年 6 月の所得税基本通達改正によって、「新株等を取得する権利を与えられた場合の所得は、一時所得とする。ただし、当該発行人の役員または使用人に対し、その地位または職務等に関して当該新株等を取得する権利を与えたと認められる場合には給与所得とし、これらのものの退職に起因して当該新株等を取得する権利を与えたと認められる場合には退職所得とする³⁹⁷」と改正された。この改正により、給与所得または退職所得として課税される場合の要件が、給与等または退職手当等に代えて与えたと認められる場合から、従業員等の地位または職務等に関して与えたと認められる場合や退職に起因して与えたと認められる場合に改められたものの、課税実務上は従来通りの取扱いがされる例が多かった³⁹⁸。

平成 9 年 5 月の商法改正により、ストック・オプション制度が一般的に導入されたことに伴い、租税特別措置法 29 条 2 も改正され、新規事業法に基づくストック・オプションについても、ストック・オプションの権利付与時や権利行使時には所得税課税を行わず、権利の行使により取得した株式を譲渡した時点で、譲渡価格と権利行使価格との差額に対し、譲渡所得としての課税を行うことになった。また、平成 10 年 10 月の所得税法施行令改正以後の所得税施行令 84 条により、ストック・オプションにかかわる収入金額の価額は、ストック・オプションにかかわる権利行使日の当該株式の価額から、権利行使価格を控除した差額である権利行使利益とすることが定められた。

また、通達上も、平成 10 年 10 月の所得税基本通達改正により、平成 9 年 5 月の商法改正後の租税特別措置法 29 条の 2、所得税法施行令 84 条に対応する課税を行うことになったものの、それ以外のストック・オプションの課税についての定めはなかった。しかし、課税実務上では、租税特別措置法 29 条の 2 の対象とはならないストック・オプションについては、ストック・オプションの権利行使時における当該株式価格から権利行使価格を控除した差額である権利行使利益に対し給与所得課税をするという方針が定められた。

平成 13 年 11 月の商法改正により、新株予約権の発行会社の従業員等が有利発行という形式でストック・オプションの権利を行使することによって得る経済的利益は、権利行使

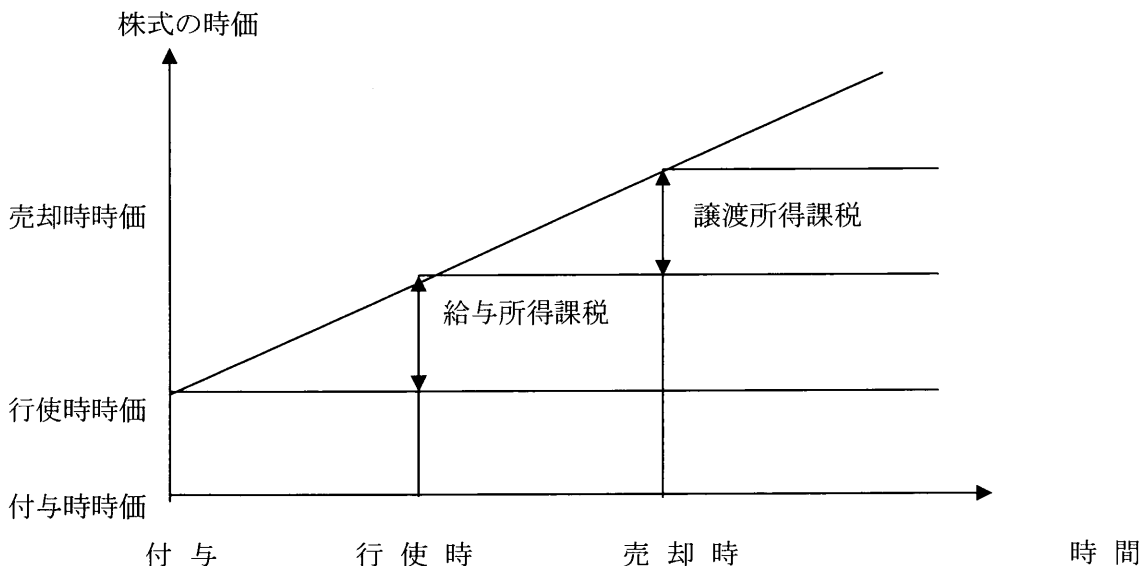
³⁹⁶ 裁判所 HP、2003 年 12 月 2 日。

³⁹⁷ 裁判所 HP、2003 年 12 月 2 日。

³⁹⁸ 裁判所 HP、2003 年 12 月 2 日。

時と取得した株式の売却時において発生することになる。したがって、新株予約権が無償発行等の有利な状況で発行された場合には税制適格³⁹⁹に該当しない限り、権利行使時に株式時価と権利行使価額との差額である権利行使利益に対して、給与所得課税がなされることになっている（図表9-1参照）。また、株式売却時には譲渡価額と権利行使時の時価との差額について、譲渡所得の課税が行われる。

図表9-1 税制非適格ストック・オプション



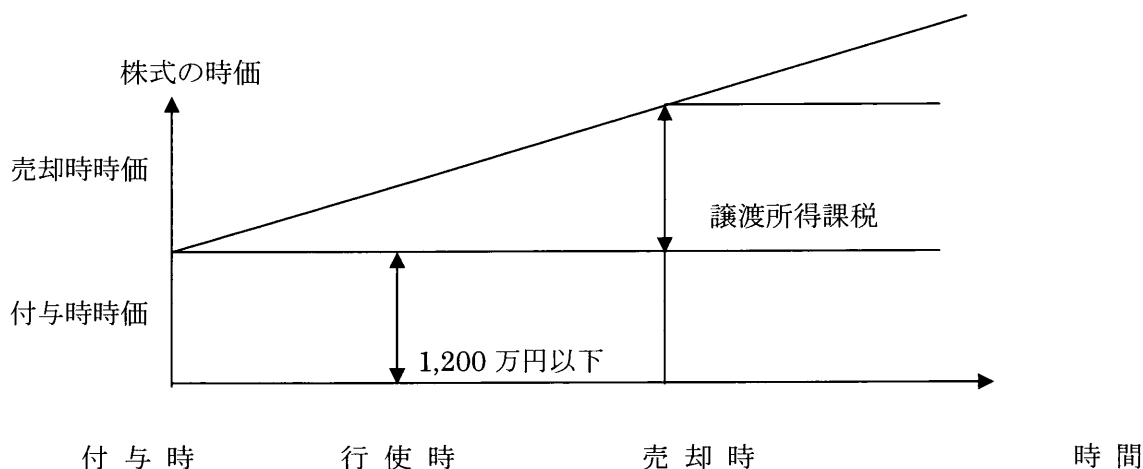
(出所：塚本[2004]、6頁、図1を加筆修正)

しかし、実際にこのような原則的な課税が行われると、ストック・オプションの権利を行使しただけで給与所得が発生するので、税制適格に該当するものについては権利行使時の課税を非課税として株式を売却するまで課税を繰延べ、ストック・オプションによる利益をすべて譲渡所得とするという優遇措置が講じられている（図表9-1参照）。この非課税措置を受けて取得した株式を売却した場合の譲渡所得については、源泉分離課税の適用は認められず、譲渡所得の金額に対して申告分離課税を適用することとされている⁴⁰⁰。

³⁹⁹ 楠[2003]、109頁。税務上の優遇措置を受けるためには、税制適格の適用対象者でかつ税制適格要件に該当することが条件となる。税制適格要件は以下の6つである。①権利行使可能期間が発行決議から2年超、10年以内であること。②権利行使による新株の譲渡価額または発行価額の年間合計額が1,200万円以下であること。③権利行使価額が権利付与時の株式時価以上であること。④新株予約権が譲渡禁止であること。⑤新株予約権の行使による株式の譲渡または新株の発行が株主総会の付与決議で定められた事項に反しないで行われること。⑥行使により取得した株式が証券会社等の営業所等に保管の委託または管理等信託がされていること。

⁴⁰⁰ 千葉[2002]、199頁。

図表 9-2 税制適格ストック・オプション



(出所：塚本[2004]、7 頁、図 1 を加筆修正)

第 4 節 裁判例についての考察

ここでは、最近の裁判例の中で最も注目された一つの判決として平成 17 年 1 月 25 日第三小法廷判決について考察する。近年、ストック・オプションに関する訴訟が急増していたが、その争点のほとんどはストック・オプションの権利行使益の所得区分についてである。これらの訴訟により租税法上の理論的問題に関心が寄せられたばかりでなく、税務官庁側の取扱いの変更に対する納税者の不満が高まったこと、当初の地裁レベルの判決において一時所得であることを主張する納税者側が相次いで勝訴したため、訴訟件数が急増し、その結果に大きな関心が寄せられることとなった。

その後、当該権利行使益を給与所得とする国側の主張を支持する裁判例が相次ぎ、下級審段階では、納税者側勝訴と国側勝訴が入り混じった状態となった。このような状態の中、平成 17 年 1 月 25 日、国側勝訴とする最高裁判決が下され、大きな反響を呼ぶこととなった。

4-1 最高裁判決の概要⁴⁰¹

X (原告、被控訴人、上告人) は、平成 7 年 1 月から同 9 年 1 月まで、A 社の代表取締役を務めていた。A 社は、米国法人である B 社の日本法人として設立されたものであり、B 社は、A 社の発行済株式数の 100% を有している。

B 社は、子会社を含む B 社グループの一定の執行役員及び主要従業員に B 社のストック・オプションを付与する制度を有していた。X は A 社在職中に、本件ストック・オプション制度 (以下、本件ストック・オプション制度) に基づき、B 社との間で、ストック・オプション付与契約 (以下、本件付与契約) を締結し、同契約に基づき、ストック・オプション (以下、本件ストック・オプション) を付与された。

⁴⁰¹ 詳しくは品川[2005]参照。

Xは、平成8年から同10年までに、本件ストック・オプションを行使し、それぞれの権利行使時点におけるB社の株価と所定の権利行使価格との差額に相当する経済的利益として、同8年中に4,059万円余、同9年中に1億5,522万円余及び同10年中に1億6,372万円余の権利行使益（以下、本件権利行使益）を得た。

Xは、本件権利行使益が一時所得に当たるとして、平成8年分から同10年分までの所得税について、確定申告をした。これに対し、Y（被告、控訴人、被上告人）は、本件権利行使益が給与所得に当たるなどとして、各年度分の更正処分（以下、本件各更正）等をした⁴⁰²。このようにして、Xは本件各更正の取り消しを求めて、本訴訟を提起した。

一審判決（平成15年8月26日判決）は、本件権利行使益が一時所得に当たるとして、本件各更正を取り消した。これに対し、控訴審判決（平成16年2月19日判決）は、本件権利行使益は給与所得に当たるとして、原判決を取り消した。

このようにして、最高裁平成17年1月25日第三小法廷判決は次のように判示して、Xの上告を棄却した。

「前記事実関係によれば、本件ストックオプション制度に基づき付与されたストックオプションについては、被付与者の生存中は、その者のみがこれを行行使することができ、その権利を譲渡し、または移転することはできないものとされているというものであり、被付与者は、これを行行使することによって、初めて経済的な利益を受けることができるものとされているということができる。そうであるとすれば、B社は、上告人に対し、本件付与契約により本件ストックオプションを付与し、その約定に従って所定の権利行使価格で株式を取得させたことによって、本件権利行使益を取得させたものであるということが出来るから、本件権利行使益は、B社から上告人に与えられた給付に当たるものというべきである。本件権利行使益の発生及びその金額がB社の株価の動向と権利行使時期に関する上告人の判断に左右されたものであるとしても、そのことを理由として、本件権利行使益がB社から上告人に与えられた給付に当たることを否定することはできない。

ところで、本件権利行使益は、上告人が代表取締役であったA社からではなく、B社から与えられたものである。しかしながら、前記事実関係によれば、B社は、A社の発行済株式の100%を有している親会社であるというのであるから、B社はA社の役員等の人事権等の実権を握ってこれを支配しているものとみることが出来るのであって、上告人は、B社の統括の下にA社の代表取締役としての職務を遂行しているものということができる。そして、前記事実関係によれば、本件ストックオプション制度は、B社グループの一定の執行役員及び主要な従業員に対する精勤の動機付けとすることなどを企図して設けられているものであり、B社は、上告人が上記のとおり職務を遂行しているからこそ、本件ストックオプション制度の基づき上告人との間で本件付与契約を締結して上告人に対して本件ストックオプションを付与したものであって、本件権利行使益が上告人が上記のとおり職務を遂行したことに対する対価としての性質を有する経済的利益であることは明らかというべきで

⁴⁰² 品川[2005]、43頁。本件各更正のうち、平成8年分は異議決定で一部取り消された。

ある。そうであるとすれば、本件権利行使益は、雇用契約又はこれに類する原因に基づき提供された非独立的な労働の対価として給付されたものとして、所得税法 28 条 1 項所定の給与所得に当たるといふべきである⁴⁰³。」

4-2 給与所得の意義とストック・オプション

それでは、この判決はいかに受け止めるべきであろうか。まずは肯定論、否定論を述べる前に、給与所得の意義について考察する。

前述したが、給与所得は所得税法 28 条において、「俸給、給料、賃金、歳費および賞与ならびにこれらの性質を有する給与にかかわる所得をいう」と定義されている。この場合、「これらの性質を有する給与」の解釈が問題となる。

これに関しては、最高裁昭和 37 年 8 月 10 日第二小法廷判決は、「勤労者が勤労者たる地位に基づいて使用者から受ける給付は全て右 9 条 5 号⁴⁰⁴にいう給与所得を構成する⁴⁰⁵」としている。また、最高裁昭和 56 年 4 月 24 日第二小法廷判決は、弁護士の顧問料収入が給与所得に当たるか事業所得に当たるかが争われた案件に対して、「事業所得とは、自己の計算と危険において独立して営まれ、営利性、有償性を有し、かつ、反復継続して遂行する意思と社会的地位とが客観的に認められる業務から生ずる所得をいい、これに対し、給与所得とは、雇用契約又はこれに類する原因に基づき使用者の指揮命令に服して提供した労働の対価として使用者から受ける給付をいう。なお、給与所得については、とりわけ給与支給者との関係において何らかの空間的、時間的な拘束を受け、継続的ないし断続的に労働又は役務の提供があり、その対価として支給されるものであるかどうかを重視されなければならない⁴⁰⁶」との判決を下している。

ここ数年、ストック・オプションの権利行使益の所得区分を争う訴訟は 100 件を超えるといわれているが、本件を含めてその全てが外国法人である親会社から付与されたストック・オプションに係るものである⁴⁰⁷。そのため、これらの訴訟においては、被付与者である子会社の役員又は従業員と親会社との間に、最高裁昭和 56 年 4 月 24 日第二小法廷判決にいう「雇用契約又はこれに類する原因」の有無及び「給与支給者との関係において何らかの空間的、時間的な拘束を受け、継続的ないし継続的な労働又は役務の提供」の有無が問題とされ、また、「労働又は役務の対価性」が問題となった。

これらの問題について、本件の最高裁判決は、A 社と B 社との間の資本的及び人的の支配関係を設定した上で、X が A 社の職務を遂行することにより B 社に対して貢献しているからこそ、本件ストック・オプションが付与されたものであり、それから生じた経済的利益がその職務遂行の対価であることは明らかであることを示し、前述の「これに類する原因」、「労働又は役務の提供」及び「対価性」をそれぞれ容認して、本件権利行使益が給与

⁴⁰³ 裁判所「裁判判例情報」 <http://courtdomino2.courts.go.jp/home.nsf>。

⁴⁰⁴ 品川[2005]、44 頁。現行法 28 条 1 項を指す。

⁴⁰⁵ 裁判所「裁判判例情報」 <http://courtdomino2.courts.go.jp/home.nsf>。

⁴⁰⁶ 裁判所「裁判判例情報」 <http://courtdomino2.courts.go.jp/home.nsf>。

⁴⁰⁷ 品川[2005]、44 頁。

所得に当たるとの判決を下した。

この考え方は、最高裁昭和 56 年 4 月 24 日の判決を前提とし、本件権利行使益が当該判決にいう「給与所得」の意義の範囲に入ることを明らかにしたものであるといえる。これについては、本件のような親会社から付与されるストック・オプションに関しては、被付与者と当該親会社との関係が「これに類する原因」に含まれるか否かが鍵となり⁴⁰⁸、また本件のような X と B 社との関係においても「これに類する原因」に含めるべきである。また、「労務又は役務の提供」及びそれらに対する「対価性」に関する問題についても、本件の最高裁判決は妥当な判決を下したと考えられよう。

4-3 一時所得・雑所得の意義とストック・オプション

本件及び関連する訴訟においては、本件のようなストック・オプションの権利行使益がかつては一時所得として課税されたが、その後のストック・オプションの充実に伴い、給与所得課税が行われ⁴⁰⁹、その取扱いの変更が必ずしも明確でなかったことが問題とされていた。そのため、本件権利行使益の所定の種類についても、一時所得に該当するか否かが大きな争点となっていた。

前述したように、一時所得は所得税法第 34 条において「利子所得、配当所得、不動産所得、事業所得、給与所得、退職所得、山林所得および譲渡所得以外の所得のうち営利を目的とする継続的行為から生じた所得以外の一時の所得で、労務その他の役務または資産の譲渡の対価としての性質を有しないものをいう」と定義されているが、一時的、偶発的に生じた所得で、しかも、営利を目的とする継続性や役務等の対価性がなく、他の所得分類に該当しない所得であることにその特質がある。

この場合、「一時的、偶発的」のみを強調すると、ストック・オプションにおいて実際に権利行使益が享受できるのは、多大に株価上昇という外的要因に影響を受けることになるから、当該権利行使益が一時所得に該当するという判断に傾くことにもなる⁴¹⁰。

しかし、一時所得の定義においては、「給与所得」に該当すれば一時所得に該当する余地がなくなるほか、そうでなくても、「労務その他の役務または資産の譲渡の対価」である場合には、一時所得に該当する余地はないことになる。特に、この「労務又は役務の対価性」については、係争の対象となったストック・オプションに全てが関係する会社に一定期間勤務することが条件となっているのであるから、それを否定することは困難であると考えられる。

このように対価性を考察してみると、雑所得との関係が問題となる。雑所得については所得税法第 35 条で「利子所得、及び一時所得のいずれにも該当しない所得」とされている。

つまり、所得税法では、雑所得について特に定義を設けず、他の所得分類に該当しない

⁴⁰⁸ 品川[2003b]、56 頁。

⁴⁰⁹ 品川[2003b]、64 頁。

⁴¹⁰ 裁判所「裁判判例情報」 <http://courtdomino2.courts.go.jp/home.nsf>、東京地裁平成 14 年 11 月 26 日判決参照。

ものは全て「雑所得」とするのである。その意味で雑所得は、一時所得との共通性が認められているが、継続的な所得源泉の有無と役務等の対価性の有無の点において、一時所得とは異なる正確を有している⁴¹¹。

本件にあてはめて考察した場合、XとB社との間に「これに類する原因」が認められていないということになると、本件権利行使益について給与所得性が否定されることになるが、その場合にも、Xが提供した労務又は役務の対価であることは否定し難いと考えられる。

そうであれば、仮に、本件権利行使益が給与所得に該当しないものとするにしても、それが一時所得に該当することにはならず、むしろ雑所得に該当するものとする方が自然である。

第5節 国際課税の視点から見た今後の展望

本庄[2005c]は「これまでの本判決に係る判例評釈は、(外国親会社から日本子会社の役員に付与されたストック・オプションに対する課税関係が)本質的に国際課税の問題を含むものであることを正面から取り上げるものが少なかった」と指摘している⁴¹²。

多国籍企業グループ内の国際的な所得移転については、本来、移転価格課税の問題が生じ、いわゆる移転価格課税は当初の有形資産取引から無形資産取引や人的役務報酬および金融取引に広がる傾向にあるが、多国籍企業グループの役員報酬に係る国際的な所得移転は、移転価格課税のターゲットになるといわれている⁴¹³。これまでの判例評釈は、ストック・オプションの付与対象者に係る所得区分について給与所得、一時所得、譲渡所得または雑所得に関する国内税法の規定の解釈と、前述した昭和56年最高裁判決の給与所得の定義を当てはめるといふ争点のみを取り上げてきており、適正な課税を目指す課税当局としては、日本のストック・オプション裁判と評釈にみられるストック・オプション問題の極めて限られた論点のみに惑わされるべきではなく、多国籍企業グループ内の米国親会社から日本子会社へのストック・オプションに対する移転価格の問題など、本来の国際課税問題に取り組むべきであるといわれている⁴¹⁴。

一般に移転価格とは、特殊関連企業間における有形資産の売買、金銭貸付、役務提供、技術提供等に係る取引価格をいう⁴¹⁵。特殊関連企業間取引は、独立企業間取引で付される独立企業間価格とは異なる価格で行われる傾向があるが、このような取引が国を越えて行

⁴¹¹ 品川[2005]、45頁。

⁴¹² 本庄[2005c]、157頁。

⁴¹³ 本庄[2005c]、157頁。

⁴¹⁴ 本庄[2005c]、157頁。国際課税問題として、移転価格の問題、親会社コストの子会社への請求の有無、子会社における親会社コストの損金計上の有無、その場合の金額の適正化、親会社からのストック・オプションにより子会社が給付すべき役員報酬節約相当額の収益計上の有無、その場合の金額の適正化が例示されている。

⁴¹⁵ 本庄[2002]、190頁。

われることにより、国際間の所得移転が行われ、第三者との取引や第三者間の通常取引が行われた場合に比べて、それぞれの国での税収が増減するので、所得が流出する国は、このような取引の実際価格ではなく、その取引が通常取引であったと仮定した場合に付されるべき独立企業間価格から生じるべき適正な所得に対して課税し、所得移転に伴って流出することとなる自国の税収を確保する必要がある⁴¹⁶。これが移転価格税制の必要性である。

そして、対象取引について、米国では国内取引および国際取引の双方を含めるが、日本では国際取引にのみ限定し、また、米国では個人および法人を適用対象者とするが、日本では法人のみを適用対象とした⁴¹⁷。

以上から、国際間のストック・オプション取引も移転価格課税の対象となると考える。つまり、本件最高裁判決のような外国親会社から日本子会社役員へストック・オプションが付与されたケースにおいて、それが人的役員報酬であり、本件が国際取引であり、対象が法人であることから、移転価格課税の対象取引になるというわけである。

本件最高裁判決においては、本件ストック・オプション取引が移転価格課税の問題と抵触するにもかかわらず、まったく触れられていない。今後、このようなケースはますます増加すると考えられる中、課税庁としても移転価格の問題を念頭に置き、積極的に課税できるように努力し、税収を確保することが必要ではないだろうか。

第6節 おわりに

以上のように検討してみると、ストック・オプションの権利行使益の所得区分に関する論争は、本件の最高裁判決により結論が出たように思われる。しかし、それにもかかわらず、未だいくつかの論争が残されている。

まず、商法が新株予約権制度を導入したことにより、それを活用したストック・オプションが、税制上の適格要件の充足とは別に、さらに弾力的に適用できることになったことである。この場合に、新株予約権証書が税法上も有価証券であることから⁴¹⁸、発行会社から新株予約権を名目価額である1円等で取得し、当該新株予約権を権利行使時に権利行使益相当額で他に売却することが考えられる。そうすると、当該売却益は、有価証券譲渡所得として考えざるを得ないと思われるが、そうすると給与所得課税が回避されることになり⁴¹⁹、ストック・オプションの権利行使益を給与所得とする課税体系が成り立たないことになる。

また、所得税の源泉徴収義務の問題である。所得税法第183条1項は「国内」において給与所得となる「給与等」の支払をする者は、その支払の際、その給与等について所得税

⁴¹⁶ 本庄[2002]、190頁。

⁴¹⁷ 本庄[2005a]、184頁。

⁴¹⁸ 所得税法2条1項、金融商品取引法2条1-9項。

⁴¹⁹ 品川[2005]、46頁。

を徴収し、その徴収の日の属する月の翌月 10 日までにこれを国に納入しなければならないと定めている。

この場合、本件のように、ストック・オプション付与者が国外に所在する外国法人である場合には、「国内」において「給与等」を支払ったわけでもないのに、当該権利行使益に対する所得税の源泉徴収義務は問題にならない。しかし、その付与法人が内国法人である場合には、当該権利行使益が「給与等」と認定されると、それに係る所得税の源泉徴収義務が生じることになる。このような場合に、所得税の源泉徴収が期待できるのであろうか、また、いつ「給与等」を支払ったことになるのか、現行法の解釈や適用に疑問が生じる⁴²⁰。いずれにせよ、現行の所得税法第 183 条 1 項は、このような問題を想定していないと思われる。

そして、ストック・オプションを受ける側の所得区分が「給与所得」とされたことで、ストック・オプションの課税問題は、法人税における取扱いに焦点が移る可能性が高いと考えられる。つまり、ストック・オプションの付与企業で、権利行使益相当額の損金算入を認めるか否かという点である。

現行の法人税法では、法人税法第 22 条第 3 項によると、別段の定めがあるものを除き、損金に該当するものは、①当該事業年度の収益に係る売上原価、完成工事原価、その他これらに準ずる原価の額、②当該事業年度の販売費、一般管理費、その他の費用の額、③当該事業年度の損失の額で資本等取引以外の取引に係るもの、と規定されている。

法人税法第 22 条の規定からは、ストック・オプションの費用が損金算入可能なのか判断がつきにくい。しかし、金銭による給与が、法人税法上、人件費として損金扱いされていることに照らせば、ストック・オプションによる報酬の取扱いも明らかになるであろう。

近年における一連のストック・オプション課税訴訟の過程で、国税側は、法人税法上の取扱いに関して、ストック・オプションに係る付与法人側での損金算入問題は、法人税法上の問題で損益として認識しない扱いとしているに過ぎず、実質的に付与会社に損失がないとするものではないとの主張を行っている。つまり、付与会社において権利行使益相当額を損金算入する余地はあると考えられるといえる。

もっとも、損金算入を認めることとなれば税収の減少につながるもので、政治的問題をいかに解決するかが今後の課題となるだろう。

以上のように、ストック・オプションの権利行使益の所得区分等についての課税問題は、今回の最高裁判決によりとりあえずの決着がついたものであると考えられるが、今後の課題も多く存在する。これらの課題は、今後ストック・オプションが拡充されると一層の問題となることが考えられる。

⁴²⁰ 品川[2005]、46 頁。

結

ストック・オプション会計を巡る課題と展望

結 ストック・オプション会計を巡る課題と展望

第1節 はじめに

かつてはストック・オプションは労働役務に対する対価として付与されるが現金等会社財産の流出を伴わないという特徴から、費用計上をしないという状況にあった。しかし、この費用計上をしなくてもいいという特徴を悪用し、米国においてストック・オプションに関して不正な会計処理が行われ、これらがエンロン、ワールドコムに代表される不正会計問題によって明らかとなった。その後、2004年に国際会計基準審議会（International Accounting Standards Board：以下、IASB）が国際財務報告基準第2号「株式報酬」（International Financial Reporting Standard No.2, *Share-Based Payment*：以下、IFRS2）を、財務会計基準審議会（Financial Accounting Standards Board：以下、FASB）が改訂財務会計基準書第123号（Statement of Financial Accounting Standards No.123（R）：*Accounting for Share-Based Compensation (revised 2004)*）：以下、SFAS123（R））をそれぞれ公表し、また日本においても2005年に企業会計基準委員会（Accounting Standards Board of Japan、以下ASBJ）が企業会計基準第8号「ストック・オプション等に関する会計基準」（以下、日本基準）を公表した。これらは原則として公正価値に基づくストック・オプションの費用計上を求めており、ストック・オプションの会計基準についても、いわゆる国際的なコンバージェンスが図られたといえよう。

しかし、大枠において、公正価値に基づく費用計上という国際的なコンバージェンスが図られることになったものの、3つの会計基準間には取扱いが異なる点が未だ存在しており、会計基準上、引き続き検討すべき課題が残されている。これを受け、本論文では、費用計上が義務付けられるに至るまでの3つの基準の経緯と概要、そして3つの基準間の異同を整理し、その上で未だ残るストック・オプション会計の問題点を明らかにした。以下、各章の要約と結論をまとめ、これらの考察に基づき新たな問題提起を行うこととする。

第2節 各章の要約と主要な結論

（1）ストック・オプションを巡る不正会計問題

序章では、ストック・オプション制度が注目を浴び、その後会計制度が見直されるに至った契機となるエンロンとワールドコムに代表される米国での不正会計問題から、そもそもストック・オプションの性格、制度においてどのような欠点があったのかを整理した。

当時の基準である会計原則審議会意見書第25号「従業員に発行した株式の会計」（Accounting Principles Board Opinion No.25, *Accounting for Stock Issued to Employees*：以下、APBO25）は、本源的価値によるストック・オプションの費用計上を要求していたので、イン・ザ・マネーのストック・オプションの付与日をバックデートさ

せ、アット・ザ・マネーのストック・オプションに見せかける処理が多く行われており、この会計基準の存在自体が不正操作を生む土壌となっていたことを指摘した。しかし、不正会計問題以降、ストック・オプションに関する様々な制度の見直しが行われた結果、今後米国企業がストック・オプションに関する不正操作を行う余地は大幅に減少し、不正を行うインセンティブも働かないであろうことが考えられる。また、日本の場合、米国よりもストック・オプションの付与に関して株主関与の度合いが強く、株主が監視しやすい仕組みとなっていることに加えて、日本基準が公表されたことで、米国で多発した付与日の不正操作等の余地はほぼないと考えられる。

(2) ストック・オプションに関する会計基準の国際的動向

第 1 章では米国におけるストック・オプション会計基準の変遷を整理した。ストック・オプション制度は、米国において 1920 年代に誕生し、1950 年代から広く利用されるようになった。当時、ストック・オプション制度は企業に資金負担を生じさせないという特徴を持つことから、損益計算において認識対象とはされなかった。しかし、ストック・オプション制度が企業において重要な報酬制度であるとの認識が高まり、また、近年の不正会計事件を受け、その後、ストック・オプション制度も会計上認識すべきであると考えられるようになった。米国での現行制度は、FASB が 2004 年 12 月に公表し、費用計上を義務付けた SFAS123 (R) であるが、この基準が公表されるまでは多くの紆余曲折があった。本章ではこの SFAS123 (R) が公表されるまでの経緯を整理し、現行制度である SFAS123 (R) の概要を説明している。また、SFAS123 (R) を適用した直後の IBM の開示を引用することで、当時どのような開示がなされていたかを示した。

第 2 章では国際会計基準におけるストック・オプション会計基準の変遷を整理した。国際会計基準における現行制度は 2004 年 2 月 19 日に IASB が公表した IFRS2 である。本章では、この基準設定に影響を与えた G4+1 グループの討議資料「株式報酬の会計 (Accounting for Share-Based Payment)」の内容とその背景をまとめ、その上で、公表された IFRS2 の概要を整理した。IFRS2 はストック・オプションに関し、初めて費用計上を義務付けた基準であり、この IFRS2 の公表がきっかけとなり、ストック・オプションのあり方が大きく変化した。現在のストック・オプションに関する会計基準の先駆けとなった IFRS2 の公表は大きな意味があったといえよう。

第 3 章では日本におけるストック・オプション会計基準の変遷を整理した。日本基準が設定されるまで、日本では、ストック・オプションについての特別な基準は存在しなかった。ストック・オプション制度自体は、1997 年の商法改正により一般的に導入されたが、制度としてはまだ始まったばかりで、ストック・オプション会計基準を開発する必要性はそれほど高くはなかったからであると考えられる。

その後、2001 年の商法改正によって規制緩和が進み、ストック・オプションの利用が容易になった。このようなことから、ストック・オプションの会計基準の必要性が徐々に高まり、また、米国の不正会計問題から生じた国際的なストック・オプション会計基準の見

直しという動きも後押しし、これを契機に日本でもストック・オプションの会計基準および適用指針が公表されたのである。第 3 章ではこれらの経緯をまとめ、日本基準の概要を整理した。

第 4 章では、第 1 章、第 2 章、第 3 章で整理したそれぞれの現行基準における相違点として、①ストック・オプション会計基準の適用範囲、②公正価値の算定方法、③失効による新株予約権の戻入益、④未公開企業のストック・オプション、の 4 点を指摘した。①では、日本基準では SFAS123 (R) および IFRS2 では会計基準の範囲に含まれているファントム・ストック等負債が生じる取引を適用除外としていることに注目した。そして、日本基準の公表が新株予約権のストック・オプションとしての利用が活発化していることを踏まえたものであったことを確認し、新株予約権を利用したストック・オプションの会計処理を明らかにすることが急務であったので、ファントム・ストック等は対象とせず議論した結果であることを明らかにした。今後日本においてもファントム・ストック等の株式連動型報酬制度が増加した場合、これらを対象とした会計基準をいずれ制定する必要があると考えられる。また④において、SFAS123 (R)、IFRS2 と異なり、日本基準では未公開企業の場合、本源的価値の見積に基づく会計処理が認められている点を考察した。本源的価値法を採用すると、株価が上昇することを想定すると、株価上昇額を考慮する分だけ将来の費用計上額が大きくなるので、本源的価値による会計処理を選択することは、費用負担が過大となり、不利な選択となる可能性も大いにあることを指摘した。このように考えると、未公開企業についても公正価値法による評価を選択する方が賢明ではないかと思われる。なお、②、③は影響が大きいであろう相違点と考え、後の章でそれぞれ改めて取り上げて考察した。

(3) スtock・オプションに関する会計問題

第 5 章では、ストック・オプションに関する費用計上の問題を取り上げた。各国でストック・オプションはその付与時に費用計上することが義務づけられることとなったが、利益に与える影響への懸念から、企業、特に資金源の少ないベンチャー企業からは費用計上義務付けに反対する声上がり、ストック・オプション制度導入そのものを見直す企業も増加した。このように費用認識が義務付けられたストック・オプションであるが、これらの会計基準における費用認識において生ずる問題点はいかなるものであろうか。第 5 章では、FASB の SFAS123 および SFAS123 (R) を中心に議論を進めている。

まず、ストック・オプションがインセンティブ報酬であり、賃金の抑制効果があるという特徴を挙げる一方、一株当たり利益を減少させ、また行使により株式の時価以下発行が生じ、株主持分の希薄化がおこるというデメリットを指摘した。このデメリットに関連し、費用認識を義務化する際に論じられた義務化反対の意見を整理した。

「費用として認識する」ことが義務付けられた際、次に問題となるのは、その費用をどの時点におけるストック・オプションの価値として認識し、計上するかという問題である。この「どの時点」に焦点を当て、SFAS123 および SFAS123 (R) の処理、考え方について

検討を行った。その結果、SFAS123 および SFAS123 (R) では付与日による測定が採用された。それはストック・オプション契約における当事者間の合意した時点と権利確定したストック・オプション数を重視した結果であり、これはストック・オプション一単位当たりの公正価値には、契約が合意された付与日時点の公正価値算定の要素を重視し、権利確定日までその変動を認識しないことで、経済環境の変化等に基づいた価値変動を排除していると考えられる。

しかし、SFAS123 および SFAS123 (R) において、ストック・オプションはオプション保有者の潜在的な株主持分であるが、権利行使までそれを払込資本として、報酬費用の算定のための様々な要素のみを反映させた金額のまま貸借対照表上で表示させる点には、適正な財政状態の表示という観点からは問題があると考えられる。算定されるストック・オプション一単位当たりの公正価値には、算定要素として付与日時点における株価およびその他の算定要素が反映され、またストック・オプション数には権利確定日において権利確定した実績数が反映されているにすぎない。付与日以後、株価、その他の算定要素およびストック・オプション数は常に変動する可能性があるため、適正な財政状態の表示という観点から、ストック・オプションを貸借対照表で取り扱う際には、その公正価値を適宜に修正する必要があるのではないかと考える。

ストック・オプションの公正価値は、既存株主の潜在的な希薄部分を表すものでもあるので、ストック・オプションを貸借対照表で表示する際には、権利行使またはオプション期間終了まで、この推移が把握される必要があると思われる。またストック・オプションのデメリットとして挙げられる一株当たり利益の減少という観点からも、ある時点におけるストック・オプションの公正価値は、将来的な自社株買いに有する大量な資金流出の可能性を示しているともいえる。ストック・オプションを貸借対照表上に表示することの有用性は、潜在的な既存株主からオプション保有者への価値移転および潜在的なキャッシュ・アウトフローを示すという観点から主張できるのではないかと考える。

第 6 章では、ストック・オプションに関する公正価値測定上の問題を検討した。日本基準はストック・オプションの公正価値評価にオプション価格算定モデルを使用しているが、特定のモデルを推奨しているわけではない。しかし、会計基準上ベースとしているのはブラック＝ショールズ・モデルである。一方、米国会計基準および国際会計基準では二項モデルを重視している。ストック・オプションは権利行使期間中にいつでも権利行使が可能なアメリカン・タイプのオプションであり、それに適しているのは二項モデルである。

そこで第 6 章ではブラック＝ショールズ・モデルをベースとする日本基準によって、アメリカン・タイプのストック・オプションの公正価値を適切に評価できるのかという点について検討を行った。考察の結果、日本基準で例示されているブラック＝ショールズ・モデルと二項モデルを比較した場合、算出されたストック・オプションの公正価値単価に差が生じることがわかった。つまり選択するモデルにより算出される数値に差が生じることで、

財務諸表の信頼性低下につながるおそれがあるといえよう。ブラック＝ショールズ・モデルは中長期にわたるストック・オプションの利用に向かず、また、使用する要素を一定とすることなど試算結果が理論的とはいえず、モデルに要素を組み込むことに限界がある。そこでストック・オプションの公正価値評価には柔軟に対応できる二項モデルを使用し、企業間の比較可能性および国際的統一性を確保するのが好ましいと考える。しかし、柔軟性に富んでいるという二項モデルの特徴は、言い換えれば、公正価値測定に恣意性を介入させ会計数値を操作できるということでもある点に注意しなければならない。つまり、公正価値に多くの要素を反映させることができる二項モデルの使用には、測定を行う企業側のコンプライアンスを徹底する必要があるといえよう。

第7章では、ストック・オプションに関する貸方区分の問題について検討を行った。国際的なコンバージェンスにより、公正価値によりストック・オプションを費用認識することとなったので、企業は従業員等へストック・オプションを付与した時点で、報酬費用の公正価値による財務諸表への計上が義務付けられることとなった。ただし、この報酬費用計上の義務化に関連して、相手勘定をどのように理解するかという問題点が生じる。

FASB および IASB は相手勘定を当初より株主持分としてとらえており、それぞれが設定する概念フレームワークの類似性によるものであるといえよう。一方、日本では、法的な形式に制約されていたこともあり、ストック・オプションは一貫して負債の仮勘定として表示されてきた。そして、国際的な会計基準のコンバージェンスにより、日本基準を導入し、IFRS2 との調和を図り、会計情報の比較可能性を保つために、ストック・オプションを負債の仮勘定から純資産の一部として表示することとした。その一方で、ストック・オプションは権利行使の有無が確定してから株主資本となるかどうか確定され、仮に権利未行使のまま失効した場合、利益として戻入処理される。しかし、負債としてではなく純資産の一部として表示されることとなったストック・オプションがその後利益として戻入処理されることに、情報利用者は混乱しないのであろうか。ストック・オプション取引に係る会計処理についての ASBJ と FASB および IASB との会計概念の違いについて、積極的に情報を提供し、広く合意を得られなければ、純資産の一部を利益として戻入処理すること自体が極めて異質なものと捉えられる恐れがあるのではないか。

国際的にコンバージェンスが図られたとは言えないほど、この差は大きいものであると考える。ましていまやアドプションが望まれる中、この違いは無視できるものではないのではないと思われる。この失効に伴う戻入処理は、株主資本を企業利益として戻入処理したとの誤解を招きやすく、また、これにかかる戻入処理の取引額が小さいものではないことから、未だ解決されていない重大論点であるといえる。

第8章ではストック・オプションに関する会社法上の問題を取り上げた。会社法ではストック・オプション等について特段の規定を設けていないが、会計基準・適用指針の処理に対応したストック・オプションとして利用可能な新株予約権についての規定は設けられている。

会社法施行前の商法では、ストック・オプションを発行する場合には有利発行にあたるので株主総会の特別決議が必要とされてきたが、会社法では有利発行ではないと扱う余地が出てきたため、株主総会の特別決議が不要となる場合も考えられなくはない。会社法施行後にストック・オプションを発行する上場企業の発表を見ると、株主総会で有利発行決議を行う必要がないのに、有利発行決議を行う旨を記載したものが多く存在し、会社法におけるストック・オプションの発行手続に関する理解に混乱が見受けられた。また、会社法に関して考えられる論点として、労働基準法第 24 条でいう「賃金」とストック・オプションとの整合性の有無が挙げられる。会社法第 361 条では、「報酬」ではなく「報酬等」としていることから、「報酬」に該当しないものも会社法第 361 条は対象としていると捉えることができることを確認した。そのように考えると、会社法では、取締役がその地位に基づいて得る利益であれば、広く「職務執行の対価」と捉え、インセンティブであっても、そこから得る利益が取締役としての地位に基づいて給付されるものであれば、「報酬等」に当てはまると捉えるべきであると結論付けた。

第 9 章ではストック・オプションに関する税法上の問題を考察した。近年、ストック・オプションの権利行使益の所得区分を巡る訴訟が相次いでいる。この権利行使益は「一時所得」なのか、あるいは「給与所得」なのかを巡る争いがストック・オプション訴訟である。この増加するストック・オプション訴訟に関し、ストック・オプションの権利行使により得た権利行使益の取扱いについて検討した。これらの訴訟において当初、地裁レベルの判決において一時所得であることを主張する納税者側が相次いで勝訴していたが、平成 17 年 1 月 25 日の第三小法廷判決において、最高裁で給与所得であると判決が下された。給与所得は所得税法 28 条における定義されており、その解釈について他の判決を引用し、この最高裁判決は妥当であるとの結論を確認した。

第 3 節 課題と展望

IASB は 2007 年に SFAS130「包括利益の報告」との整合性の観点から改訂した「財務諸表の表示」を公表した。そこでは純利益を廃止し、包括利益を導入する報告で議論がなされており、ストック・オプション会計においても包括利益に対応する会計処理となるような考えが Ohlson and Penman⁴²¹に代表される新負債説として取り扱われている。これに当てはめると、報酬に関する費用計上額は付与日における公正な評価額に基づいて測定するとし、付与後のストック・オプションは金融商品として扱うことになる。そして、権利不確定による失効に関する損益計上や金融商品としての時価変動差額はその他包括利益の金額に反映させるといったものであり、報酬に関する費用は純利益に代わる新たな利益へ反映されることになる。それぞれの費用は、性格に応じて損益計算あるいはその他包括利益の計算に分類されるので、他の取引についても予想外あるいは未実現の利益がその他包括

⁴²¹ 詳しくは Ohlson, J.A. and S.H.Penman [2005]を参照されたい。

利益の計算にとどめられるのであれば、純利益に代わる新たな利益は、純利益よりもより確実な数値として計算される可能性が考えられる。国際的な包括利益の導入が大きな流れであり、ストック・オプション会計処理においても包括利益導入に向けての対応が今後の大きな課題となる。

次に第7章でも述べた貸方区分の問題である。現在、FASBとIASBがIAS32「金融商品：表示」の規定を改善し、簡素化するためのプロジェクトを進めており、その予備的文書「資本の特徴を有する金融商品」が公表された。その文書では「基本的所有アプローチ」という考え方にに基づき、ストック・オプションは負債に分類すべきであるとされている。この予備的文書において支持される基本的所有アプローチは、これまでの制度設計で意図されてきた会計構造を大きく転換させる可能性がある。この転換を新たな制度設計の骨子として位置づけるのであれば、根底となる概念フレームワークの見直しも必要となるであろう。このように基本所有アプローチが国際的な企業会計の流れに大きな変化を与えるものであると考えられる以上、今後徹底した議論がさらに必要とされるであろう。

第7章では、国際的な会計基準との調和を図ろうとする目的のもと、ストック・オプションを費用計上した際の相手勘定を、負債ではなく純資産の一部として表示することとなった日本における処理に対し、疑問を投げかけた。権利行使の有無が確定するまで新株予約権の性格が定まらないということのみが論拠であれば、払込資本も留保利益も株主資本なので、株主資本の中に仮勘定としての新株予約権を表示し、確定した時点で株主資本内部における振替とする処理も考えられる。したがって、新株予約権を株主資本以外の要素として扱う論拠は、権利不行使による失効が生じた場合、それが株主との直接的な取引によらない純資産の増加となり、損益への計上が必要となるためと説明せざるを得ない⁴²²。このため株主の定義は、損益計算を左右することとなるので、決定的に重要なものであるといえよう。

また、株主を法的形式に依拠して定義した場合、まず問題となるのは優先株主である。償還期限が定められ、配当も安定的に支払われる優先株主であれば、負債の定義を満たす可能性もあり⁴²³、法的形式を理由にそれを株主資本に分類するのは無理がある。新株予約権者についても同じであり、行使価格を1円とする新株予約権と、配当の支払われない株式の実質的な違いを説明するのは困難である。税務上の扱いを考慮し、譲渡制限付株式の代わりに行使価格を1円とする新株予約権を付与する報酬制度が、日本では利用されている⁴²⁴。そのような場合、権利行使されるまで法的形式に従い新株予約権として会計処理する意味に疑問が生じる。

これらのことから、法的形式に依存して株主資本か否かを判別することには無理がある。

⁴²² 企業会計基準委員会[2005b]、8頁、40頁。

⁴²³ 梶田[2001]、詳しくは第7章を参照されたい。

⁴²⁴ 斎藤[2006b]、102頁。行使価格を1円とする株式報酬型ストック・オプションは増加しており、そのような事例が平成18年6月だけでも59社に上っている。

現在、日本では純資産ではあるが株主持分ではないとしており、ストック・オプションを引き続き純資産とするのか否かの検討は今後に残された課題となっている。やはり負債と資本を明確に区別するための判別基準の整備を早急に行う必要があると考える。

新株予約権を株主資本から排除していることから、国際的な会計基準の動向において、日本基準は流れの先頭に近い位置にあるといえるのではないだろうか。しかし、優先株式、行使価格 1 円の新株予約権の扱いなどの問題を回避することは不可能である。法的形式に左右されない持分の定義は、今後明確に示されなければならない。

将来、純利益に代わる新たな利益と包括利益の両者が表示されるようになれば、新株予約権の性格について実証的に分析することが現在よりも容易になると考えられ、それに連動して明確な負債および資本の定義が示すことが可能となることを期待する。

参考文献

【洋文献】

- Aboody, D. [1996], "Market Valuation of Employee Stock Options," *Journal of Accounting and Economics*, Vol.22, Nos.1-3, August-December, pp.357-391.
- Aboody, D. ,and R. Kasznik, [2000], "CEO Stock Option Awards and the Timing of Corporate Voluntary Disclosures," *Journal of Accounting and Economics*, Vol.29 No.1, pp.73-100.
- American Institute of Certified Public Accountants [1953], Accounting Research Bulletins No.43, AICPA.
- American Institute of Certified Public Accountants [1972], Accounting Principle Board, Opinion No.25, *Accounting for Stock Issued to Employees*, AICPA. 日本公認会計士協会国際委員会訳『AICPA 会計原則審議会意見書』財団法人大蔵財務協会、1978年。
- Black, F., and M.Scholes [1973], "The Pricing of Options and Corporate Liabilities," *Journal of Political Economics*, Vol.81, No.3 (May-June), pp.643-654.
- Cox, J.C., S.A.Ross and M.Rubinstein [1979], "Option Pricing: A Simplified Approach," *Journal of Financial Economics*, Vol.7, No.3 (September), pp.229-263.
- Dechow., P.M., A.P.Hutton and R.G.Sloan [1996], "Economic Consequences of Accounting for Stock-Based Compensation, " *Jornal of Accounting Research*, Vol.34 (Supplement), pp.1-20.
- Deloitte Touche Tohmatsu [2004], *Share-based Payment : A Guide to IFRS2*, Deloitte Touche Tohmatsu (April).
- Financial Accounting Standards Board [1984], Statements of Financial Accounting Concepts No.5 : Recognition and Measurement in Financial Statements of Business Enterprises. 平松一夫、広瀬義州訳『FASB 財務会計の諸概念 増補版』中央経済社、2002年。
- Financial Accounting Standards Board [1978], An Interpretation of APB Opinions No.15 and 25 : *Accounting for Stock Appreciation Rights and Other Variable Stock Option or Award Plans*, FASB.
- Financial Accounting Standards Board [1993], Exposure Draft 2, *Accounting for Stock-based Compensation*, FASB.
- Financial Accounting Standards Board [1995], Statement of Financial Accounting Standards No.123 : *Accounting for Stock-Based Compensation*, FASB.
- Financial Accounting Standards Board [1997], Statement of Financial Accounting Standards No.128 : *Accounting for Earning par share* ,FASB.
- Financial Accounting Standards Board [2002], Statement of Financial Accounting Standards No.148 : *Accounting for Stock-Based Compensation-Transition and Disclosure-an amendment of FASB Statement No.123*, FASB.

- Financial Accounting Standards Board [2003], Statement of Financial Accounting Standards No.150 : *Accounting for Certain Financial Instruments with Characteristics of both Liabilities and Equity*, FASB.
- Financial Accounting Standards Board [2004], Statement of Financial Accounting Standards No.123 (R) : *Accounting for Share-Based Compensation (revised 2004)*, FASB.
- Hemmer, T., S.Matsunaga and T.Shevlin [1994], “Estimating the “Fair Value” of Employee Stock Options with Expected Early Exercise,” *Accounting Horizons*, Vol.8, No.4, December, pp.23-42.
- Huddart, S. and M. Lang [1996], “Employee Stock option Exercises an Empirical Analysis,” *Journal of Accounting Economics*, Vol.21, No.1 (February), pp.5-43.
- Hull, J. and A. White [2004], “How to Value Employee Stock Options,” *Financial Analysts Journal*, Vol.60, No.1 (January), pp.114-119.
- International Accounting Standards Board [2002], Exposure Draft : *Share-based Payment*, IASB. 財務会計基準機構訳『公開草案第2号 株式報酬』2002年。
- International Accounting Standards Board [2004], International Financial Reporting Standard 2 : *Share-based Payment*, IASB. 財務会計基準機構訳『国際財務報告基準書』、2005年。
- International Accounting Standards Committee [1989], *Framework for the Presentation and Preparation of Financial Statements*, IASC. 日本公認会計士協会訳「財務諸表の作成及び表示に関するフレームワーク」『国際会計基準書 2001』、同文館、2001年。
- International Accounting Standards Committee [1998], International Accounting Standard No.19: *Employee Benefits*, IASC.
- International Accounting Standards Committee [2000], G4 + 1 Position Paper : *Accounting for Share-based Payment*, IASC. 財務会計基準機構訳『G4+1 ポジション・ペーパー 株式報酬制度の会計処理』2001年。
- International Financial Reporting Interpretations Committee [2006], International Financial Reporting Interpretations Committee 8 : *Scope of IFRS2*, IFRIC.
- KPMG [2004], “Expensing Stock Options Gets Crystallized,” *Defining Issues*, No.4-7, March, pp.1-8.
- Lie,E.[2005],”On The timing of CEO Stock Option Awards,” *Management Science*, No.51,pp.802-812.
- Lie,E., and R.A. Heron,[2006],”What Fraction of Stock Option Grants to Top Executives have been backdated or manipulated,” Working paper, pp.1-39.
- Ohlson , J. A. and P. H. Penman [2005], “Debt vs. Equity : Accounting for Claims Contingent on Firm’s Common Stock Performance with Particular Attention to

Employee Compensation Options,” *Center for Excellence in Accounting and Security Analysis*, Columbia Business School, (January).

- Rouse,, R.W. and D.N. Barton [1993], ”Stock Compensation Accounting,” *Journal of Accountancy*, Vol.175, No.6 (June), pp.67-70.
- Yermack, D.[1997], ”Good Timing :CEO Stock Option Awards and Company News Announceme-nts,” *Journal of Finance*, Vol.52 No.2, pp.449-476.

【和文献】

- 相澤哲・石井裕介[2005]、「株主総会以外の機関」『商事法務』No.1744、98-103頁（10月5日）。
- 相澤哲・豊田祐子[2005]、「新株予約権」『商事法務』No.1742、15-20頁（9月15日）。
- あずさ監査法人[2006]、『Q&A ストック・オプション会計の実務ガイド』中央経済社。
- 有泉池秋・山岸徹久[1998]「米国におけるストック・オプションについて」『日本銀行調査月報』12月号、日本銀行情報サービス局、1-54頁。
- 池谷誠[2005]、「ストック・オプション評価：「格子モデル」導入のインパクト」『CFO FORUM』(9月)、1-2頁。
- 石坂洋二・岩田孝代[1997]、「ストック・オプション制度の課税問題」『企業会計』第49巻第9号(9月)、31-38頁。
- 伊藤邦雄[1996]、『会計制度のダイナミズム』岩波書店。
- 伊藤邦雄 [1997a]、「ストック・オプション制度の導入と会計上の課題」『旬刊 商事法務』第1463号(7月15日)、2-6頁。
- 伊藤邦雄 [1997b]、「ストック・オプション制度の諸課題」『企業会計』第49巻第9号(9月)、18-25頁。
- 伊藤邦雄・徳賀芳弘・中野誠[2004]、『年金会計とストック・オプション』中央経済社。
- 今福愛志[1992]、『会計政策の現在』同文館。
- 今福愛志・田中建二[2001]、「負債と資本の区別再考」『企業会計』第53巻第9号(9月)、103-108頁。
- 岩谷賢伸[2002]「在り方が問い直される米国ストック・オプション」『資本市場クォーターリー』夏号、1-14頁。
- 上田秀一 [2003]、「わが国におけるストック・オプション制度に関する実態調査について」『旬刊 経理情報』No.1016(5月1日)、48頁-53頁。
- 上田幸則[2003]、「アメリカにおけるストック・オプション会計への対応—財務会計基準ステイトメント第148号「株式に基づく報酬に関する会計—移行措置および開示—」について」『浜松大学経営情報学部論集』第16巻第1号(2003年6月)、1-14頁。
- 上村達男[1997]、「ストック・オプション制度の法的評価」『企業会計』第49巻第9号(9月)

計』第 51 卷第 7 号 (7 月)。

- ・ 梶田龍三[2001]、『自己株式会計論』白桃書房、2001 年。
- ・ 梶田龍三[2002]、「ストック・オプションの会計基準—G4+1 の討議資料を中心として—」『武蔵大学論集』第 49 卷第 3・4 号 (3 月)、97-118 頁。
- ・ 梶田龍三[2007]、「ストック・オプション会計の代替案の可能性」『産業経理』第 67 卷第 2 号 (7 月)、22 - 35 頁。
- ・ 神田秀樹・武井一浩[2002]、『新しい株式制度』有斐閣。
- ・ 企業会計基準委員会[2002]、実務対応報告第 1 号「新株予約権及び新株予約権付社債の会計処理に関する実務上の取扱い」(3 月 29 日)。
- ・ 企業会計基準委員会 [2004a]、企業会計基準公開草案第 3 号「ストック・オプション等に関する会計基準 (案)」(12 月 28 日)。
- ・ 企業会計基準委員会[2004b]、討議資料「財務会計の概念フレームワーク」(12 月 28 日)。
- ・ 企業会計基準委員会[2005a]、企業会計基準公開草案第 11 号「「ストック・オプション等に関する会計基準 (案)」(10 月 19 日)。
- ・ 企業会計基準委員会[2005b]、企業会計基準第 5 号「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」(12 月 9 日)。
- ・ 企業会計基準委員会[2005c]、企業会計基準第 8 号「ストック・オプション等に関する会計基準」(12 月 27 日)。
- ・ 企業会計基準委員会[2005d]、企業会計基準適用指針第 11 号「ストック・オプション等に関する会計基準の適用指針」(2 月 27 日)。
- ・ 企業会計審議会[1997]、「連結財務諸表制度の見直し移管する意見書」(6 月 6 日)。
- ・ 企業会計審議会[1999]、企業会計基準第 10 号「金融商品に係る会計基準」(1 月 22 日)。
- ・ 黒田敦子[1999]、『自己株報酬・年金の法と税制』税務経理協会。
- ・ 木山泰嗣[2005]、「ストックオプション訴訟の論点と最高裁判決」『税務弘報』第 53 卷第 4 号 (4 月)、97 頁-105 頁。
- ・ 楠純夫[2003]、「ストックオプション活用の実際と問題点」『税務弘報』第 51 卷第 5 号 (5 月)、107 頁-111 頁。
- ・ 斎藤静樹[2004]、「ストック・オプションの費用と資本会計」『會計』第 165 卷第 3 号 (3 月)、1-16 頁。
- ・ 斎藤静樹[2005]、「討議資料「財務会計の概念フレームワーク」の意義と特質」『企業会計』第 57 卷第 1 号 (1 月)、34-38 頁。
- ・ 斎藤静樹[2006a]、「新会計基準と基準研究の課題—資本会計の論点を中心に」『企業会計』第 58 卷第 1 号 (1 月)、20-26 頁。
- ・ 斎藤静樹[2006b]、「特集 2 会社法対応 役員に対するストック・オプション報酬関連の事例分析 (取締役・監査役対象) —平成 18 年 6 月総会会社—」『資料版 商事法務』No.270 (9 月)、97-111 頁。
- ・ 財務会計基準機構 [2003a]、『ストック・オプション会計の国際比較』(調査研究シリーズ No.1)、財務会計基準機構。

- ・ 財務会計基準機構 [2003b]、『わが国におけるストック・オプション制度に関する実態調査』（調査レポートシリーズ No.1）、財務会計基準機構。
- ・ 桜井久勝[1998]、「ストック・オプション制度とその会計」『税経セミナー』第 43 巻第 13 号（8 月）、5-11 頁。
- ・ 佐藤尚弘[2003]、「ストックオプション制度」『税務弘報』2003 年 2 月号、89 頁-92 頁。
- ・ 澤口実・石井裕介[2006]、「ストック・オプションとしての新株予約権の発行に係る問題点」『商事法務』No.1777、24 - 30 頁（9 月 15 日）
- ・ 品川芳宣[2003a]、『租税法律主義と税務通達』ぎょうせい。
- ・ 品川芳宣[2003b]、「外国親会社から付与されたストックオプションに係る経済的利益の所得の種類」『TKC 税研情報』第 12 巻第 2 号（4 月）、52 頁-67 頁。
- ・ 品川芳宣[2005]、「ストックオプション事件 最高裁判決の論評」『税研』、第 20 巻 第 6 号（5 月）、42 頁-47 頁。
- ・ 柴健次[1996a]、「自己株式取得の会計処理」『企業会計』第 48 巻第 4 号（4 月）、71-77 頁。
- ・ 柴健次[1996b]、「自己株式の会計問題」『税経セミナー』第 41 巻第 15 号（12 月）、4-10 頁。
- ・ 柴健次[1999]、『自己株式とストック・オプションの会計』新世社。
- ・ 柴健次[2001]、「トレジャリー・ストック解禁と自己株式会計を巡る諸論点」『金融財政事情』第 52 巻第 7 号（2 月 19 日）、20-25 頁。
- ・ 鈴木輝夫[2003]、「ストックオプションの会計処理」『税務弘報』第 51 巻第 5 号（5 月）、127-134 頁。
- ・ 園田成晃[1994]、「米国の長期インセンティブ報酬制度」『商事法務』No.1385（4 月 5 日）、16-17 頁。
- ・ 醍醐聰[1994]、「新株引受権の会計処理—資本と利益の区分の視点から—」『税経セミナー』第 39 巻第 3 号（3 月）、10-15 頁。
- ・ 高橋祐介[2003]、「ストックオプションの権利行使利益が一時所得とされた事例」『税法学』、549 号（5 月）、45 頁-51 頁。
- ・ 竹口圭輔[2000]、「ストック・オプション会計の理論構造精緻化プロセス」『企業会計』第 52 巻第 8 号（8 月）、87-93 頁。
- ・ 竹口圭輔 [2001]、「わが国におけるストック・オプションの測定に関する一考察」『産業経理』第 60 巻第 4 号（1 月）、98-109 頁。
- ・ 竹口圭輔[2002]、「わが国におけるストック・オプションの潜在的成本」『会計』第 161 巻第 3 号（3 月）、131-144 頁。
- ・ 竹口圭輔[2003a]、「IASB のストック・オプション会計公開草案の概要」『商事法務』第 1654 号（2 月）、28-35 頁。
- ・ 竹口圭輔 [2003b]、「行使価格 1 円のストック・オプションによる役員退職金」『大和総研制度調査部情報』7 月 2 日、1-13 頁。
- ・ 竹口圭輔 [2003c]、「日本企業のストック・オプションと会計問題」『企業会計』第 55 巻第

8号(8月)、119-126頁。

- ・ 竹中正治[2006]、「ストック・オプションを利用した報酬操作事件の拡大」*Washington D.C. Political and Economic Report*, Bank of Tokyo-Mitsubishi UFJ (8月9日)。
- ・ 田中建二[1991]、『オフバランス取引の会計』同文館。
- ・ 田中弘[2004]、『不思議の国の会計学—アメリカと日本—』税務経理協会。
- ・ 千葉雄二[2002]、『源泉所得税質疑応答集』大蔵財務協会。
- ・ 注解所得税法研究会[2001]、『三訂版注解所得税法』、大蔵財務協会。
- ・ 徳賀芳弘[2003]、「負債と資本の区分—代替的アプローチの考察」『企業会計』第155巻第7号(7月)、18-25頁。
- ・ 千葉良雅[1997]、「ストック・オプション制度のわが国企業への導入」『JICPA ジャーナル』第9巻第11号(11月)、35-39頁。
- ・ 豊岡博[2008]、「ストック・オプション会計にみるキャッシュ・フロー計算書の役割」『同志社大学大学院商学論集』第42巻第2号、1-20頁。
- ・ 豊田俊一[2003]、「企業会計基準委員会「ストック・オプション会計に係る論点の整理」について」『企業会計』第55巻第3号(3月)、49-60頁。
- ・ 中嶋克久・野口真人[2008]、『ストック・オプション会計と評価の実務』税務研究会出版局。
- ・ 名越洋子[1996]、「新株引受権の供与とストックオプション—役員報酬の二形態」『企業会計』第48巻第8号(8月)、131-135頁。
- ・ 名越洋子[1998]、「ストック・オプションの会計問題が提起すること」『JICPA ジャーナル』第10巻第7号(7月)、98-99頁。
- ・ 名越洋子[1999a]、「複合金融商品の発行に関する会計問題」『明治大学社会科学研究所紀要』第37巻第2号(3月)、15-24頁。
- ・ 名越洋子[1999b]、「ストック・オプションに関する会計情報と自己株式の処理」『明大商学論叢』第81巻第3・4号(3月)、15-24頁。
- ・ 名越洋子[2003]、「新株予約権付社債の区分処理とストック・オプション」『企業会計』第55巻第7号、33-41頁。
- ・ 日本公認会計士協会会計制度委員会[1994]、「新株引受権付社債の発行体における会計処理及び表示」(2月22日)。
- ・ 日本公認会計士協会制度委員会[2001]、委員会報告第2号「自己株式の会計処理及び表示」(9月26日)。
- ・ 野口晃弘[1994]、「ストック・オプションの政治化—アメリカ会計学会に出席して—」『経済科学』第42巻第2号(1994年12月)。
- ・ 野口晃弘[1995]、「ストック・オプション会計の展開」『企業会計』第47巻第6号(6月)、120-124頁。
- ・ 野口晃弘[1997a]、「ストック・オプション制度の会計問題」『企業会計』第49巻第9号(9月)、185-189頁。
- ・ 野口晃弘[1997b]、「ストック・オプション制度による報酬の開示」『会計』第152巻第5号(11月)、41-50頁。

- ・ 野口晃弘[2001]、「会計ビッグバンとストック・オプション」『証券経済学会年報』第36号（5月）、219-222頁。
- ・ 野口晃弘 [2003]、「ストック・オプション会計における新展開」『経営財務』第2612号（2月）、30-33頁。
- ・ 野口晃弘[2004]、『条件付持分証券の会計』白桃書房。
- ・ 葉玉匡美[2005]『新・会社法100問』ダイヤモンド社。
- ・ 樋口剛[1989]、『株式オプション取引入門』日本経済新聞社。
- ・ 藤田敬司[2005]、「ストック・オプション会計の進展と論点」『立命館経営学』第44巻第3号（9月）、1-26頁。
- ・ 藤田友敬[2001a]、「自己株式取得と会社法（上）」『商事法務』第1615号（12月15日）、4-15頁。
- ・ 藤田友敬[2001b]、「自己株式取得と会社法（下）」『商事法務』第1616号（12月25日）、4-9頁。
- ・ 藤田友敬[2002a]、「オプションの発行と会社法（上）」『商事法務』第1622号（3月5日）、18-27頁。
- ・ 藤田友敬[2002b]、「オプションの発行と会社法（下）」『商事法務』第1623号（3月15日）、30-37頁。
- ・ 細川充・郡谷大輔[2006]、「ストック・オプション議案等において会社法が求めるもの」『週刊T&A』No.161、4-10頁（5月1日）。
- ・ 本庄資[2002]、『ゼミナール 国際租税法』大蔵税務協会。
- ・ 本庄資[2005a]、『新日米租税条約解釈研究—基礎研究—』税務経理協会。
- ・ 本庄資[2005b]、『四訂版 国際租税法』大蔵財務協会。
- ・ 本庄資[2005c]、「日本のストック・オプション裁判の忘れ物—外国親会社から日本子会社の役員に付与されたストックオプション国際課税問題について」『税務弘報』第53巻第4号（4月）、157頁。
- ・ 三浦良造・長山いづみ・野間幹晴・伊藤正晴・千葉義夫[2006]、「ストック・オプションの価値評価と会計基準」『一橋大学大学院国際企業戦略研究科ワーキングペーパーFS-2006-J-01』（2月）。
- ・ 宮川昭義[2006]、「ストック・オプション会計に係る新株予約権の純資産表示区分に関する検討」『経済と経営』第37巻第1号（11月）、129-149頁。
- ・ 森川八洲男[2002]、「新会計基準における『資本の部』の分類の特質」『企業会計』第54巻第7号（7月）、18-26頁。
- ・ 森本滋[1997]、「議員立法によるストック・オプション制度」『商事法務』第1459号（6月）、2-10頁。
- ・ 山崎圭[2002]、「新株予約権の改正点の意義と問題点」『名古屋大学法政論集』第192号、1-16頁。
- ・ 弥永真生[1993]、「資本準備金に関する考察」『会計』第144巻4号（10月）、59-72頁。

- ・ 弥永真生[2002a]、「新株予約権の発行価額の決め方と会計処理」『経理情報』第 975 号（2 月）、16-19 頁。
- ・ 弥永真生[2002b]、「新株予約権・ストックオプションの実務問題 発行者側・取得者側の会計処理と時価評価の考え方」『経理情報』第 999 号（11 月）、38-42 頁。
- ・ 弥永真生[2003]、『資本の会計』中央経済社。
- ・ 山田昭広[2000]、『アメリカの会計基準 第 4 版』中央経済社。
- ・ 山本久美子[2001]、「日本のストック・オプションについての開示情報—平成 12 年 5 月・までに導入した企業の活用事例について—」『三田商学研究』第 44 巻第 4 号(10 月)、255-265 頁。
- ・ 楊光洙・塚本由基[2004]、「ストック・オプション課税に関する論争」『長崎県立大学論集』第 38 巻第 1 号（6 月）、1 頁-26 頁。
- ・ 與三野禎倫 [2002]、『ストック・オプション会計と公正価値測定』千倉書房。
- ・ 吉川満 [2002]、「ストック・オプションの費用計上をめぐる会計問題」『証券アナリストジャーナル』第 40 巻（9 月）、26-48 頁。
- ・ 米山正樹 [2003]、「ストック・オプションの会計問題—費用認識の要否—」『学習院大学経済論集』第 39 巻第 4 号（2 月）、221-231 頁。

【ウェブサイト】

- ・ Brocade Communications Systems, Inc.
ウェブサイト：<http://www.brocadejapan.com/>
- ・ International Accounting Standards Board
ウェブサイト：<http://www.iasb.org/Home.htm>
- ・ The Committee of European Securities Regulators
ウェブサイト：<http://www.cesr-eu.org/>
- ・ The New York Times ウェブサイト：<http://www.nytimes.com/>
- ・ The Wall Street Journal ウェブサイト：<http://online.wsj.com/>
- ・ 金融庁ウェブサイト：<http://www.fsa.go.jp/>
- ・ 経済団体連合会ウェブサイト：<http://www.keidanren.or.jp/>
- ・ 国際金融情報センターウェブサイト：<http://www.jcif.or.jp/>
- ・ 国税庁ウェブサイト：<http://www.nta.go.jp/>
- ・ 国税不服審判所ウェブサイト：<http://www.kfs.go.jp/>
- ・ 国会会議録検索システムウェブサイト：<http://kokkai.ndl.go.jp/>
- ・ 裁判所ウェブサイト：<http://www.courts.go.jp/>

- ・ 財務会計基準機構ウェブサイト：<http://www.asb.or.jp/>
- ・ 日興コーディアル証券ウェブサイト：<http://www.nikko.co.jp/>
- ・ 米国証券取引委員会ウェブサイト：<http://sec.gov/>

【新聞】

- ・ 『日本経済新聞』（2002年7月15日）。
- ・ 『日本経済新聞』（2002年7月17日）。
- ・ 『日本経済新聞』（2003年7月10日）。
- ・ 『日本経済新聞』（2003年7月16日）
- ・ 『日本経済新聞』（2003年7月17日）。
- ・ 『日本経済新聞』（2004年1月14日）。
- ・ 『日本経済新聞』（2004年1月21日）。
- ・ 『日本経済新聞』（2004年3月3日）。
- ・ 『日本経済新聞』（2004年4月7日）。
- ・ 『日本経済新聞』（2004年4月26日）。
- ・ 『日本経済新聞』（2004年9月30日）。
- ・ 『日本経済新聞』（2006年1月4日）。
- ・ 『日本経済新聞』（2006年1月31日）。